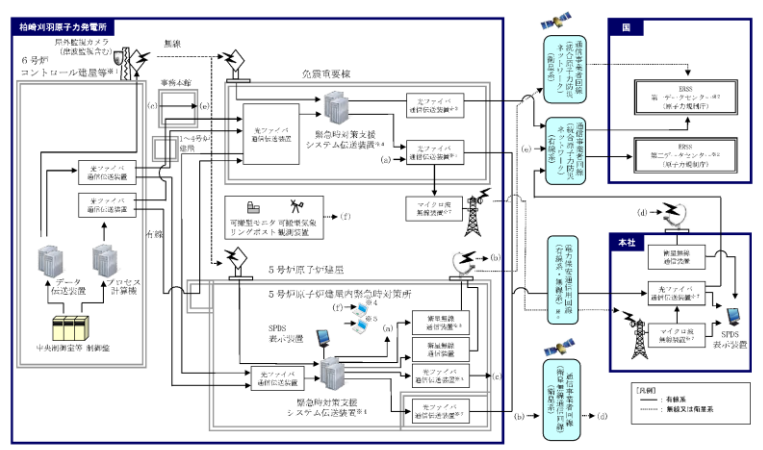
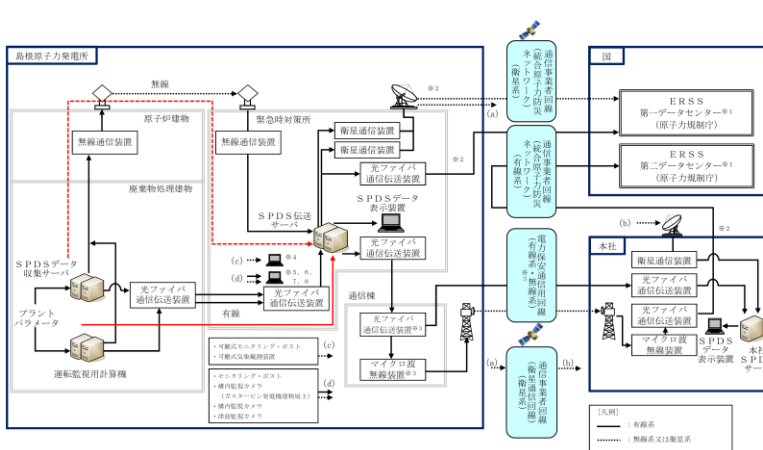
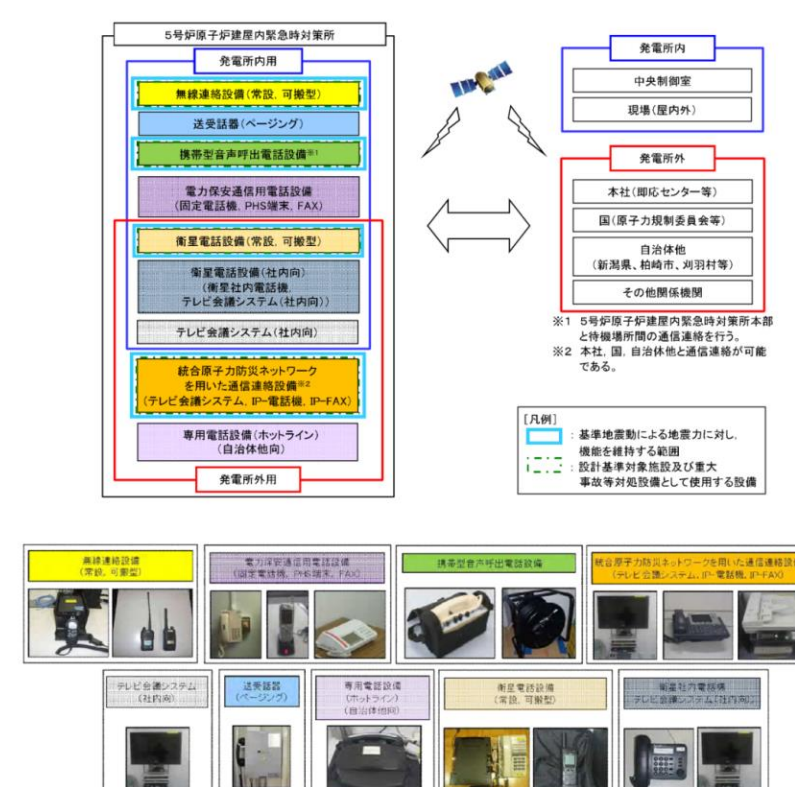


柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.5 必要な情報を把握できる設備について</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (ケース1)</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために必要な情報(プラントパラメータ)を把握できる設備として、主にデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び安全パラメータ表示システム(SPDS)を構築する設計とする。</p> <p>6号及び7号炉のデータ伝送装置はコントロール建屋に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>6号及び7号炉のコントロール建屋にあるデータ伝送装置から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にある緊急時対策支援システム伝送装置へのデータ伝送手段は、有線(光ファイバ通信回線)と無線(無線通信回線)により構成し、多様性を確保する設計とする。概要を図2.5-1に示す。</p> <p>SPDS表示装置で把握できる主なパラメータを表2.5-1に示す。</p> <p>表2.5-1に示すとおり、格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについてもSPDS表示装置にて確認できる設計とする。また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは、無線により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に伝送することで確認できる設計とする。</p>	<p>2.5 必要な情報を把握できる設備について</p> <p>重大事故時等に対処するために、緊急時対策所へデータを伝送する安全パラメータ表示システム(SPDS)(以下「SPDS」という。)を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へデータを伝送するSPDSとして、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送装置は原子炉建屋付属棟に設置する設計とする。緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置で把握できる主なパラメータを第2.5-1表に示す。</p> <p>第2.5-1表に示すとおり、炉心反応度の状態、炉心の冷却の状態、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについても、SPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所において推定できるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。また、今後の監視パラメータ追加等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備のデータを伝送し、確認できる設計とする。</p>	<p>2.5 必要な情報を把握できる設備について</p> <p>緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために必要な情報(プラントパラメータ)を把握できる設備として、主にSPDSデータ収集サーバ、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置から構成される安全パラメータ表示システム(SPDS)を構築する設計とする。</p> <p>SPDSデータ収集サーバは廃棄物処理建物に設置し、SPDS伝送サーバ及びSPDSデータ表示装置は緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>廃棄物処理建物にあるSPDSデータ収集サーバから緊急時対策所にあるSPDS伝送サーバへのデータ伝送手段は、有線系(光ファイバ通信回線)と無線系(無線通信回線)により構成し、多様性を確保する設計とする。概要を第2.5-1図に示す。</p> <p>SPDSデータ表示装置で把握できる主なパラメータを第2.5-1表に示す。</p> <p>第2.5-1表に示す通り、格納容器内の状態、燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建物の損傷防止等を確認できるパラメータについてもSPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、SPDSデータ表示装置は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬式モニタリング・ポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬式気象観測装置のデータは、衛星系により緊急時対策所に伝送することで確認できる設計とする。</p> <p>また、モニタリング・ポスト(設計基準対象施設)のデータ及び構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)(設計基準</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、プルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じであるため、ケース分け不要</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、衛星系を用いる</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (ケース2)</p> <p>設備構成及び概要は「a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (ケース1)」と同様である。</p>  <p>※1: 7号炉も同様</p> <p>※2: 国の緊急時対策支援システム。</p> <p>※3: 通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から国所掌のERSSとなる。</p> <p>※4: 可搬型モニタリングポスト等データ表示装置</p> <p>※5: 屋外監視カメラ監視装置 (有線又は無線系による伝送)</p> <p>※6: 免震重要棟の緊急時対策支援システム伝送装置から本社経由で第二データセンターへ、5号炉原子炉建屋の緊急時対策支援システム伝送装置から第一データセンターへ伝送する。</p> <p>※7: 電力保安通信用回線及び回線に接続される装置は、一般送配電事業者所掌となる。</p>		<p>対象施設/重大事故等対処設備)の映像は、有線系(光ファイバ通信回線)及び無線系(無線通信回線)により、緊急時対策所に伝送し、監視できる設計とする。</p>  <p>※1: 国の緊急時対策支援システム。緊急時対策所のSPDS伝送サーバから第一データセンターへ、緊急時対策所のSPDS伝送サーバから本社経由で第二データセンターへ伝送する。</p> <p>※2: 通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から国所掌のERSSとなる。</p> <p>※3: 電力保安通信用回線及び回線に接続される装置は一般送配電事業者所掌となる。</p>	<p>島根2号炉は、映像により緊急時対策所で監視する構内監視カメラ(ガスタービン発電機建物屋上)を記載している</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違 <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、プルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じであるため、ケース分け不要</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の相違 <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝送場所の相違 <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は緊急時対策所のSPDS伝送サーバから第一、第二データセンターへ伝送する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																			
<p>図 2.5-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等の概要</p> <p>表 2.5-1 SPDS 表示装置で把握できる主なパラメータ</p> <table border="1" data-bbox="163 840 905 1491"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心反応度の状態確認</td> <td>中性子束</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">炉心冷却の状態確認</td> <td>原子炉水位 (広帯域) (燃料域)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心注水系系統流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系系統流量</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系系統流量</td> </tr> <tr> <td>復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)</td> </tr> <tr> <td>復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機の給電状態</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">格納容器内の状態確認</td> <td>格納容器内圧力</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> </tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度, 酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気放射線レベル</td> </tr> <tr> <td>サブプレッション・チェンバ・プール水位</td> </tr> <tr> <td>格納容器下部水位</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ弁閉閉状態</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系系統流量</td> </tr> <tr> <td>復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)</td> </tr> <tr> <td>復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)</td> </tr> <tr> <td>放射能隔離の状態確認</td> <td>格納容器隔離の状態</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境の情報確認</td> <td>排気筒放射線レベル</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの指示</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料プールの状態確認</td> <td>気象情報</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水素爆発による格納容器の破損防止確認</td> <td>使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域)</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水素濃度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認</td> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋水素濃度</td> </tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	炉心反応度の状態確認	中性子束	炉心冷却の状態確認	原子炉水位 (広帯域) (燃料域)	原子炉圧力	原子炉圧力容器温度	高圧炉心注水系系統流量	原子炉隔離時冷却系系統流量	残留熱除去系系統流量	復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)	復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)	非常用ディーゼル発電機の給電状態	非常用高圧母線電圧	格納容器内の状態確認	格納容器内圧力	格納容器内温度	格納容器内水素濃度, 酸素濃度	格納容器内雰囲気放射線レベル	サブプレッション・チェンバ・プール水位	格納容器下部水位	格納容器スプレイ弁閉閉状態	残留熱除去系系統流量	復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)	復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)	放射能隔離の状態確認	格納容器隔離の状態	環境の情報確認	排気筒放射線レベル	モニタリングポストの指示	使用済燃料プールの状態確認	気象情報	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)	水素爆発による格納容器の破損防止確認	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域)	フィルタ装置水素濃度	水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認	フィルタ装置出口放射線モニタ	原子炉建屋水素濃度	<p>第 2.5-1 表 SPDS データ表示装置で確認できる主なパラメータ</p> <table border="1" data-bbox="952 840 1694 1617"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心反応度の状態確認</td> <td>出力領域計装 起動領域計装</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">炉心冷却の状態確認</td> <td>原子炉水位</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系系統流量</td> </tr> <tr> <td>低圧代替注水系原子炉注水流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系系統流量</td> </tr> <tr> <td>高圧代替注水系系統流量</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系系統流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器温度</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機の給電状態</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線電圧</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">原子炉格納容器内の状態確認</td> <td>格納容器内圧力</td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> </tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度, 酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気放射線レベル</td> </tr> <tr> <td>サブプレッション・プール水位</td> </tr> <tr> <td>格納容器下部水位</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイ弁閉閉状態</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系系統流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器隔離の状態</td> </tr> <tr> <td>主排気筒放射線レベル</td> </tr> <tr> <td>放射能隔離の状態確認</td> <td>使用済燃料プール水位・温度 (SA 広域)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料プールの状態確認</td> <td>フィルタ装置圧力</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水位</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置入口水素濃度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水素爆発による格納容器の破損防止確認</td> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td>原子炉建屋内水素濃度</td> </tr> <tr> <td>水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所の SPDS データ表示に係る機能に関しては、<u>中央制御室に設置するデータ伝送装置を含め、基準地震動 Ss による地震力に対して機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>原子炉建屋付属棟と緊急時対策所間のデータ伝送については、有線及び無線による伝送を行い、多様性を確保した設計と</p>	目的	対象パラメータ	炉心反応度の状態確認	出力領域計装 起動領域計装	炉心冷却の状態確認	原子炉水位	原子炉圧力	原子炉冷却材温度	高圧炉心スプレイ系系統流量	低圧代替注水系原子炉注水流量	原子炉隔離時冷却系系統流量	高圧代替注水系系統流量	残留熱除去系系統流量	原子炉圧力容器温度	非常用ディーゼル発電機の給電状態	非常用高圧母線電圧	原子炉格納容器内の状態確認	格納容器内圧力	格納容器内温度	格納容器内水素濃度, 酸素濃度	格納容器内雰囲気放射線レベル	サブプレッション・プール水位	格納容器下部水位	格納容器スプレイ弁閉閉状態	残留熱除去系系統流量	原子炉格納容器隔離の状態	主排気筒放射線レベル	放射能隔離の状態確認	使用済燃料プール水位・温度 (SA 広域)	使用済燃料プールの状態確認	フィルタ装置圧力	フィルタ装置水位	フィルタ装置入口水素濃度	水素爆発による格納容器の破損防止確認	フィルタ装置出口放射線モニタ	原子炉建屋内水素濃度	水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認		<p>※4：可搬式モニタリング・ポスト等のデータを伝送する。(重大事故等対処設備, 衛星系)</p> <p>※5：モニタリング・ポストのデータを伝送する。(設計基準対象施設, 有線系及び無線系)</p> <p>※6：構内監視カメラ (ガスタービン発電機建物屋上) の映像を伝送する。(設計基準対象施設/重大事故等対処設備, 有線系及び無線系)</p> <p>※7：構内監視カメラの映像を伝送する。(自主対策設備, 有線系)</p> <p>※8：津波監視カメラの映像を伝送する。(自主対策設備, 無線系)</p> <p>第 2.5-1 図 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等の概要</p> <p>第 2.5-1 表 SPDS データ表示装置で把握できる主なパラメータ</p> <table border="1" data-bbox="1739 840 2481 1669"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>主なパラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心反応度の状態確認</td> <td>中性子束</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">炉心冷却の確認</td> <td>原子炉水位 (広帯域) (燃料域)</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器温度 (SA)</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去ポンプ出口流量</td> </tr> <tr> <td>代替注水流量</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機の給電状態</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線電圧</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル圧力 (SA)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">格納容器内の状態確認</td> <td>ドライウエル温度 (SA)</td> </tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度, 酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>格納容器内雰囲気放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td>サブプレッション・プール水位 (SA)</td> </tr> <tr> <td>ベデスタル水位</td> </tr> <tr> <td>残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量</td> </tr> <tr> <td>代替注水流量</td> </tr> <tr> <td>放射能隔離の状態確認</td> <td>格納容器隔離の状態</td> </tr> <tr> <td>排気筒放射線レベル</td> </tr> <tr> <td>環境の状態確認</td> <td>モニタリング・ポストの指示</td> </tr> <tr> <td>気象情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">燃料プールの状態確認</td> <td>燃料プール水位 (SA)</td> </tr> <tr> <td>燃料プール水位・温度 (SA)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水素爆発による格納容器の破損防止確認</td> <td>第 1 ベントフィルタ出口水素濃度</td> </tr> <tr> <td>第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)</td> </tr> <tr> <td>水素爆発による原子炉建物の損傷防止確認</td> <td>原子炉建物水素濃度</td> </tr> </tbody> </table>	目的	主なパラメータ	炉心反応度の状態確認	中性子束	炉心冷却の確認	原子炉水位 (広帯域) (燃料域)	原子炉圧力	原子炉圧力容器温度 (SA)	高圧炉心スプレイポンプ出口流量	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	残留熱除去ポンプ出口流量	代替注水流量	非常用ディーゼル発電機の給電状態	非常用高圧母線電圧	ドライウエル圧力 (SA)	格納容器内の状態確認	ドライウエル温度 (SA)	格納容器内水素濃度, 酸素濃度	格納容器内雰囲気放射線モニタ	サブプレッション・プール水位 (SA)	ベデスタル水位	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	代替注水流量	放射能隔離の状態確認	格納容器隔離の状態	排気筒放射線レベル	環境の状態確認	モニタリング・ポストの指示	気象情報	燃料プールの状態確認	燃料プール水位 (SA)	燃料プール水位・温度 (SA)	水素爆発による格納容器の破損防止確認	第 1 ベントフィルタ出口水素濃度	第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)	水素爆発による原子炉建物の損傷防止確認	原子炉建物水素濃度	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉は, SPDS データ収集サーバを介さず直接緊急時対策所へデータを伝送するモニタリング・ポスト及び映像により緊急時対策所で監視するカメラを記載している</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2号炉では SPDS パラメータ一覧表に有効性評価で事象進展の判断で用いるパラメータが網羅的に含まれていることを記載</p> <p>・島根 2号炉は 4. (3) 項に記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・転倒防止措置等を施す</p>
目的	対象パラメータ																																																																																																																					
炉心反応度の状態確認	中性子束																																																																																																																					
炉心冷却の状態確認	原子炉水位 (広帯域) (燃料域)																																																																																																																					
	原子炉圧力																																																																																																																					
	原子炉圧力容器温度																																																																																																																					
	高圧炉心注水系系統流量																																																																																																																					
	原子炉隔離時冷却系系統流量																																																																																																																					
	残留熱除去系系統流量																																																																																																																					
	復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)																																																																																																																					
	復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)																																																																																																																					
	非常用ディーゼル発電機の給電状態																																																																																																																					
	非常用高圧母線電圧																																																																																																																					
格納容器内の状態確認	格納容器内圧力																																																																																																																					
	格納容器内温度																																																																																																																					
	格納容器内水素濃度, 酸素濃度																																																																																																																					
	格納容器内雰囲気放射線レベル																																																																																																																					
	サブプレッション・チェンバ・プール水位																																																																																																																					
	格納容器下部水位																																																																																																																					
	格納容器スプレイ弁閉閉状態																																																																																																																					
	残留熱除去系系統流量																																																																																																																					
	復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)																																																																																																																					
	復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)																																																																																																																					
放射能隔離の状態確認	格納容器隔離の状態																																																																																																																					
環境の情報確認	排気筒放射線レベル																																																																																																																					
	モニタリングポストの指示																																																																																																																					
使用済燃料プールの状態確認	気象情報																																																																																																																					
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)																																																																																																																					
水素爆発による格納容器の破損防止確認	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域)																																																																																																																					
	フィルタ装置水素濃度																																																																																																																					
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認	フィルタ装置出口放射線モニタ																																																																																																																					
	原子炉建屋水素濃度																																																																																																																					
目的	対象パラメータ																																																																																																																					
炉心反応度の状態確認	出力領域計装 起動領域計装																																																																																																																					
炉心冷却の状態確認	原子炉水位																																																																																																																					
	原子炉圧力																																																																																																																					
	原子炉冷却材温度																																																																																																																					
	高圧炉心スプレイ系系統流量																																																																																																																					
	低圧代替注水系原子炉注水流量																																																																																																																					
	原子炉隔離時冷却系系統流量																																																																																																																					
	高圧代替注水系系統流量																																																																																																																					
	残留熱除去系系統流量																																																																																																																					
	原子炉圧力容器温度																																																																																																																					
	非常用ディーゼル発電機の給電状態																																																																																																																					
	非常用高圧母線電圧																																																																																																																					
	原子炉格納容器内の状態確認	格納容器内圧力																																																																																																																				
		格納容器内温度																																																																																																																				
		格納容器内水素濃度, 酸素濃度																																																																																																																				
		格納容器内雰囲気放射線レベル																																																																																																																				
サブプレッション・プール水位																																																																																																																						
格納容器下部水位																																																																																																																						
格納容器スプレイ弁閉閉状態																																																																																																																						
残留熱除去系系統流量																																																																																																																						
原子炉格納容器隔離の状態																																																																																																																						
主排気筒放射線レベル																																																																																																																						
放射能隔離の状態確認	使用済燃料プール水位・温度 (SA 広域)																																																																																																																					
使用済燃料プールの状態確認	フィルタ装置圧力																																																																																																																					
	フィルタ装置水位																																																																																																																					
	フィルタ装置入口水素濃度																																																																																																																					
水素爆発による格納容器の破損防止確認	フィルタ装置出口放射線モニタ																																																																																																																					
	原子炉建屋内水素濃度																																																																																																																					
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認																																																																																																																						
目的	主なパラメータ																																																																																																																					
炉心反応度の状態確認	中性子束																																																																																																																					
炉心冷却の確認	原子炉水位 (広帯域) (燃料域)																																																																																																																					
	原子炉圧力																																																																																																																					
	原子炉圧力容器温度 (SA)																																																																																																																					
	高圧炉心スプレイポンプ出口流量																																																																																																																					
	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量																																																																																																																					
	残留熱除去ポンプ出口流量																																																																																																																					
	代替注水流量																																																																																																																					
	非常用ディーゼル発電機の給電状態																																																																																																																					
	非常用高圧母線電圧																																																																																																																					
	ドライウエル圧力 (SA)																																																																																																																					
格納容器内の状態確認	ドライウエル温度 (SA)																																																																																																																					
	格納容器内水素濃度, 酸素濃度																																																																																																																					
	格納容器内雰囲気放射線モニタ																																																																																																																					
	サブプレッション・プール水位 (SA)																																																																																																																					
	ベデスタル水位																																																																																																																					
	残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量																																																																																																																					
	代替注水流量																																																																																																																					
	放射能隔離の状態確認	格納容器隔離の状態																																																																																																																				
	排気筒放射線レベル																																																																																																																					
	環境の状態確認	モニタリング・ポストの指示																																																																																																																				
気象情報																																																																																																																						
燃料プールの状態確認	燃料プール水位 (SA)																																																																																																																					
	燃料プール水位・温度 (SA)																																																																																																																					
水素爆発による格納容器の破損防止確認	第 1 ベントフィルタ出口水素濃度																																																																																																																					
	第 1 ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)																																																																																																																					
水素爆発による原子炉建物の損傷防止確認	原子炉建物水素濃度																																																																																																																					

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>する。</p> <p>また、周辺の環境放射線状況を把握するため、可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型気象観測設備のデータを緊急時対策所へ伝送し、緊急時対策所にて確認できる設計とする。</p> <p>必要な情報を把握できる設備の概要を第2.5-1図に示す。</p> <p>【凡例】 —：有線系 ---：無線又は衛星系 - - - - -：通常転送ライン ———：バックアップ転送ライン</p> <p>第2.5-1図 必要な情報を把握できる設備の概要</p>		<p>ことで機能喪失しない</p> <p>【東海第二】</p> <p>・島根2号炉は別の個所の第2.5-1図に記載</p> <p>【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>(1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(ケース1)</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備(発電所内用)を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の関係箇所へ連絡を行うための通信連絡設備(発電所外用)を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。概要を図2.6-1に示す。</p>  <p>図2.6-1は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の概要を示しています。図は「発電所内用」と「発電所外用」の2つの主要なカテゴリーに分かれています。発電所内用には、無線通信設備(常設、可搬型)、送受話器(ベージング)、携帯型音声呼出電話設備、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、衛星電話設備(常設、可搬型)、衛星電話設備(社内用)、テレビ会議システム(社内用)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)、専用電話設備(ホットライン)が含まれます。発電所外用には、無線通信設備(常設、可搬型)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)、専用電話設備(ホットライン)が含まれます。また、図には「凡例」があり、基準地震動による地震力に対し機能維持する範囲と、設計基準対象施設及び重大事故等対策施設として使用する設備を示しています。下部には各設備の具体的な写真が掲載されています。</p> <p>図2.6-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>	<p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>発電所内の関係要員への指示を行うことができる通信連絡設備(発電所内用)を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の関係箇所との連絡を行うことができる通信連絡設備(発電所外用)を緊急時対策所に設置し、多様性を確保した設計とする。</p> <p>通信連絡設備の概略を第2.6-1図に示す。</p>  <p>第2.6-1図は、緊急時対策所の通信連絡設備の概略を示しています。図は「緊急時対策所」の中心にあり、「発電所内」と「発電所外」の両方と接続されています。発電所内には、無線通信設備(常設、可搬型)、送受話器(ベージング)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、衛星電話設備(社内用)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)、専用電話設備(ホットライン)が含まれます。発電所外には、無線通信設備(常設、可搬型)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)、専用電話設備(ホットライン)が含まれます。また、図には「凡例」があり、基準地震動による地震力に対し機能維持する範囲と、設計基準対象施設及び重大事故等対策施設として使用する設備を示しています。下部には各設備の具体的な写真が掲載されています。</p> <p>第2.6-1図 緊急時対策所 通信連絡設備の概略</p>	<p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備(発電所内)を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の関係箇所へ連絡を行うための通信連絡設備(発電所外)を緊急時対策所に設置する設計とする。概要を第2.6-1図に示す。</p>  <p>第2.6-1図は、緊急時対策所における通信連絡設備の概要を示しています。図は「緊急時対策所」の中心にあり、「発電所内」と「発電所外」の両方と接続されています。発電所内には、無線通信設備(常設、可搬型)、送受話器(ベージング)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、衛星電話設備(社内用)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)、専用電話設備(ホットライン)が含まれます。発電所外には、無線通信設備(常設、可搬型)、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、携帯型音声呼出電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)、専用電話設備(ホットライン)が含まれます。また、図には「凡例」があり、基準地震動による地震力に対し機能維持する範囲と、設計基準対象施設及び重大事故等対策施設として使用する設備を示しています。下部には各設備の具体的な写真が掲載されています。</p> <p>第2.6-1図 緊急時対策所における通信連絡設備の概要</p>	<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉は、プルーム通過中とそれ以外で、緊急時対策所の居住エリアは同じ</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】 設備は異なるが、必要な設備が基準地震動に対し機能維持する点では同様</p> <p>・設備及び運用の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p>

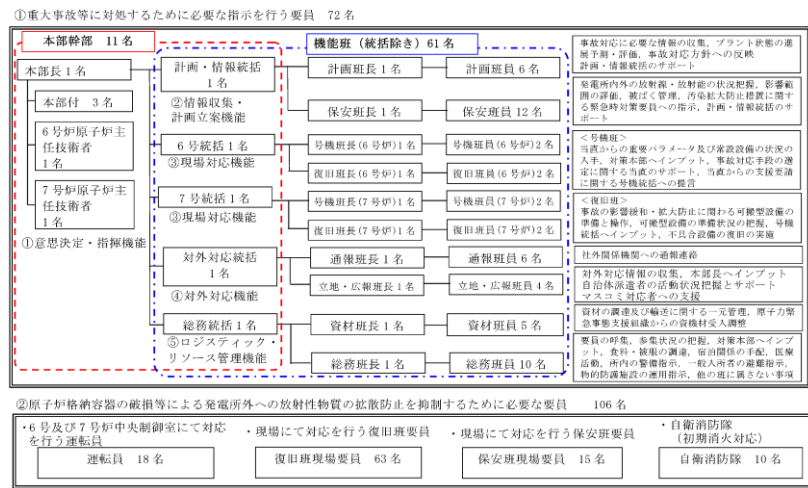
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(ケース2) <u>設備構成及び概要は「a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(ケース1)」と同様である。</u></p> <p>c. 対策本部と待機場所との通信連絡 <u>第2次緊急時態勢発令後, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の対策要員はプルーム通過中にとどまる場所内にて待機することとしている。</u> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の待機場所において, 対策本部との通信連絡を行うための通信連絡設備として, 携帯型音声呼出電話設備を設置する設計とする。概要を図2.6-2に示す。</u></p> <div data-bbox="201 934 875 1375"> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 対策本部</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 待機場所</p> <p>携帯型音声呼出電話機</p> <p>専用接続箱 (設置例)</p> <p>中継用ケーブルドラム(100m)</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ : 専用接続箱 ○ : 接続端子 ☎ : 携帯型音声呼出電話機 (付風ケーブル含む) 🌀 : 中継用ケーブルドラム (必要時に布設) </div> <p>※今後の詳細検討及び訓練を通して設備構成等の見直しを行う。</p> <p>図2.6-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部と待機場所間における通信連絡設備の概要</p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は, プルーム通過中とそれ以外で, 緊急時対策所の居住エリアは同じ</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ⑤の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成, 配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p><u>当社は、福島事故から得られた課題から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定め、米国における非常事態対応のために標準化された Incident Command System (ICS) を参考に、重大事故等の中期的な対応が必要となる場合及び発電所の複数の原子炉施設で同時に重大事故等が発生した場合に対応できるよう、原子力防災組織を構築する。(詳細は 5.10 参照)</u></p> <p>柏崎刈羽原子力発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤ロジスティック・リソース管理を有しており、①の責任者として本部長(所長)があたり、②～⑤の機能毎に責任者として「統括」を置く。</p> <p>本部長(所長)の権限については、あらかじめ定める要領等に記載された範囲において、②～⑤の各統括に委譲されており、各統括はその範囲内において自律的に活動することができる。(詳細は 5.11 参照)</p> <p>②～⑤の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、プルーム通過の前・中・後でも対策要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な事故対応が可能な組織設計とする。</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように態勢を区分する。(詳細は 5.6 参照)</p> <p>① <u>原子力警戒態勢</u> (原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための態勢)</p> <p>② <u>第 1 次緊急時態勢</u> (原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態(原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報事象相当)に対処するための態勢)</p> <p>③ <u>第 2 次緊急時態勢</u> (原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態(原子力災害対策特別措置法第 15 条に基づく報告事象相当)に対処するための態勢)</p>	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成, 配置について</p>	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成, 配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p><u>緊急時対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、それぞれの役割分担、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</u></p> <p>島根原子力発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③復旧対応、④プラント監視対応、⑤対外対応、⑥情報管理、⑦ロジスティック・リソース管理を有しており、①の責任者として本部長(所長)があたり、②～⑦の機能ごとに責任者として「統括」を置いている。</p> <p>あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各統括又は各班長に委譲されており、各統括及び各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。(詳細は 5.9 参照)</p> <p>②～⑦の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、プルーム通過の前・中・後でも対策要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な事故対応が可能な組織設計とする。</p> <p>島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように緊急時体制を区分している。(詳細は 5.6 参照)</p> <p>① <u>緊急時警戒体制</u> (原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制)</p> <p>② <u>緊急時非常体制</u> (原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態(原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報事象相当)に対処するための体制)</p> <p>③ <u>緊急時特別非常体制</u> (原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態(原子力災害対策特別措置法第 15 条に基づく報告事象相当)に対処するための体制)</p>	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、本部長に判断が集中しないよう、各機能の責任者として統括を配置した原子力防災組織を構築</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故等発生時には、<u>第2次緊急時態勢</u>を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。初動対応後に想定される原子力防災組織の要員を<u>図3.1-1</u>に示す。また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における<u>6号及び7号炉に係る原子力防災組織の要員は図3.1-2</u>に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員28名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、中央制御室待避所にとどまる運転員18名と復旧班現場要員の14名、保安班現場要員2名、自衛消防隊（消防隊長1名、初期消火班（消防車隊）6名、警備員3名）10名を加えた合計72名を想定する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のプルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>プルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、プルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する<u>可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備である常設型モニタリング・ポストの指示値により判断を行う。保安班長は、プルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合に、プルームが通過したと判断する。</u></p> <p>(2) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u></p> <p><u>第2次緊急時態勢において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）で対応する6号及び7号炉に係る要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員72名である。加えて、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）で対応する1～5号炉に係る要員として12名と保安検査官2名をあわせて、86名が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）に収容できるものとする（表3.1-1参照）。</u></p>		<p>重大事故等発生時には、<u>緊急時体制</u>を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。初動対応後に想定される原子力防災組織の要員を<u>第3.1-1図</u>に示す。また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員は<u>第3.1-2図</u>に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員5名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、中央制御室にとどまる運転員9名と復旧班現場要員21名、放射線管理現場要員3名、火災対応要員（自衛消防隊長1名、消防チーム6名）7名、運転補助要員2名を加えた合計47名を想定する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のプルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>プルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、プルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する<u>可搬式モニタリング・ポスト等の指示値により判断を行う。放射線管理班長は、プルームの影響により可搬式モニタリング・ポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合に、プルームが通過したと判断する。</u></p> <p>(2) <u>緊急時対策所</u></p> <p><u>緊急時体制発令時において、緊急時対策所で対応する要員は、第3.1-1図に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員49名及び②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員52名のうち中央制御室で対応を行う運転員9名を除く43名の合計92名を緊急時対策所に収容できるものとする（第3.1-1表参照）。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、6号及び7号炉に係る要員として、図3.1-1における②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員106名のうち中央制御室にて対応を行う運転員18名を除く88名と、1～5号炉に係る現場要員2名をあわせて90名(表3.1-1参照)についての待機場所としては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)を確保する。</p> <p>プルーム通過中において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)にとどまる6号及び7号炉に対応する要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち中央制御室待避室にとどまる運転員18名及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)にとどまる要員40名を除く17名の合計69名とする。これに加えて、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)で対応する1～5号炉に係る要員は2名と、保安検査官2名をあわせて、73名(表3.1-1参照)が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に収容できるものとする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)には、プルーム通過中において、現場要員40名と5号炉運転員8名の合計48名が収容できるものとする。</p> <p>本部長(所長)は、この要員数を目安として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>重大事故等に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p>プルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩・仮眠をとるための交替要員を考慮して、第3.1-1図、第3.1-2図及び第3.1-1表のとおり重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員48名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員18名の合計66名と想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所災害対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p>	<p>プルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩及び仮眠をとるための交替要員を考慮して、第3.1-3図及び第3.1-1表に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員46名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員23名のうち中央制御室待避室にとどまる運転員5名を除く18名の合計64名とする。</p> <p>本部長(所長)は、この要員数を目安として、緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>重大事故等に対処するための要員の動きを第3.1-4図に示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

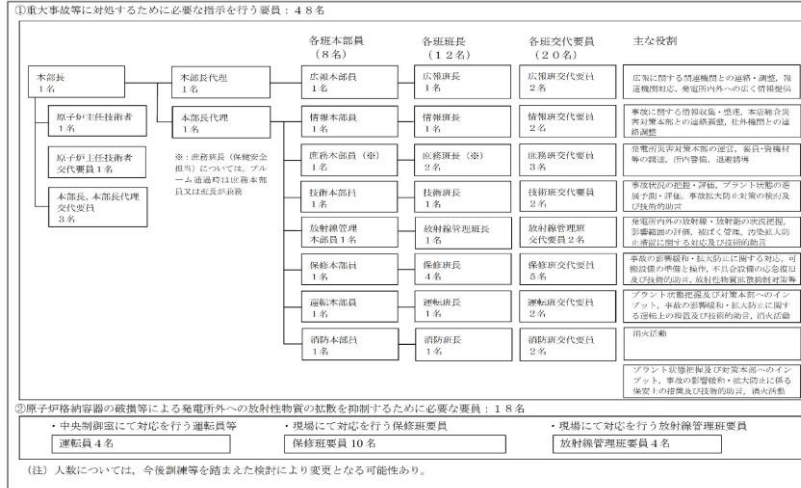
柿崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)



※上記①, ②の要員については, 長期的な対応に備え, 所外に待機させた交替要員を召集し, 順次交替させる。
今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

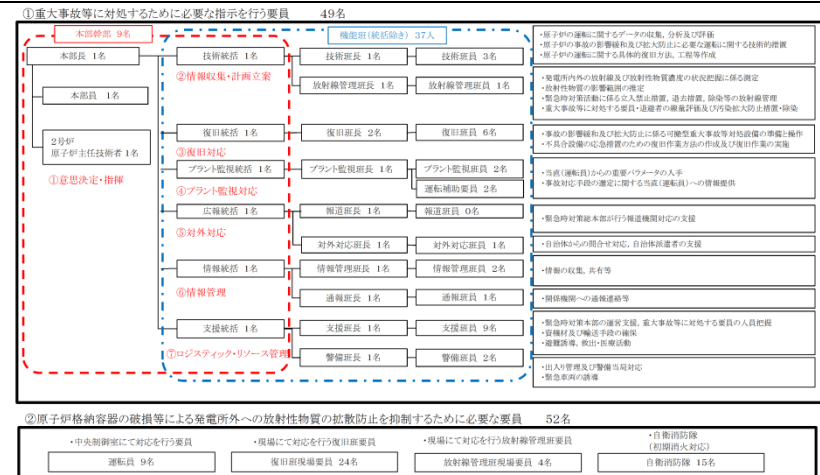
図 3.1-1 原子力防災組織の要員
(第2次緊急時態勢 緊急時対策所, 中央制御室, 自衛消防隊 6号及び7号炉対応要員)

東海第二発電所 (2018.9.18版)



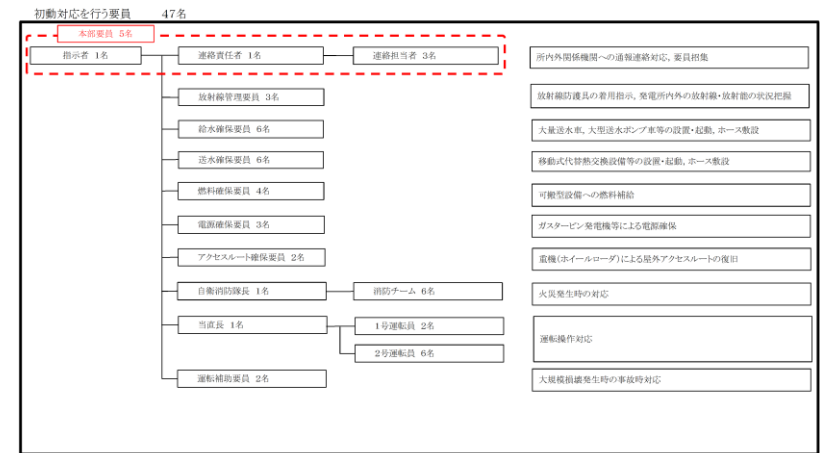
第 3.1-1 図 緊急時対策所 必要要員の考え方

島根原子力発電所 2号炉



※上記①, ②の要員については, 長期的な対応に備え, 所外に待機させた交替要員を召集し, 順次交替させる。
今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

第 3.1-1 図 原子力防災組織の要員 (要員参集後 緊急時対策所, 中央制御室, 自衛消防隊 対応要員)



※上記の要員については, 長期的な対応に備え, 所外に待機させた交替要員を召集し, 順次交代させる。今後の訓練等の結果により, 人数を見直す可能性がある。

第 3.1-2 図 原子力防災組織の要員 (夜間・休日昼間)

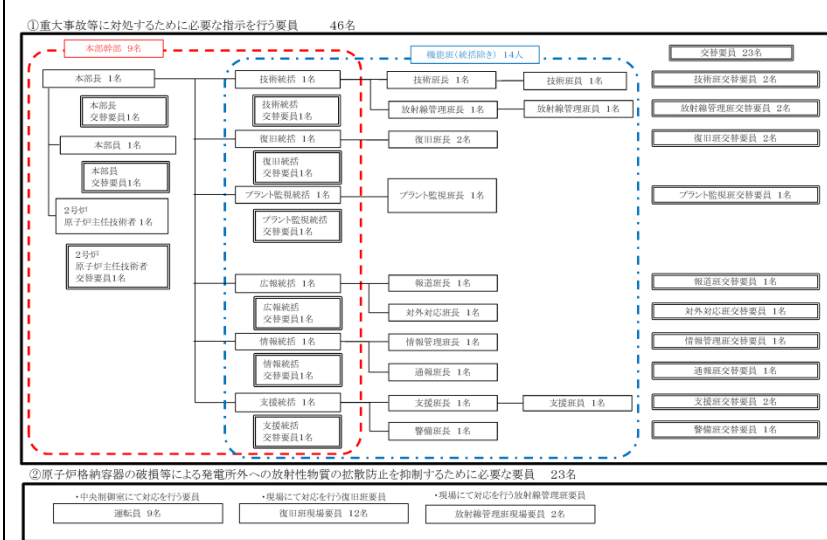
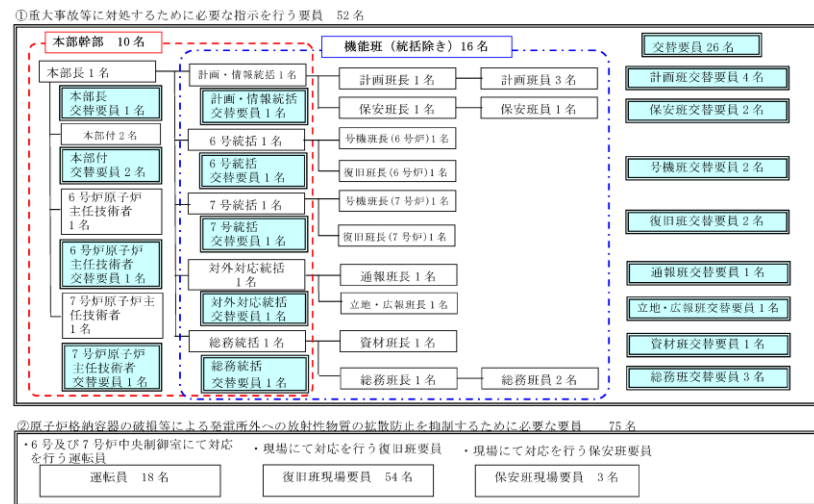
備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



※上記①, ②の要員については, 今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※上記①, ②の要員については, 今後の訓練等の結果により, 人数を見直す可能性がある。

図 3.1-3 プルーム通過時 緊急時対策所, 中央制御室にとどまる6号及び7号炉対応要員

第 3.1-3 図 プルーム通過時 緊急時対策所及び中央制御室にとどまる要員

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (1/4) (名)

事象進展	要員数 (※1)		緊急時対策所 (対策本部) (①)	緊急時対策所 (待機場所) (②)	中央制御室	中央制御室待避室	その他の建屋	現場	収容人数合計
	本部要員 (※2)	現場要員							
通常時 ※4	6号及び7号炉	意思決定・指揮	4	-	-	-	-	28	-
		情報収集・計画立案	5						
		現場対応	12						
		対外対応	5						
		ロジ・リソース管理	2						
	現場要員	運転員 (当直)	18	-	-	6~18	-	-	0~12
		復旧班現場要員 (※2)	14	-	-	-	-	14	-
		保安班現場要員 (※2)	2	-	-	-	-	2	-
		自衛消防隊 (※3)	10	-	-	-	-	10	-
		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-	-
1号炉	本部要員 (※2)	情報収集・計画立案	1	-	-	-	1	-	
		現場対応	3	-	-	-	3	-	
	現場要員	復旧班現場要員 (※2)	2	-	-	-	-	2	-
		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-	-
		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-	-
① 初動態勢	6号及び7号炉	意思決定・指揮	4	28	-	-	-	-	-
		情報収集・計画立案	5						
		現場対応	12						
		対外対応	5						
		ロジ・リソース管理	2						
	現場要員	運転員 (当直)	18	-	-	6~18	-	-	0~12
		復旧班現場要員	14	-	14	-	-	14	(14)
		保安班現場要員	2	-	2	-	-	2	(2)
		自衛消防隊 (※3)	10	-	1	-	-	9	(10)
		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-	-
1号炉	本部要員	情報収集・計画立案	1	1	-	-	-	-	-
		現場対応	3	3	-	-	-	-	-
	現場要員	復旧班現場要員	2	-	2	-	-	2	(2)
5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-	-	-	

①: 32
②: 19

- ※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
- ※2: 平日昼間は、5号炉定検事務室等で勤務している。夜間及び休日 (平日の勤務時間帯外) については、宿泊棟等で待機。
- ※3: 自衛消防隊は、消防隊長1名、初期消火班 (消防車隊) 6名、警備員 3名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が召集される。
- ※4: 直ちに発電所全所員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

第 3.1-1 表 重大事故発生時の各体制における緊急時対策所の収容人数 (夜間及び休日対応要員)

体制	要員数 (最低必要人数)		緊急時対策所	その他建屋	中央制御室	現場	合計
	本部要員	現場要員					
① 事象発生	運転員 (当直)	7	-	-	7	-	39
	災害対策本部要員	4	-	3	1	-	
	重大事故等対応要員*	26	-	11	-	15	
	モニタリング要員	2	-	2	-	-	
	0	-	-	-	-	-	
② 初動態勢 (警戒態勢)	運転員 (当直)	7	-	-	7	-	39
	災害対策本部要員	4	3	-	1	-	
	重大事故等対応要員*	26	0~10	-	1~3	15~23	
	モニタリング要員	2	0~2	-	-	0~2	
	3~10	-	-	-	-	-	
③ 要員招集 (非常招集から2時間後)	運転員 (当直)	7	-	-	7	-	103
	災害対策本部要員	49	48	-	1	-	
	重大事故等対応要員*	43	0~27	-	1~3	15~40	
	モニタリング要員	4	0~4	-	-	0~4	
	47~78	-	-	-	-	-	
④ ブルーム通過直前及び通過時	運転員 (当直)	7	4	-	3	-	72
	災害対策本部要員	48	48	-	-	-	
	重大事故等対応要員	13	10	-	-	3	
	モニタリング要員	4	4	-	-	-	
	66	-	-	-	-	-	
⑤ ブルーム通過後	運転員 (当直)	7	-	-	7	-	72
	災害対策本部要員	48	47	-	1	-	
	重大事故等対応要員	13	0~12	-	1~3	0~10	
	モニタリング要員	4	0~4	-	-	0~4	
	47~64	-	-	-	-	-	

(注) ※ 重大事故等対応要員には、初期消火要員 (11名) を含む。
原子力オフサイトセンター派遣者 (8名) を除く。
要員数については、今後訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性あり。

第 3.1-1 表 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (1/2) (名)

事象進展	要員数 (※1) (名)		緊急時対策所 (名)	中央制御室 (名)	中央制御室待避室 (名)	その他の建物 (名)	現場 (名)	収容人数合計
	本部要員 (※2)	現場要員						
通常時 (※4)	本部要員 (※2)	指示者	1	-	-	-	5	-
		連絡責任者	1					
		連絡担当者	3					
	現場要員	運転員	9	-	5~9	-	-	0~4
		復旧班現場要員 (※2)	21	-	-	-	21	-
		放射線管理班現場要員 (※2)	3	-	-	-	3	-
		自衛消防隊 (※2)	7	-	-	-	7	-
運転補助要員	2	-	-	-	2	-		
① 初動体制	本部要員 (※2)	指示者	1	5	-	-	-	-
		連絡責任者	1					
		連絡担当者	3					
	現場要員	運転員	9	-	5~9	-	-	0~4
		復旧班現場要員 (※2)	21	21	-	-	-	(21)
		放射線管理班現場要員 (※2)	3	3	-	-	-	(3)
		自衛消防隊 (※2)	7	7	-	-	-	(7)
運転補助要員	2	2	-	-	-	(2)		
② 緊急時警戒体制	本部要員 (※4)	意思決定・指揮	3	49	-	-	-	-
		情報収集・計画立案	7					
		復旧対応	9					
		プラント監視対応	4					
		運転補助要員	2					
		対外対応	4					
		情報管理	6					
	ロジスティクス・リソース管理	14						
	現場要員	運転員	9	-	5~9	-	-	0~4
		復旧班現場要員 (※4)	24	24	-	-	-	(24)
放射線管理班現場要員 (※4)		4	4	-	-	-	(4)	
自衛消防隊 (※3, ※4)	15	15	-	-	-	(15)		
③ 緊急時非常体制	本部要員	意思決定・指揮	3	49	-	-	-	-
		情報収集・計画立案	7					
		復旧対応	9					
		プラント監視対応	4					
		運転補助要員	2					
		対外対応	4					
		情報管理	6					
	ロジスティクス・リソース管理	14						
	現場要員	運転員	9	-	5~9	-	-	0~4
		復旧班現場要員	24	24	-	-	-	(24)
放射線管理班現場要員		4	4	-	-	-	(4)	
自衛消防隊 (※3)	15	15	-	-	-	(15)		

表中の () 書きの記載は、現場等で出向く場合の要員数を示す。

- ※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
- ※2: 平日昼間は、管理事務所等で勤務している。夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) については、緊急時対策所に隣接した建物及びその近傍で待機。
- ※3: 自衛消防隊は 15名で構成される。
- ※4: 直ちに発電所全所員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (2/4) (名)</p> <table border="1" data-bbox="172 394 902 1180"> <thead> <tr> <th>事象進展</th> <th>要員数 (※1)</th> <th>緊急時対策所 (対策本部) (①)</th> <th>緊急時対策所 (待機場所) (②)</th> <th>中央制御室</th> <th>中央制御室待避室</th> <th>その他の建屋</th> <th>現場</th> <th>収容人数合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">② 原子力警戒態勢</td> <td rowspan="5">本部要員</td> <td>意思決定・指揮</td> <td>6</td> <td>72</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="5">① : 86 ② : 90</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対外対応</td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">現場要員</td> <td>運転員 (当直)</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6~18</td> <td>-</td> <td>0~12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧班現場要員 (※4)</td> <td>63</td> <td>-</td> <td>63</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(63)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員 (※4)</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(15)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊 (※3)</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(10)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号炉運転員 (当直)</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">③ 第1次緊急時態勢</td> <td rowspan="5">本部要員</td> <td>意思決定・指揮</td> <td>6</td> <td>72</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="5">① : 86 ② : 90</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対外対応</td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">現場要員</td> <td>運転員 (当直)</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6~18</td> <td>-</td> <td>0~12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧班現場要員 (※4)</td> <td>63</td> <td>-</td> <td>63</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(63)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員 (※4)</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(15)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊 (※3)</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(10)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号炉運転員 (当直)</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">④ 5号炉</td> <td rowspan="5">本部要員</td> <td>意思決定・指揮</td> <td>6</td> <td>72</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="5">① : 86 ② : 90</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対外対応</td> <td>13</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">現場要員</td> <td>運転員 (当直)</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6~18</td> <td>-</td> <td>0~12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧班現場要員 (※4)</td> <td>63</td> <td>-</td> <td>63</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(63)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員 (※4)</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(15)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊 (※3)</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(10)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号炉運転員 (当直)</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。 ※2: 平日昼間は、5号炉定検事務室等で勤務している。夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) については、宿泊棟等で待機。 ※3: 自衛消防隊は、消防隊長1名、初期消火班 (消防車隊) 6名、警備員3名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が召集される。 ※4: 直ちに発電所全所員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交替要員として待機させる。</p>	事象進展	要員数 (※1)	緊急時対策所 (対策本部) (①)	緊急時対策所 (待機場所) (②)	中央制御室	中央制御室待避室	その他の建屋	現場	収容人数合計	② 原子力警戒態勢	本部要員	意思決定・指揮	6	72	-	-	-	-	① : 86 ② : 90	情報収集・計画立案	21						現場対応	14						対外対応	13						ロジ・リソース管理	18						現場要員	運転員 (当直)	18	-	-	6~18	-	0~12		復旧班現場要員 (※4)	63	-	63	-	-	(63)		保安班現場要員 (※4)	15	-	15	-	-	(15)		自衛消防隊 (※3)	10	-	10	-	-	(10)		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-		③ 第1次緊急時態勢	本部要員	意思決定・指揮	6	72	-	-	-	-	① : 86 ② : 90	情報収集・計画立案	21						現場対応	14						対外対応	13						ロジ・リソース管理	18						現場要員	運転員 (当直)	18	-	-	6~18	-	0~12		復旧班現場要員 (※4)	63	-	63	-	-	(63)		保安班現場要員 (※4)	15	-	15	-	-	(15)		自衛消防隊 (※3)	10	-	10	-	-	(10)		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-		④ 5号炉	本部要員	意思決定・指揮	6	72	-	-	-	-	① : 86 ② : 90	情報収集・計画立案	21						現場対応	14						対外対応	13						ロジ・リソース管理	18						現場要員	運転員 (当直)	18	-	-	6~18	-	0~12		復旧班現場要員 (※4)	63	-	63	-	-	(63)		保安班現場要員 (※4)	15	-	15	-	-	(15)		自衛消防隊 (※3)	10	-	10	-	-	(10)		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-			<p>第 3.1-1 表 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (2/2) (名)</p> <table border="1" data-bbox="1745 403 2493 1180"> <thead> <tr> <th>事象進展</th> <th>要員数 (※1) (名)</th> <th>緊急時対策所 (名)</th> <th>中央制御室 (名)</th> <th>中央制御室待避室 (名)</th> <th>その他の建物 (名)</th> <th>現場 (名)</th> <th>収容人数合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">① 緊急時特別非常体制</td> <td rowspan="5">本部要員</td> <td>意思決定・指揮</td> <td>3</td> <td rowspan="5">49</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">92</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>復旧対応</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>プラント監視対応</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>運転補助要員</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">現場要員</td> <td>対外対応</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>情報管理</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>運転員</td> <td>9</td> <td>5~9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0~4</td> </tr> <tr> <td>復旧班現場要員</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(24)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">⑤ ブルーム通過中 (発災から24時間後) ※3</td> <td rowspan="5">本部要員</td> <td>放射線管理班現場要員</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(4)</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊 (※2)</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(15)</td> </tr> <tr> <td>意思決定・指揮</td> <td>6</td> <td rowspan="5">46 (23 × 交替要員)</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">64 ※4</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>復旧対応</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>プラント監視対応</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>運転補助要員</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">現場要員</td> <td>対外対応</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>情報管理</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>運転員</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>復旧班現場要員</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">⑥ ブルーム通過後 (ブルーム放出開始から10時間後) ※3</td> <td rowspan="5">本部要員</td> <td>放射線管理班現場要員</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>意思決定・指揮</td> <td>6</td> <td rowspan="5">46</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">-</td> <td rowspan="5">60 ※5</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>復旧対応</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>プラント監視対応</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>運転補助要員</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">現場要員</td> <td>対外対応</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>情報管理</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>運転員</td> <td>9</td> <td>5~9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0~4</td> </tr> <tr> <td>復旧班現場要員</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(12)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表中の () 書きの記載は、現場等で出向く場合の要員数を示す。</p> <p>※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。 ※2: 自衛消防隊は 15名で構成される。 ※3: 「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間。 ※4: ブルーム放出前に緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。 ※5: 必要に応じ、発電所外から交替・待機要員を呼び寄せ、要員として加える。</p>	事象進展	要員数 (※1) (名)	緊急時対策所 (名)	中央制御室 (名)	中央制御室待避室 (名)	その他の建物 (名)	現場 (名)	収容人数合計	① 緊急時特別非常体制	本部要員	意思決定・指揮	3	49	-	-	-	92	情報収集・計画立案	7	復旧対応	9	プラント監視対応	4	運転補助要員	2	現場要員	対外対応	4	情報管理	6	ロジ・リソース管理	14	運転員	9	5~9	-	-	0~4	復旧班現場要員	24	24	-	-	(24)	⑤ ブルーム通過中 (発災から24時間後) ※3	本部要員	放射線管理班現場要員	4	-	-	-	(4)	自衛消防隊 (※2)	15	-	-	-	(15)	意思決定・指揮	6	46 (23 × 交替要員)	-	-	-	64 ※4	情報収集・計画立案	10	復旧対応	6	プラント監視対応	4	運転補助要員	0	現場要員	対外対応	6	情報管理	6	ロジ・リソース管理	8	運転員	9	4	-	5	-	復旧班現場要員	12	12	-	-	-	⑥ ブルーム通過後 (ブルーム放出開始から10時間後) ※3	本部要員	放射線管理班現場要員	2	-	-	-	-	自衛消防隊	0	-	-	-	-	意思決定・指揮	6	46	-	-	-	60 ※5	情報収集・計画立案	10	復旧対応	6	プラント監視対応	4	運転補助要員	0	現場要員	対外対応	6	情報管理	6	ロジ・リソース管理	8	運転員	9	5~9	-	-	0~4	復旧班現場要員	12	12	-	-	(12)	<p>・島根 2号炉の原子力防災組織体制に基づく要員数を記載する【柏崎 6/7】</p>
事象進展	要員数 (※1)	緊急時対策所 (対策本部) (①)	緊急時対策所 (待機場所) (②)	中央制御室	中央制御室待避室	その他の建屋	現場	収容人数合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
② 原子力警戒態勢	本部要員	意思決定・指揮	6	72	-	-	-	-	① : 86 ② : 90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		情報収集・計画立案	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		現場対応	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		対外対応	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		ロジ・リソース管理	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	現場要員	運転員 (当直)	18	-	-	6~18	-	0~12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		復旧班現場要員 (※4)	63	-	63	-	-	(63)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		保安班現場要員 (※4)	15	-	15	-	-	(15)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		自衛消防隊 (※3)	10	-	10	-	-	(10)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
③ 第1次緊急時態勢	本部要員	意思決定・指揮	6	72	-	-	-	-	① : 86 ② : 90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		情報収集・計画立案	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		現場対応	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		対外対応	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		ロジ・リソース管理	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	現場要員	運転員 (当直)	18	-	-	6~18	-	0~12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		復旧班現場要員 (※4)	63	-	63	-	-	(63)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		保安班現場要員 (※4)	15	-	15	-	-	(15)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		自衛消防隊 (※3)	10	-	10	-	-	(10)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
④ 5号炉	本部要員	意思決定・指揮	6	72	-	-	-	-	① : 86 ② : 90																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		情報収集・計画立案	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		現場対応	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		対外対応	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		ロジ・リソース管理	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	現場要員	運転員 (当直)	18	-	-	6~18	-	0~12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		復旧班現場要員 (※4)	63	-	63	-	-	(63)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		保安班現場要員 (※4)	15	-	15	-	-	(15)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		自衛消防隊 (※3)	10	-	10	-	-	(10)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
事象進展	要員数 (※1) (名)	緊急時対策所 (名)	中央制御室 (名)	中央制御室待避室 (名)	その他の建物 (名)	現場 (名)	収容人数合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
① 緊急時特別非常体制	本部要員	意思決定・指揮	3	49	-	-	-	92																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		情報収集・計画立案	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		復旧対応	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		プラント監視対応	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		運転補助要員	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	現場要員	対外対応	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		情報管理	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		ロジ・リソース管理	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		運転員	9	5~9	-	-	0~4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		復旧班現場要員	24	24	-	-	(24)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
⑤ ブルーム通過中 (発災から24時間後) ※3	本部要員	放射線管理班現場要員	4	-	-	-	(4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		自衛消防隊 (※2)	15	-	-	-	(15)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		意思決定・指揮	6	46 (23 × 交替要員)	-	-	-	64 ※4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		情報収集・計画立案	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		復旧対応	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
プラント監視対応	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
運転補助要員	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
現場要員	対外対応	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	情報管理	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	ロジ・リソース管理	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	運転員	9	4	-	5	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	復旧班現場要員	12	12	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑥ ブルーム通過後 (ブルーム放出開始から10時間後) ※3	本部要員	放射線管理班現場要員	2	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		自衛消防隊	0	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		意思決定・指揮	6	46	-	-	-	60 ※5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		情報収集・計画立案	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		復旧対応	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
プラント監視対応	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
運転補助要員	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
現場要員	対外対応	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	情報管理	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	ロジ・リソース管理	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	運転員	9	5~9	-	-	0~4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	復旧班現場要員	12	12	-	-	(12)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う 5 号炉原子炉建屋内
緊急時対策所の収容人数(3/4)

(名)

事象進展	要員数 (※1)	緊急時 対策所 (対策本 部) (①)	緊急時 対策所 (待機場 所) (②)	中央 制御 室	中央 制御 室待 避室	その 他の 建屋	現場	収容 人数 合計		
④ 第 2 次 緊急時 態勢	本部要員(※2)	意思決定・指揮	6	72	-	-	-	-	① : 86 (要員数 84+ 保安 検査 官 2)	
		情報収集・計画立案	21							
		現場対応	14							
		対外対応	13							
		ロジ・リソース管理	18							
		運転員 (当直)	18	-	-	6~18	-	-		0~12
	現場要員	復旧班現場要員(※3)	63	-	63	-	-	-	(63)	
		保安班現場要員(※3)	15	-	15	-	-	-	(15)	
		自衛消防隊(※2)	10	-	10	-	-	-	(10)	
		本部要員	意思決定・指揮	5	-	-	-	-	-	
			情報収集・計画立案	2	12	-	-	-	-	
			現場対応	5	-	-	-	-	-	
復旧班現場要員	2	-	2	-	-	-	(2)			
5号炉運転員 (当直)	8	-	-	8	-	-	-			
保安検査官	2	2	-	-	-	-	-			
⑤ ブルーム 通過 中(発 災から 24時間 後)※4	本部要員(※2)	意思決定・指揮	5	52	-	-	-	-	① : 73 ② : 48 ※5	
		情報収集・計画立案	7							
		現場対応	6							
		対外対応	3							
		ロジ・リソース管理	5							
		本部交番要員	26				18			
	現場要員	運転員 (当直)	18	-	-	-	18	-		
		復旧班現場要員	54	14	40	-	-	-		
		保安班現場要員	3	3	-	-	-	-		
		自衛消防隊	0	-	-	-	-	-		
		本部要員(※2)	現場対応	1	1	-	-	-	-	
			交番要員	1	1	-	-	-	-	
5号炉運転員 (当直)	8	-	8	-	-	-	-			
保安検査官	2	2	-	-	-	-	-			

※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す
可能性がある。

※2: 自衛消防隊は、消防隊長 1 名、初期消火班 (消防車隊) 6 名、
警備員 3 名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が召集さ
れる。

※3: 直ちに発電所全所員に非常召集を行い、この要員の中から状
況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員につい
ては交替要員として待機させる。

※4: 「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対
策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づ
く事象進展時間

※5: ブルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員
は発電所外に退避する。

※6: 必要に応じ、発電所外から交替・待機要員を呼び寄せ要員と
して加える。

SA

・島根 2 号炉について
は、上記 (1/2) 及び
(2/2) に記載のとおり
【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																			
<p>表 3. 1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う 5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所の収容人数(4/4) (名)</p> <table border="1" data-bbox="172 346 899 787"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事象進展</th> <th colspan="2">要員数(※1)</th> <th rowspan="2">緊急時 対策所 (対策本 部)(①)</th> <th rowspan="2">緊急時 対策所 (現場要 員待機 場所) (②)</th> <th rowspan="2">中央 制御 室</th> <th rowspan="2">中央 制御 室待 避室</th> <th rowspan="2">その 他の 建屋</th> <th rowspan="2">現場</th> <th rowspan="2">収容 人数 合計</th> </tr> <tr> <th>本部要員</th> <th>現場要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">⑥ ブルーム 通過 後(ブ ルーム 放出開 始から 10時間 後)※4</td> <td rowspan="6">本部要員</td> <td>意思決定・指揮</td> <td>6</td> <td>52</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>①: 73</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>②: 48</td> </tr> <tr> <td>対外対応</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部交替要員</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">現場要員</td> <td>避難員(当直)</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6~18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0~12</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>復旧班現場要員</td> <td>54</td> <td>14</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(54)</td> </tr> <tr> <td>保安班現場要員</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1-3号炉 本部要員</td> <td>現場対応</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5号炉避難員(当直)</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保安検査官</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">①: S A</p> <p>※1: 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す 可能性がある。</p> <p>※2: 自衛消防隊は、消防隊長1名、初期消火班(消防車隊)6名、 警備員3名で構成され、火災の規模に応じ、消火班が召集さ れる。</p> <p>※3: 直ちに発電所全所員に非常召集を行い、この要員の中から状 況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員につい ては交替要員として待機させる。</p> <p>※4: 「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対 策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づ く事象進展時間</p> <p>※5: ブルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員 は発電所外に退避する。</p> <p>※6: 必要に応じ、発電所外から交替・待機要員を呼び寄せ要員と して加える。</p>	事象進展	要員数(※1)		緊急時 対策所 (対策本 部)(①)	緊急時 対策所 (現場要 員待機 場所) (②)	中央 制御 室	中央 制御 室待 避室	その 他の 建屋	現場	収容 人数 合計	本部要員	現場要員	⑥ ブルーム 通過 後(ブ ルーム 放出開 始から 10時間 後)※4	本部要員	意思決定・指揮	6	52	-	-	-	-	①: 73	情報収集・計画立案	21							現場対応	14						②: 48	対外対応	6							ロジ・リソース管理	5							本部交替要員	-							現場要員	避難員(当直)	18	-	-	6~18	-	-	0~12	※6	復旧班現場要員	54	14	40	-	-	-	(54)	保安班現場要員	3	3	-	-	-	-	(3)	自衛消防隊	0	-	-	-	-	-	-	1-3号炉 本部要員	現場対応	2	2	-	-	-	-	-	交替要員	-	-	-	-	-	-	-	5号炉避難員(当直)		8	-	8	-	-	-	-	保安検査官		2	2	-	-	-	-	-			<p>・島根2号炉について は、上記(1/2)及び (2/2)に記載のとおり 【柏崎6/7】</p>
事象進展		要員数(※1)									緊急時 対策所 (対策本 部)(①)	緊急時 対策所 (現場要 員待機 場所) (②)			中央 制御 室	中央 制御 室待 避室	その 他の 建屋	現場	収容 人数 合計																																																																																																																			
	本部要員	現場要員																																																																																																																																				
⑥ ブルーム 通過 後(ブ ルーム 放出開 始から 10時間 後)※4	本部要員	意思決定・指揮	6	52	-	-	-	-	①: 73																																																																																																																													
		情報収集・計画立案	21																																																																																																																																			
		現場対応	14						②: 48																																																																																																																													
		対外対応	6																																																																																																																																			
		ロジ・リソース管理	5																																																																																																																																			
		本部交替要員	-																																																																																																																																			
	現場要員	避難員(当直)	18	-	-	6~18	-	-	0~12	※6																																																																																																																												
		復旧班現場要員	54	14	40	-	-	-	(54)																																																																																																																													
		保安班現場要員	3	3	-	-	-	-	(3)																																																																																																																													
		自衛消防隊	0	-	-	-	-	-	-																																																																																																																													
1-3号炉 本部要員	現場対応	2	2	-	-	-	-	-																																																																																																																														
	交替要員	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																														
5号炉避難員(当直)		8	-	8	-	-	-	-																																																																																																																														
保安検査官		2	2	-	-	-	-	-																																																																																																																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)



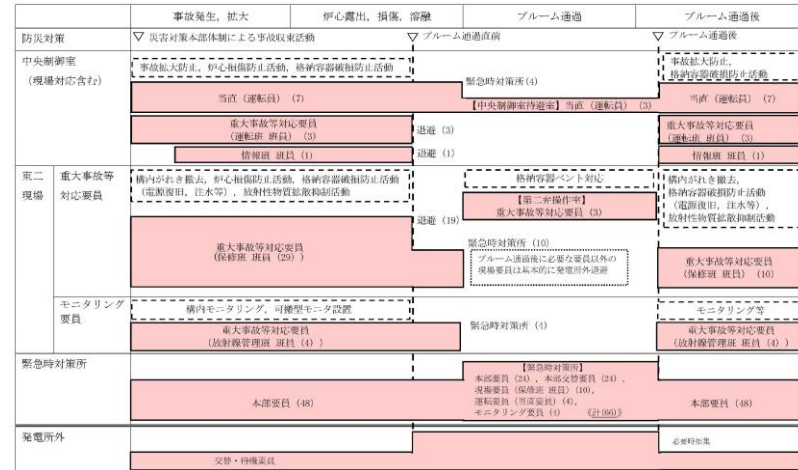
※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

※1: 1~5号炉に係る対応要員,

※2: 1~5号炉に係る対応要員及び保安検査官の人数

図 3.1-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所, 中央制御室 事故発生からプルーム通過までの要員の動き

東海第二発電所 (2018.9.18版)

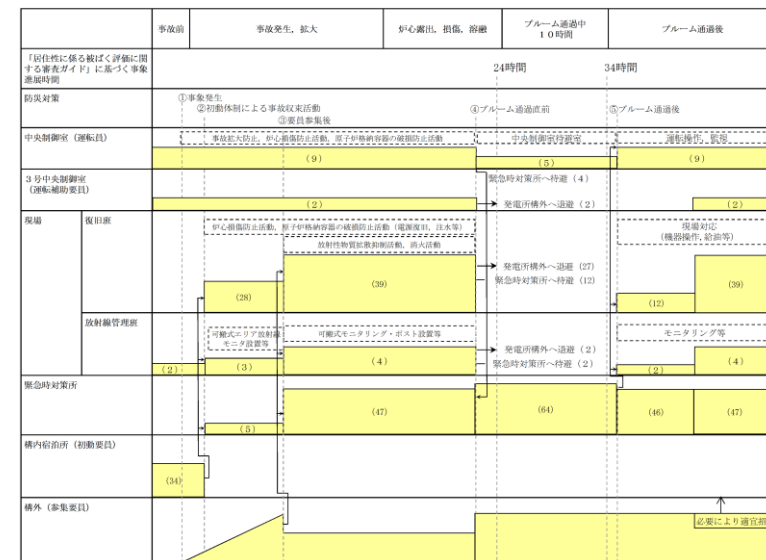


※上記の災害対策要員の他に、初期消火活動に当たる自衛消防隊員11名(東海第二専従)が発電所内に常駐している。プルーム通過中は発電所外に待機するが、プルーム通過後は発電所に常駐する。また、オフサイトセンターに派遣されたオフサイトセンター派遣者8名が発電所外で活動している。

※要員数については、今後の訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

第 3.1-2 図 緊急時対策所 事故発生からプルーム通過後までの要員の動き

島根原子力発電所 2号炉



※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

第 3.1-4 図 緊急時対策所, 中央制御室 事故発生からプルーム通過までの要員の動き

備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) 要員の非常召集要領について</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員(本部要員, 現場要員)〔3.1 必要要員の構成, 配置について〕表 3.1-1 参照)は、平日勤務時間における対応者(執務できない場合の交替者を含む)を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務する。具体的には、本部要員については、各機能における統括と班長を分散配置することによって、初動態勢時に対応する要員が損耗する状況になったとしても、個々の機能が喪失しないように考慮する。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に必要となる5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機等の立ち上げに係る要員は、5号炉定検事務室又はその近傍で執務する。</p> <p>また、意思決定・指揮機能を担務する発電所長及び表 3.2-1 に示す本部長代行者の中から合計2名が、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で執務する。なお、本部長及び本部長代行の2名は分散して執務する。</p> <p>初動態勢時における原子力防災組織の要員を図 3.2-1～3.2-3 に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所、5号炉定検事務室、第二企業センターの位置関係を図 3.2-4 に示す。</p> <p>なお、当該運用については、社内の要領等に記載する。</p>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) <u>災害対策本部の要員招集</u></p>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) <u>要員の招集について</u></p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員(本部要員, 現場要員)〔3.1 必要要員の構成, 配置について〕第 3.1-1 表参照)のほとんどが管理事務所で執務しており、非常招集時は、緊急時対策所に参集する。</p> <p><u>意思決定・指揮機能を担務する本部長(所長)の不在時の代行順位を第 3.2-1 表に示す。</u></p> <p>初動体制時における原子力防災組織の要員を第 3.2-1 図に、緊急時対策所と発電所職員の執務室等の位置関係を第 3.2-2 図に示す。</p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉は、執務場所である管理事務所と 2号炉原子炉建物が 100m 以上離隔されていることから、要員(本部長含む)を分散配置していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>非常召集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である当直副長等が、連絡責任者である運転管理部長に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に緊急時対策要員の召集連絡指示を行い、連絡責任者は総務班長に非常召集の指示をする。非常召集連絡のフローについて、表3.2-2に示す。</p> <p>総務班長は、電話、送受話器等にて、発電所内の緊急時対策要員に対しての召集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。</p>	<p>平日の勤務時間帯に重大事故等が発生した場合、送受話器(ページング)、所内放送等にて発電所構内の災害対策本部体制を構成する災害対策要員に対して非常召集を行う。</p>	<p>非常召集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である当直長等が、連絡責任者に連絡する。連絡責任者は原子力防災管理者である発電所長に発生事象を報告するとともに情報統括に連絡する。情報統括は、手順書に従い、所内通信連絡設備等を用いて重大事故等に対処する要員の非常召集を行う。非常召集連絡のフローについて、第3.2-2表に示す。</p>	<p>・体制の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、緊急時対策所との連絡・調整を当直長が実施</p> <p>・体制の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、平日昼間は情報統括が召集を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、発電所からの退避については、発電所で<u>予め定め</u>た方法で、発電所入構者のうち<u>緊急時対策要員以外の所員</u>及び一般入構者は発電所内の<u>緊急時対策要員以外の所員</u>の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における<u>緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における対応者を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務及び宿泊する。具体的には、各機能における統括と班長を分散配置することによって、初動態勢時に対応する要員が損耗する状況になったとしても、個々の機能が喪失しないように考慮する。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に必要となる5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機等の立ち上げに係る要員は、5号炉定検事務室又はその近傍で執務及び宿泊する。</u></p> <p><u>また、意思決定・指揮機能を担務する発電所長及び表3.2-1に示す本部長代行者の中から合計2名が、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で執務及び宿泊する。なお、本部長及び本部長代行の2名は分散して執務及び宿泊する。</u></p> <p><u>なお、当該運用については、社内の要領等に記載する。</u></p>		<p>なお、発電所からの退避については、発電所で<u>あらかじめ定め</u>た方法で、発電所入構者のうち、<u>重大事故等に対処する要員</u>以外の所員及び一般入構者は発電所内の緊急時対策要員の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）<u>において初動対応する要員（本部要員、現場要員）は、免震重要棟又はその近傍及び1号、2号及び3号炉制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p><u>また、意思決定・指揮機能を担務する本部長（所長）の不在時の代行順位を第3.2-1表に示す。</u></p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の初動対応要員は、夜間・休日昼間においては、1、2号中央制御室（運転員9名）、第1チェックポイント（放射線管理班2名）、3号中央制御室（運転補助要員2名）及び免震重要棟（それ以外の要員33名）にて執務若しくは待機している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>非常召集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である<u>当直副長等</u>が、連絡責任者である<u>夜間・休日責任者</u>に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、<u>連絡責任者に緊急時対策要員の召集連絡指示を行い、連絡責任者は総務班長に非常召集の指示をする。</u>非常召集連絡のフローについて、表3.2-2に示す。</p> <p>総務班長は、電話、送受話器等にて、発電所内の緊急時対策要員に対しての召集連絡を実施し、発電所外にいる緊急時対策要員を速やかに非常召集するため、電話、自動呼出・安否確認システム等を活用し要員の非常召集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の緊急時対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、新潟県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常召集連絡がなくても自発的に緊急時対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、<u>柏崎エネルギーホール又は刈羽寮</u>(図3.2-6参照)とし、その両方を使用するが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p>	<p>また、<u>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)に重大事故等が発生した場合、一斉通報システムにて災害対策本部体制を構成する災害対策要員に対し非常召集を行う。</u></p> <p>東海村周辺地域で震度6弱以上の地震が発生した場合には、<u>各災害対策要員は、社内規程に基づき非常召集の連絡がなくても自主的に参集する。</u></p> <p>発電所外からの災害対策要員の招集に関する概要は以下のとおりである。<u>重大事故等が発生した場合、一斉通報システム、通信連絡手段等を活用した連絡により、緊急時対策所又は発電所外集合場所である第三滝坂寮へ参集する。</u>なお、地震等により家族、自宅等が被災した場合や地方公共団体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p>	<p>非常召集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である<u>当直長等</u>が連絡責任者に連絡する。<u>連絡責任者は原子力防災管理者である発電所長に発生事象を報告するとともに、手順に従い、「要員招集システム」、「通信連絡手段」等を活用し、重大事故等に対処する要員の非常召集及び情報提供を行う。</u>非常召集連絡のフローについて、<u>第3.2-2表</u>に示す。</p> <p>また、発電所内の<u>重大事故等に対処する要員以外の所員</u>、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、<u>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、重大事故等に対処する要員は社内規程に基づき、非常召集連絡がなくても自主的に参集する。</u></p> <p>地震等により、家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、<u>基本的には構外参集拠点(緑ヶ丘施設、宮内(社宅・寮)及び佐太前寮)</u>(第3.2-4図)とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p>	<p>・体制の相違 【柏崎6/7】 緊急時対策所との連絡・調整を当直長が実施</p> <p>・体制の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、夜間・休日昼間は連絡責任者が招集を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>参集場所は発電所員の居住エリアと万が一ブルームが放出された後にも使用することを考え、発電所からの方位を考慮して選定した。柏崎エネルギーホールは敷地面積約3,000m²、延床面積約1,900m²の建築基準法の新耐震設計法に基づき設計された鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造)の建築物であり、2007年中越沖地震発生時においても大きな被害を受けておらず、十分な耐震性を有している。また、刈羽寮は敷地面積約4,600m²、延床面積約1,100m²の建築基準法の新耐震設計法に基づき設計された鉄筋コンクリート造の建築物であり十分な耐震性を有している。</u></p>	<p><u>第三滝坂寮は、面積約53,000m²の厚生施設敷地内に建てられた、延床面積2,000m²、建築基準法の新耐震設計法に基づき設計された鉄筋コンクリート製の構築物であり、東日本大震災でも大きな被害を受けておらず、十分な耐震性を有している。</u></p> <p><u>招集する災害対策要員のうち、あらかじめ指名されている発電所参集要員である災害対策要員は、直接緊急時対策所へ参集する。あらかじめ指名された発電所参集要員以外の要員は、発電所外の集合場所に参集し、災害対策本部の指示に従い対応する。</u></p> <p><u>発電所外の集合場所に参集した要員は、災害対策本部と非常招集に係る以下①～⑤の確認、調整を行い、発電所に集団で移動する。</u></p> <p>①<u>発電所の状況(設備及び所員の被災等)</u> ②<u>参集した要員の確認(人数、体調等)</u> ③<u>重大事故等対応に必要な装備(汚染防護具、マスク、線量計等)</u> ④<u>発電所への持参品(通信連絡設備、照明機器等)</u> ⑤<u>気象及び災害情報等</u></p>	<p><u>なお、緑ヶ丘施設は、敷地面積約1,600m²、延床面積約640m²の建築基準法に基づき設計された鉄骨造の建築物であり、十分な耐震性を有している。また、宮内(社宅・寮)は、合計敷地面積約12,000m²、延床面積約7,400m²の建築基準法に基づき設計された鉄筋コンクリート造の建築物であり、十分な耐震性を有している。さらに、佐太前寮は、敷地面積約5,100m²、延床面積約4,000m²の建築基準法に基づき設計された鉄筋コンクリート造の建築物であり、十分な耐震性を有している。</u></p> <p><u>構外参集拠点(緑ヶ丘施設、宮内(社宅・寮)及び佐太前寮)に参集した要員は、緊急時対策本部と非常招集に係る以下の確認、調整を行い、発電所に集団で移動する。</u></p> <p>①<u>発電所の状況(発電所への移動が可能なプラント状況かどうか(格納容器ベントの実施見通し)、発電所に行くための必要な装備(放射線防護具、マスク、線量計を含む。))</u> ②<u>その他発電所で得られた情報(発電所への移動に関する道路状況等、移動する上で有益な情報)</u> ③<u>発電所へ移動する人の情報(人数、体調、移動手段(徒歩、車両)、連絡先)</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉の構外参集拠点について記載する</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>緊急時対策要員の非常召集要領の詳細について、表3.2-2に示す。また、自動呼出・安否確認システムの概要を図3.2-5に示す。</u></p> <p><u>柏崎市、刈羽村からの要員参集ルートについては、図3.2-6に示すとおりであり、要員参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</u></p> <p><u>地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、<u>2007年新潟県中越沖地震においても、橋梁本体の損傷による構造安全性に著しい影響のあるような損傷は見られず(※1)、実際に徒歩による通行に支障はなかった。</u></u></p> <p><u>新潟県が実施した広域避難シミュレーション(※2)によれば、大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合、住民避難のため発電所の南西の海側ルートに交通渋滞が発生しやすいという結果が得られており、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</u></p>	<p><u>一斉通報システムの概要を第3.2-1図に、夜間及び休日における災害対策要員の招集について第3.2-1表に示す。</u></p>	<p><u>重大事故等に対処する要員の非常招集の流れについて、第3.2-2表に示す。また、要員招集システムによる非常招集連絡の概要を第3.2-3図に示す。</u></p> <p><u>発電所構外からの要員参集ルートについては、第3.2-4図に示すとおりであり、要員参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</u></p> <p><u>地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。</u></p> <p><u>また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成12年鳥取県西部地震においても、実際に徒歩による通行に支障はなかった。</u></p> <p><u>大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</u></p>	<p>・地理的要因の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉建設後の最も大きな地震実績で確認</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート（<u>図3.2-6 に図示した海沿いルート</u>）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、迂回ルートも確保している。発電所構内への参集ルートを<u>図3.2-7</u>に示す。</p> <p>復旧班長は、格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、<u>計画班</u>が随時評価する格納容器ベント実施予測時刻を連絡するとともに、現場要員のうち<u>ブルーム通過前に</u>発電所から退避予定の要員に対しては、格納容器ベント実施予測時刻の<u>2時間前</u>までに余裕をもって<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に戻ってくるよう指示する。</p>		<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート（<u>第3.2-4図に示す、比較的海に近いルート</u>）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、迂回ルートも確保している。発電所構内への参集ルートを<u>第3.2-5図</u>に示す。</p> <p>緊急時対策本部は、格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、現場に出向いている現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線通信設備等）を使用し、<u>技術班</u>が随時評価する格納容器ベント実施予想時刻を連絡するとともに、現場要員のうち<u>ブルーム放出時に</u>発電所から退避予定の要員に対しては、格納容器ベント実施予測時刻の<u>約5時間前</u>までに余裕をもって<u>緊急時対策所</u>に戻ってくるよう指示する。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>ベント準備基準の相違による退避基準の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>総務班長は、格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、<u>復旧班他と協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、格納容器ベント実施予測時刻を連絡する。また、プルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、PAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径 5k m）外への退避時間を考慮し、遅くとも格納容器ベントの実施見通しの 2 時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ 外への退避を指示する。</u></p> <p>意図せずプルーム放出が始まる等不測の事態が発生した場合、<u>本部長は、総務班長を通じて、参集途中の要員に対して、緊急に PAZ 外に退避するよう指示することを基本とするが、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</u></p> <p><u>(※1)参考文献：2007 年新潟県中越沖地震の被害とその特徴／小長井一男（東京大学教授生産技術研究所）他国土技術政策研究所資料 No.439，土木研究所資料 No.4086，建築研究資料 No.112「平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震被害調査報告」</u></p> <p><u>(※2)参考文献：新潟県殿向け「平成 26 年度新潟県広域避難時間推計業務」～最終報告書～ BGS-BX-140147 平成 26 年 8 月 三菱重工業株式会社</u> http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1356794481823.html</p>		<p>緊急時対策本部は、格納容器ベント実施の見通しが判明した後は、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、格納容器ベント実施予測時刻を連絡する。また、プルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、P A Z（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径 5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも格納容器ベントの実施見通しの 2 時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、P A Z 外への退避を指示する。</p> <p>意図せずプルーム放出が始まるなど不測の事態が発生した場合、<u>緊急時対策本部は、参集途中の要員に対して、緊急に P A Z 外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</u></p>	<p>・地理的要因の相違 【柏崎 6/7】 新潟県固有の調査結果</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																												
<p style="text-align: center;">表 3.2-1 本部長代行者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">代行者</th> <th style="width: 90%;">役職^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>原子力安全センター所長</td></tr> <tr><td>2</td><td>ユニット所長(5～7号炉)</td></tr> <tr><td>3</td><td>ユニット所長(1～4号炉)</td></tr> <tr><td>4</td><td>副所長(技術系所員)</td></tr> <tr><td>5</td><td>防災安全部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>第二運転管理部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>第二保全部長</td></tr> <tr><td>8</td><td>第一運転管理部長</td></tr> <tr><td>9</td><td>第一保全部長</td></tr> <tr><td>10</td><td>第二運転管理部運転管理担当^{※2}</td></tr> <tr><td>11</td><td>第二保全部保全担当^{※2}</td></tr> <tr><td>12</td><td>第一運転管理部運転管理担当^{※2}</td></tr> <tr><td>13</td><td>第一保全部保全担当^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 役職については、組織見直し等により変更される場合がある。</p> <p>※2 運転管理担当、保全担当は部長を補佐する専任職のことをいう。</p>	代行者	役職 ^{※1}	1	原子力安全センター所長	2	ユニット所長(5～7号炉)	3	ユニット所長(1～4号炉)	4	副所長(技術系所員)	5	防災安全部長	6	第二運転管理部長	7	第二保全部長	8	第一運転管理部長	9	第一保全部長	10	第二運転管理部運転管理担当 ^{※2}	11	第二保全部保全担当 ^{※2}	12	第一運転管理部運転管理担当 ^{※2}	13	第一保全部保全担当 ^{※2}		<p style="text-align: center;">第 3.2-1 表 所長(原子力防災管理者)不在時の代行順位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">代行順位</th> <th style="width: 90%;">役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>副所長(技術全般)</td></tr> <tr><td>2</td><td>副所長(3号試運転)</td></tr> <tr><td>3</td><td>技術部長</td></tr> <tr><td>4</td><td>保修部長</td></tr> <tr><td>5</td><td>発電部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>廃止措置・環境管理部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>保修部課長(保修管理)</td></tr> <tr><td>8</td><td>保修部課長(保修技術)</td></tr> <tr><td>9</td><td>保修部課長(SA工事プロジェクト)</td></tr> <tr><td>10</td><td>保修部課長(電気)</td></tr> <tr><td>11</td><td>保修部課長(計装)</td></tr> <tr><td>12</td><td>保修部課長(原子炉)</td></tr> <tr><td>13</td><td>保修部課長(タービン)</td></tr> <tr><td>14</td><td>保修部課長(3号電気)</td></tr> <tr><td>15</td><td>保修部課長(3号機械)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 役職については、組織見直し等により変更される場合がある。</p>	代行順位	役職	1	副所長(技術全般)	2	副所長(3号試運転)	3	技術部長	4	保修部長	5	発電部長	6	廃止措置・環境管理部長	7	保修部課長(保修管理)	8	保修部課長(保修技術)	9	保修部課長(SA工事プロジェクト)	10	保修部課長(電気)	11	保修部課長(計装)	12	保修部課長(原子炉)	13	保修部課長(タービン)	14	保修部課長(3号電気)	15	保修部課長(3号機械)	
代行者	役職 ^{※1}																																																														
1	原子力安全センター所長																																																														
2	ユニット所長(5～7号炉)																																																														
3	ユニット所長(1～4号炉)																																																														
4	副所長(技術系所員)																																																														
5	防災安全部長																																																														
6	第二運転管理部長																																																														
7	第二保全部長																																																														
8	第一運転管理部長																																																														
9	第一保全部長																																																														
10	第二運転管理部運転管理担当 ^{※2}																																																														
11	第二保全部保全担当 ^{※2}																																																														
12	第一運転管理部運転管理担当 ^{※2}																																																														
13	第一保全部保全担当 ^{※2}																																																														
代行順位	役職																																																														
1	副所長(技術全般)																																																														
2	副所長(3号試運転)																																																														
3	技術部長																																																														
4	保修部長																																																														
5	発電部長																																																														
6	廃止措置・環境管理部長																																																														
7	保修部課長(保修管理)																																																														
8	保修部課長(保修技術)																																																														
9	保修部課長(SA工事プロジェクト)																																																														
10	保修部課長(電気)																																																														
11	保修部課長(計装)																																																														
12	保修部課長(原子炉)																																																														
13	保修部課長(タービン)																																																														
14	保修部課長(3号電気)																																																														
15	保修部課長(3号機械)																																																														

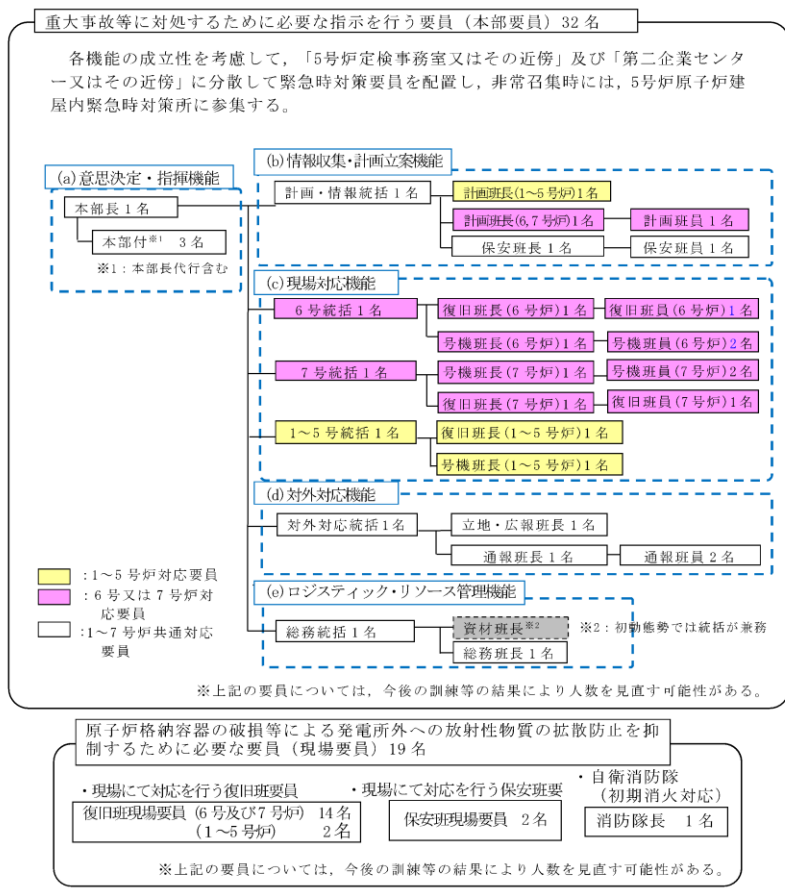
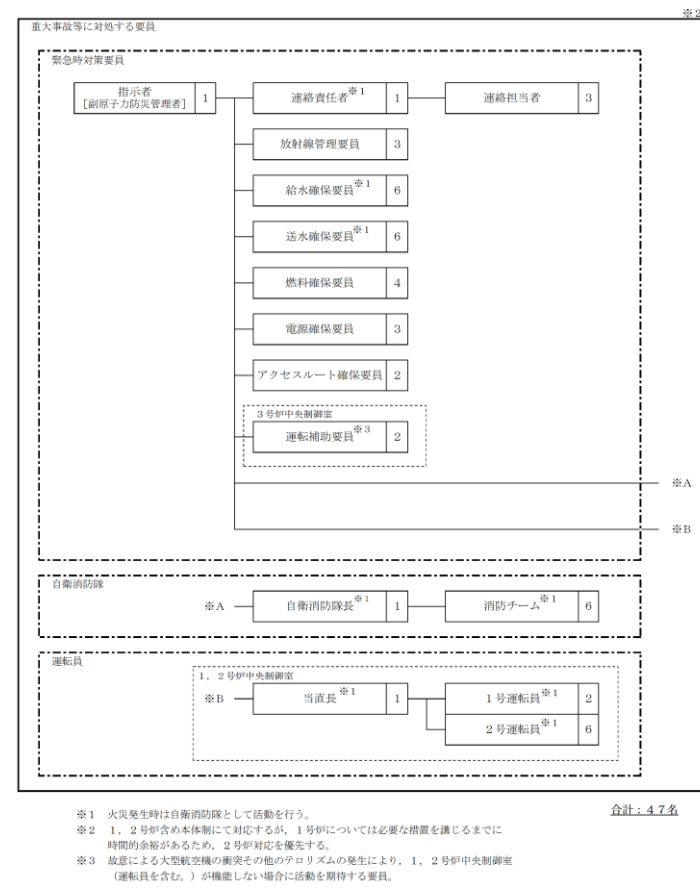


図 3.2-1 初動態勢時における原子力防災組織の要員 (6, 7号炉対応要員, 1~5号炉対応要員)



第 3.2-1 図 初動体制時における原子力防災組織の要員

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（本部要員）18名</p> <p>原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散防止を抑制するために必要な要員（現場要員）（6名）</p> <p>緊急時対策所の立上げを保安班現場要員（2名）と本部要員復旧班（2名）で実施</p> <p>・現場にて対応を行う復旧班要員 復旧班現場要員（6号及び7号炉）4名</p> <p>・現場にて対応を行う保安班要員 保安班現場要員 2名</p> <p>・自衛消防隊（初期消火対応）</p> <p>※上記の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある</p> <p>図 3.2-2 5号炉定検事務室又はその近傍に配置する初動態勢時における原子力防災組織の要員</p>			<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉の初動対応要員は、夜間・休日昼間においては、1, 2号中央制御室（運転員 9名）、第1チェックポイント（放射線管理班 2名）、3号中央制御室（運転補助要員 2名）及び免震重要棟（それ以外の要員 33名）にて執務若しくは待機している</p>

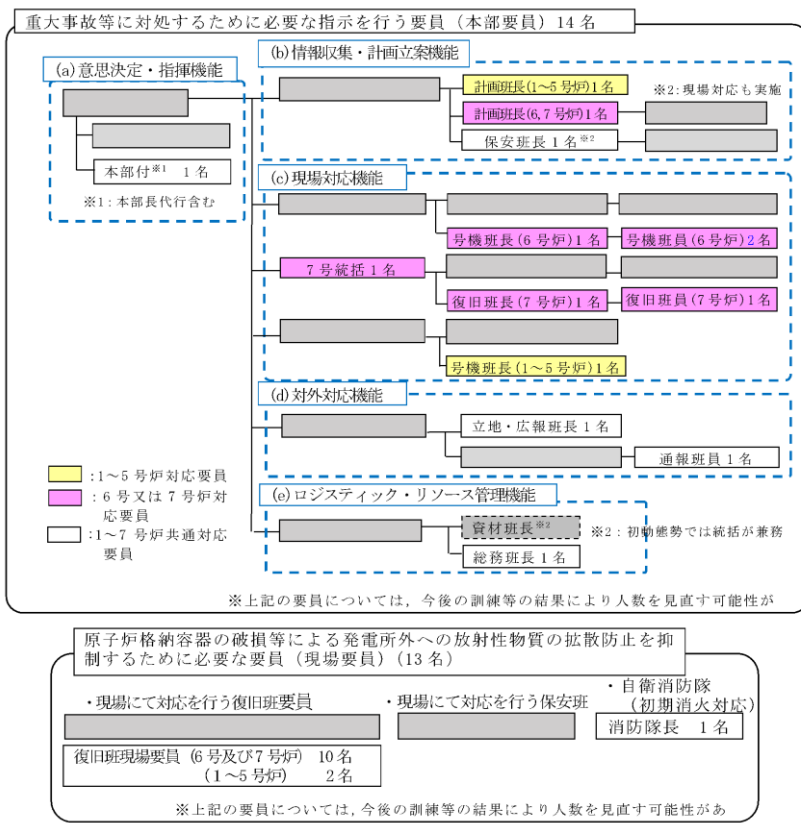
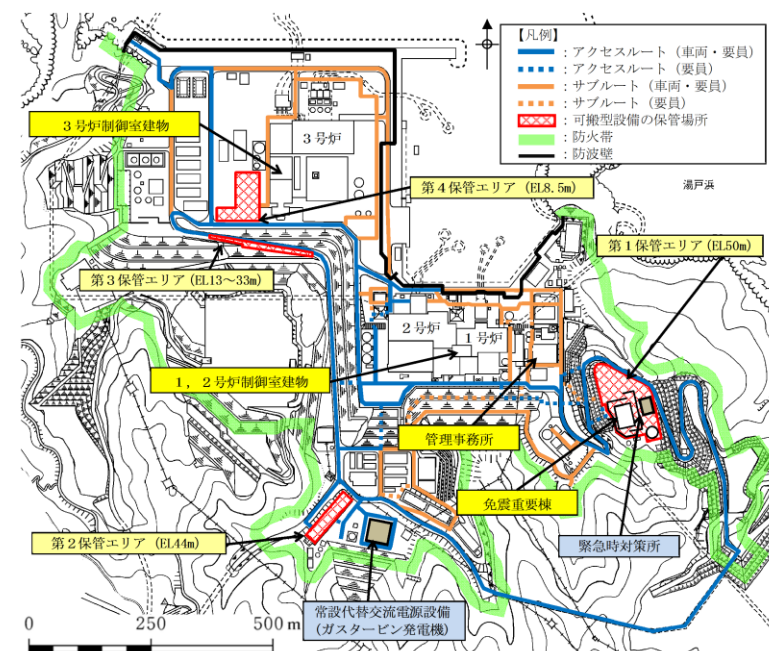


図 3.2-3 第二企業センター又はその近傍に配置する初動態勢時における原子力防災組織の要員



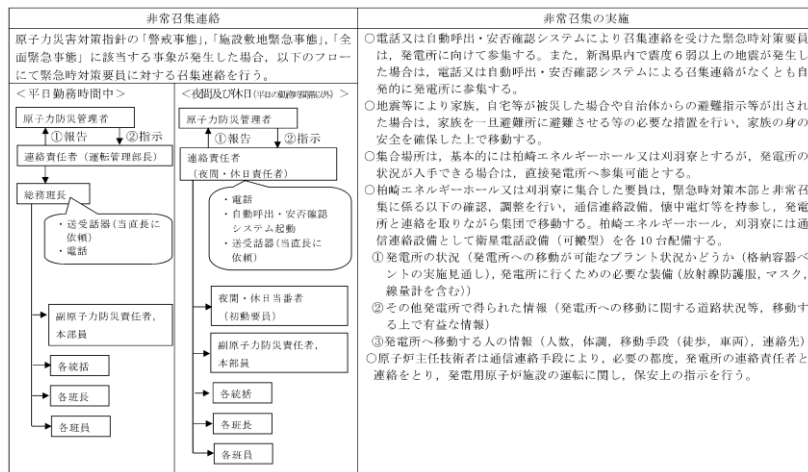
図 3.2-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所, 5号炉定検事務室, 第二企業センターの位置関係



第 3.2-2 図 管理事務所, 緊急時対策所等の位置関係

・運用の相違
【柏崎 6/7】
 島根 2号炉の初動対応要員は、夜間・休日昼間においては、1, 2号中央制御室 (運転員 9名), 第1チェックポイント (放射線管理班 2名), 3号中央制御室 (運転補助要員 2名) 及び免震重要棟 (それ以外の要員 33名) にて執務若しくは待機している

表 3.2-2 緊急時対策要員の非常召集要領のまとめ



○自動呼出・安否確認システムによる緊急時対策要員の召集

平日勤務時間中については総務班長が、夜間・休日については夜間・休日当番者が自動呼出・安否確認システムを操作し、緊急時対策要員の自宅又は携帯電話への呼出電話もしくは携帯電話へのメール発信を行う。

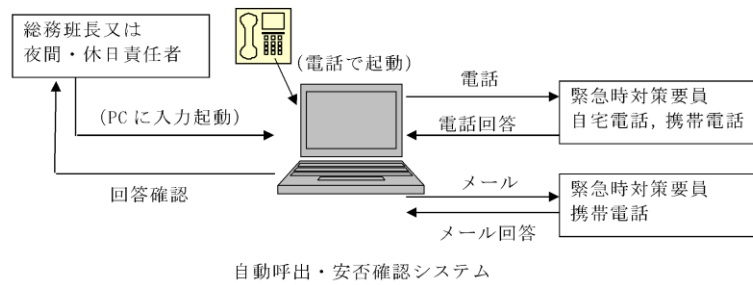


図 3.2-5 自動呼出・安否確認システムの概要

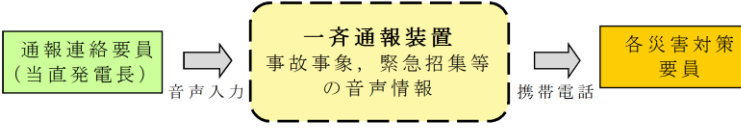
第 3.2-1 表 夜間及び休日における災害対策要員の招集

非常召集の連絡	非常召集のための準備	非常召集の実施
<p>○重大事故等が発生した場合、一斉通報システム等により招集の連絡を行う。</p> <p>〔災害対策要員 (初動) (発電所構内及び発電所近傍に常駐)〕</p> <p>〔事象発生、招集連絡〕</p> <p>当直発電長 (連絡責任者) → 通報連絡要員 ※1</p> <p>※1 中央制御室常駐員</p> <p>・統括待機当番 (本部長代理): 1名</p> <p>・現場統括当番 (本部長代理又は本部長): 1名</p> <p>・情報班長 (通報連絡要員): 1名</p> <p>・重大事故等対応要員: 15名 ※2</p> <p>・自衛消防隊員: 11名 ※3</p> <p>・放射線管理要員: 2名</p> <p>〔非常召集連絡〕</p> <p>通報連絡要員又は当直発電長 (一斉通報システム)</p> <p>↓</p> <p>災害対策要員 ※4</p> <p>※4 発電所の緊急時対策要員 (災害対策本部) 又は発電所外集合場所 (第三滝坂寮) に参加する。</p>	<p>○参加する災害対策要員の指名と参加場所の指定</p> <p>①発電所参加要員 (拘束当番) の災害対策要員: 緊急時対策所 (災害対策本部)</p> <p>②発電所外参加要員 (拘束当番) 以外の災害対策要員: 発電所外参加場所 (第三滝坂寮) ※5</p> <p>※5 災害対策本部と無線連絡設備等により連絡を取り合う</p> <p>○発電所外集合場所と災害対策本部間の通信設備の配備及び連絡担当 (庶務班員) の指名 (発電所参加時の確認項目)</p> <p>・発電所の状況 (設備及び作員の被災等)</p> <p>・参加した要員の確認 (人数、体調等)</p> <p>・防護具 (汚染防護服、マスク、線量計等)</p> <p>・持参品 (通信連絡設備、照明機器等)</p> <p>・気象、災害情報等</p> <p>○発電所参加ルートの選定</p> <p>・あらかじめ定められた参加ルートの中から、気象、災害情報等を踏まえ、最適なルートを選定する。</p> <p>○発電所参加手段の選定</p> <p>・参加ルートの道路状況や気象状況を踏まえ、最適な手段 (自動車、自転車、徒歩等) を選定する。</p>	<p>○非常召集の開始</p> <p>・発電所構内及び発電所近傍に常駐する災害対策要員 (初動) は、発電所の緊急時対策所 (災害対策本部) に参加、又は災害対策本部の指示により現場対応を行う。</p> <p>・あらかじめ指名されている発電所参加要員 (拘束当番) である災害対策要員 (本部長、本部長代理、各本部要員、各班長及び各班の要員) は、直接発電所に向け参加を開始する。</p> <p>・あらかじめ指名された発電所参加要員 (拘束当番) 以外の災害対策要員は、発電所外集合場所 (第三滝坂寮) に参加し、災害対策本部と参加に係る情報確認を行い、災害対策本部からの要員派遣の要請に従い、集団で発電所へ移動する。</p> <p>○非常召集中の連絡</p> <p>・所長 (本部長) は、無線連絡設備、携帯電話等により、災害対策要員の参加状況等について適宜確認を行う。</p> <p>○緊急時対策所への参加</p> <p>・災害対策要員 (本部長、本部長代理、各本部要員、各班長及びその必要要員) は、発電所の緊急時対策所 (災害対策本部) に参加し、本部長の指揮の下に活動を開始する。</p>

【一斉通報システムの概要】

○一斉通報システムによる対策要員の招集

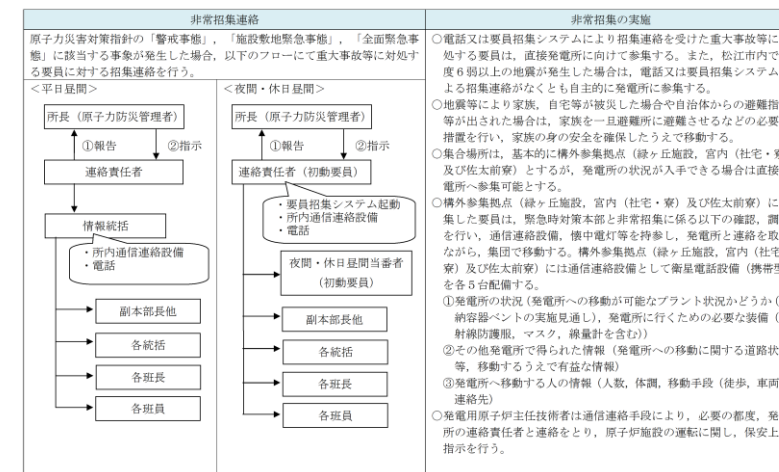
通報連絡要員 (又は当直発電長) は、一斉通報装置に事故故障の内容及び招集情報を音声入力し、各災害対策要員に発信する。



※ 発電所周辺地域 (東海村) で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、各災害対策要員は、社内規程に基づき自主的に参加する

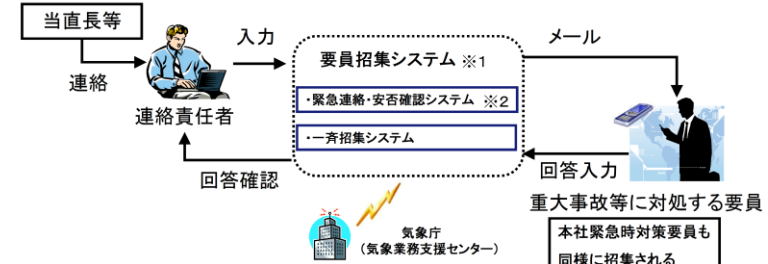
第 3.2-1 図 一斉通報システムの概要

第 3.2-2 表 重大事故等に対処する要員の非常召集の流れ



■ 要員招集システムによる対応要員の招集

連絡責任者が要員招集システムを操作し、招集メールを発信する。



※1 発電所沿岸で津波警報、大津波警報が発令された場合は気象庁の情報により要員招集システムからも招集メールが自動配信される。

※2 松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、自主的に参加を開始するが、地震情報は当該システムからも自動配信される。

第 3.2-3 図 要員招集システムによる非常召集連絡

(2) 災害対策要員の所在と発電所外からの参集ルート
 東海村の大半は東海第二発電所から半径 5km 圏内であり、
 発電所員の約 5 割が居住している。さらに、東海村周辺のひ
 たちなか市、那珂市など東海第二発電所から半径 5～10km 圏
 内には、発電所員の約 2 割が居住しており、おおむね東海第
 二発電所から半径 10km 圏内に発電所員の約 7 割が居住してい
 る。
 東海第二発電所とその周辺の図を第 3.2-2 図に、居住地別
 の発電所員数 (平成 28 年 7 月時点) を第 3.2-2 表に示す。



第 3.2-2 図 東海第二発電所とその周辺

第 3.2-2 表 居住地別の発電所員数 (平成 28 年 7 月時点)

居住地	東海村 (半径 5km 圏内)	東海村周辺地域 ひたちなか市など (半径 5～10km 圏内)	その他の地域 (半径 10km 圏外)
居住者数	133 名 (52%)	58 名 (23%)	64 名 (25%)

・「技術的能力 1.0.10」
 に記載
 【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>発電所外から参集する災害対策要員の主要な参集ルートについては、第3.2-3図に示すとおりである。</p> <p>東海第二発電所が立地する東海村は比較的平坦な土地であり、発電所構外の拠点となる要員の集合場所（第三滝坂寮）から発電所までの参集ルートは、通行に支障となる地形的な要因の影響が少ない。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。このため、参集要員は通行可能な道路等を状況に応じて選択して参集できる。</p> <p>この他の参集に係る障害要因としては、地震による橋梁の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩壊については、参集ルート上の橋梁が崩壊等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。なお、地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については、平成23年の東北地方太平洋沖地震においても、実際に徒歩による通行に支障はなかった。</p> <p>参集ルートが津波により浸水した場合には、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には、基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート（第3.2-3図に示す、ひたちなか市（那珂湊方面）及び日立市の比較的海に近いルート）は使用せず、これ以外の参集ルートを使用して参集する。</p> <p>大規模な地震が発生し、発電所で重大事故等が発生した場合には、住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため、交通集中によるアクセス性への影響回避のため、参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし、複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p>		<p>・島根2号炉は、「3.2 (1) b. 夜間・休日昼間」に記載 【東海第二】</p> <p>・島根2号炉は、「3.2 (1) b. 夜間・休日昼間」に記載 【東海第二】</p>



第 3.2-3 図 主要な参集ルート

津波の浸水について、東海村津波ハザードマップ（第 3.2-4 図）によると、東海村中心部から東海第二発電所までの参集ルートへの影響はほとんど見られない（川岸で数 10cm 程度）が、大津波警報発令時は、津波による影響を想定し、海側や新川の河口付近を避けたルートにより参集する。

・松江市津波ハザードマップでも、松江市中心部から発電所までの要員参集ルートへの影響はほとんど見られないが、大津波警報発生時は、津波による影響を想定し、第 3.2-4 図のとおり海岸や佐陀川の河口付近を避けたルートにより参集する
【東海第二】



第 3.2-4 図 茨城県（東海村）の津波浸水想定図（抜粋）

また、東海第二発電所では、津波PRA（確率論的リスク評価）の結果を踏まえ、基準津波を超え敷地に遡上する津波に対して影響を考慮する必要がある。敷地に遡上する津波の遡上範囲の解析結果（第 3.2-5 図）から、発電所周辺に浸水を受ける範囲が認められるが、東海村中心部から東海第二発電所の敷地までの参集ルートに津波の影響がない範囲も確認できることから、津波の影響を避けたルートを選択することにより参集することは可能である。

・評価内容の相違
【東海第二】
 島根 2号炉では、事故シーケンスとして津波特有の事故シーケンスを選定していない

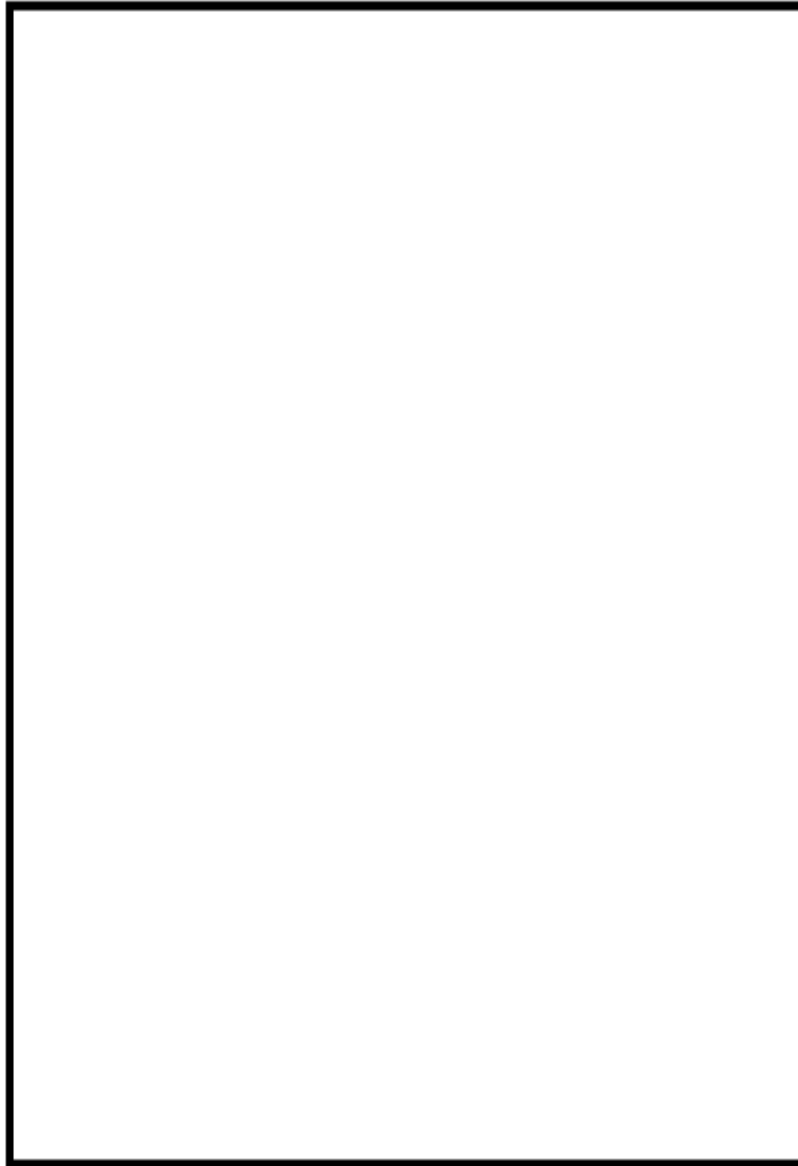
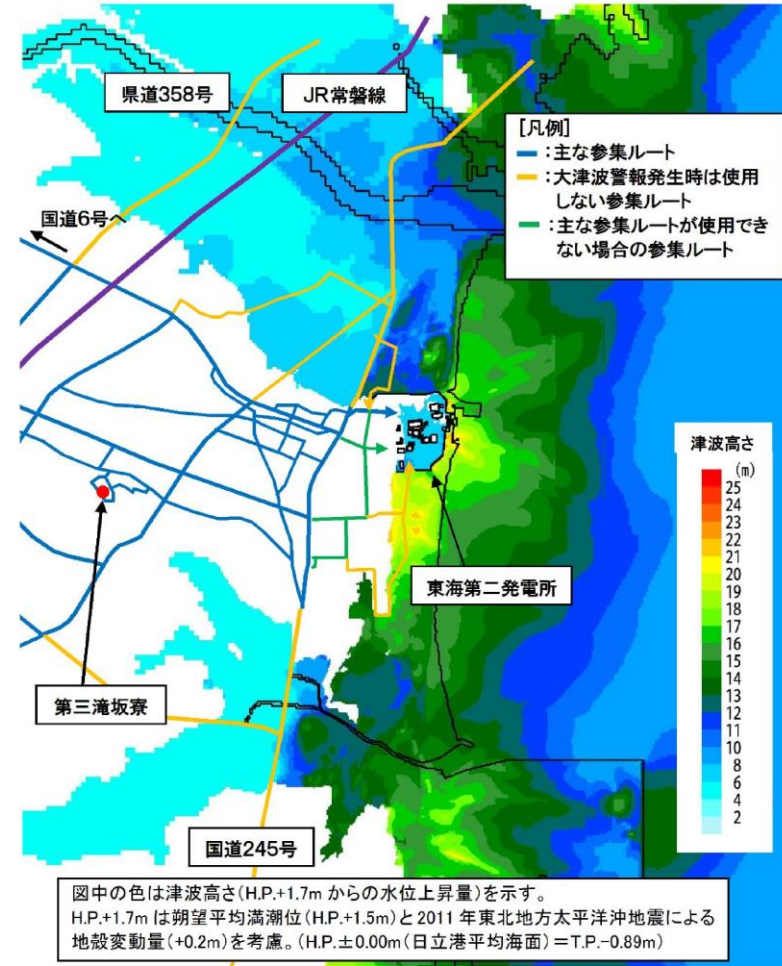
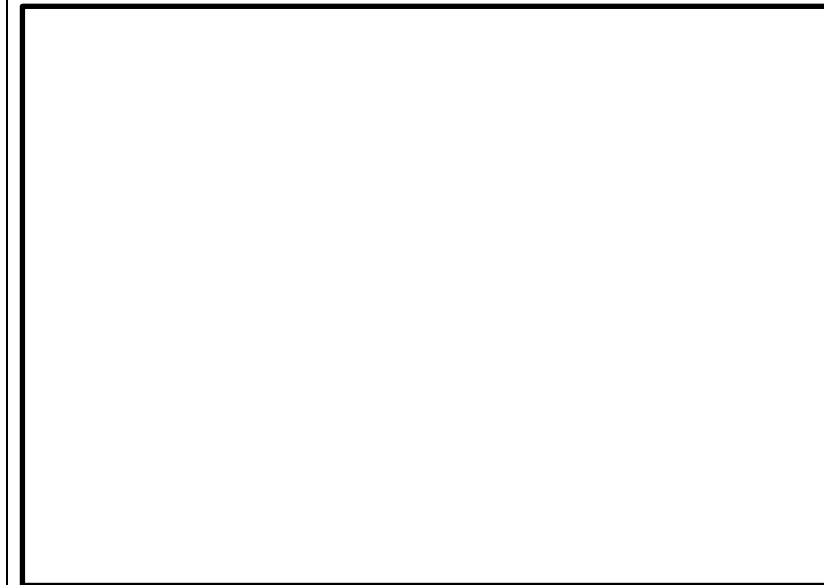


図 3.2-6 柏崎市, 刈羽村からの要員参集ルート



第 3.2-5 図 敷地に遡上する津波の遡上範囲想定図



第 3.2-4 図 参集拠点から発電所への代表的な参集ルート

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																					
<div data-bbox="160 1125 914 1709" style="border: 1px solid black; height: 278px; width: 254px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="311 1738 753 1766" style="text-align: center;">図 3. 2-7 発電所構内への参集ルート</div>	<p data-bbox="973 212 1706 422">(3) <u>災害対策要員の参集時間等について</u> <u>参集する災害対策要員が、東海第二発電所の敷地に参集する(発電所構外の拠点となる集合場所を経由しない)までの所要時間と参集する災害対策要員数の関係を第 3. 2-3 表に示す。</u></p> <p data-bbox="973 478 1676 556" style="text-align: center;"><u>第 3. 2-3 表 参集に係る所要時間と災害対策要員数の関係</u> (平成 28 年 7 月時点)</p> <table border="1" data-bbox="952 575 1697 800"> <thead> <tr> <th rowspan="3">参集に係る所要時間 (発災 30 分後に自宅出発)</th> <th colspan="3">参集する災害対策要員数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">徒 歩 (4. 0km/h)</th> <th colspan="2">参 考</th> </tr> <tr> <th>徒 歩 (4. 8km/h)</th> <th>自転車 (12km/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60 分以内</td> <td>4 名</td> <td>12 名</td> <td>126 名</td> </tr> <tr> <td>90 分以内</td> <td>100 名</td> <td>112 名</td> <td>176 名</td> </tr> <tr> <td>120 分以内</td> <td>128 名</td> <td>132 名</td> <td>200 名</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="994 842 1715 1052">第 3. 2-3 表により、<u>あらかじめ拘束当番に指名されており発電所に参集する災害対策要員 (72 名) は、事象発生後 120 分には参集すると考えられる。また、参集ルート状況により自転車で参集できる場合には、更に短時間での参集が可能となる。</u></p>	参集に係る所要時間 (発災 30 分後に自宅出発)	参集する災害対策要員数			徒 歩 (4. 0km/h)	参 考		徒 歩 (4. 8km/h)	自転車 (12km/h)	60 分以内	4 名	12 名	126 名	90 分以内	100 名	112 名	176 名	120 分以内	128 名	132 名	200 名	<div data-bbox="1739 1129 2496 1650" style="border: 1px solid black; height: 248px; width: 255px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="1872 1692 2362 1719" style="text-align: center;">第 3. 2-5 図 発電所構内への参集ルート</div>	<p data-bbox="2534 212 2792 331">・「技術的能力 1. 0. 10」 に記載 【東海第二】</p>
参集に係る所要時間 (発災 30 分後に自宅出発)	参集する災害対策要員数																							
	徒 歩 (4. 0km/h)		参 考																					
		徒 歩 (4. 8km/h)	自転車 (12km/h)																					
60 分以内	4 名	12 名	126 名																					
90 分以内	100 名	112 名	176 名																					
120 分以内	128 名	132 名	200 名																					

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																			
<p>(2) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げについて</u> <u>緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、5号炉定検事務室又はその近傍の執務及び宿泊場所、及び第二企業センター又はその近傍の執務及び宿泊場所から、この執務又は宿泊場所から持ち出した通信連絡設備(衛星電話設備(可搬型)、無線連絡設備(可搬型))を所持して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集する。</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、<u>5号炉共用高圧母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線から給電が行われ、外部電源喪失時には、6号炉もしくは7号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</u>なお、5号炉の共用高圧母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約25分と想定する。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の可搬型陽圧化空調機の起動対応は、<u>保安班2名及び復旧班2名</u>で行い、この起動に要する時間は図3.2-13のタイムチャートに示す通り約60分と想定する。</p>	<p>(4) <u>緊急時対策所の立ち上げについて</u></p> <p>緊急時対策所は、<u>常用系2系統、非常用系1系統の電源から受電可能となっており、加えてこれらの電源が喪失した場合でも、緊急時対策所に設置された専用非常用発電機により、緊急時対策所全体に給電が可能な設計となっている。</u>また、<u>通信連絡設備も常設され、常時充電されているため、電源設備の立ち上げ等の作業は伴わない。</u>参集後は、<u>10分程度で緊急時対策所を立ち上げることができる。</u></p>	<p>(2) <u>緊急時対策所の立ち上げについて</u> <u>平日の勤務時間帯においては、緊急時対策所で初動体制時に対応する要員の多くは管理事務所で執務しており、召集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p><u>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においては、初動対応する要員は、免震重要棟又はその近傍及び1号、2号及び3号炉制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており、召集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、<u>非常用所内電気設備から給電が行われ、外部電源喪失時には、非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</u>なお、<u>非常用所内電気設備より受電できない場合、緊急時対策所近傍に配備している可搬型の代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約60分と想定する。</u>タイムチャートを第3.2-6図に示す。</p> <p>また、<u>緊急時対策所の緊急時対策所空気浄化送風機の起動対応は、緊急時対策所要員2名で行い、この起動に要する時間は第3.2-12図のタイムチャートに示す通り約45分と想定する。</u></p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑥の相違</p> <p>・設備及び運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ⑥及び設備構成の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】</p>																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">経過時間(分)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0</th> <th>5</th> <th>10</th> <th>15</th> <th>20</th> <th>25</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源設備起動指示</td> <td>電源設備からの受電完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備起動操作手順</td> <td>復旧班 2名</td> <td></td> <td>電源設備配置場所へ移動</td> <td>ケーブル接続</td> <td>電源設備起動・起動後確認・出力遮断器「入」</td> <td>負荷変圧器配置場所へ移動</td> <td>遮断器切替</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			経過時間(分)								0	5	10	15	20	25	30	電源設備起動指示	電源設備からの受電完了								5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備起動操作手順	復旧班 2名		電源設備配置場所へ移動	ケーブル接続	電源設備起動・起動後確認・出力遮断器「入」	負荷変圧器配置場所へ移動	遮断器切替			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">経過時間(分)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0</th> <th>5</th> <th>10</th> <th>15</th> <th>20</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所用発電機準備</td> <td>緊急時対策要員 3</td> <td></td> <td>緊急時対策所用発電機準備完了(30分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機起動</td> <td>緊急時対策要員 3</td> <td></td> <td>発電機起動準備(15分)</td> <td>発電機起動</td> <td>緊急時対策所用発電機起動完了(30分)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			経過時間(分)								0	5	10	15	20	25	緊急時対策所用発電機準備	緊急時対策要員 3		緊急時対策所用発電機準備完了(30分)					緊急時対策所用発電機起動	緊急時対策要員 3		発電機起動準備(15分)	発電機起動	緊急時対策所用発電機起動完了(30分)			<p>・設備及び運用の相違 【柏崎6/7】 ⑥及び設備構成の相違</p>
		経過時間(分)																																																																				
		0	5	10	15	20	25	30																																																														
電源設備起動指示	電源設備からの受電完了																																																																					
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備起動操作手順	復旧班 2名		電源設備配置場所へ移動	ケーブル接続	電源設備起動・起動後確認・出力遮断器「入」	負荷変圧器配置場所へ移動	遮断器切替																																																															
		経過時間(分)																																																																				
		0	5	10	15	20	25																																																															
緊急時対策所用発電機準備	緊急時対策要員 3		緊急時対策所用発電機準備完了(30分)																																																																			
緊急時対策所用発電機起動	緊急時対策要員 3		発電機起動準備(15分)	発電機起動	緊急時対策所用発電機起動完了(30分)																																																																	
<p>図3.2-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備立ち上げのタイムチャート</p>		<p>第3.2-6図 緊急時対策所用発電機準備及び起動のタイムチャート</p>	<p>・設備及び運用の相違 【柏崎6/7】 ⑥及び設備構成の相違</p>																																																																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの一時退避について</u> <u>事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合、プルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる必要のない要員を所外（原子力事業所災害対策支援拠点等）に一時退避させる。</u></p> <p>① 本部長は、プルームの放出のおそれがある場合、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の対策本部又は待機場所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判断を行う。</u></p> <p>② 本部長は、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</p> <p>③ 本部長の指示の下、とどまる要員は<u>対策本部又は待機場所に移動する。</u></p> <p>④ 本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響が少ないと想定される場所（原子力事業所災害対策支援拠点等）への退避を指示する。<u>柏崎エネルギーホールへの退避ルートは参集ルートと同じルートとなり、距離約 11km、徒歩で4 時間程度かかる。</u></p> <p>⑤ 本部長は、プルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集する。</p>	<p>(5) <u>発電所からの一時退避</u> <u>緊急時対策所周辺に、大量のプルームが放出されるような事態においては、緊急時対策所に収容する要員以外は、以下の要領にて発電所から構外へ一時退避させる。</u></p> <p><u>なお、プルーム通過の判断については、可搬型モニタリング・ポスト等の指示値により行う。発電所災害対策本部長は、プルームの影響により可搬型モニタリング・ポスト等の線量率が上昇した後に線量率が下降に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合に、プルームが通過したと判断する。</u></p> <p>a. <u>発電所災害対策本部長は、要員の退避に係る判断を行う。また、必要に応じて、原子炉主任技術者の助言等を受けらる。</u></p> <p>b. <u>発電所災害対策本部長は、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にし、指示する。</u></p> <p>c. <u>発電所から一時退避する要員は、退避に係る体制を確立するとともに、通信連絡手段、移動手段を確保する。</u></p> <p>d. <u>発電所災害対策本部の指示に従い、放射性物質による影響の少ない場所に退避する。</u></p>	<p>(3) <u>緊急時対策所からの一時退避</u> <u>重大事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化し、大量のプルームが放出されるような事態においては、緊急時対策所にとどまる要員以外は、以下の要領にて発電所から構外（原子力事業所災害対策支援拠点等）へ一時退避させる。</u></p> <p>① 本部長は、プルームの放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判断を行う。</p> <p>② 本部長は、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</p> <p>③ 本部長の指示の下、とどまる要員は<u>緊急時対策所に移動する。</u></p> <p>④ 本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響が少ないと想定される場所（原子力事業所災害対策支援拠点等）への退避を指示する。<u>島根支社等への退避ルートは第 3.2-7 図に示すルートであり、距離約 13km、徒歩で4 時間程度かかる。</u></p> <p>⑤ 本部長は、プルーム通過後のプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の一時退避場所は、プルーム放出に伴う放射性物質による影響を考慮し、発電所から離隔距離がある島根支社等としている</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<div data-bbox="1745 239 2496 785" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1774 793 2457 827" data-label="Caption"> <p>第 3.2-7 図 発電所構外退避場所及び主要な退避ルート</p> </div>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の一時退避場所は、プルーム放出に伴う放射性物質による影響を考慮し、発電所から離隔距離がある島根支社等としている</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備等について</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の「対策本部」及び「待機場所」における換気設備の運用として、下記に示す「(a)可搬型陽圧化空調機による陽圧化(プルーム通過前)」、「(b)陽圧化装置(空気ポンペ)による陽圧化(プルーム通過中)」、「(c)陽圧化装置(空気ポンペ)から可搬型陽圧化空調機への切替え(プルーム通過後)」を実施する。</u></p> <p><u>また、プルーム通過直後に建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合においては、「(d)可搬型外気取入送風機による通路部のパージ」を別途実施する。</u></p> <p>換気設備運用のイメージを図3.2-10に、プルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像について図3.2-11に示す。また、上記(a)～(d)の操作のタイムチャートを図3.2-13～16に示す。</p> <p>(a) <u>可搬型陽圧化空調機による陽圧化(プルーム通過前)</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、<u>可搬型陽圧化空調機により対策本部及び待機場所の陽圧化を開始する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>5号炉中央制御室換気空調系の送風機及び排風機を停止する。</u> ② <u>5号炉MCR外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ及びMCR非常用外気取入ダンパを閉操作する。</u> ③ <u>5号炉中央制御室換気空調系給排気口に閉止板を取り付ける。</u> ④ <u>可搬型陽圧化空調機を起動し、対策本部及び待機場所の陽圧化を開始する。</u> ⑤ <u>対策本部及び待機場所の差圧計の指示を確認し、陽圧化に必要な差圧が確保できていることを確認する。</u> 		<p>(4) <u>緊急時対策所における換気設備等について</u></p> <p>緊急時対策所における換気設備の運用として、下記に示す「(a)緊急時対策所空気浄化送風機による正圧化(プルーム通過前)」、「(b)緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)による正圧化(プルーム通過中)」、「(c)緊急時対策所正圧化装置(空気ポンペ)から緊急時対策所空気浄化送風機への切替え(プルーム通過後)」を実施する。</p> <p>換気設備運用のイメージを第3.2-9図に、プルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像について第3.2-10図に示す。また、上記(a)～(c)の操作のタイムチャートを第3.2-12～14図に示す。</p> <p>(a) <u>緊急時対策所空気浄化送風機による正圧化(プルーム通過前)</u></p> <p>緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、<u>緊急時対策所空気浄化送風機により緊急時対策所の正圧化を開始する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>空気浄化送風機及び空気浄化フィルタユニットの可搬ダクト及び電源を緊急時対策所に接続する。</u> ② <u>常用換気空調系給気隔離ダンパを閉止し、使用側給気隔離ダンパを調整開とする。</u> ③ <u>使用側の空気浄化送風機を起動し、緊急時対策所の正圧化を開始する。</u> ④ <u>チェンジングエリア排気隔離ダンパ及び排気隔離ダンパにて排気側を調整し、緊急時対策所が正圧化に必要な差圧となっていることを差圧計にて確認する。</u> 	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備及び運用の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) <u>陽圧化装置 (空気ポンペ) による陽圧化 (ブルーム通過中)</u> ブルーム通過時においては、<u>可搬型陽圧化空調機から陽圧化装置 (空気ポンペ) に切替えることにより対策本部及び待機場所への外気の流入を遮断する。</u> 陽圧化装置 (空気ポンペ) による加圧判断のフローチャートは図 3.2-12 に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合において、<u>陽圧化装置 (空気ポンペ) による加圧を開始する。</u></p> <p>①以下の【条件 1-1】及び【条件 1-2】が満たされた場合</p> <div data-bbox="181 699 893 789" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 【条件 1-1】<u>6号炉及び7号炉の炉心損傷及び格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</u> </div> <p style="text-align: center;">及び</p> <div data-bbox="181 842 893 1016" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 【条件 1-2】<u>可搬型モニタリングポスト (5号炉近傍に設置するもの、以下同じ)、可搬型エリアモニタいずれかの線量率の指示が急上昇した場合 (警報発生)</u> </div> <p>②以下の【条件 2-1-1】又は【条件 2-1-2】、及び【条件 2-2-1】又は【条件 2-2-2】が満たされた場合</p> <div data-bbox="225 1157 917 1331" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (どちらか) 【条件 2-1-1】<u>6号炉又は7号炉にて炉心損傷後に格納容器ベント判断</u> 【条件 2-1-2】<u>6号炉又は7号炉にて炉心損傷後に格納容器破損徴候が発生</u> </div> <p style="text-align: center;">及び</p> <div data-bbox="225 1383 917 1558" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (どちらか) 【条件 2-2-1】<u>格納容器ベント実施の直前</u> 【条件 2-2-2】<u>可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタいずれかの線量率の指示が急上昇した場合 (警報発生)</u> </div>		<p>(b) <u>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ) による正圧化 (ブルーム通過中)</u> ブルーム通過時においては、<u>緊急時対策所空気浄化送風機から緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ) に切替えることにより緊急時対策所への外気の流入を遮断する。</u> 緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ) による加圧判断のフローチャートは第 3.2-11 図に示すとおりであり、以下の①②のいずれの場合において、<u>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ) による加圧を開始する。</u></p> <p>①以下の【条件 1-1】及び【条件 1-2】が満たされた場合</p> <div data-bbox="1768 699 2472 789" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 【条件 1-1】<u>2号炉の炉心損傷^{※1}及び格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</u> </div> <p style="text-align: center;">及び</p> <div data-bbox="1768 842 2472 1016" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 【条件 1-2】<u>可搬式モニタリング・ポストの指示値が上昇し 30mGy/h となった場合^{※2}又は可搬式エリア放射線モニタの指示値が上昇し 0.1mSv/h となった場合</u> </div> <p>②以下の【条件 2-1-1】又は【条件 2-1-2】、及び【条件 2-2-1】又は【条件 2-2-2】が満たされた場合</p> <div data-bbox="1813 1157 2504 1373" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (どちらか) 【条件 2-1-1】<u>2号炉にて炉心損傷^{※1}後にサプレッション・プール水位が通常水位+約 1.2m に到達した場合</u> 【条件 2-1-2】<u>2号炉にて炉心損傷^{※1}後に格納容器破損徴候が発生した場合</u> </div> <p style="text-align: center;">及び</p> <div data-bbox="1813 1425 2504 1734" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> (どちらか) 【条件 2-2-1】<u>格納容器ベント実施判断基準であるサプレッション・プール水位が通常水位+約 1.3m 到達の約 20 分前</u> 【条件 2-2-2】<u>可搬式モニタリング・ポストの指示値が上昇し 30mGy/h^{※2}となった場合又は可搬式エリア放射線モニタの指示値が上昇し 0.1mSv/h となった場合</u> </div>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は具体的な指示値を記載</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉はベント実施判断までに空気ポンペによる正圧化を完了するための基準を記載</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は具体的な指示値を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>【条件 2-2-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件 1-2】及び【条件 2-2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は <u>1～2 分</u> で実施可能な設計とするため、最長でも <u>2 分以内</u>※で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※<u>陽圧化装置 (空気ポンペ)</u> は、通常運転時において空気ポンペの元弁を”開”とし、ボンベラック毎に隔離弁を設置する。隔離弁は通常運転時に”閉”としておく。<u>陽圧化装置 (空気ポンペ)</u> 使用時には、各々のボンベラックの隔離弁を事故発生後 24 時間以内に開操作しておき、加圧判断を受けて、<u>対策本部及び待機場所内に設置する給気弁を開操作することで陽圧化が開始可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型陽圧化空調機による対策本部及び待機場所の陽圧化から陽圧化装置 (空気ポンペ) による対策本部及び待機場所の陽圧化への切替えは、陽圧化装置 (空気ポンペ) の起動、可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し、給気口への閉止板取付けにより実施する。また対策本部については差圧制御用排気弁の切替操作を実施する。</u></p> <p><u>対策本部及び待機場所において、仮設ダクトはフック及び結束バンド等により、給気口の閉止板はトグルクランプ等により容易に取付け/取外しが可能な設計とする。</u></p>		<p>※1 <u>格納容器雰囲気放射線モニタで格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合。</u></p> <p>※2 <u>格納容器破損防止の有効性評価「雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損)」(残留熱代替除去系を使用しない場合) において想定するブルーム通過時の敷地内の線量率よりも十分に低い値として 30mGy/h を設定。</u></p> <p>【条件 2-2-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件 1-2】及び【条件 2-2-2】であれば放射性物質が緊急時対策所に到達したことを可搬式エリア放射線モニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は<u>約 5 分</u> で実施可能な設計とするため、最長でも <u>5 分以内</u>※で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※<u>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ)</u> は、通常運転時において空気ポンペの元弁を”開”とし、ボンベラック毎に隔離弁を設置する。隔離弁は通常運転時に”閉”としておく。<u>緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ) 使用時には、各々のボンベラックの隔離弁を事故発生後 24 時間以内に開操作しておき、加圧判断を受けて、緊急時対策所内に設置する給気弁を開操作することで正圧化が開始可能な設計とする。</u></p> <p><u>緊急時対策所空気浄化送風機による緊急時対策所の正圧化から緊急時対策所正圧化装置 (空気ポンペ) による緊急時対策所の正圧化への切替えは、緊急時対策所空気浄化送風機の停止、給排気隔離ダンパの閉止、緊急時対策所空気ポンペ給気弁の開操作及び排気隔離ダンパ開度調整による差圧調整により実施する。</u></p> <p><u>緊急時対策所において、可搬型ダクトは容易に取付け/取外しが可能な設計とする。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>・設備及び運用の相違 【柏崎 6/7】 設備が違うため、切替操作も異なる</p> <p>・設備及び運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉の可搬ダクトは手締めで取付、取外し</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、<u>陽圧化装置（空気ポンベ）給気弁及び差圧調整弁はレバー操作により容易に全開/全閉操作が可能な設計とする。</u>なお、加圧判断後の操作が<u>陽圧化を維持したまま、1～2分</u>で実施が可能であることについては、<u>モックアップ試験等により確認している。</u></p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、<u>5号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタの2種類</u>であるが、設計基準対象設備である<u>モニタリングポスト</u>、<u>気象観測設備</u>、<u>重大事故等対処設備</u>であるその他の場所にて運用する<u>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置</u>についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p><u>陽圧化装置（空気ポンベ）</u>の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <p>① <u>可搬型陽圧化空調機の仮設ダクトを切離し、対策本部及び待機場所への給気口に閉止板を取付けるとともに、陽圧化装置（空気ポンベ）空気給気弁を開操作、加えて対策本部においては差圧調整弁（陽圧化装置（空気ポンベ））を開操作及び差圧調整弁（可搬型陽圧化装置）を閉操作し、対策本部及び待機場所の陽圧化を開始する。</u></p> <p>本操作については、全て<u>対策本部及び待機場所内</u>から操作可能とすることにより、速やかな切替操作を可能とする。</p> <p>② <u>陽圧化状態の差圧確認後に、対策本部及び待機場所外に設置する可搬型陽圧化空調機を停止する。</u></p> <p>③ <u>対策本部においては、差圧確認後に二酸化炭素濃度上昇を防止するために、二酸化炭素吸収装置を装置本体に設置されたスイッチを操作することにより起動する。</u></p>		<p>また、<u>緊急時対策所空気ポンベ給気弁及び排気隔離弁はハンドル操作により容易に全開/全閉操作が可能な設計とする。</u>なお、加圧判断後の操作が<u>正圧化を維持したまま、約5分</u>で実施が可能であることについては、<u>実機試験等により確認する。</u></p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、<u>緊急時対策所近傍に設置する可搬式モニタリング・ポスト、可搬式エリア放射線モニタの2種類</u>であるが、設計基準対象設備である<u>モニタリング・ポスト</u>、<u>気象観測設備</u>、<u>重大事故等対処設備</u>であるその他の場所にて運用する<u>可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置</u>についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p><u>緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）</u>の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <p>① <u>緊急時対策所空気ポンベ給気弁を開操作し、給気隔離ダンパ及び排気隔離ダンパを閉止するとともに、緊急時対策所空気浄化送風機を停止し、緊急時対策所の正圧化を開始する。その後、排気隔離ダンパの開度を調整することで、緊急時対策所内の差圧を管理する。</u></p> <p>本操作については、全て<u>緊急時対策所内</u>から操作可能とすることにより、速やかな切替操作を可能とする。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は実機試験等により確認</p> <p>・設備及び運用の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(c) <u>陽圧化装置(空気ボンベ)から可搬型陽圧化空調機への切替(プルーム通過後)</u></p> <p>陽圧化装置(空気ボンベ)による加圧は、プルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する<u>可搬型モニタリングポスト</u>及び自主対策設備であるモニタリング・ポストの線量率の指示から、プルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p> <p>プルームについては、<u>可搬型モニタリングポスト</u>等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、<u>5号炉原子炉建屋屋上階の階段室近傍(可搬型外気取入送風機の外気吸込場所)</u>に設置する<u>可搬型モニタリングポストの値が0.2mGy/h※を下回った場合に</u>、通過したものと判断する。</p> <p><u>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-9に示す。</u></p> <p>※保守的に<u>0.2mGy/hを0.2mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、$0.2\text{mSv/h} \times 168\text{h} = 33.6\text{mSv} \approx 34\text{mSv}$程度と100mSvに対して十分余裕があり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性評価である約58mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</u></p>		<p>(c) <u>緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)から緊急時対策所空気浄化送風機への切替(プルーム通過後)</u></p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による加圧は、プルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>及び自主対策設備であるモニタリング・ポストの線量率の指示値から、プルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p> <p>プルームについては、<u>可搬式モニタリング・ポスト又は可搬式エリア放射線モニタの線量率の指示値が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、可搬式モニタリング・ポストの値が0.5mGy/h※を下回った場合に</u>、通過したものと判断する。</p> <p><u>可搬式モニタリング・ポストの設置予定位置を第3.2-8図に示す。</u></p> <p>※保守的に<u>0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとした場合の被ばく線量は84mSv(0.5mSv/h×168h)となる。これは、100mSvに対して余裕があり、また、緊急時対策所の居住性評価における1.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="160 218 905 684" style="border: 1px solid black; height: 222px; width: 251px;"></div> <div data-bbox="181 835 875 919" style="text-align: center;"> <p>図 3.2-9 プルーフ通過判断用可搬型モニタリングポスト 設置位置</p> </div>		<div data-bbox="1736 262 2499 772" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1736 835 2499 919" style="text-align: center;"> <p>第 3.2-8 図 プルーフ通過判断用可搬型モニタリング・ポスト 設置位置</p> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>また、自主対策として配備する対策本部用の空気ポンベカードル車については、事前に接続口付近に移動させておき、必要に応じて使用する準備を整えておく。</u></p> <p><u>対策本部及び待機場所の陽圧化を、陽圧化装置（空気ポンベ）による給気から可搬型陽圧化空調機による給気に切替える場合においては、以下の通り、切替操作を行っている間を、陽圧化装置（空気ポンベ）の給気と可搬型陽圧化空調機の給気を並行して行うことにより、対策本部及び待機場所の陽圧化状態を損なわない設計とする。</u></p> <p>① <u>対策本部及び待機場所の内側において、給気口の閉止板を取外し対策本部内に 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機による給気を開始する。</u></p> <p>② <u>対策本部及び待機場所の内側において、差圧調整弁（可搬型陽圧化空調機）を開操作し、差圧調整弁（陽圧化装置（空気ポンベ））を閉操作、陽圧化装置（空気ポンベ）空気給気弁を閉操作する。</u></p> <p><u>対策本部においては、可搬型陽圧化空調機から高気密室給気口への仮設ダクトの接続、高気密室給気口の閉止板取外し、及びその他の高気密室内の弁の操作に必要となる所要時間は 10 分である。これに加え、ブルーム通過直後に建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合※ 1 に、屋外から可搬型陽圧化空調機に直接外気の入取を可能とするための可搬型外気取入送風機、仮設ダクト敷設※ 2 及び可搬型陽圧化空調機の起動操作（10 分）、可搬型陽圧化空調機起動失敗を想定した場合の予備機への切替操作※ 3（10 分）を考慮すると、本操作の所要時間は合計で 30 分となる。 ※ 4</u></p>		<p><u>緊急時対策所の正圧化を、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）による給気から緊急時対策所空気浄化送風機による給気に切替える場合においては、以下の通り、切替操作を行っている間を、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）の給気と緊急時対策所空気浄化送風機の給気を並行して行うことにより、緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。</u></p> <p>① <u>緊急時対策所の内側において、給気隔離ダンパを開操作し緊急時対策所内に緊急時対策所空気浄化送風機による給気を開始する。</u></p> <p>② <u>緊急時対策所の内側において、緊急時対策所正圧化装置（空気ポンベ）の給気弁を閉操作する。</u></p> <p><u>給気隔離ダンパの開操作、緊急時対策所空気浄化送風機起動及びその他の緊急時対策所内の弁の操作に必要となる所要時間は 5 分である。</u></p> <p><u>これに加え、緊急時対策所空気浄化送風機起動失敗を想定した場合の予備機への切替操作※ 1（6 分）を考慮すると、本操作の所要時間は合計で 11 分となる。 ※ 2</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉では、ブルーム通過時には、必要な要員は緊急時対策所に收容し、緊急時対策所の居住性を確保するために必要な容量を有する空気ポンベを設置する（以下、⑧の相違）</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】</p> <p>・設備及び運用の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※1 <u>5号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポストの値と建屋内雰囲気線量の測定結果を比較して判断する。</u></p> <p>※2 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)脇の階段室は1つ上の階層にて屋上出口(図3.2-9)に繋がっており,仮設ダクト敷設長さは約20mとなる。</u></p> <p>※3 <u>可搬型陽圧化空調機はフィルタユニット及びブロワユニットに分割可能であり個々の重量は30kg以下とし,固定架台にはボルトのみの固定とすることで容易に予備機への切替操作が可能な設計とする。</u></p> <p>※4 <u>プルーム通過後の可搬型陽圧化空調機への切替え操作詳細については,「2.4 換気空調系設備について」に示す。</u></p> <p>(d) <u>可搬型外気取入送風機による通路部のパージ</u> <u>プルーム通過直後に5号炉原子炉建屋付属棟内の放射性物質濃度が屋外より高い場合においては,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機を用いて屋外からの外気を直接給気し,放射性物質濃度が屋外より高い屋内エリアの空気を置換できる設計とする。また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機とを連結して運用することで,5号炉原子炉建屋屋上から外気を給気可能な設計とする。</u> <u>本操作は上記(c)項のプルーム通過後に建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合における操作と同様に,可搬型外気取入送風機の起動操作等の所要時間10分に,屋外から外気取入を行うための仮設ダクト敷設10分,予備機への切替操作10分を想定し,合計で30分を考慮することで,床及び壁面に汚染が確認された場合においては,除染を行うこととする。</u></p>		<p>※1 <u>予備の緊急時対策所空気浄化送風機は,緊急時対策所立上げ時に必要となる屋外作業(可搬型ダクト接続等)を実施しておく運用としており,緊急時対策所内で容易に予備機への切替操作が可能な設計とする。</u></p> <p>※2 <u>プルーム通過後の緊急時対策所空気浄化送風機への切替え操作詳細については,「2.4 換気空調系設備について」に示す。</u></p>	<p>・運用の相違 【柏崎6/7】</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>図 3.2-10 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備の運用イメージ</p>		<p>第 3.2-9 図 緊急時対策所における換気設備の運用イメージ</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】</p>
			<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対応開始</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機での陽圧化を開始</p> <p>6号及び7号炉の炉心損傷及び格納容器破損の評価に必要なパラメータ(※2)を監視可能</p> <p>6号及び7号炉のプラントパラメータの傾向監視を実施</p> <p>6号又は7号炉で炉心損傷を確認</p> <p>6号又は7号炉にて格納容器ベントの実施又は格納容器破損徴候を確認(※4)</p> <p>可搬型モニタリングポスト(※1)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エアモニタによる傾向監視(※3)を開始</p> <p>可搬型モニタリングポスト(※1)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エアモニタによる傾向監視(※3)を開始</p> <p>可搬型モニタリングポスト(※1)及び可搬型エア放射線モニタによる傾向監視(※3)を開始</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの指示値が30mGy/hに到達、又は可搬型エア放射線モニタの指示値が0.1mSv/hに到達</p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)による加圧開始</p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)による加圧開始</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト(※1)及び可搬型エア放射線モニタによる傾向監視(※3)を開始</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの指示値が30mGy/hに到達、又は可搬型エア放射線モニタの指示値が0.1mSv/hに到達</p> <p>格納容器ベント実施直前又はいずれかのモニタ値急上昇</p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)による加圧開始</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト(※1)及び可搬型エア放射線モニタによる傾向監視(※3)を開始</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの指示値が30mGy/hに到達、又は可搬型エア放射線モニタの指示値が0.1mSv/hに到達</p> <p>格納容器ベント実施判断基準であるサブプレッション・プール水位が通常水位+約1.3m到達の約20分前</p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)による加圧開始</p> <p>※1 緊急時対策所近傍に設置するもの</p> <p>※2 具体的には以下 炉心損傷の評価 ：格納容器内雰囲気放射線レベル、原子炉水位、原子炉圧力、原子炉圧力容器温度、各種注水設備流量等 格納容器破損の評価 ：格納容器内圧力、ドライウェル雰囲気温度、サブプレッション・チェンバ氣體温度、格納容器内水素濃度、格納容器内酸素濃度、原子炉建屋水素濃度等</p> <p>※3 警報により確実に検知可能</p> <p>※4 格納容器の限界圧力又は限界温度を超過する徴候、原子炉建屋水素濃度が格納容器異常漏えい判断基準に到達する徴候</p>		<p>緊急時対策所対応開始</p> <p>緊急時対策所空気浄化送風機の運転を開始</p> <p>炉心損傷及び格納容器破損の評価に必要なパラメータ(※2)を監視可能</p> <p>プラントパラメータの傾向監視を実施</p> <p>炉心損傷を確認</p> <p>サブプレッション・プール水位が通常水位+約1.2m到達又は格納容器破損徴候(※4)を確認</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト(※1)及び可搬型エア放射線モニタによる傾向監視(※3)を開始</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの指示値が30mGy/hに到達、又は可搬型エア放射線モニタの指示値が0.1mSv/hに到達</p> <p>格納容器ベント実施判断基準であるサブプレッション・プール水位が通常水位+約1.3m到達の約20分前</p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)による加圧開始</p> <p>可搬型モニタリング・ポスト(※1)及び可搬型エア放射線モニタによる傾向監視(※3)を開始</p> <p>可搬型モニタリング・ポストの指示値が30mGy/hに到達、又は可搬型エア放射線モニタの指示値が0.1mSv/hに到達</p> <p>格納容器ベント実施判断基準であるサブプレッション・プール水位が通常水位+約1.3m到達の約20分前</p> <p>緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)による加圧開始</p> <p>※1 緊急時対策所近傍に設置するもの</p> <p>※2 具体的には以下 炉心損傷の評価 ：格納容器内雰囲気放射線レベル、原子炉水位、原子炉圧力、原子炉圧力容器温度、各種注水設備流量等 格納容器破損の評価 ：格納容器内圧力、ドライウェル雰囲気温度、サブプレッション・チェンバ氣體温度、格納容器内水素濃度、格納容器内酸素濃度、原子炉建屋水素濃度等</p> <p>※3 警報により確実に検知可能</p> <p>※4 格納容器の限界圧力又は限界温度を超過する徴候、原子炉建屋水素濃度が格納容器異常漏えい判断基準に到達する徴候</p>	
<p>図 3.2-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ポンプ)による加圧判断のフローチャート</p>		<p>第 3.2-11 図 緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)による加圧判断のフローチャート</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

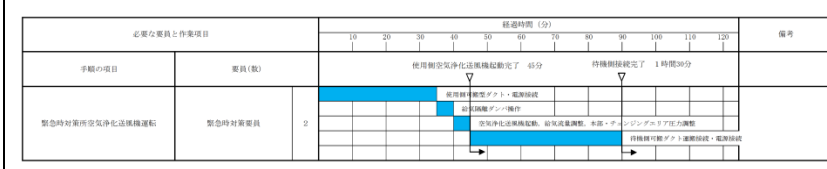
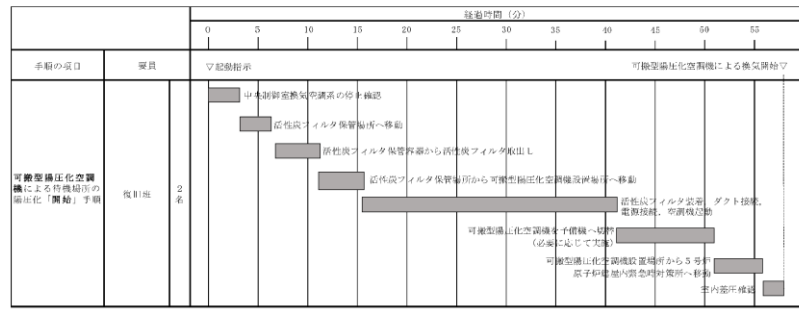
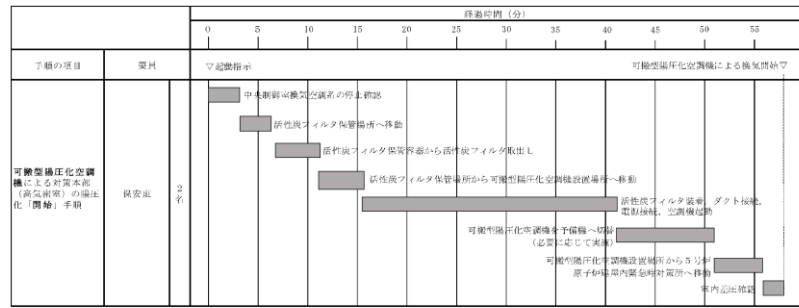


図 3.2-13 可搬型陽圧化空調機により陽圧化する場合 (プルーム通過前) のタイムチャート (操作手順(a))

第 3.2-12 図 緊急時対策所空気浄化送風機により正圧化する場合 (プルーム通過前) のタイムチャート (操作手順(a))

・運用の相違
【柏崎 6/7】

		経過時間(分)						
		0	1	2	3	4	5	6
手順の項目	要員	▽可搬型エアモニタの警報発生 ▽可搬型陽圧化空調機切離し/空気ボンベ陽圧化装置起動 ▽陽圧化状態の確認完了 ▽可搬型陽圧化空調機停止						
可搬型陽圧化空調機による対策本部(高気密室)の陽圧化「停止」手順	保安班 2名		給気口から仮設ダクト取外し	給気口に閉止板取付け	室内差圧確認	通路(可搬型空調機設置場所)へ移動	空調機停止	
陽圧化装置(空気ボンベ)による対策本部(高気密室)の陽圧化「開始」手順	保安班 1名		空気ボンベ陽圧化装置給気第一ノ第二弁開操作	差圧調整用排気弁の切替		室内差圧確認(高気密室内作業)	二酸化炭素採取装置起動	

		経過時間(分)						
		0	1	2	3	4	5	6
手順の項目	要員	▽可搬型エアモニタの警報発生 ▽可搬型陽圧化空調機切離し/空気ボンベ陽圧化装置起動 ▽陽圧化状態の確認完了 ▽可搬型陽圧化空調機停止						
可搬型陽圧化空調機による待機場所の陽圧化「停止」手順	復旧班 2名		給気口から仮設ダクト取外し	高気密室給気口に閉止板取付け	室内差圧確認	通路(可搬型空調機設置場所)へ移動	空調機停止	
陽圧化装置(空気ボンベ)による待機場所の陽圧化「開始」手順	復旧班 1名		空気ボンベ陽圧化装置給気第一ノ第二弁開操作			室内差圧確認		

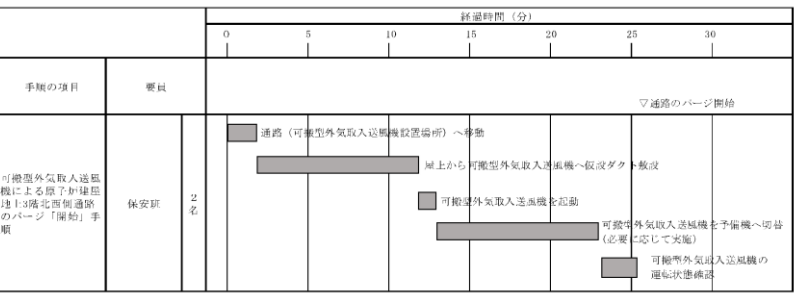
図 3.2-14 陽圧化装置(空気ボンベ)により陽圧化を開始する場合(プルーム通過中)のタイムチャート(操作手順(b))


		経過時間(分)												備考		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
手順の項目	要員(名)	緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による陽圧化														
緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)による陽圧化	緊急時対策要員	1														
		1														
		2														
		1														

第 3.2-13 図 緊急時対策所正圧化装置(空気ボンベ)により正圧化を開始する場合(プルーム通過中)のタイムチャート(操作手順(b))

・運用の相違
【柏崎 6/7】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			<p>備考</p>
<p>図 3.2-15 陽圧化装置 (空気ボンベ) から可搬型陽圧化空調機へ切り替える場合 (プルーム通過後) のタイムチャート (操作手順(c))</p>		<p>第 3.2-14 図 緊急時対策所正圧化装置 (空気ボンベ) から緊急時対策所空気浄化送風機へ切り替える場合 (プルーム通過後) のタイムチャート (操作手順(c))</p> <p>・運用の相違【柏崎 6/7】</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>図 3.2-16 可搬型外気取入送風機による通路部のバypassを開始する場合のタイムチャート(操作手順(d))</p> <p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、5号炉原子炉建屋内、かつ5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化バウンダリに隣接した場所に設営する。また、チェンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し、乾電池内蔵型照明を配備する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1、2に示す。</p> <p>なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部及び待機場所に入室するアクセスルートは2ルート設けることから、使用するアクセスルートに応じてチェンジングエリアを設営する。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、保安班員2名で、南側アクセスルートを使用する場合で約60分、北東側アクセスルートを使用する場合で約90分を想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-3に示す。</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>緊急時対策所には、<u>プルーム通過後など緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止することを目的として、防護具の脱衣、身体サーベイ及び除染を行うための区画として、チェンジングエリアを設ける。</u></p> <p>屋外にて作業を行った現場作業員等が緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p>チェンジングエリアの設置場所及び概略図を第3.3-1図に示す。</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、<u>モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</u></p> <p>チェンジングエリアは、<u>緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</u></p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策所内、かつ緊急時対策所正圧化バウンダリの境界に設営する。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を第3.3-1図に示す。</p> <p>また、<u>チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員1名で20分以内を想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを第3.3-2図に示す。</u></p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ④の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉のチェンジングエリア付近の照明は、全消灯しない</p> <p>・設備及び体制の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、緊急時対策所に入室するルートは1ルートである また、対応要員と所要時間の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 5号炉原子炉建屋南側アクセスルートを使用する場合</p>  <p>5号炉原子炉建屋 3階</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入室ルート 退室ルート ★ 乾電池内蔵型照明 可搬型 空気浄化装置 陽圧化バウンダリ 		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ← 換気設備の空気の流れ ← チェンジングエリアの空気の流れ ← 屋外から緊急時対策所への動線 ← 緊急時対策所から屋外への動線 ← 身体汚染時の動線 	<p>備考</p>
<p>図 3.3-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア 設置場所及び概略図(5号炉原子炉建屋南側アクセスルート)</p>	<p>第 3.3-1 図 緊急時対策所チェンジングエリアの 設置場所及び概略図</p>	<p>第 3.3-1 図 緊急時対策所チェンジングエリア 設置場所及び概略図</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 使用する設備の相違</p>

(2) 5号炉原子炉建屋北東側アクセスルートを使用する場合

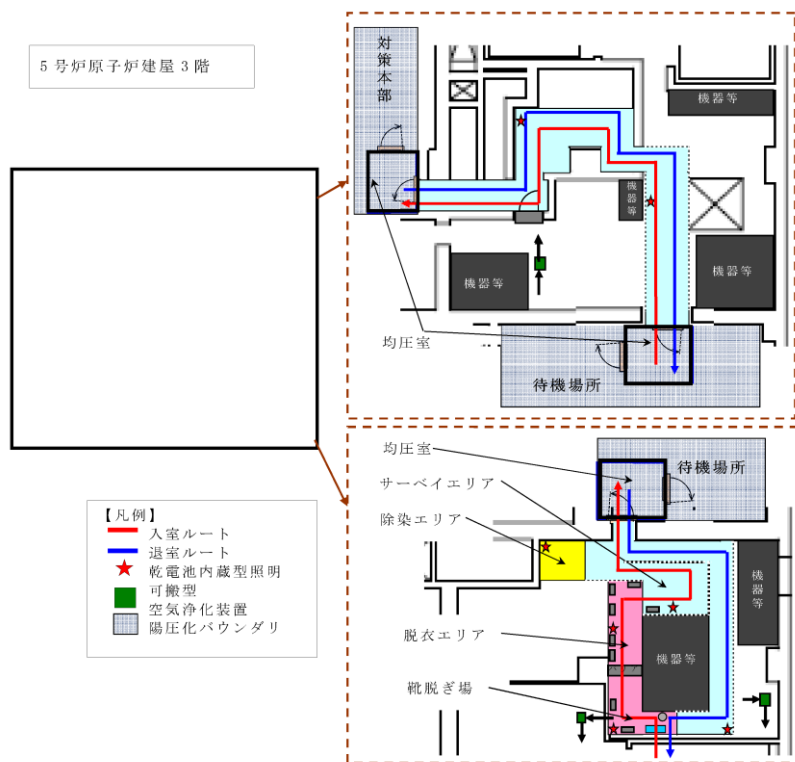


図 3.3-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア設営場所及び概略図(5号炉原子炉建屋北東側アクセスルート)

手順の項目	要員	経過時間(分)																		
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90									
5号炉建屋北東側アクセスルート 緊急時対策所チェンジングエリア設営手帳	南側アクセスルート	保安班	2名	資機材準備	エリア設営															
	北東側アクセスルート	保安班	2名	資機材準備	エリア設営															

※ チェンジングエリアは、南側又は北東側アクセスルートのいずれかを設置する。

図 3.3-3 チェンジングエリアの設営のタイムチャート


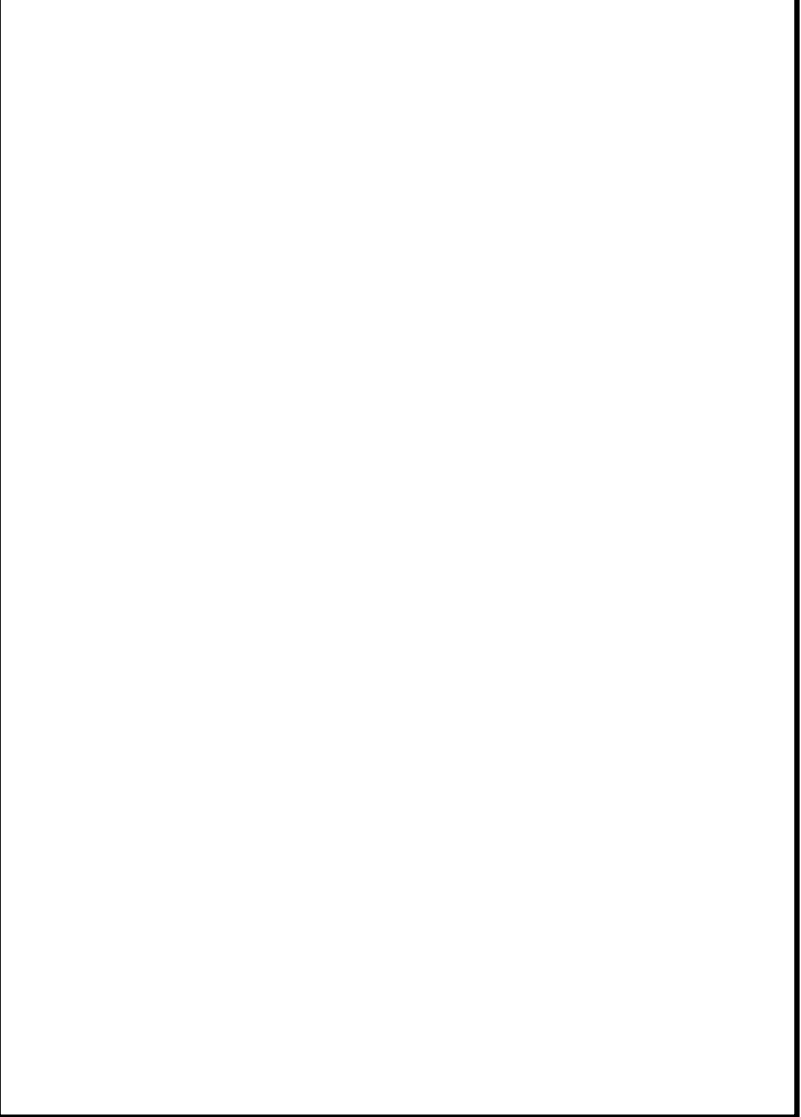
・設備の相違
【柏崎 6/7】
島根 2号炉は、緊急時対策所出入口にチェンジングエリアを設ける

必要作業員と作業項目		経過時間(分)										備考								
本館の項目	要員(名)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90									
緊急時対策所チェンジングエリアの設営	緊急時対策要員	1																		

第 3.3-2 図 チェンジングエリアの設営のタイムチャート

・体制及び運用の相違
【柏崎 6/7】
対応要員と所要時間の相違


柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																		
<p>3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p>a. 資機材</p> <p>緊急時対策所には、少なくとも外部から支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する資機材の数量を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表3.4-1 配備する資機材の数量</p> <table border="1" data-bbox="163 751 902 1407"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射線管理用資機材</td> <td rowspan="3">防護具^{※3}</td> <td>汚染防護服</td> <td>1,890着 180名^{※1}×7日×1.5=1,890</td> </tr> <tr> <td>全面マスク等</td> <td>810個 180名×3日×1.5=810^{※2}</td> </tr> <tr> <td>チャコールフィルタ</td> <td>1,890組 180名×7日×1.5=1,890</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>個人線量計</td> <td>180台 180名</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">サーベイメータ等</td> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>5台 予備を含む</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>8台 予備を含む</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>3台 対策本部及び待機場所に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む</td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリア用資機材</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>資料</td> <td>重大事故対策の検討に必要な資料</td> <td>1式</td> <td>・発電所周辺地図 ・発電所周辺人口関連データ ・主要系統模式図 ・系統図及びプラント配置図等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食料等</td> <td rowspan="2">食料等</td> <td>食料</td> <td>3,780食 180名×7日×3食=3,780</td> </tr> <tr> <td>飲料水 (1.5リットル)</td> <td>2,520本 180名×7日×2本=2,520</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計</td> <td>3台 対策本部及び待機場所に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>3台 対策本部及び待機場所に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>ヨウ素剤</td> <td>1,440錠 180名×(初日2錠+2日目以降1錠/日=8錠)=1,440</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>・乾電池内蔵型照明 ・懐中電灯</td> <td>1式 表3.4-2参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 1~7号炉対応の緊急時対策要員 164名+自衛消防隊 10名+余裕</p> <p>※2: 4日目以降は除染で対応する。</p> <p>※3: 初動態勢時に緊急時対策所に参集する要員 (51名) 分を 5号炉定検事務室又はその近傍の執務及び宿泊場所、並びに第二企業センター又はその近傍の執務及び宿泊場所に配備する。</p>	区分	品目	数量	備考	放射線管理用資機材	防護具 ^{※3}	汚染防護服	1,890着 180名 ^{※1} ×7日×1.5=1,890	全面マスク等	810個 180名×3日×1.5=810 ^{※2}	チャコールフィルタ	1,890組 180名×7日×1.5=1,890	個人線量計	個人線量計	180台 180名	サーベイメータ等	GM汚染サーベイメータ	5台 予備を含む	電離箱サーベイメータ	8台 予備を含む	可搬型エリアモニタ	3台 対策本部及び待機場所に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む	チェンジングエリア用資機材	1式	資料	重大事故対策の検討に必要な資料	1式	・発電所周辺地図 ・発電所周辺人口関連データ ・主要系統模式図 ・系統図及びプラント配置図等	食料等	食料等	食料	3,780食 180名×7日×3食=3,780	飲料水 (1.5リットル)	2,520本 180名×7日×2本=2,520	その他	酸素濃度計	酸素濃度計	3台 対策本部及び待機場所に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	3台 対策本部及び待機場所に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む	ヨウ素剤	ヨウ素剤	1,440錠 180名×(初日2錠+2日目以降1錠/日=8錠)=1,440	照明	・乾電池内蔵型照明 ・懐中電灯	1式 表3.4-2参照	<p>3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p>緊急時対策所建屋には、少なくとも外部からの支援なし7日間の活動を可能とするため、資機材等を配備する。</p> <p>配備する資機材等を第3.4-1表に、保管スペースを第3.4-1図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3.4-1表 配備する資機材等</p> <p>(注)今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</p> <table border="1" data-bbox="952 751 1703 1234"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射線管理用資機材</td> <td>タイベック</td> <td>1,166</td> <td>着</td> <td>111名×7日×1.5倍=1166.5着→1,166着</td> </tr> <tr> <td>アノラック</td> <td>462</td> <td>着</td> <td>44名^{※1}×7日×1.5倍</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>333</td> <td>個</td> <td>111名×2日^{※2}×1.5倍</td> </tr> <tr> <td>チャコールフィルタ</td> <td>2,332</td> <td>個</td> <td>111名×7日×2倍^{※3}×1.5倍=2,331個→2,332個</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>333</td> <td>台</td> <td>111名×2台×1.5</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>5</td> <td>台</td> <td>2台+3台(予備)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>5</td> <td>台</td> <td>4台+1台(予備)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> <td>2</td> <td>台</td> <td>1台+1台(予備)</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリング・ポスト^{※4}</td> <td>2</td> <td>台</td> <td>1台+1台(予備)</td> </tr> <tr> <td>ダストサンブラ</td> <td>2</td> <td>台</td> <td>1台+1台(予備)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">資料</td> <td>発電所周辺地図</td> <td>1</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電所周辺人口関連データ</td> <td>1</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主要系統模式図</td> <td>1</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統図及びプラント配置図</td> <td>1</td> <td>式</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計器</td> <td>酸素濃度計</td> <td>2</td> <td>台</td> <td>予備含む</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2</td> <td>台</td> <td>予備含む</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食料等</td> <td>食料</td> <td>2,331</td> <td>食</td> <td>111名×3食×7日</td> </tr> <tr> <td>飲料水 (1.5ℓ/本)</td> <td>1,554</td> <td>本</td> <td>111名×2本×7日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数</p> <p>※2 3日目以降は除染で対応する。</p> <p>※3 2個を1セットで使用する。</p> <p>※4 「監視測定設備」と兼用</p>	区分	品名	数量	単位	備考	放射線管理用資機材	タイベック	1,166	着	111名×7日×1.5倍=1166.5着→1,166着	アノラック	462	着	44名 ^{※1} ×7日×1.5倍	全面マスク	333	個	111名×2日 ^{※2} ×1.5倍	チャコールフィルタ	2,332	個	111名×7日×2倍 ^{※3} ×1.5倍=2,331個→2,332個	個人線量計	333	台	111名×2台×1.5	GM汚染サーベイメータ	5	台	2台+3台(予備)	電離箱サーベイメータ	5	台	4台+1台(予備)	緊急時対策所エリアモニタ	2	台	1台+1台(予備)	可搬型モニタリング・ポスト ^{※4}	2	台	1台+1台(予備)	ダストサンブラ	2	台	1台+1台(予備)	資料	発電所周辺地図	1	式		発電所周辺人口関連データ	1	式		主要系統模式図	1	式		系統図及びプラント配置図	1	式		計器	酸素濃度計	2	台	予備含む	二酸化炭素濃度計	2	台	予備含む	食料等	食料	2,331	食	111名×3食×7日	飲料水 (1.5ℓ/本)	1,554	本	111名×2本×7日	<p>3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について</p> <p>a. 資機材</p> <p>緊急時対策所には、少なくとも外部から支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないよう緊急時対策所正圧化バウンダリに配備する。また、チェンジングエリア用資機材は汚染が付着しないようポリシート等であらかじめ養生し、チェンジングエリアに配備する。緊急時対策所に配備する資機材の数量を第3.4-1表に、資機材保管場所を第3.4-1図に示す。</p> <p style="text-align: center;">第3.4-1表 配備する資機材の数量</p> <table border="1" data-bbox="1795 751 2436 1501"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射線管理用資機材</td> <td rowspan="3">防護具^{※3}</td> <td>汚染防護服</td> <td>1,155着 110名^{※1}×7日×1.5=1,155</td> </tr> <tr> <td>全面マスク等</td> <td>495個 110名×3日×1.5=495^{※2}</td> </tr> <tr> <td>チャコールフィルタ</td> <td>1,155組 110名×7日×1.5=1,155</td> </tr> <tr> <td>個人線量計</td> <td>個人線量計</td> <td>110台 110名</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">サーベイメータ等</td> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>4台 予備を含む</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>5台 予備を含む</td> </tr> <tr> <td>可搬式エリア放射線モニタ</td> <td>2台 緊急時対策本部に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む</td> </tr> <tr> <td>ダストサンブラ</td> <td>2台 予備を含む</td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリア用資機材</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資料</td> <td>重大事故対策の検討に必要な資料</td> <td>1式</td> <td>・発電所周辺地図 ・発電所周辺人口関連データ ・主要系統模式図 ・系統図及びプラント配置図等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食料等</td> <td rowspan="2">食料等</td> <td>食料</td> <td>2,310食 110名×7日×3食=2,310</td> </tr> <tr> <td>飲料水 (1.5リットル)</td> <td>1,540本 110名×7日×2本=1,540</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計</td> <td>2台 緊急時対策本部に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2台 緊急時対策本部に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む</td> </tr> <tr> <td>安定よう素剤</td> <td>安定よう素剤</td> <td>880錠 110名×8錠(初日2錠+2日目以降1錠/日)=880</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>・LEDライト ・懐中電灯等</td> <td>1式 第3.4-2表参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 110名 (1号及び2号炉対応の緊急時対策要員 77名+自衛消防隊 15名+運転員 9名+余裕)</p> <p>※2: 4日目以降は除染で対応する。</p> <p>※3: 初動態勢時に緊急時対策所に参集する要員 (38名) 分を執務室、宿泊場所等に配備する。</p>	区分	品目	数量	備考	放射線管理用資機材	防護具 ^{※3}	汚染防護服	1,155着 110名 ^{※1} ×7日×1.5=1,155	全面マスク等	495個 110名×3日×1.5=495 ^{※2}	チャコールフィルタ	1,155組 110名×7日×1.5=1,155	個人線量計	個人線量計	110台 110名	サーベイメータ等	GM汚染サーベイメータ	4台 予備を含む	電離箱サーベイメータ	5台 予備を含む	可搬式エリア放射線モニタ	2台 緊急時対策本部に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む	ダストサンブラ	2台 予備を含む	チェンジングエリア用資機材	1式		資料	重大事故対策の検討に必要な資料	1式	・発電所周辺地図 ・発電所周辺人口関連データ ・主要系統模式図 ・系統図及びプラント配置図等	食料等	食料等	食料	2,310食 110名×7日×3食=2,310	飲料水 (1.5リットル)	1,540本 110名×7日×2本=1,540	その他	酸素濃度計	酸素濃度計	2台 緊急時対策本部に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	2台 緊急時対策本部に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む	安定よう素剤	安定よう素剤	880錠 110名×8錠(初日2錠+2日目以降1錠/日)=880	照明	・LEDライト ・懐中電灯等	1式 第3.4-2表参照	<p>・体制の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉の原子力防災組織体制に基づく数量を記載する</p>
区分	品目	数量	備考																																																																																																																																																																																		
放射線管理用資機材	防護具 ^{※3}	汚染防護服	1,890着 180名 ^{※1} ×7日×1.5=1,890																																																																																																																																																																																		
		全面マスク等	810個 180名×3日×1.5=810 ^{※2}																																																																																																																																																																																		
		チャコールフィルタ	1,890組 180名×7日×1.5=1,890																																																																																																																																																																																		
	個人線量計	個人線量計	180台 180名																																																																																																																																																																																		
	サーベイメータ等	GM汚染サーベイメータ	5台 予備を含む																																																																																																																																																																																		
		電離箱サーベイメータ	8台 予備を含む																																																																																																																																																																																		
		可搬型エリアモニタ	3台 対策本部及び待機場所に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む																																																																																																																																																																																		
		チェンジングエリア用資機材	1式																																																																																																																																																																																		
	資料	重大事故対策の検討に必要な資料	1式	・発電所周辺地図 ・発電所周辺人口関連データ ・主要系統模式図 ・系統図及びプラント配置図等																																																																																																																																																																																	
	食料等	食料等	食料	3,780食 180名×7日×3食=3,780																																																																																																																																																																																	
飲料水 (1.5リットル)			2,520本 180名×7日×2本=2,520																																																																																																																																																																																		
その他	酸素濃度計	酸素濃度計	3台 対策本部及び待機場所に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む																																																																																																																																																																																		
	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	3台 対策本部及び待機場所に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む																																																																																																																																																																																		
	ヨウ素剤	ヨウ素剤	1,440錠 180名×(初日2錠+2日目以降1錠/日=8錠)=1,440																																																																																																																																																																																		
	照明	・乾電池内蔵型照明 ・懐中電灯	1式 表3.4-2参照																																																																																																																																																																																		
区分	品名	数量	単位	備考																																																																																																																																																																																	
放射線管理用資機材	タイベック	1,166	着	111名×7日×1.5倍=1166.5着→1,166着																																																																																																																																																																																	
	アノラック	462	着	44名 ^{※1} ×7日×1.5倍																																																																																																																																																																																	
	全面マスク	333	個	111名×2日 ^{※2} ×1.5倍																																																																																																																																																																																	
	チャコールフィルタ	2,332	個	111名×7日×2倍 ^{※3} ×1.5倍=2,331個→2,332個																																																																																																																																																																																	
	個人線量計	333	台	111名×2台×1.5																																																																																																																																																																																	
	GM汚染サーベイメータ	5	台	2台+3台(予備)																																																																																																																																																																																	
	電離箱サーベイメータ	5	台	4台+1台(予備)																																																																																																																																																																																	
	緊急時対策所エリアモニタ	2	台	1台+1台(予備)																																																																																																																																																																																	
	可搬型モニタリング・ポスト ^{※4}	2	台	1台+1台(予備)																																																																																																																																																																																	
	ダストサンブラ	2	台	1台+1台(予備)																																																																																																																																																																																	
資料	発電所周辺地図	1	式																																																																																																																																																																																		
	発電所周辺人口関連データ	1	式																																																																																																																																																																																		
	主要系統模式図	1	式																																																																																																																																																																																		
	系統図及びプラント配置図	1	式																																																																																																																																																																																		
計器	酸素濃度計	2	台	予備含む																																																																																																																																																																																	
	二酸化炭素濃度計	2	台	予備含む																																																																																																																																																																																	
食料等	食料	2,331	食	111名×3食×7日																																																																																																																																																																																	
	飲料水 (1.5ℓ/本)	1,554	本	111名×2本×7日																																																																																																																																																																																	
区分	品目	数量	備考																																																																																																																																																																																		
放射線管理用資機材	防護具 ^{※3}	汚染防護服	1,155着 110名 ^{※1} ×7日×1.5=1,155																																																																																																																																																																																		
		全面マスク等	495個 110名×3日×1.5=495 ^{※2}																																																																																																																																																																																		
		チャコールフィルタ	1,155組 110名×7日×1.5=1,155																																																																																																																																																																																		
	個人線量計	個人線量計	110台 110名																																																																																																																																																																																		
	サーベイメータ等	GM汚染サーベイメータ	4台 予備を含む																																																																																																																																																																																		
		電離箱サーベイメータ	5台 予備を含む																																																																																																																																																																																		
		可搬式エリア放射線モニタ	2台 緊急時対策本部に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む																																																																																																																																																																																		
		ダストサンブラ	2台 予備を含む																																																																																																																																																																																		
	チェンジングエリア用資機材	1式																																																																																																																																																																																			
	資料	重大事故対策の検討に必要な資料	1式	・発電所周辺地図 ・発電所周辺人口関連データ ・主要系統模式図 ・系統図及びプラント配置図等																																																																																																																																																																																	
食料等	食料等	食料	2,310食 110名×7日×3食=2,310																																																																																																																																																																																		
		飲料水 (1.5リットル)	1,540本 110名×7日×2本=1,540																																																																																																																																																																																		
その他	酸素濃度計	酸素濃度計	2台 緊急時対策本部に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む																																																																																																																																																																																		
	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計	2台 緊急時対策本部に重大事故等対処設備として設置する。予備を含む																																																																																																																																																																																		
	安定よう素剤	安定よう素剤	880錠 110名×8錠(初日2錠+2日目以降1錠/日)=880																																																																																																																																																																																		
	照明	・LEDライト ・懐中電灯等	1式 第3.4-2表参照																																																																																																																																																																																		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p data-bbox="201 233 439 254">5号炉原子炉建屋 地上3階</p> <p data-bbox="647 247 884 296">〔対策本部内にブルーム通過時を考慮し、約1日分を確保〕</p> <p data-bbox="172 317 914 338">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</p>  <p data-bbox="172 1283 914 1367">図 3.4-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 資機材保管場所の位置及び調達経路</p>	 <p data-bbox="1041 1283 1605 1318">第 3.4-1 図 配備する主な資機材等の保管場所</p>	 <p data-bbox="1863 1283 2377 1318">第 3.4-1 図 緊急時対策所資機材保管場所</p>	備考

緊急時対策所には、緊急時対策所エリアモニタ（可搬型）を配備し、重大事故等発生時に緊急時対策所室内に設置し、緊急時対策所の線量率を監視、測定する。また、当該緊急時対策所エリアモニタは、プルーム放出後の緊急時対策所への到達及び通過の時期を把握して、換気設備の運転変更や加圧設備への切り替えの判断に使用する。

緊急時対策所エリアモニタの仕様を第 3.4-2 表に示す。


第 3.4-2 表 緊急時対策所エリアモニタの仕様

名称	検出器の種類	計測範囲	配備場所	台数
 緊急時対策所 エリアモニタ	半導体式検出器	B, G ~ 999.9mSv/h	緊急時対策所	1 (予備 1)

緊急時対策所には、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を配備し、対策要員の活動に支障がない範囲にあることを把握できるようにする。

酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の仕様を第 3.4-3 表に示す。

第 3.4-3 表 酸素濃度系および二酸化炭素濃度系の使用

機器名称及び外観	仕様等	
 酸素濃度計	検知原理	ガルバニ電池式
	検知範囲	0.0~40.0vol%
	表示精度	±0.1vol%
	電源	電 源：乾電池（単四×2本） 測定可能時間：約 3,000 時間 （乾電池切れの場合、乾電池交換を実施する。）
	個数	1（予備 1）
 二酸化炭素濃度計	検知原理	NDIR（非分散型赤外線）
	検知範囲	0.0~5.0vol%
	表示精度	±3.0%F.S
	電源	電 源：乾電池（単三×4本） 測定可能時間：約 12 時間 （乾電池切れの場合、乾電池交換を実施する。）
	個数	1（予備 1）

緊急時対策所エリアモニタ及び酸素濃度計、二酸化炭素濃度計の配置を第 3.4-2 図に示す。

・記載表現の相違
【東海第二】
 「5.2 (2) 及び (4)」
 に記載する

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)及び5号炉原子炉建屋内アクセスルート上に非常用照明、常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</u></p> <p><u>非常用照明(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)を除く)は5号炉非常用所内電源設備から、常用照明は5号炉常用所内電源設備から、直流非常灯は5号炉非常用直流電源設備から給電可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内に設置する非常用照明及び蓄電池内蔵型照明は、外部電源が喪失した際に必要な照明が確保できるよう、6号及び7号炉非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とし、全交流動力電源喪失時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電可能な設計とする。</u></p> <p>図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p>	<div data-bbox="943 210 1709 646" style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div> <p>※設置場所については今後の訓練等により変更となる可能性あり</p> <p>第3.4-2図 エリアモニタ及び酸素濃度計、二酸化炭素濃度計の配置場所</p>	<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、<u>緊急時対策所に非常用照明及び電源内蔵型照明を設置する設計とする。</u></p> <p><u>非常用照明及び電源内蔵型照明は非常用所内電気設備から給電可能な設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所内に設置する非常用照明及び電源内蔵型照明は、外部電源が喪失した際に必要な照明が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とし、全交流動力電源喪失時に緊急時対策所用発電機から給電可能な設計とする。</u></p> <p>第3.4-2図に照明装置、第3.4-3図に照明配置図を示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違, 島根は非常用照明及び電源内蔵型照明のみ設置している</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違, 島根は非常用所内電気設備に接続している設備のみ記載</p>





柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <div data-bbox="578 220 845 430" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>直流非常灯 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定格電圧：直流 110V ・ 床面 1ルクス以上 (設計値) (非常灯：床面 1ルクス以上) ・ 点灯可能時間：12 時間以上 (全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間として想定する 70 分以上点灯が必要) </div> <div data-bbox="172 640 430 934" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>蓄電池内蔵型照明 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定格電圧：交流 100V ・ 点灯可能時間：12 時間以上 (全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間として想定する 70 分以上点灯が必要) </div> <div data-bbox="460 808 905 1081" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>非常用照明 (蛍光灯) 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定格電圧：交流 100V (常用照明の仕様は非常用照明と同じ) ・ 中央制御室： <ul style="list-style-type: none"> ペンチ盤操作部エリア：1,000 ルクス(設計値) 鉛直にある計器面：300~400 ルクス(設計値) <p>【参考】事務所衛生基準規則による基準 精密な作業 300 ルクス以上</p> </div>		 <div data-bbox="1751 472 2092 871" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>非常用照明 (電源内蔵型) 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定格電圧：交流 100V ・ 緊急時対策所 緊急時対策本部エリア： 交流電源時：500 ルクス以上 (床上 0.8m) (設計値及び実測値) ・ バッテリ駆動時：60 ルクス以上 (設計値) ・ 点灯可能時間：1 時間以上 (全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が緊急時対策所用発電機から開始されるまでの間として想定する 60 分以上点灯が必要) <p>【参考】JIS Z9110 による基準 集中監視室 500 ルクス以上</p> </div>  <div data-bbox="2151 472 2478 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>非常用照明 (蛍光灯等) 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定格電圧：交流 100V </div>  <div data-bbox="2151 871 2478 1081" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>電源内蔵型照明 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定格電圧：交流 100V ・ 点灯可能時間：8 時間以上 (全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が緊急時対策所用発電機から開始されるまでの間として想定する 60 分以上点灯が必要) </div>	<p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 採用している照明設備の相違</p>

図 3.4-2 照明装置

第 3.4-2 図 照明装置

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="163 226 911 674" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="371 1375 697 1411" data-label="Caption"> <p>図 3.4-3 照明配置図(1/4)</p> </div>		<div data-bbox="1736 218 2496 1341" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1958 1375 2270 1411" data-label="Caption"> <p>第 3.4-3 図 照明配置図</p> </div>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			
<p>図 3. 4-3 照明配置図 (2/4)</p>			
			
<p>図 3. 4-3 照明配置図 (3/4)</p>			
			
<p>図 3. 4-3 照明配置図 (4/4)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等に対処するために、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に非常用照明及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</u></p> <p>また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)及び5号炉原子炉建屋内アクセスルートに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>さらに乾電池内蔵型照明(ランタンタイプLEDライト)が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明(ヘッドライト(ヘルメット装着用))及び懐中電灯を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に保管する設計とする。</u></p> <p>表3.4-2に<u>乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様</u>、<u>図3.4-4に乾電池内蔵型照明を用いた現場状況</u>、<u>図3.4-5に照明配置図</u>を示す。</p> <p><u>※ 照度：1ルクス以上(建築基準施行令)</u></p>		<p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等に対処するために、<u>緊急時対策所に非常用照明及び電源内蔵型照明を設置する設計とする。</u></p> <p>また、<u>緊急時対策所に参集する要員のため、可搬型照明として、懐中電灯及びヘッドライトを免震重要棟に保管し、必要な照度※を確保できる設計とする。</u></p> <p><u>さらに懐中電灯及びLEDライト(ランタンタイプ)を緊急時対策所に保管する設計とする。</u></p> <p>第3.4-2表に<u>可搬型照明の保管場所、数量及び仕様</u>、<u>第3.4-4図に可搬型照明を用いた現場状況</u>を示す。</p> <p><u>※ 照度：1ルクス以上(建築基準法施行令)</u></p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p> <p>保管場所、数量及び仕様の相違</p>

表 3.4-2 乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様

	保管場所	数量	仕様
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)	60個 ^{※1} (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所現場要員待機場所6個+5号炉原子炉建屋内アクセスルート44個+予備10個)	電源：乾電池(単一×3) 点灯可能時間：約72時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。) なお、7日間使用可能なように乾電池(単一×300)を配備する。
	5号炉定検事務室又はその近傍に設置する執務場所又は宿泊場所	50個 ^{※1} (原子力防災組織の初動態勢時に緊急時対策所に参集する要員のうち5号炉定検事務室又はその近傍で執務及び宿泊する要員22名)	電源：乾電池(単三×3) 点灯可能時間：約10時間
	第二企業センター又はその近傍に設置する執務場所又は宿泊場所	50個 ^{※1} (原子力防災組織の初動態勢時に緊急時対策所に参集する要員のうち第二企業センター又はその近傍で執務及び宿泊する要員29名)	
	5号炉定検事務室又はその近傍に設置する執務場所又は宿泊場所	30個 ^{※1} (原子力防災組織の初動態勢時に緊急時対策所に参集する要員のうち5号炉定検事務室又はその近傍で執務及び宿泊する要員22名)	
	第二企業センター又はその近傍に設置する執務場所又は宿泊場所	50個 ^{※1} (原子力防災組織の初動態勢時に緊急時対策所に参集する要員のうち第二企業センター又はその近傍で執務及び宿泊する要員29名)	
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)	70個 ^{※1} (現場要員90名のうち、5号炉定検事務室又はその近傍で執務及び宿泊する要員22名を除く68名)	

※1. 個数(予備数を含む)については、運用を考慮し今後変更となる場合がある。

第 3.4-2 表 可搬型照明の保管場所、数量及び仕様

種類	保管場所	数量	仕様(参考値)
	緊急時対策所(対策本部)	43個(緊急時対策所(対策本部)の初動対応要員分38個+予備5個)	電源：乾電池(単三) 点灯可能時間：約11時間
	免震重要棟	38個(初動体制時に緊急時対策所に参集する要員のうち免震重要棟で宿泊する要員分34個+予備4個)	
	第1チェックポイント	3個(初動体制時に緊急時対策所に参集する要員のうち第1チェックポイントで当直する要員分2個+予備1個)	
	緊急時対策所(対策本部)	9個(緊急時対策所(対策本部)の初動対応要員分7個+予備2個)	電源：乾電池(単三) 点灯可能時間：約29時間
	免震重要棟	38個(初動体制時に緊急時対策所に参集する要員のうち免震重要棟で宿泊する要員分34個+予備4個)	電源：乾電池(単四) 点灯可能時間：約20時間
	第1チェックポイント	3個(初動体制時に緊急時対策所に参集する要員のうち第1チェックポイントで当直する要員分2個+予備1個)	

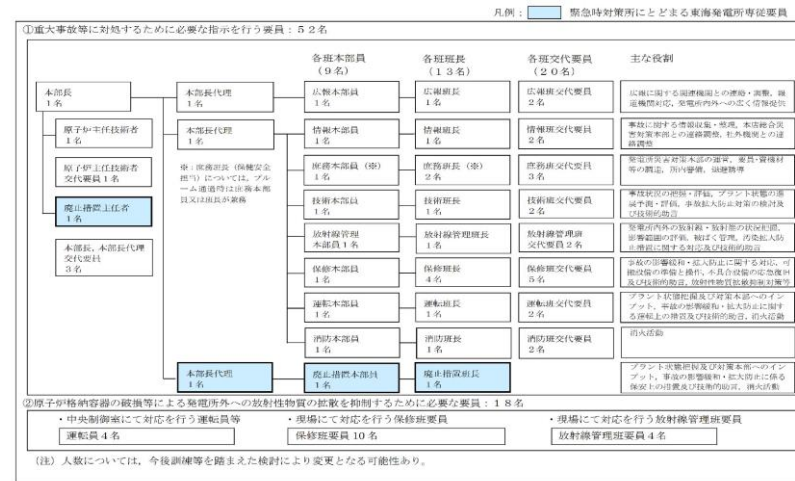
※保管場所、数量、仕様については、今後の検討により変更となる可能性がある。

・設備の相違
【柏崎6/7】
保管場所、数量及び仕様の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 現場要員待機場所 (5ルクス)</p>  <p>2. 階段 (5ルクス)</p>  <p>3. 通路 (原子炉建屋1階) (3ルクス)</p>  <p>※貼付画像については、印刷仕上がり時に照明確認時点と同様の雰囲気となるよう補正を施してあります。</p> <p>図 3.4-4 乾電池内蔵型照明</p>		<p>緊急時対策所入口 (屋外で懐中電灯を点灯 6ルクス)</p>  <p>緊急時対策所 対策本部 (電力の供給が緊急時対策所用発電機から開始されるまでの非常用照明 (電源内蔵型) 及び、電源内蔵型照明点灯時にランタンを使用 60ルクス)</p>  <p>第 3.4-4 図 可搬型照明を用いた現場状況</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違 保管場所, 数量及び仕様 の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			
<p data-bbox="368 705 694 737">図 3. 4-5 照明配置図 (1/4)</p>			
			
<p data-bbox="368 1289 694 1320">図 3. 4-5 照明配置図 (2/4)</p>			
			
<p data-bbox="368 1873 694 1904">図 3. 4-5 照明配置図 (3/4)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="172 226 902 667" style="border: 1px solid black; height: 210px; width: 246px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="371 705 694 737" style="text-align: center;">図 3. 4-5 照明配置図(4/4)</div>	<p>3.5 廃止措置中の東海発電所の事故対応が同時発生した場合について</p> <p><u>緊急時対策所は、東海第二発電所の重大事故発生時に廃止措置中の東海発電所双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があります、総合的な管理を行うことによって安全性の向上が図れることから、東海第二発電所及び廃止措置中の東海発電所で共用することとし、共用した場合においても廃止措置中の東海発電所の災害対策要員を収容できるスペースを確保する。</u></p> <p><u>また、プルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、東海第二発電所重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員、合計66名に加え、廃止措置中の東海発電所の災害対策要員として4名の合計70名を想定している。</u></p> <p><u>なお、廃止措置中の東海発電所の事故対応に必要な資機材等は、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を除き、廃止措置中の東海発電所専用に確保するとともに、これらの設備については、廃止措置中の東海発電所において同時に通信・通話するために必要な仕様を満足する設備とすることで東海第二発電所へ影響を及ぼすことはない。</u></p>		<p>・設備の相違 【東海第二】 ②の相違</p>



第 3.5-1 図 緊急時対策所 必要要員の考え方
(廃止措置中の東海発電所の事故対応が同時発生した場合)

	事故発生、拡大	炉心露出、損傷、溶融	ブルーム通過	ブルーム通過後
防災対策	災害対策本部体制による事故収束活動		ブルーム通過前	ブルーム通過後
中央制御室 (現場対応含む)	事故拡大防止、炉心損傷防止活動、格納容器破損防止活動	緊急時対策所(4)	緊急時対策所(4)	事故拡大防止、 放射性物質抑制防止活動
	当直(運転員)(7)	【中央制御室待機要員】当直(運転員)(3)	当直(運転員)(7)	
	運転員(3)	退避(3)	退避(1)	重大事故等対応要員 (運転員)(3)
	格納容器破損防止活動	退避(1)		格納容器破損防止活動
重大事故等 現場 対応要員	格納容器破損防止活動、炉心損傷防止活動、 (電源喪失、圧水等)、放射性物質拡散抑制活動	格納容器破損防止活動 【中央制御室待機要員】 重大事故等対応要員(3)	格納容器破損防止活動 【中央制御室待機要員】 重大事故等対応要員(3)	格納容器破損防止活動 (電源喪失、圧水等)、 放射性物質拡散抑制活動
	重大事故等対応要員 (保修班 班員(20))	緊急時対策所(10)	緊急時対策所(10)	重大事故等対応要員 (保修班 班員)(10)
	モニタリング 要員	炉内モニタリング、可搬型モニタ設置	緊急時対策所(4)	モニタリング要員 (放射線管理班 班員(4))
東海 現場 緊急時対策所	災害対策要員 (保正班班員(3)、放射線管理班 班員(4)、保修班 班員(4))	退避(10)	退避(10)	東海発電所災害対策本部要員(1)
	東海発電所災害対策本部要員(37)	退避(14)	退避(14)	東海第二災害対策本部要員(48)
	東海第二災害対策本部要員(48)	【緊急時対策所】 東二本部要員(24)、 東二本部交種要員(24)	【緊急時対策所】 東二本部要員(24)、 東二本部交種要員(24)	東海第二災害対策本部要員(48)
	【計 83】	【計 83】	【計 70】	【計 52】
発電所外	交代・待機要員			必要要員

※上記の災害対策要員の他に、初期消火活動に当たる自衛消防隊員 22 名(東海第二専従及び東海発電所専従)が発電所内に常駐している。ブルーム通過中は発電所外に待機するが、ブルーム通過後は発電所に常駐する。また、オフサイトセンターに派遣されたオフサイトセンター派遣者 8 名が発電所外で活動している。

※要員数については、今後の訓練及び東海発電所の廃止措置工事の進捗を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

第 3.5-2 図 緊急時対策所 事故発生から
ブルーム通過後までの要員の動き
(廃止措置中の東海発電所の事故対応が同時発生した場合)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、またこれら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住性を確保するための設備 ・ 必要な情報を把握できる設備 ・ 通信連絡設備 ・ 電源設備 <p><u>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への対策要員の参集及び交替のため、重大事故等への対処のための現場出向や可搬型重大事故等対処設備の運搬のため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を設置する5号炉原子炉建屋内のアクセスルートを確認する必要がある。設備と併せて、アクセスルートについての耐震設計方針も示す</u></p> <p><u>なお、緊急時対策所が設置される5号炉原子炉建屋については、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。5号炉原子炉建屋の耐震成立性の見通しについては、本補足説明資料「5.15 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の耐震設計について」で示す。</u></p> <p><u>※ 1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）とで構成される。なお以下では、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の両方をまとめて扱う場合、単に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と呼称する。</u></p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p><u>緊急時対策所に必要な機能として、第4-1表に示す設備がある。これら必要な機能に対して、基準地震動 Ss による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する、又は適切に固縛、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動 Ss による地震力に対し、機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、またこれら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居住性を確保するための設備 ・ 必要な情報を把握できる設備 ・ 通信連絡設備 ・ 電源設備 	<p>備考</p> <p>・ 設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																		
<p>(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能と主要設備について</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</u>、及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</u>の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p><u>表4-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能と主要設備</u></p> <table border="1" data-bbox="160 527 911 1312"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備</td> <td> <p>【対策本部】 対策本部遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、陽圧化装置(配管・弁)、二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ</p> <p>【待機場所】 待機場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、陽圧化装置(配管・弁)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ</p> </td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td> <p>【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン*1</p> <p>発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> <p>【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備*2</p> </td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>【対策本部】 安全パラメータ表示システム(SPDS)</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: <u>5号炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において、対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設置する。</u></p> <p>※2: <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所本部と待機場所間の通信連絡を行うために設置する設計とする。</u></p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備	<p>【対策本部】 対策本部遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、陽圧化装置(配管・弁)、二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ</p> <p>【待機場所】 待機場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、陽圧化装置(配管・弁)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ</p>	通信連絡設備	<p>【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン*1</p> <p>発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> <p>【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備*2</p>	必要な情報を把握できる設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム(SPDS)	電源設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤	<p><u>第4-1表 緊急時対策所に必要な機能及び主な設備</u></p> <table border="1" data-bbox="952 541 1703 1165"> <thead> <tr> <th>必要な機能</th> <th>主な設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用M/C電圧計</td> </tr> <tr> <td>非常用換気設備</td> <td>緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所用差圧計 緊急時対策所給気・排気隔離弁、給気・排気配管</td> </tr> <tr> <td>加圧設備</td> <td>空気ボンベラック、配管、弁</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td> <p>発電所内用 無線連絡設備、携行型有線通話装置</p> <p>発電所内外用 衛星電話設備</p> <p>発電所外用 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)</p> </td> </tr> <tr> <td>重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備</td> <td>SPDS</td> </tr> <tr> <td>居住性の確保、放射線量の測定</td> <td> <p>緊急時対策所遮蔽</p> <p>酸素濃度計</p> <p>二酸化炭素濃度計</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	必要な機能	主な設備	代替電源設備	緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用M/C電圧計	非常用換気設備	緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所用差圧計 緊急時対策所給気・排気隔離弁、給気・排気配管	加圧設備	空気ボンベラック、配管、弁	通信連絡設備	<p>発電所内用 無線連絡設備、携行型有線通話装置</p> <p>発電所内外用 衛星電話設備</p> <p>発電所外用 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)</p>	重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	SPDS	居住性の確保、放射線量の測定	<p>緊急時対策所遮蔽</p> <p>酸素濃度計</p> <p>二酸化炭素濃度計</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ</p>	<p>(1) <u>緊急時対策所の機能と主要設備について</u></p> <p><u>緊急時対策所の機能と主要設備を第4-1表に示す。</u></p> <p><u>第4-1表 緊急時対策所の機能と主要設備</u></p> <table border="1" data-bbox="1748 520 2496 1050"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備</td> <td>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬式エリア放射線モニタ、可搬式モニタリング・ポスト</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td> <p>発電所内用 無線通信設備、衛星電話設備</p> <p>発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p> </td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>安全パラメータ表示システム(SPDS)</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧母線盤、可搬ケーブル、緊急時対策所用燃料地下タンク、タンクローリ</td> </tr> </tbody> </table>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備	緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬式エリア放射線モニタ、可搬式モニタリング・ポスト	通信連絡設備	<p>発電所内用 無線通信設備、衛星電話設備</p> <p>発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p>	必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム(SPDS)	電源設備	緊急時対策所用発電機、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧母線盤、可搬ケーブル、緊急時対策所用燃料地下タンク、タンクローリ	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ⑤の相違</p>
機能	主要設備																																				
居住性を確保するための設備	<p>【対策本部】 対策本部遮蔽、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機、陽圧化装置(空気ポンベ)、陽圧化装置(配管・弁)、二酸化炭素吸収装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ</p> <p>【待機場所】 待機場所遮蔽、室内遮蔽、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置(空気ポンベ)、陽圧化装置(配管・弁)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エリアモニタ</p>																																				
通信連絡設備	<p>【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン*1</p> <p>発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</p> <p>【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備*2</p>																																				
必要な情報を把握できる設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム(SPDS)																																				
電源設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤																																				
必要な機能	主な設備																																				
代替電源設備	緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ 緊急時対策所用M/C電圧計																																				
非常用換気設備	緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルタ装置 緊急時対策所用差圧計 緊急時対策所給気・排気隔離弁、給気・排気配管																																				
加圧設備	空気ボンベラック、配管、弁																																				
通信連絡設備	<p>発電所内用 無線連絡設備、携行型有線通話装置</p> <p>発電所内外用 衛星電話設備</p> <p>発電所外用 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)</p>																																				
重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	SPDS																																				
居住性の確保、放射線量の測定	<p>緊急時対策所遮蔽</p> <p>酸素濃度計</p> <p>二酸化炭素濃度計</p> <p>緊急時対策所エリアモニタ</p>																																				
機能	主要設備																																				
居住性を確保するための設備	緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、緊急時対策所正圧化装置(空気ポンベ)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬式エリア放射線モニタ、可搬式モニタリング・ポスト																																				
通信連絡設備	<p>発電所内用 無線通信設備、衛星電話設備</p> <p>発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</p>																																				
必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム(SPDS)																																				
電源設備	緊急時対策所用発電機、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧母線盤、可搬ケーブル、緊急時対策所用燃料地下タンク、タンクローリ																																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																															
	<p>(1) <u>緊急時対策所に設置する代替電源設備について</u> <u>代替電源設備について以下のとおり耐震評価を行い、機能が喪失しないことを確認する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4-2表 代替電源設備に係る耐震性評価</u></p> <table border="1" data-bbox="952 443 1697 724"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">代替電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> <td>耐震計算</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク</td> <td>耐震計算</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用発電機給油ポンプ</td> <td>耐震計算</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用M/C電圧計</td> <td>耐震計算</td> </tr> <tr> <td>燃料移送配管・弁, 電路</td> <td>耐震計算</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>緊急時対策所に設置する換気設備等について</u> <u>換気設備等について以下のとおり耐震評価を行い、機能が喪失しないことを確認する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4-3表 換気設備等に係る耐震性評価</u></p> <table border="1" data-bbox="952 1020 1697 1360"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>評価内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用換気設備</td> <td>緊急時対策所非常用送風機</td> <td>耐震計算</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ装置</td> <td>耐震計算</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所用差圧計</td> <td>耐震計算</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所給気・排気隔離弁, 給気・排気配管</td> <td>耐震計算</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加圧設備</td> <td>空気ボンベラック</td> <td>耐震計算</td> </tr> <tr> <td>配管, 弁</td> <td>耐震計算</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	評価内容	代替電源設備	緊急時対策所用発電機	耐震計算	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	耐震計算	緊急時対策所用発電機給油ポンプ	耐震計算	緊急時対策所用M/C電圧計	耐震計算	燃料移送配管・弁, 電路	耐震計算	設備	機器	評価内容	非常用換気設備	緊急時対策所非常用送風機	耐震計算	緊急時対策所非常用フィルタ装置	耐震計算	緊急時対策所用差圧計	耐震計算	緊急時対策所給気・排気隔離弁, 給気・排気配管	耐震計算	加圧設備	空気ボンベラック	耐震計算	配管, 弁	耐震計算		<p>・島根2号炉は(4)項に記載 【東海第二】</p> <p>・島根2号炉は(2)項に記載 【東海第二】</p>
設備	機器	評価内容																																
代替電源設備	緊急時対策所用発電機	耐震計算																																
	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	耐震計算																																
	緊急時対策所用発電機給油ポンプ	耐震計算																																
	緊急時対策所用M/C電圧計	耐震計算																																
	燃料移送配管・弁, 電路	耐震計算																																
設備	機器	評価内容																																
非常用換気設備	緊急時対策所非常用送風機	耐震計算																																
	緊急時対策所非常用フィルタ装置	耐震計算																																
	緊急時対策所用差圧計	耐震計算																																
	緊急時対策所給気・排気隔離弁, 給気・排気配管	耐震計算																																
加圧設備	空気ボンベラック	耐震計算																																
	配管, 弁	耐震計算																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																							
	<p>(3) <u>緊急時対策所に設置する通信連絡設備等について</u></p> <p>①<u>通信連絡設備について</u></p> <p><u>重大事故等発生時に使用する通信連絡設備については、</u> <u>基準地震動S_sの地震力に対して機能を維持するように、</u> <u>以下の措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4-4表 通信連絡設備に係る耐震性評価</u></p> <table border="1" data-bbox="952 533 1703 1262"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th colspan="2">主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備 (屋外アンテナ) 及び衛星制御装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 衛星制御装置から衛星電話設備 (屋外アンテナ) までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に布設する。 </td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所に保管し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所に保管し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 </td> </tr> <tr> <td>携行型有線通話装置</td> <td>携行型有線通話装置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 携行型有線通話装置は、耐震性を有する緊急時対策所に保管し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">発電所外</td> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FA) は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FA) の衛星無線通信装置及び通信機器は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 通信機器から衛星無線通信装置までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に布設する。 </td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> </tr> <tr> <td>IP-FA</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備		耐震措置	発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備 (屋外アンテナ) 及び衛星制御装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 衛星制御装置から衛星電話設備 (屋外アンテナ) までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に布設する。 	衛星電話設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所に保管し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 	発電所内	無線連絡設備	無線連絡設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所に保管し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 	携行型有線通話装置	携行型有線通話装置	<ul style="list-style-type: none"> 携行型有線通話装置は、耐震性を有する緊急時対策所に保管し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 	発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	<ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FA) は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FA) の衛星無線通信装置及び通信機器は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 通信機器から衛星無線通信装置までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に布設する。 	IP電話	IP-FA		<p>・島根2号炉は(3)項に記載 【東海第二】</p>
通信種別	主要設備		耐震措置																							
発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (固定型) は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 衛星電話設備 (固定型) の衛星電話設備 (屋外アンテナ) 及び衛星制御装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 衛星制御装置から衛星電話設備 (屋外アンテナ) までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に布設する。 																							
		衛星電話設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星電話設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所に保管し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 																							
発電所内	無線連絡設備	無線連絡設備 (携帯型)	<ul style="list-style-type: none"> 無線連絡設備 (携帯型) は、耐震性を有する緊急時対策所に保管し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により、基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 																							
	携行型有線通話装置	携行型有線通話装置	<ul style="list-style-type: none"> 携行型有線通話装置は、耐震性を有する緊急時対策所に保管し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 																							
発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	<ul style="list-style-type: none"> 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FA) は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議システム、IP電話及びIP-FA) の衛星無線通信装置及び通信機器は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 通信機器から衛星無線通信装置までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に布設する。 																							
		IP電話																								
		IP-FA																								

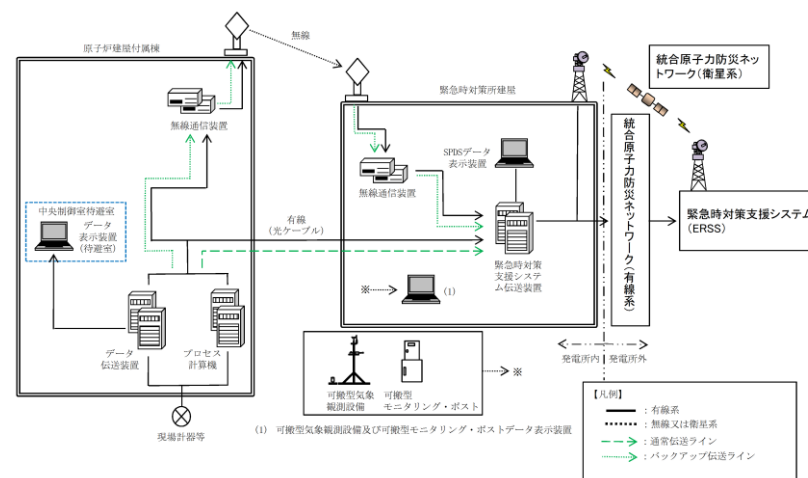
・島根2号炉は(3)項に記載
【東海第二】

②SPDSについて

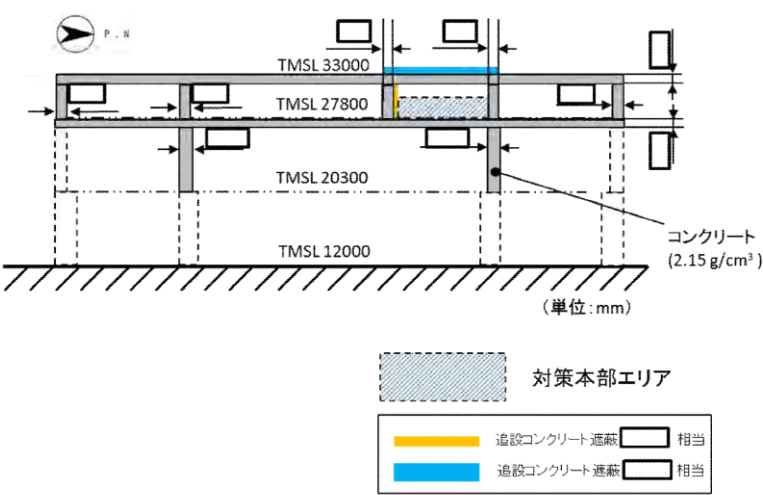
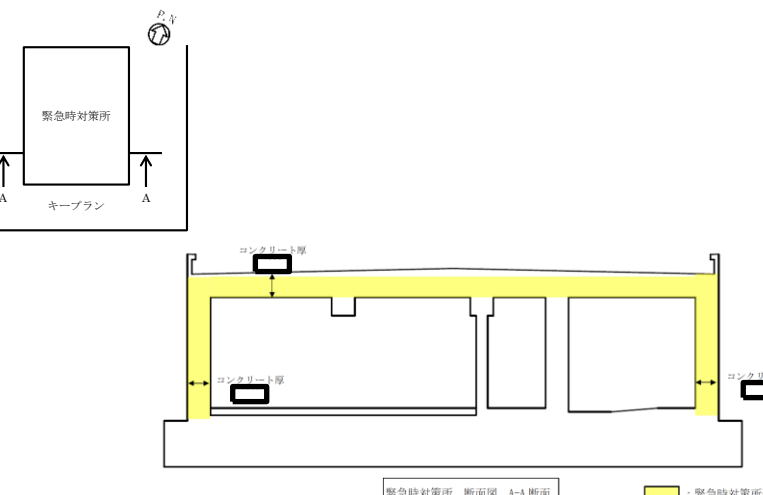
緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地震動 S_s による地震力に対して機能を維持するように、以下の措置を講じる。

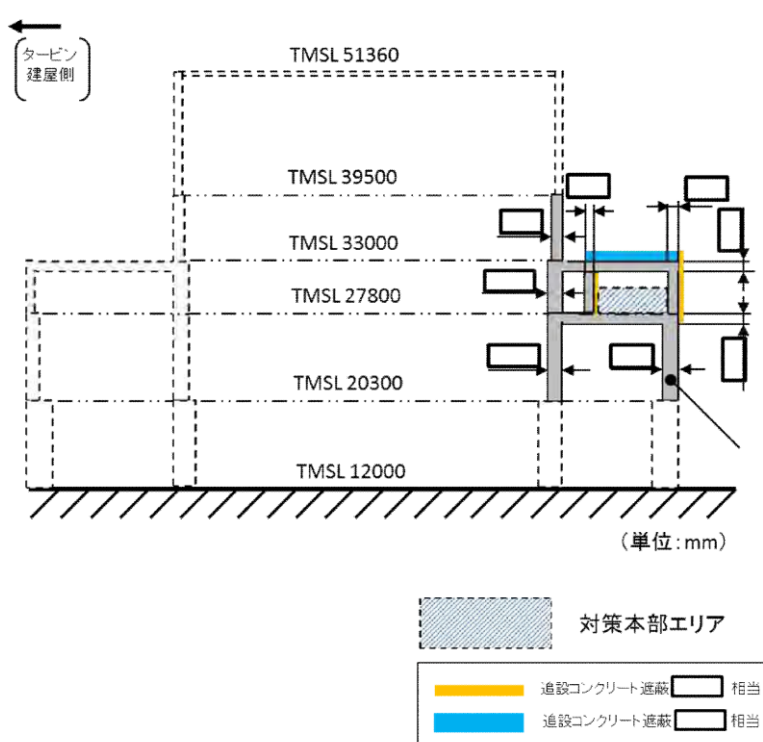
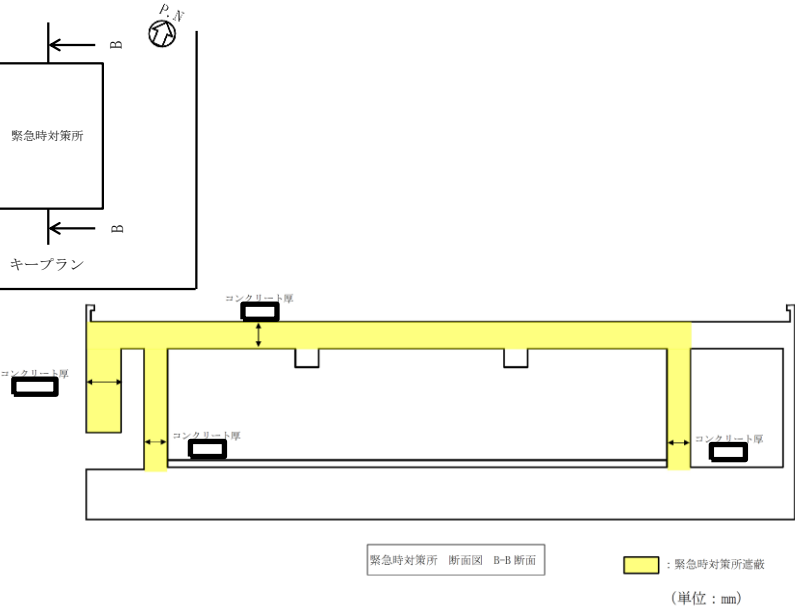
第4-5表 SPDSに係る耐震性評価

通信種別	主要設備	耐震設計
原子炉建屋付属棟	データ伝送装置	・データ伝送装置は、耐震性を有する原子炉建屋内に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により、基準地震動 S_s による地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。
	無線通信装置及び無線通信用アンテナ	・無線通信装置及び無線通信用アンテナは、耐震性を有する原子炉建屋に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により、基準地震動 S_s による地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 ・データ伝送装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に布設する。
建屋間	建屋間伝送ルート	・建屋間伝送ルートは有線系及び無線系回線を確保する設計とする。 ・無線通信装置及び無線通信用アンテナは、耐震性を有する原子炉建屋及び緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により、基準地震動 S_s による地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。
緊急時対策所	無線通信装置及び無線通信用アンテナ	・無線連絡装置及び無線通信用アンテナは、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により、基準地震動 S_s による地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。 ・緊急時対策支援システム伝送装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に布設する。
	緊急時対策支援システム伝送装置	・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により、基準地震動 S_s による地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。
	SPDSデータ表示装置	・SPDSデータ表示装置は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、固縛又は転倒防止措置を講じるとともに、加振試験等により、基準地震動 S_s による地震力に対し、機能喪失しないことを確認する。



第4-1図 SPDSの概要

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)</p> <p>(a) 対策本部遮蔽</p> <p>対策本部と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1、4-2に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、対策本部を設置する高気密室の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なして設計することとする。また一部の壁については遮蔽性能を補うため、追加の遮蔽を設置する設計とする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p>  <p>図4-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽説明図 (NS方向)</p>		<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>緊急時対策所遮蔽について、第4-1図、第4-2図に示す。緊急時対策所遮蔽は、基準地震動 S_s による地震力に対して遮蔽性能を喪失しないことを確認する。</p>  <p>第4-1図 緊急時対策所遮蔽説明図 (A-A断面)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>図4-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部） 遮蔽説明図(EW方向)</p> <p>(b) <u>高気密室</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室は、5号炉原子炉建屋地上3階に設置される常設の重大事故等対処設備として、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする（詳細な設計方針については5.13項に示す）。</p> <p>(c) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機の耐震設計</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機、可搬型外気取入送風機は、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 本装置を保管用架台に設置した状態の外観を図4-3に示す。</p>		 <p>第4-2図 緊急時対策所遮蔽説明図(B-B断面)</p> <p>(b) <u>緊急時対策所</u> 緊急時対策所は、敷地高さEL.50mの高台に設置される常設の重大事故等対処施設として、基準地震動S_sによる地震力に対して機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(c) <u>緊急時対策所空気浄化送風機、緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの耐震設計</u> 緊急時対策所空気浄化送風機及び緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、転倒防止措置等を施すとともに、基準地震動S_sによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ④の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="192 1066 878 1184"> <u>図4-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)</u> <u>可搬型陽圧化空調機, 可搬型外気取入送風機 設置状態外観</u> <u>(可搬型外気取入送風機はフィルタユニット無し)</u> </p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(d) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置の耐震設計</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置は、空気ポンベの転倒防止措置等を施すとともに、配管・弁が基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(e) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置の耐震設計</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置は、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>(f) <u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタの耐震設計</u> 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>	<p>(4) <u>居住性の確保、放射線量を測定する設備について</u> 緊急時対策所遮蔽、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタについては、基準地震動SSの地震力に対して機能を維持するように、以下の措置を講じる。</p>	<p>(d) <u>緊急時対策所正圧化装置の耐震設計</u> 緊急時対策所正圧化装置は、空気ポンベの転倒防止措置等を施すとともに、配管・弁が基準地震動S_sによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(e) <u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬式エア放射線モニタの耐震設計</u> 緊急時対策所に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬式エア放射線モニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																	
<p>表 4-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) <u>酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 差圧計, 可搬型エリアモニタ</u> <u>に係る耐震設計</u></p> <table border="1" data-bbox="163 357 905 1018"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住性を確保するための設備*</td> <td>酸素濃度計</td> <td>・酸素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>差圧計</td> <td>・差圧計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアモニタ</td> <td>・可搬型エリアモニタは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備*	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	可搬型エリアモニタ	・可搬型エリアモニタは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>第 4-6 表 居住性の確保, 放射線量の測定する設備 <u>に係る耐震性評価</u></p> <table border="1" data-bbox="958 357 1700 577"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住性の確保, 放射線量の測定</td> <td>緊急時対策所遮蔽</td> <td rowspan="4">・耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を実施する。 ・加振試験等により基準地震動 S_s による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアモニタ</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震措置	居住性の確保, 放射線量の測定	緊急時対策所遮蔽	・耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を実施する。 ・加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。	酸素濃度計	二酸化炭素濃度計	緊急時対策所エリアモニタ	<p>第 4-2 表 緊急時対策所 酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, <u>差圧計, 可搬式エリア放射線モニタに係る耐震設計</u></p> <table border="1" data-bbox="1748 346 2490 997"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住性を確保するための設備*</td> <td>酸素濃度計</td> <td>・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S_s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S_s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>差圧計</td> <td>・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S_s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>可搬式エリア放射線モニタ</td> <td>・可搬式エリア放射線モニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S_s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備*	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	可搬式エリア放射線モニタ	・可搬式エリア放射線モニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>
設備	機器	耐震設計																																		
居住性を確保するための設備*	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																		
	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																		
	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																		
	可搬型エリアモニタ	・可搬型エリアモニタは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																		
設備	機器	耐震措置																																		
居住性の確保, 放射線量の測定	緊急時対策所遮蔽	・耐震性を有する緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を実施する。 ・加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対し、機能が喪失しないことを確認する。																																		
	酸素濃度計																																			
	二酸化炭素濃度計																																			
	緊急時対策所エリアモニタ																																			
設備	機器	耐震設計																																		
居住性を確保するための設備*	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																		
	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																		
	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																		
	可搬式エリア放射線モニタ	・可搬式エリア放射線モニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動 S _s による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																		
<p>* 居住性を確保するための設備のうち、<u>可搬型モニタリングポスト</u>については「3.17 監視測定設備 (設置許可基準規則第 60 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) (a) 待機場所遮蔽 <u>待機場所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-4~10に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、待機場所を設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なして設計することとする。</u> <u>また一部の壁及び天井については遮蔽性能を補うよう、追加の遮蔽を壁、天井、又はブルーム通過時にとどまる場所に設置する設計とする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</u></p>		<p>※：居住性を確保するための設備のうち、<u>可搬式モニタリング・ポスト</u>については「3.17 監視測定設備 (設置許可基準規則第六十条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>																																	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="160 233 908 808" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="160 835 908 919" data-label="Caption"> <p>図4-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽説明図 (平面図)</p> </div> <div data-bbox="160 997 908 1572" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="225 1598 842 1682" data-label="Caption"> <p>図 4-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所遮蔽説明図 (屋上平面図)</p> </div>			<p>備考</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>図4-6 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 遮蔽説明図(A-A方向)</p> <p>図4-7 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 遮蔽説明図(B-B方向)</p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

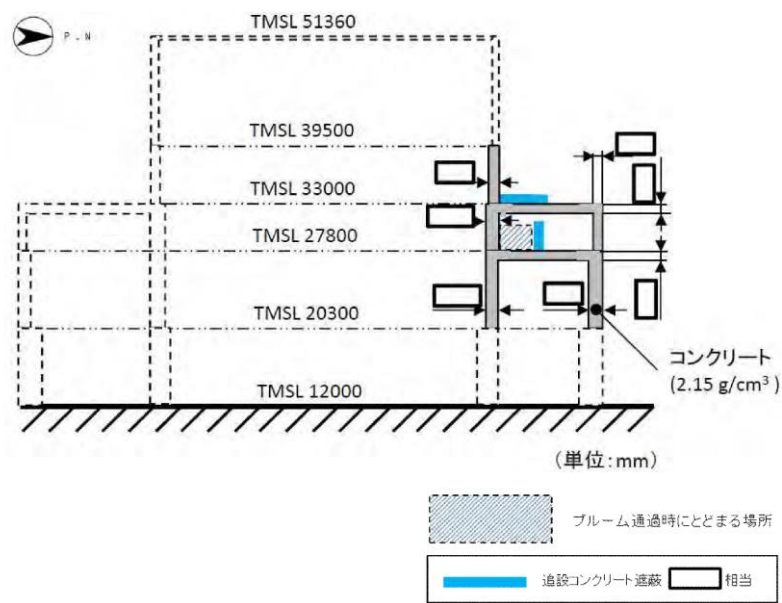


図4-8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）
遮蔽説明図(C-C方向)

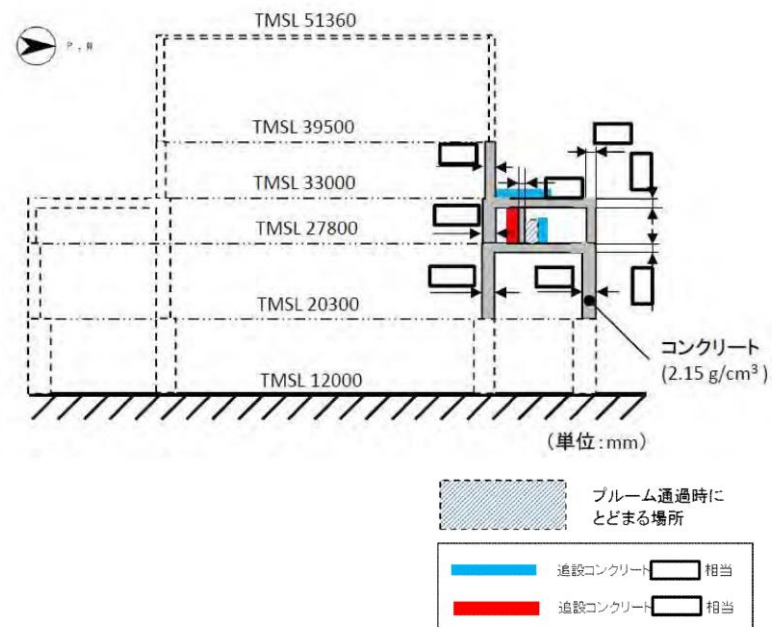
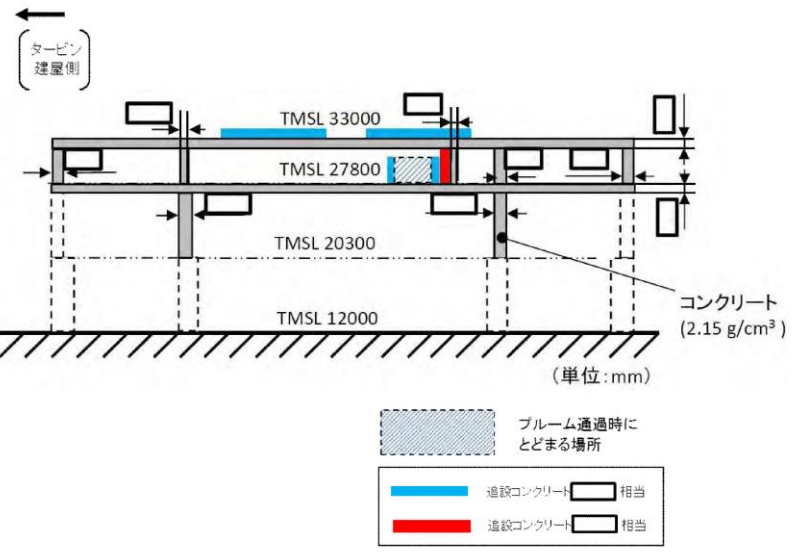


図4-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）
遮蔽説明図(D-D方向)

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

・設備の相違
【柏崎 6/7】
①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>タービン 建屋側</p> <p>TMSL 33000 TMSL 27800 TMSL 20300 TMSL 12000</p> <p>コンクリート (2.15 g/cm³)</p> <p>(単位: mm)</p> <p>ブルーム通過時にとどまる場所</p> <p>追加コンクリート 相当 追加コンクリート 相当</p> <p>図4-10 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽説明図(E-E方向)</p> <p>(b) 待機場所気密壁</p> <p>待機場所と気密性能を期待する壁面等について、図4-11に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、待機場所を設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体に気密性を期待し、外部から接続する可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装置(空気ポンプ)を用いて送気することで待機場所全体を陽圧化バウンダリとして見なして設計することとする。これらバウンダリ壁は基準地震動による地震力に対して気密性能を維持することを確認する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違 ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="157 212 914 999" style="border: 2px solid black; height: 375px; width: 255px; margin-bottom: 10px;"></div> <p data-bbox="157 1020 914 1094">図4-11 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）換気設備配置図（5号炉原子炉建屋 地上3階）</p> <p data-bbox="201 1157 914 1230">(c) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機の耐震設計</p> <p data-bbox="261 1245 914 1276">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機は、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p data-bbox="261 1423 914 1497">本装置を保管用架台に設置した状態の外観を図4-12に示す。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="2534 1020 2689 1094">・設備の相違【柏崎 6/7】 <li data-bbox="2534 1108 2689 1140">①の相違 <li data-bbox="2534 1157 2689 1230">・設備の相違【柏崎 6/7】 <li data-bbox="2534 1245 2689 1276">①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>図4-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所） 可搬型陽圧化空調機保管状態外観</p> <p>(d) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置の耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置は、空気ポンベの転倒防止措置等を施すとともに、配管・弁が基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(e) 酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，差圧計，可搬型エリアモニタの耐震設計 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）にて使用する酸素濃度計，二酸化炭素濃度計，差圧計及び可搬型エリアモニタは、通常時は対策本部内に保管し転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考															
<p>表 4-3 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 差圧計, 可搬型エリアモニタに係る耐震設計</p>																		
<p>居住性を確保するための設備*</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="160 310 314 346">設備</th> <th data-bbox="314 310 492 346">機器</th> <th data-bbox="492 310 911 346">耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td data-bbox="314 346 492 499">酸素濃度計</td> <td data-bbox="492 346 911 499"> <ul style="list-style-type: none"> 酸素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="314 499 492 646">二酸化炭素濃度計</td> <td data-bbox="492 499 911 646"> <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="314 646 492 793">差圧計</td> <td data-bbox="492 646 911 793"> <ul style="list-style-type: none"> 差圧計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="314 793 492 940">可搬型エリアモニタ</td> <td data-bbox="492 793 911 940"> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型エリアモニタは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計		酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 酸素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 		二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 		差圧計	<ul style="list-style-type: none"> 差圧計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 		可搬型エリアモニタ	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型エリアモニタは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 		<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
設備	機器	耐震設計																
	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 酸素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 																
	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 																
	差圧計	<ul style="list-style-type: none"> 差圧計は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 																
	可搬型エリアモニタ	<ul style="list-style-type: none"> 可搬型エリアモニタは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 																
<p>※酸素濃度計, 二酸化炭素濃度計, 差圧計及び可搬型エリアモニタは、通常時に対策本部で保管してあるものを、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に人力にて待機場所に運搬のうえ使用する設計とする。</p>																		

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長の確保及び2回線化することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>表 4-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 通信連絡設備に係わる耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="160 808 911 1213"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>常設 ・衛星電話設備(常設)の衛星電話用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備(常設)の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>可搬型 ・衛星電話設備(可搬型)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所内</td> <td rowspan="2">無線連絡設備</td> <td>常設 ・無線連絡設備(常設)の無線連絡用アンテナ、設置型の端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・設置型の端末装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>可搬型 ・無線連絡設備(可搬型)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>携帯型音声呼出電話設備⁹⁾</td> <td>可搬型 ・携帯型音声呼出電話設備は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</td> <td>常設 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-電話機 IP-FAX</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX及び通信装置)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所本部と待機場所間の通信連絡を行うために設置する設計とする。また通常時は対策本部で保管してあるものを、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げ時に人力にて待機場所に運搬のうえ使用する設計とする。</p>	通信種別	主要設備	耐震設計	発電所内外	衛星電話設備	常設 ・衛星電話設備(常設)の衛星電話用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備(常設)の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	可搬型 ・衛星電話設備(可搬型)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所内	無線連絡設備	常設 ・無線連絡設備(常設)の無線連絡用アンテナ、設置型の端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・設置型の端末装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	可搬型 ・無線連絡設備(可搬型)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	携帯型音声呼出電話設備 ⁹⁾	可搬型 ・携帯型音声呼出電話設備は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	常設 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-電話機 IP-FAX	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX及び通信装置)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。		<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動Ssによる地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建物間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長の確保及び2回線化することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>第4-3表 緊急時対策所の通信連絡設備に係わる耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1742 808 2496 1213"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>固定型 ・衛星電話設備(固定型)の衛星電話用アンテナ、端末装置は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び衛星電話設備(固定型)が機能維持できることを確認する。 ・衛星電話設備(固定型)の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>携帯型 ・衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び衛星電話設備(携帯型)が機能維持できることを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td rowspan="2">無線通信設備</td> <td>固定型 ・無線通信設備(固定型)の無線通信用アンテナ、端末装置は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信設備(固定型)が機能維持できることを確認する。 ・無線通信設備(固定型)の端末装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td>携帯型 ・無線通信設備(携帯型)は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信設備(携帯型)が機能維持できることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 テレビ会議システム IP-電話機 IP-FAX</td> <td>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)が機能維持できることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備	固定型 ・衛星電話設備(固定型)の衛星電話用アンテナ、端末装置は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び衛星電話設備(固定型)が機能維持できることを確認する。 ・衛星電話設備(固定型)の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。	携帯型 ・衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び衛星電話設備(携帯型)が機能維持できることを確認する。	発電所内	無線通信設備	固定型 ・無線通信設備(固定型)の無線通信用アンテナ、端末装置は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信設備(固定型)が機能維持できることを確認する。 ・無線通信設備(固定型)の端末装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。	携帯型 ・無線通信設備(携帯型)は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信設備(携帯型)が機能維持できることを確認する。	発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 テレビ会議システム IP-電話機 IP-FAX	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)が機能維持できることを確認する。	<p>・記載箇所の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>(3) ①に記載</p> <p>・設備、記載箇所の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違、設置設備の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>(3) ①に記載</p> <p>設置設備の相違</p>
通信種別	主要設備	耐震設計																																	
発電所内外	衛星電話設備	常設 ・衛星電話設備(常設)の衛星電話用アンテナ、端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備(常設)の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																	
		可搬型 ・衛星電話設備(可搬型)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																	
発電所内	無線連絡設備	常設 ・無線連絡設備(常設)の無線連絡用アンテナ、設置型の端末装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・設置型の端末装置から無線連絡用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																																	
		可搬型 ・無線連絡設備(可搬型)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																	
	携帯型音声呼出電話設備 ⁹⁾	可搬型 ・携帯型音声呼出電話設備は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																	
	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	常設 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																	
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 IP-電話機 IP-FAX	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX及び通信装置)は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																	
通信種別	主要設備	耐震措置																																	
発電所内外	衛星電話設備	固定型 ・衛星電話設備(固定型)の衛星電話用アンテナ、端末装置は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び衛星電話設備(固定型)が機能維持できることを確認する。 ・衛星電話設備(固定型)の端末装置から衛星電話用アンテナまでのケーブルは、基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。																																	
		携帯型 ・衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び衛星電話設備(携帯型)が機能維持できることを確認する。																																	
発電所内	無線通信設備	固定型 ・無線通信設備(固定型)の無線通信用アンテナ、端末装置は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信設備(固定型)が機能維持できることを確認する。 ・無線通信設備(固定型)の端末装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、基準地震動Ssに対して機能維持できる電線管等に敷設する。																																	
		携帯型 ・無線通信設備(携帯型)は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び無線通信設備(携帯型)が機能維持できることを確認する。																																	
発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 テレビ会議システム IP-電話機 IP-FAX	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)は、緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動Ssに対して、建物及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX)が機能維持できることを確認する。																																	

表 4-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所
必要な情報を把握できる設備に係わる耐震設計

場所	主要設備	耐震設計
6号炉 及び7号炉 コントロール建屋	データ伝送装置	・データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	光ファイバ 通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線通信装置	・無線通信装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
建屋間	建屋間 伝送 ルート	無線系 ・無線通信用アンテナは、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋及び5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 有線系 ・有線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
	5号炉 原子炉建屋内 緊急時対策所	光ファイバ 通信伝送装置 ・光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 無線通信装置 ・無線通信装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。 緊急時対策支援 システム伝送装置 ・緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 SPDS表示装置 ・SPDS表示装置は耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

(4) 電源設備

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は5号炉原子炉建屋東側に設置し、頑強なフィルタベント建屋基礎に固定することで転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、予備を大湊側高台保管場所に保管することとする。予備は車両に搭載すること等で転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。また、負荷変圧器、交流分電盤は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、盤及び装置が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から負荷変圧器、交流分電盤及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所重大事故対処設備までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の保管場所を図4-13に、また、外観を図4-14に示す。

第4-4表 緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に係わる耐震設計

場所	主要設備	耐震措置
原子炉建屋 及び廃棄物 処理建屋	SPDSデータ 収集サーバ	・SPDSデータ収集サーバは、廃棄物処理建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S _s に対して、建物及びSPDSデータ収集サーバが機能維持できることを確認する。
	光ファイバ 通信伝送装置	・光ファイバ通信伝送装置は、廃棄物処理建屋に設置し、無線通信装置に悪影響を及ぼさないことを確認する。
	無線通信装置	・無線通信装置は、原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S _s に対して、建物及び無線通信装置が機能維持できることを確認する。 ・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、基準地震動S _s に対して機能維持できる電線管等に敷設する。
建屋間	建物間 伝送 ルート	無線系 ・無線通信用アンテナは、原子炉建屋及び緊急時対策所に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S _s に対して、建物及び無線通信用アンテナが機能維持できることを確認する。 有線系 ・有線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
	緊急時 対策所	光ファイバ 通信伝送装置 ・光ファイバ通信伝送装置は、緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S _s に対して、建物及び無線通信装置が機能維持できることを確認する。 ・光ファイバ通信伝送装置までのケーブルは、基準地震動S _s に対して機能維持できる電線管等に敷設する。 光ファイバ 通信伝送装置 ・光ファイバ通信伝送装置は、緊急時対策所に設置し、無線通信装置に悪影響を及ぼさないことを確認する。 無線通信装置 ・無線通信装置は、緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S _s に対して、建物及び無線通信装置が機能維持できることを確認する。 ・無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、基準地震動S _s に対して機能維持できる電線管等に敷設する。 SPDS伝送 サーバ ・SPDS伝送サーバは、緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S _s に対して、建物及びSPDS伝送サーバが機能維持できることを確認する。 SPDSデータ 表示装置 ・SPDSデータ表示装置は、緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S _s に対して、建物及びSPDSデータ表示装置が機能維持できることを確認する。

※ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備に関する装置

(4) 電源設備

緊急時対策所用発電機は屋外（緊急時対策所北側）に設置し、車両に搭載すること等で転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。緊急時対策所用発電機は、予備機を屋外（第4保管エリア）に保管することとする。予備機についても車両に搭載すること等で転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。また、緊急時対策所 発電機接続プラグ盤、緊急時対策所 低圧母線盤は、耐震性を有する緊急時対策所外壁又は建物内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、盤及び装置が基準地震動S_sによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。緊急時対策所 発電機接続プラグ盤から緊急時対策所 低圧母線盤及び緊急時対策所重大事故対処設備までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。緊急時対策所用燃料地下タンクは屋外に設置し、基準地震動S_sによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。タンクローリは屋外に設置し、輪留めによる固定等をするとともに、加振試験等により基準地震動S_sによる地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

緊急時対策所用発電機の保管場所を第4-3図に、また、外観を第4-4図に示す。

・設備の相違
【柏崎6/7】
設備構成の相違, 設置場所の相違
【東海第二】
設置場所の相違

・運用の相違
【柏崎6/7】
島根は固定せずに配備する
【東海第二】
(1)項に記載
島根は可搬型の発電機を配備する
加振試験等により機能喪失しないことを確認する

・設備, 記載箇所の相違
【柏崎6/7】
島根2号炉の燃料補給設備は、緊急時対策所専用のため記載
【東海第二】
(1)項に記載

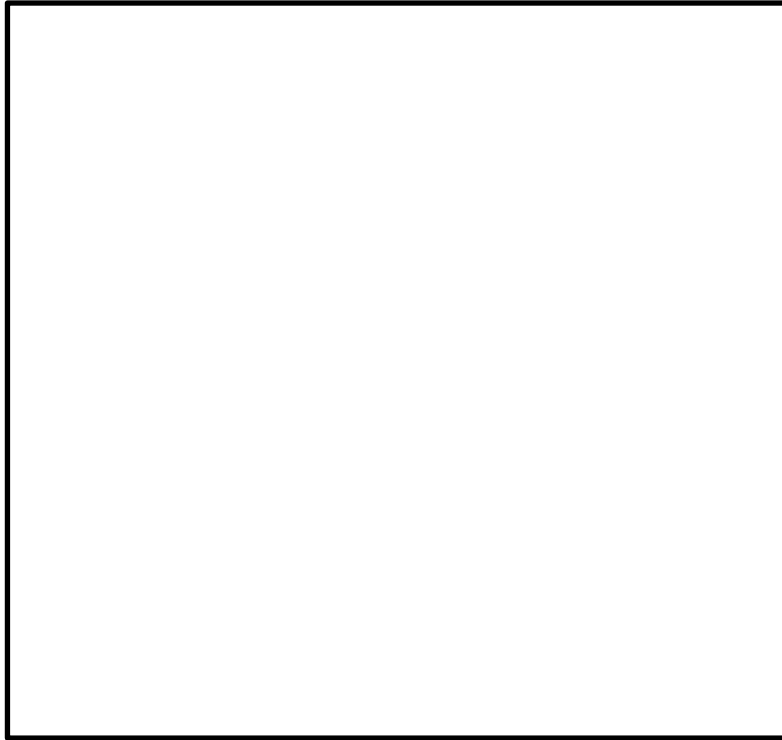
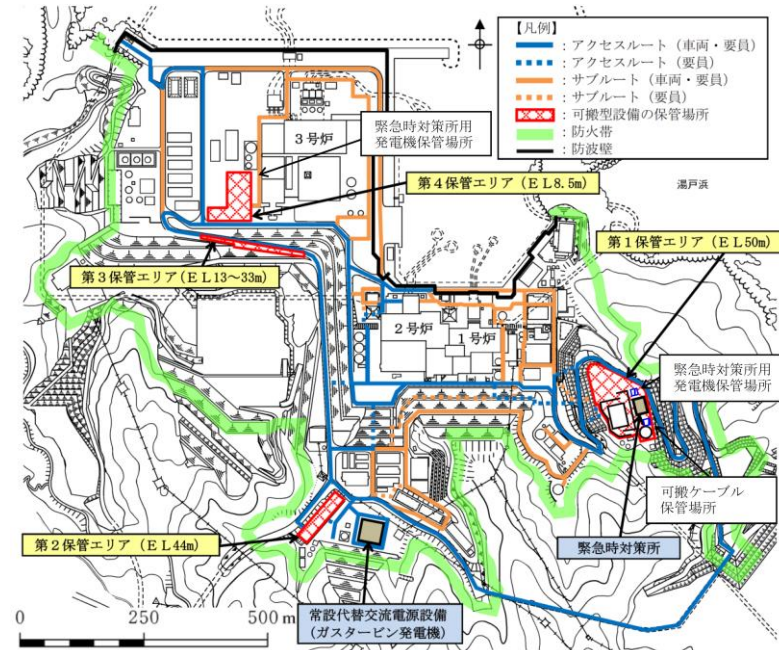


図 4-13 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
保管場所



図 4-14 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備
外観



第 4-3 図 緊急時対策所用発電機 保管場所



(注) 車両に搭載する発電機を示す。

第 4-4 図 緊急時対策所用発電機 外観

・設備の相違
【柏崎 6/7】
⑥の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 建屋内アクセスルートの耐震設計</p> <p><u>地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うため、5号炉原子炉建屋内のアクセスルートを確保する設計とする。</u></p> <p>a. <u>アクセスルートと選定に際しての確認事項</u></p> <p><u>建屋内アクセスルートの耐震設計として緊急時対策所の機能に影響を与えるおそれがある以下の事項について確認及び対策を行うこととする。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルート(南側アクセスルート、北東側アクセスルート)を図4-15～18に示す。</u></p> <p>①<u>地震時の影響</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往来に際し、地震に起因して機器の転倒等により通行が阻害されないことをプラントワークダウンにて確認する。</u></p> <p>②<u>地震随伴火災の影響</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往来に際し、地震に起因して機器が損壊し、火災源となることにより通行が阻害されないように設計する。</u></p> <p>③<u>地震による内部溢水の影響</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往来に際し、地震に起因して溢水源となる配管等が損壊することで発生する影響により、通行が阻害されないように設計する。</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="184 1018 884 1096"> <u>図4-15 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルート</u> <u>(原子炉建屋1階)</u> </p>			<p data-bbox="2534 1018 2689 1140"> ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違 </p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="154 218 914 1121" style="border: 1px solid black; height: 430px; width: 256px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="178 1150 884 1230" style="text-align: center;"> <p>図4-16 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルート (原子炉建屋中2階)</p> </div>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="163 205 908 961" style="border: 1px solid black; height: 360px; width: 251px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="178 972 887 1052" style="text-align: center;"> <p>図4-17 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルート (原子炉建屋2階)</p> </div>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>







柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="184 928 884 1003"> <u>図4-18 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルート</u> <u>(原子炉建屋3階)</u> </p>			<p data-bbox="2534 928 2689 1050"> ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違 </p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>b. 地震時の影響評価結果</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の5号炉原子炉建屋内アクセスルート上の資機材等の転倒防止確認結果を表4-6に示し、アクセスルートウォークダウン確認状況を表4-7に示す。</u></p> <p><u>(アクセスルートウォークダウンの観点・結果)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 周辺機器までの離隔距離をとる等により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</u> <u>・ 周辺に作業用ホイス・レール、グレーチング、手すり等がある場合、落下防止措置等により、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</u> <u>・ 周辺に保管されている資機材等がある場合、転倒防止処置等が実施されていることを確認した。</u> <u>・ 万が一、周辺に保管されている資機材等が転倒した場合であっても、通行可能な通路幅があるか、通路幅がない場合であっても迂回又は乗り越えが可能であるため、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</u> <u>・ 上部に照明器具がある場合、蛍光灯等の落下を想定しても、アクセス性に与える影響がないことを確認した。</u> <u>・ 周辺に油タンク等がある場合、位置、構造及び可燃物移設等により、火災によるアクセス性に与える影響がないことを確認した。</u> <p><u>なお、柏崎刈羽原子力発電所の屋内設置物（資機材等）の固縛については、2007年新潟県中越沖地震時に、仮置きしていた資機材が地震動により移動し、ほう酸水注入系配管の保温材を变形させた事象を踏まえ、以下の方針に基づき資機材等の固縛を実施する運用としており、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルートを設定する場所についても同様の対策が完了している。</u></p> <p><u>①資機材等についてはその物品の形状や保管状態、人の退避空間の確保、現場へのアクセスルート確保を検討のうえ、改善すべき点があれば固定・固縛・転倒防止・レイアウトの変更等を行う。</u></p> <p><u>②資機材等については重要設備近傍に近づけない（重要設備近傍に設置する場合は、固定、固縛を実施する）。</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

表 4-6 資機材等の転倒防止確認結果

資機材等	設置箇所	確認結果	
柵・ラック B系ディーゼル発電機制御盤室通路 ・ディーゼル発電機用工具棚	5号炉原子炉建屋地上1階 (非管理区域) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真1参照)	○
ポンベ B系ディーゼル発電機制御盤室通路 ・高圧室素ガス供給系ポンベラック	5号炉原子炉建屋地上1階 (非管理区域) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真2参照)	○
リフター B系非常用ディーゼル電気品室 ・リフター	5号炉原子炉建屋地上1階 (非管理区域) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○
HPCS系非常用ディーゼル電気品室 ・リフター	5号炉原子炉建屋地上1階 (非管理区域) T.M.S.L.+12,300	・一般的な転倒防止策を実施 ・転倒した場合でも通行可能な通路幅、乗り越え又は迂回が可能のためアクセス性の問題なし (転倒防止処置例は写真3参照)	○

表 4-7 資機材等の転倒防止処置の例

	資機材等の外観	転倒防止対策
柵・ラック等 (写真1)		
ポンベ (写真2)		
リフター (写真3)		

※ 類似の転倒防止処置例は代表例の写真を示す

・設備の相違
【柏崎6/7】
①の相違

・設備の相違
【柏崎6/7】
①の相違

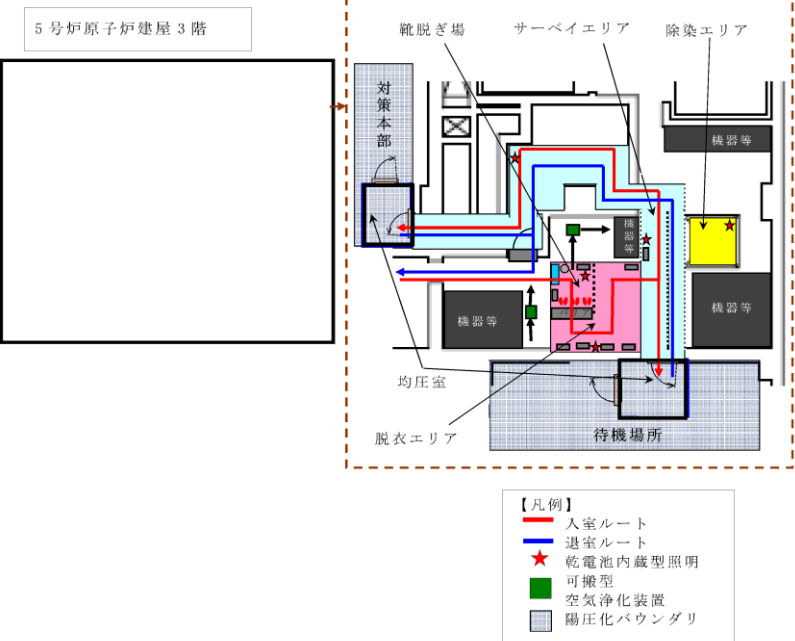

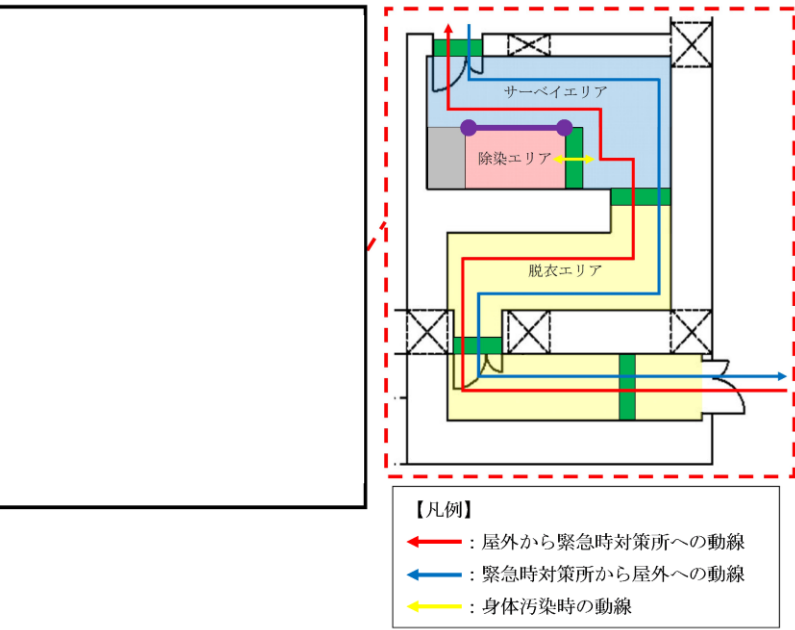
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. <u>重大事故対処時における建屋北側からのアクセス</u> <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へは、前記a.に記載の通り、原子炉建屋屋内の2方向からのアクセスが可能なよう設計している。</u> <u>さらに5号炉原子炉建屋の北側屋内の通路等が利用可能な場合には、5号炉原子炉建屋北側の建屋入口扉を經由して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ移動可能な設計とする。これにより6号及び7号炉の格納容器破損時やフィルタベント装置使用時等、事故号炉からの放射線影響が高い場合に、事故号炉に近づくことなく5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へアクセスできるようにする。</u> <u>建屋北側のアクセSRートを図4-19～21に図示する</u></p> <div data-bbox="163 787 905 1543" style="border: 1px solid black; height: 360px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div> <p>図4-19 <u>5号炉原子炉建屋北側からのアクセSRート</u> <u>(原子炉建屋1階)</u></p> <p><u>なお、5号炉原子炉建屋屋内北側には耐震グレードの低い5号炉設備(廃棄物処理系機器)が配置された設計となっていることから、地震後においてアクセSRートが健全である場合に活用することとする。</u></p>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="151 212 920 951" style="border: 2px solid black; height: 352px; width: 259px;"></div> <p data-bbox="225 974 842 1052"> <u>図4-20 5号炉原子炉建屋北側からのアクセスルート</u> <u>(原子炉建屋中2階)</u> </p>			<p data-bbox="2534 974 2689 1094"> ・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違 </p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="154 214 914 953" style="border: 2px solid black; height: 352px; width: 256px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="213 970 848 1054" style="text-align: center;"> <p>図4-21 5号炉原子炉建屋北側からのアクセスルート (原子炉建屋2階)</p> </div>			<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉（2017.12.20版）	東海第二発電所（2018.9.18版）	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営に<u>当たっては</u>、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p><u>なお、チェンジングエリアは6号及び7号炉共用とする。</u></p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈第76条第1項（緊急時対策所）抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> </div> <p>(2) チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化バウンダリに隣接するとともに、要員の被ばく低減の観点から5号炉原子炉建屋内に設営する。概要は表5.1-1のとおり。</u></p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>5.1.1 チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営に<u>当たっては</u>、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、<u>身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</u></p> <p><u>なお、チェンジングエリアは東海発電所及び東海第二発電所共用とする。</u></p> <p>（「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> </div> <p>5.1.2 チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、<u>緊急時対策所建屋入口に設置する。概要は第5.1-1表のとおり。</u></p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的な考え方</p> <p>チェンジングエリアの設営に<u>あたっては</u>、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、<u>モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</u></p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈第76条第1項（緊急時対策所）抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> </div> <p>(2) チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、<u>緊急時対策所正圧化バウンダリの境界に設営するとともに、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所内に設営する。概要は第5.1-1表のとおり。</u></p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7，東海第二】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考																												
<p align="center">表 5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設営場所 5号炉原子炉建屋 3階</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設営形式 エアートtent</td> <td>設営の容易さ及び迅速化の観点から、エアートtentを採用する。</td> </tr> <tr> <td>手順着手の判断基準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況(格納容器雰囲気放射線レベル計(CAMS)等)により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 保安班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設営を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</u> チェンジングエリアは、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化バウンダリに隣接した場所に設置する</u>。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、<u>図 5.1-1, 2</u>のとおり。</p> <p>なお、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所対策本部及び待機場所に入室するアクセスルートは2ルート設けることから、使用するアクセスルートに応じてチェンジングエリアを設営する</u>。</p>	項目	理由	設営場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設営形式 エアートtent	設営の容易さ及び迅速化の観点から、エアートtentを採用する。	手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況(格納容器雰囲気放射線レベル計(CAMS)等)により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。	実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設営を行う。	<p align="center">第 5.1-1 表 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>設営場所 1階入口</td> <td>緊急時対策所建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>形設式 シート区画化(緊急時対策所建屋)</td> <td>通常時より壁、床等について、あらかじめシート及びテープにより区画養生を行っておく。</td> </tr> <tr> <td>手順着手の判断基準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生し、災害対策本部長の指示があった場合</td> </tr> <tr> <td>実施者 放射線管理班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班員が参集した後に設営を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.1.3 <u>チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</u> チェンジングエリアは、<u>緊急時対策所建屋入口に設置する</u>。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、<u>第 5.1-1 図</u>のとおり。</p>	設営場所 1階入口	緊急時対策所建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	形設式 シート区画化(緊急時対策所建屋)	通常時より壁、床等について、あらかじめシート及びテープにより区画養生を行っておく。	手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生し、災害対策本部長の指示があった場合	実施者 放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班員が参集した後に設営を行う。	<p align="center">第 5.1-1 表 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設営場所 緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設営方式 部屋全面区画</td> <td>設営の容易さの観点から、部屋全面を区画する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設営作業を可能とする。</td> </tr> <tr> <td>手順着手の判断基準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第十条第一項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第十五条第一項に該当する事象が発生した後、技術統括が、事象進展の状況、参集済みの要員数及び放射線管理班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 放射線管理班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設営を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>チェンジングエリアの設営場所</u> チェンジングエリアは、<u>緊急時対策所正圧化バウンダリの境界に設営する</u>。チェンジングエリアの設営場所は、<u>第 5.1-1 図</u>のとおり。</p>	項目	理由	設営場所 緊急時対策所	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設営方式 部屋全面区画	設営の容易さの観点から、部屋全面を区画する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設営作業を可能とする。	手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第十条第一項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第十五条第一項に該当する事象が発生した後、技術統括が、事象進展の状況、参集済みの要員数及び放射線管理班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。	実施者 放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設営を行う。	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は、チェンジングエリア全面を養生シートにより養生及び資機材配置を行っている</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は、緊急時対策所に入室するアクセスルートは1ルートである</p>
項目	理由																														
設営場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																														
設営形式 エアートtent	設営の容易さ及び迅速化の観点から、エアートtentを採用する。																														
手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況(格納容器雰囲気放射線レベル計(CAMS)等)により炉心損傷を判断した場合等)、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。																														
実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設営を行う。																														
設営場所 1階入口	緊急時対策所建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																														
形設式 シート区画化(緊急時対策所建屋)	通常時より壁、床等について、あらかじめシート及びテープにより区画養生を行っておく。																														
手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生し、災害対策本部長の指示があった場合																														
実施者 放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班員が参集した後に設営を行う。																														
項目	理由																														
設営場所 緊急時対策所	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																														
設営方式 部屋全面区画	設営の容易さの観点から、部屋全面を区画する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設営作業を可能とする。																														
手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第十条第一項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第十五条第一項に該当する事象が発生した後、技術統括が、事象進展の状況、参集済みの要員数及び放射線管理班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。																														
実施者 放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設営を行う。																														

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>a. 5号炉原子炉建屋南側アクセスルートを使用する場合</p>  <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入室ルート 退室ルート ★ 乾電池内蔵型照明 可搬型 空気浄化装置 陽圧化バウンダリ 		 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ← 屋外から緊急時対策所への動線 ← 緊急時対策所から屋外への動線 ← 身体汚染時の動線 	<p>備考</p>
<p>図 5.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート (5号炉原子炉建屋南側アクセスルート)</p>	<p>第 5.1-1 図 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所及び 屋内のアクセスルート</p>	<p>第 5.1-1 図 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設営場所の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p data-bbox="192 210 890 241">b. 5号炉原子炉建屋北東側アクセスルートを使用する場合</p> <p data-bbox="163 283 400 325">5号炉原子炉建屋 3階</p> <p data-bbox="237 714 445 850">【凡例】 — 入室ルート — 退室ルート ★ 乾電池内蔵型照明 ■ 空気浄化装置 ■ 陽圧化バウンダリ</p>			<p data-bbox="2537 210 2804 420">・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、緊急時 対策所に入室するルー トは 1 ルートである</p>
<p>図 5.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア の設営場所及び屋内のアクセスルート (5号炉原子炉建屋北東側アクセスルート)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>(4) チェンジングエリアの設営 (考え方, 資機材)</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため, 図 5.1-3 の設営フローに従い, 図 5.1-4, 5 のとおりチェンジングエリアを設営する。</p> <p>チェンジングエリアの設営は, <u>保安班員 2 名で, 南側アクセスルートを使用する場合は約 60 分, 北東側アクセスルートを使用する場合は約 90 分を想定している。</u></p> <p>なお, チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い, 設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。</p> <p>チェンジングエリアの設営は, 原子力防災組織の緊急時対策要員 (夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外)) の <u>保安班 2 名, または参集要員 (10 時間後までに参集) のうち, チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。</u></p> <p>設営の着手は, <u>保安班長が, 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した後, 事象進展の状況 (格納容器雰囲気放射線レベル計 (CAMS) 等により炉心損傷を判断した場合等), 参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して判断し, 速やかに実施する。</u></p> <div data-bbox="281 1339 789 1850"> <pre> graph TD A[① チェンジングエリア用資機材の移動・設置 (乾電池内蔵型照明の設置)] --> B[② エアーテントの展開 床・壁等の養生を実施] B --> C[③ 回収箱・ヘルメット掛け・粘着マット等の設置] C --> D[④ 除染用資機材・可搬型空気浄化装置・GM 汚染サーベイメータの配備] </pre> </div> <p>図 5.1-3 チェンジングエリア設営フロー</p>	<p>5.1.4 チェンジングエリアの設営 (考え方, 資機材)</p> <p>(1) 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため, 第 5.1-2 図の設営フローに従い, <u>第 5.1-3 図のとおりチェンジングエリアを設営する。</u></p> <p>チェンジングエリアの設営は, <u>放射線管理班員 2 名で約 20 分 (資機材運搬に約 4 分を想定及び資機材の設置に訓練実績から約 13 分を確認) を想定している。</u></p> <p>なお, チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い, 設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。</p> <p>チェンジングエリアの設営は, 原子力防災組織の要員の放射線管理班における <u>重大事故等対応要員 4 名のうちから 2 名以上の要員をチェンジングエリアの設営に割り当て行う。</u></p> <p>設営の着手は, 原子力災害特別措置法第 10 条特定事象が発生した後, 事象進展の状況, 参集済みの要員数及び放射線管理班が実施する作業の優先順位を考慮して放射線管理班長が判断し, 速やかに実施する。</p> <div data-bbox="1092 1339 1561 1850"> <pre> graph TD A[① チェンジングエリア用資機材の移動・設置] --> B[② 床・壁等の養生確認の実施] B --> C[③ 脱衣収納袋・バリア・粘着マット等の設置] C --> D[④ 除染用資機材・可搬型空気浄化装置・GM 汚染サーベイメータの配備] </pre> </div> <p>第 5.1-2 図 チェンジングエリア設営フロー</p>	<p>(4) チェンジングエリアの設営 (考え方, 資機材)</p> <p>a. 考え方</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止するため, 第 5.1-2 図の設営フローに従い, <u>第 5.1-3 図のとおりチェンジングエリアを設営する。なお, チェンジングエリアは, 速やかな設営作業を可能とするよう, 各エリアを平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくとともに, 第 5.1-3 図に示す資機材を配備しておく。</u></p> <p>チェンジングエリアの設営は, <u>放射線管理班員 1 名で 20 分以内を想定している。</u></p> <p>なお, チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い, 設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。</p> <p>チェンジングエリアの設営は, 原子力防災組織の緊急時対策要員の <u>放射線管理班のうち 1 名をチェンジングエリアの設営に割り当て行う。</u></p> <p>設営の着手は, 原子力災害特別措置法第十條第一項に該当する事象又は原子力災害特別措置法第十五條第一項に該当する事象 (以下「原災法該当事象」という。) が発生した後, 事象進展の状況, 参集済みの要員数及び放射線管理班が実施する作業の優先順位を考慮して放射線管理班長が判断し, 速やかに実施する。</p> <div data-bbox="1881 1388 2353 1850"> <pre> graph TD A[① チェンジングエリア用資機材の設置 状態確認, 床・壁の養生確認・補修] --> B[② 粘着マットの保護シートの剥離, 装備 回収箱へポリ袋の取り付け] B --> C[③ GM 汚染サーベイ・メータの配備] </pre> </div> <p>第 5.1-2 図 チェンジングエリア設営フロー</p>	<p>・運用及び体制の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は, チェンジングエリア全面を養生シートにより養生及び資機材配置を行っている</p> <p>チェンジングエリア設営要員及び設営時間の相違</p>

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所

(a) 5号炉原子炉建屋南側アクセスルートを使用する場合

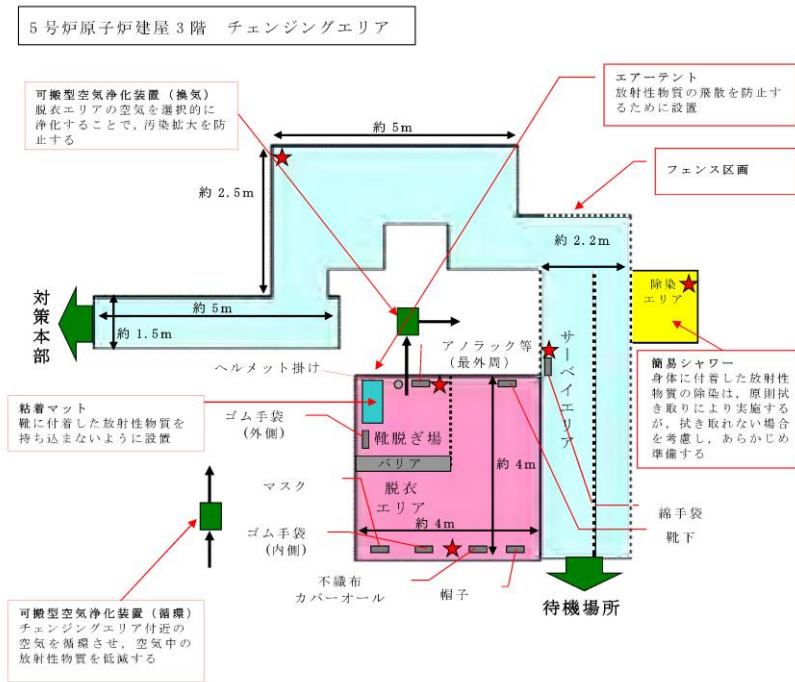
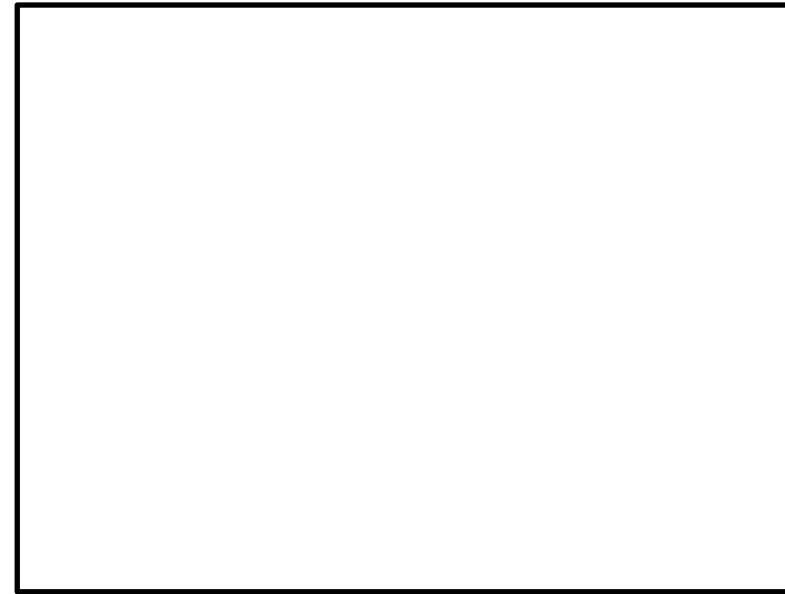
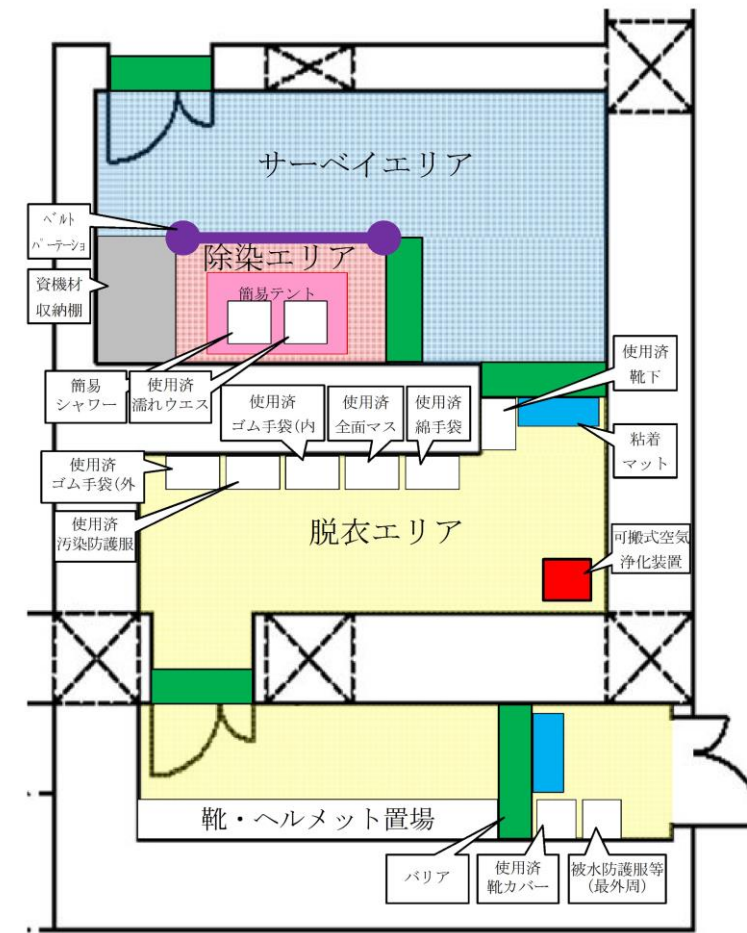


図 5.1-4 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア
(5号炉原子炉建屋南側アクセスルート)



*今後、訓練等で見直しを行う。

第 5.1-3 図 緊急時対策所チェンジングエリアのレイアウト



第 5.1-3 図 緊急時対策所チェンジングエリア


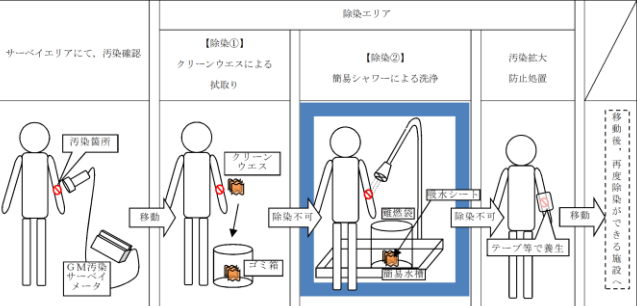
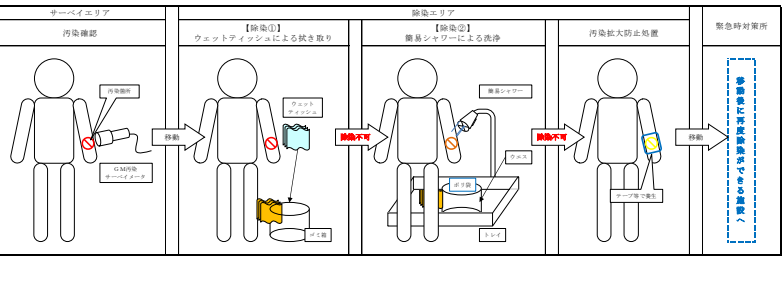
・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
設置場所, 使用する資
機材の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 5号炉原子炉建屋北東側アクセスルートを使用する場合</p> <p>5号炉原子炉建屋3階 チェンジングエリア</p> <p>約2.5m 約5m 約5m 約2.2m</p> <p>対策本部</p> <p>フェンス区画</p> <p>可搬型空気浄化装置 (箱型) チェンジングエリア付近の 空気を循環させ、空気中の 放射性物質を低減する</p> <p>待機場所</p> <p>簡易シャワー 身体に付着した放射性 物質の除染は、原則拭 き取りにより実施する が、拭き取れない場合 を考慮し、あらかじめ 準備する</p> <p>除染 エリア</p> <p>約2m</p> <p>靴下</p> <p>約2.3m</p> <p>サーバイ エリア</p> <p>約3.8m</p> <p>約1.3m</p> <p>約1m</p> <p>機器等</p> <p>約3.3m</p> <p>約1.1m</p> <p>約7.2m</p> <p>約1.1m</p> <p>ヘルメット掛け</p> <p>靴下</p> <p>縮手袋</p> <p>帽子</p> <p>不織布</p> <p>カバーオール</p> <p>ゴム手袋 (内側)</p> <p>マスク</p> <p>ゴム手袋 (外側)</p> <p>アノラック等 (最外周)</p> <p>可搬型空気浄化装置 (換気) 更衣エリアの空気を選択的に浄 化することで、汚染拡大を防止 する</p> <p>エアータント 放射性物質の飛散を防止す るために設置</p> <p>粘着マット 靴に付着した放射性物質を 持ち込まないように設置</p>			<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、緊急時 対策所に入室するルー トは1ルートである</p>
<p>図 5.1-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア</p>			
<p>(5号炉原子炉建屋北東側アクセスルート)</p>			

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考																																																																																																																					
<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、表5.1-2のとおりとする。</p> <p>チェンジングエリア用資機材は、チェンジングエリア付近に保管する。なお、アクセスルートに応じてチェンジングエリアを設営するため、チェンジングエリア用資機材は南側アクセスルート又は北東側アクセスルートのチェンジングエリア設営に必要な最大数を保管する。</p> <p>表 5.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="160 758 911 1528"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量 (6号及び7号炉共用)</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアータント(南側ルート)</td> <td>1式</td> <td rowspan="17">チェンジングエリア設営に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>エアータント(北東側ルート)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>養生シート</td> <td>3巻</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>28枚</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>2枚</td> </tr> <tr> <td>ヘルメット掛け</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋</td> <td>25枚</td> </tr> <tr> <td>テープ</td> <td>5巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>2箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10巻</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>3台(予備1台)</td> </tr> <tr> <td>乾電池内蔵型照明</td> <td>7台(予備1台)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量 (6号及び7号炉共用)	根拠	エアータント(南側ルート)	1式	チェンジングエリア設営に必要な数量	エアータント(北東側ルート)	1式	養生シート	3巻	バリア	4個	フェンス	28枚	粘着マット	2枚	ヘルメット掛け	1式	ポリ袋	25枚	テープ	5巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	10巻	はさみ	6個	マジック	2本	簡易シャワー	1台	簡易タンク	1台	トレイ	1個	バケツ	2個	可搬型空気浄化装置	3台(予備1台)	乾電池内蔵型照明	7台(予備1台)	<p>(2) チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、第5.1-2表のとおりとする。</p> <p>第 5.1-2 表 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="949 701 1700 1318"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>数量^{*1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">エリア設営用</td> <td>バリア</td> <td>8個^{*2}</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1式^{*3}</td> </tr> <tr> <td>簡易水槽</td> <td>1個^{*3}</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>1個^{*3}</td> </tr> <tr> <td>水タンク</td> <td>1式^{*3}</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>3台^{*4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">消耗品</td> <td>はさみ、カッター</td> <td>各3本^{*5}</td> </tr> <tr> <td>筆記用具</td> <td>2式^{*6}</td> </tr> <tr> <td>養生シート</td> <td>4巻^{*7}</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3枚^{*8}</td> </tr> <tr> <td>脱衣収納袋</td> <td>9個^{*9}</td> </tr> <tr> <td>難燃袋</td> <td>525枚^{*10}</td> </tr> <tr> <td>難燃テープ</td> <td>12巻^{*11}</td> </tr> <tr> <td>クリーンウエス</td> <td>32缶^{*12}</td> </tr> <tr> <td>吸水シート</td> <td>933枚^{*13}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 今後、訓練等で見直しを行う。 ※2 各エリア間の5個×1.5倍=7.5個→8個 ※3 エリアの設営に必要な数量 ※4 2台×1.5倍=3台 ※5 設置作業用、脱衣用、除染用の3本 ※6 サーベイエリア用、除染エリア用の2式 ※7 105.5 m²(床、壁の養生面積)×2(補修張替え等)÷90 m²/巻×1.5倍=4巻 ※8 2枚(設置箇所数)×1.5倍=3枚 ※9 9個(設置箇所数 修繕しながら使用) ※10 50枚/日×7日×1.5倍=525枚 ※11 57.54 m(養生エリアの外周距離)×2(シートの継ぎ接ぎ対応)×2(補修張替え等)÷30m/巻×1.5倍=11.5→12巻 ※12 111名(要員数)×7日×8枚(マスク、長靴、両手、身体の拭取りに各2枚)÷300(枚/缶)×1.5倍=31.8→32缶 ※13 簡易シャワーの排水をシートに吸水させることで固体廃棄物として処理する。 111名(要員数)×7日×40(1回除染する際の排水量)÷50(シート1枚の吸水量)×1.5倍=932.4枚→933枚</p>		名称	数量 ^{*1}	エリア設営用	バリア	8個 ^{*2}	簡易シャワー	1式 ^{*3}	簡易水槽	1個 ^{*3}	バケツ	1個 ^{*3}	水タンク	1式 ^{*3}	可搬型空気浄化装置	3台 ^{*4}	消耗品	はさみ、カッター	各3本 ^{*5}	筆記用具	2式 ^{*6}	養生シート	4巻 ^{*7}	粘着マット	3枚 ^{*8}	脱衣収納袋	9個 ^{*9}	難燃袋	525枚 ^{*10}	難燃テープ	12巻 ^{*11}	クリーンウエス	32缶 ^{*12}	吸水シート	933枚 ^{*13}	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、通常時からチェンジングエリア内に配備し、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、第5.1-2表の数量をチェンジングエリア内に保管する。</p> <p>第 5.1-2 表 緊急時対策所チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="1736 711 2487 1308"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量^{*1}</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>5巻^{*2}</td> <td rowspan="17">チェンジングエリアの運用に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>5個^{*3}</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>4枚^{*4}</td> </tr> <tr> <td>装備回収箱</td> <td>8個^{*5}</td> </tr> <tr> <td>ヘルメット掛け</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋</td> <td>300枚^{*6}</td> </tr> <tr> <td>テープ</td> <td>24巻^{*7}</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>1箱^{*8}</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>5個^{*9}</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>簡易テント</td> <td>1台^{*10}</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>ベルトパーテーション</td> <td>3本^{*11}</td> </tr> <tr> <td>可搬式空気浄化装置</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 今後、訓練等で見直しを行う。 ※2 約130m²(床、壁の養生面積(エリア全面張替え1回分))×2(補修張替え等)÷90m²/巻×1.5倍=5巻(養生シート損傷、汚染時等) ※3 5個(各エリア間設置箇所数) ※4 2枚(設置箇所数)×2(汚染時の交換用)=4枚 ※5 8個(設置箇所数) ※6 8枚(設置箇所)×3枚/日(1日交換回数)×7日×1.5倍=252枚→300枚 ※7 約230m(養生エリアの外周距離(エリア全面張替え1回分))×2(補修張替え等)÷30m/巻×1.5倍=23巻→24巻(養生シート損傷、汚染時等) ※8 1,200枚/箱(除染等) ※9 120枚/個(除染等) ※10 960mm×960mm×1,600mm(除染エリア設置) ※11 3本(設置箇所数)</p>	名称	数量 ^{*1}	根拠	養生シート	5巻 ^{*2}	チェンジングエリアの運用に必要な数量	バリア	5個 ^{*3}	粘着マット	4枚 ^{*4}	装備回収箱	8個 ^{*5}	ヘルメット掛け	1式	ポリ袋	300枚 ^{*6}	テープ	24巻 ^{*7}	ウエス	1箱 ^{*8}	ウェットティッシュ	5個 ^{*9}	はさみ	1個	マジック	2本	簡易テント	1台 ^{*10}	簡易シャワー	1台	簡易タンク	1台	トレイ	1個	バケツ	2個	ベルトパーテーション	3本 ^{*11}	可搬式空気浄化装置	1台	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、緊急時対策所に入室するルートは1ルートであり、チェンジングエリアの運用に必要な数量を保管している</p>
名称	数量 (6号及び7号炉共用)	根拠																																																																																																																						
エアータント(南側ルート)	1式	チェンジングエリア設営に必要な数量																																																																																																																						
エアータント(北東側ルート)	1式																																																																																																																							
養生シート	3巻																																																																																																																							
バリア	4個																																																																																																																							
フェンス	28枚																																																																																																																							
粘着マット	2枚																																																																																																																							
ヘルメット掛け	1式																																																																																																																							
ポリ袋	25枚																																																																																																																							
テープ	5巻																																																																																																																							
ウエス	2箱																																																																																																																							
ウェットティッシュ	10巻																																																																																																																							
はさみ	6個																																																																																																																							
マジック	2本																																																																																																																							
簡易シャワー	1台																																																																																																																							
簡易タンク	1台																																																																																																																							
トレイ	1個																																																																																																																							
バケツ	2個																																																																																																																							
可搬型空気浄化装置	3台(予備1台)																																																																																																																							
乾電池内蔵型照明	7台(予備1台)																																																																																																																							
	名称	数量 ^{*1}																																																																																																																						
エリア設営用	バリア	8個 ^{*2}																																																																																																																						
	簡易シャワー	1式 ^{*3}																																																																																																																						
	簡易水槽	1個 ^{*3}																																																																																																																						
	バケツ	1個 ^{*3}																																																																																																																						
	水タンク	1式 ^{*3}																																																																																																																						
	可搬型空気浄化装置	3台 ^{*4}																																																																																																																						
	消耗品	はさみ、カッター	各3本 ^{*5}																																																																																																																					
筆記用具		2式 ^{*6}																																																																																																																						
養生シート		4巻 ^{*7}																																																																																																																						
粘着マット		3枚 ^{*8}																																																																																																																						
脱衣収納袋		9個 ^{*9}																																																																																																																						
難燃袋		525枚 ^{*10}																																																																																																																						
難燃テープ		12巻 ^{*11}																																																																																																																						
クリーンウエス		32缶 ^{*12}																																																																																																																						
吸水シート		933枚 ^{*13}																																																																																																																						
名称		数量 ^{*1}	根拠																																																																																																																					
養生シート		5巻 ^{*2}	チェンジングエリアの運用に必要な数量																																																																																																																					
バリア	5個 ^{*3}																																																																																																																							
粘着マット	4枚 ^{*4}																																																																																																																							
装備回収箱	8個 ^{*5}																																																																																																																							
ヘルメット掛け	1式																																																																																																																							
ポリ袋	300枚 ^{*6}																																																																																																																							
テープ	24巻 ^{*7}																																																																																																																							
ウエス	1箱 ^{*8}																																																																																																																							
ウェットティッシュ	5個 ^{*9}																																																																																																																							
はさみ	1個																																																																																																																							
マジック	2本																																																																																																																							
簡易テント	1台 ^{*10}																																																																																																																							
簡易シャワー	1台																																																																																																																							
簡易タンク	1台																																																																																																																							
トレイ	1個																																																																																																																							
バケツ	2個																																																																																																																							
ベルトパーテーション	3本 ^{*11}																																																																																																																							
可搬式空気浄化装置	1台																																																																																																																							

柏崎刈羽原子力発電所6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>(5) チェンジングエリアの運用 (出入管理, 脱衣, 汚染検査, 除染, 着衣, 要員に汚染が確認された場合の対応, 廃棄物管理, チェンジングエリアの維持管理)</p> <p>a. 出入管理 チェンジングエリアは, 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において, 緊急時対策所に待機していた要員が, 緊急時対策所外で作業を行った後, 再度, 緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は, 放射性物質により汚染しているおそれがあることから, 緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図 5.1-4,5 のとおりであり, チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①脱衣エリア 防護具を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>②サーベイエリア 防護具を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア。 汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p> <p>③除染エリア サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア</p> <p>b. 脱衣 チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱衣エリアの靴脱ぎ場で, <u>汚染区域用靴</u>, ヘルメット, ゴム手袋外側, <u>アノラック</u>等を脱衣する。 脱衣エリアで, <u>不織布カバーオール</u>, ゴム手袋内側, マスク, 帽子, 靴下, 綿手袋を脱衣する。 <p>なお, チェンジングエリアでは, <u>保安班員</u>が要員の脱衣状況を適宜確認し, 指導, 助言, 防護具の脱衣の補助を行う。</p>	<p>5.1.5 チェンジングエリアの運用 (出入管理, 脱衣, 汚染検査, 除染, 着衣, 廃棄物管理, チェンジングエリアの維持管理, <u>加圧運転中の緊急時対策所への入室</u>)</p> <p>(1) 出入管理 チェンジングエリアは, 緊急時対策所建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において, 緊急時対策所に待機していた要員が, <u>屋外</u>で作業を行った後, 再度, 緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所建屋外は, 放射性物質により汚染しているおそれがあることから, 緊急時対策所建屋外で活動する要員は防護具を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは第 5.1-3 図のとおりであり, チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①脱衣エリア 防護具を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>②サーベイエリア 防護具を脱衣した要員の身体や物品の<u>汚染検査</u>を行うエリア</p> <p>③除染エリア サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア</p> <p>(2) 脱衣 チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱衣エリアの<u>靴・ヘルメット置場</u>で, 安全靴, ヘルメット, ゴム手袋 (<u>外側</u>), <u>タイベック</u>, <u>アノラック</u>, <u>靴下 (外側)</u>等を脱衣する。 脱衣エリアで, マスク, ゴム手袋 (<u>内側</u>), 帽子, 綿手袋, <u>靴下 (内側)</u>を脱衣する。 <p>なお, チェンジングエリアでは, 放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜確認し, 指導, 助言, 防護具の脱衣の補助を行う。</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用 (出入管理, 脱衣, 汚染検査, 除染, 着衣, <u>要員に汚染が確認された場合の対応</u>, 廃棄物管理, チェンジングエリアの維持管理)</p> <p>a. 出入管理 チェンジングエリアは, 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において, 緊急時対策所に待機していた要員が, <u>緊急時対策所外</u>で作業を行った後, 再度, 緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は, 放射性物質により汚染しているおそれがあることから, 緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは第 5.1-3 図のとおりであり, チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①脱衣エリア 防護具を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>②サーベイエリア 防護具を脱衣した要員の身体や物品の<u>サーベイ</u>を行うエリア <u>汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</u></p> <p>③除染エリア サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア</p> <p>b. 脱衣 チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 脱衣エリアの靴脱ぎ場で, <u>安全靴</u>, ヘルメット, ゴム手袋外側, <u>被水防護服</u>等を脱衣する。 脱衣エリアで, <u>汚染防護服</u>, ゴム手袋内側, マスク, 帽子, 靴下, 綿手袋を脱衣する。 <p>なお, チェンジングエリアでは, <u>放射線管理班員</u>が要員の脱衣状況を適宜確認し, 指導, 助言, 防護具の脱衣の補助を行う。</p>	<p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は, 加圧運転中に緊急時対策所へ入室しない</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 脱衣手順及び着用装備の相違</p> <p>・体制の相違 【柏崎6/7】 対応する要員の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱衣後、サーベイエリアに移動する。 ・サーベイエリアにて汚染検査を受ける。 ・汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を<u>超える</u>場合は、除染エリアに移動する。 <p>なお、<u>保安班員</u>でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、<u>保安班員</u>は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</p> <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染検査にて汚染基準を<u>超える</u>場合は、除染エリアに移動する。 ・汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。 ・再度汚染箇所について汚染検査する。 ・汚染基準を<u>超える</u>場合は、簡易シャワーで除染する。(簡易シャワーでも汚染基準を<u>超える</u>場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。) <p>e. 着衣</p> <p>防護具の着衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、<u>不織布カバーオール</u>、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。 ・チェンジングエリアの靴脱ぎ場で、ヘルメット、<u>汚染区域用靴</u>等を着用する。 	<p>(3) 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱衣後、サーベイエリアに移動する。 ・サーベイエリアにて汚染検査を受ける。 ・汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所に<u>移動</u>する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。 <p>なお、放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放射線管理班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</p> <p>(4) 除染</p> <p><u>サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</u></p> <p><u>要員の除染については、クリーンウエスでの拭取りによる除染を基本とするが、拭取りにて除染ができない場合も想定し、汚染箇所を水洗いにて除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</u></p> <p><u>簡易シャワーで発生した汚染水は、第4図のとおり必要に応じて吸水シートへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染検査にて汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。 ・汚染箇所を<u>クリーンウエス</u>で拭き取りする。 ・再度汚染箇所について汚染検査する。 ・汚染基準を満足しない場合は、簡易シャワーで除染する。(簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。) <p>(5) 着衣</p> <p>防護具の着衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>防護具着衣エリア</u>で、綿手袋、靴下内側、靴下外側、帽子、<u>タイベック</u>、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。 ・チェンジングエリアの靴・ヘルメット置場で、ヘルメット、安全靴等を着用する。 	<p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱衣後、サーベイエリアに移動する。 ・サーベイエリアにて汚染検査を受ける。 ・汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所 (<u>資機材室</u>)へ入室する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。 <p>なお、<u>放射線管理班員</u>でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、<u>放射線管理班員</u>は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</p> <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染検査にて汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。 ・汚染箇所を<u>ウェットティッシュ</u>で拭き取りする。 ・再度汚染箇所について汚染検査する。 ・汚染基準を満足しない場合は、簡易シャワーで除染する。(簡易シャワーでも汚染基準を満足しない場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。) <p>e. 着衣</p> <p>防護具の着衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、<u>汚染防護服</u>、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。 ・チェンジングエリアの靴脱ぎ場で、ヘルメット、<u>安全靴</u>等を着用する。 	<p>・体制の相違 【柏崎 6/7】 対応する要員の相違</p> <p>・島根2号炉はf項に記載 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>保安班員は、要員の作業に応じて、<u>アノラック</u>等の着用を指示する。</p> <p>f. 要員に汚染が確認された場合の対応</p> <p>サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、<u>ウェットティッシュ</u>での拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、<u>汚染箇所への水洗</u>によって除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、<u>図 5.1-6</u>のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p> 	<p>放射線管理班は、要員の作業に応じて、<u>アノラック</u>等の着用を指示する。</p> <p>第 5.1-4 図 除染及び汚染水処理イメージ図</p> 	<p>放射線管理班員は、要員の作業に応じて、<u>被水防護服</u>等の着用を指示する。</p> <p>f. 要員に汚染が確認された場合の対応</p> <p>サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、<u>ウェットティッシュ</u>での拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、<u>汚染箇所への水洗</u>によって除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、<u>第 5.1-4 図</u>のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p> <p>第 5.1-4 図 除染及び汚染水処理イメージ図</p> 	<p>・体制の相違 【柏崎 6/7】 対応する要員の相違</p>
<p>g. 廃棄物管理</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、<u>チェンジングエリア</u>内に留め置くとチェンジングエリア内の<u>線量率</u>の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、<u>適宜チェンジングエリア外</u>に持ち出しチェンジングエリア内の<u>線量率</u>の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>h. チェンジングエリアの維持管理</p> <p>保安班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、<u>線量率</u>及び空気中放射性物質濃度を定期的（1 回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p>	<p>(6) 廃棄物管理</p> <p>緊急時対策所建屋外で活動した要員が脱衣した防護具については、<u>チェンジングエリア</u>内に留め置くとチェンジングエリア内の<u>線量当量率</u>の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、<u>適宜屋外</u>に持ち出し、<u>チェンジングエリア</u>内の<u>線量当量率</u>の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>(7) チェンジングエリアの維持管理</p> <p>放射線管理班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、<u>線量当量率</u>及び空気中放射性物質濃度を定期的（1 回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な<u>侵入</u>や拡大がないことを確認する。</p>	<p>g. 廃棄物管理</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、<u>チェンジングエリア</u>内に留め置くとチェンジングエリア内の<u>線量当量率</u>の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、<u>適宜チェンジングエリア外</u>に持ち出しチェンジングエリア内の<u>線量当量率</u>の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> <p>h. チェンジングエリアの維持管理</p> <p>放射線管理班員は、<u>床・壁等の養生の確認</u>を実施し、<u>養生シート等に損傷が生じている場合は、補修を行う</u>。<u>チェンジングエリア</u>内の表面汚染密度、<u>線量当量率</u>及び空気中放射性物質濃度を定期的（1 回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な<u>流入</u>や拡大がないことを確認する。</p>	<p>・体制の相違 【柏崎 6/7】 対応する要員の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所6／7号炉（2017. 12. 20 版）	東海第二発電所（2018. 9. 18 版）	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>プルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、<u>線量率</u>及び空気中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p> <p><u>ただし、5号炉原子炉建屋北東側アクセスルートのチェンジングエリアの北西側通路で測定及び除染を行った要員が、北東側の脱衣エリアまで移動できない場合は、北西側通路近傍に汚染拡大防止のための簡易的なエリアを区画し、脱衣を行う。</u></p> <p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項</p> <p>a. <u>可搬型空気浄化装置</u></p> <p>チェンジングエリアには、更なる被ばく低減のため、<u>可搬型空気浄化装置を設置する。</u>可搬型空気浄化装置は、最も汚染が拡大するおそれのある脱衣エリアの空気を吸い込み浄化するよう配置し、脱衣エリアを換気することで、緊急時対策所外で活動した要員の脱衣による汚染拡大を防止する。</p>	<p>プルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量当量率及び空気中放射性物質濃度の測定を実施する。</p> <p><u>(8) プルーム通過時加圧運転(災害対策本部加圧モード)、プルーム通過後加圧運転(緊対建屋浄化モード)中の緊急時対策所への入室</u></p> <p><u>放射線管理班員は、緊急時対策所が空気加圧されている換気系運転状態（災害対策本部加圧モード、緊対建屋浄化モード）での緊急時対策所への万一の入室に備え、脱衣、汚染検査及び除染を行うための資機材を緊急時対策所を加圧する際に持参保管し、外部からの入室時はエアロック内にて、脱衣、汚染検査及び除染を実施する。また、表面汚染密度、線量当量率及び空気中放射性物質濃度の測定の結果、エアロック内に汚染が確認された場合は除染を実施する。</u></p> <p>5.1.6 <u>チェンジングエリアの汚染拡大防止について</u></p> <p>(1) <u>汚染拡大防止の考え方</u></p> <p>緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、<u>身体サーベイを行うためのサーベイエリア、脱衣を行うための脱衣エリア及び身体に付着した放射性物質の除染を行うための除染エリアを設けるとともに、緊急時対策所非常用換気設備により、緊急時対策所の空気を浄化し、緊急時対策所の放射性物質を低減する設計とする。</u></p> <p>(2) <u>可搬型空気浄化装置</u></p> <p>チェンジングエリアには、更なる<u>汚染拡大防止</u>のため、<u>可搬型空気浄化装置を設置する。</u>可搬型空気浄化装置は、最も汚染が拡大するおそれのある脱衣エリア及び靴・ヘルメット置場の空気を浄化するように配置し、汚染拡大を防止する。</p>	<p>プルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、<u>線量当量率</u>及び空気中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p> <p>(6) <u>チェンジングエリアに係る補足事項</u></p> <p>a. <u>汚染拡大防止の考え方</u></p> <p><u>緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体の汚染検査を行うためのサーベイエリア、脱衣を行うための脱衣エリア及び身体に付着した放射性物質の除染を行うための除染エリアを設けるとともに、緊急時対策所換気空調設備により、緊急時対策所の空気を浄化し、緊急時対策所の放射性物質を低減する設計とする。</u></p> <p>b. <u>可搬式空気浄化装置</u></p> <p>チェンジングエリアには、更なる被ばく低減のため、<u>可搬式空気浄化装置を通常時から設置し、他の設備へ悪影響を及ぼさないよう転倒防止対策を講ずる。</u>可搬式空気浄化装置は、最も汚染が拡大するおそれのある脱衣エリアの空気を吸い込み浄化するよう配置し、<u>脱衣エリアを換気することで、緊急時対策所外で活動した要員の脱衣による汚染</u></p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉の緊急時対策所は、複数のアクセスルートを使用しない</p> <p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉のチェンジングエリアは、緊急時対策所正圧化バウンダリ内に設置しているため、隣接する緊急時対策本部エリア（資機材室）に汚染を持ち込むことのない設計としている</p>

柏崎刈羽原子力発電所6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考																		
<p>緊急時対策所内への汚染持込防止を目的とした可搬型空気浄化装置で換気ができていることの確認は、<u>チェンジングエリアのエアータント生地がしぼむ状態になっているかどうかを目視する等により確認する。</u></p> <p>可搬型空気浄化装置は、脱衣エリアを換気できる風量とし、仕様等を図 5. 1-7 に示す。</p> <p>なお、緊急時対策所はブルーム通過時には、原則出入りしない運用とすることから、チェンジングエリアについてもブルーム通過時は、原則利用しない。したがって、チェンジングエリア用の可搬型空気浄化装置についてもブルーム通過時には運用しないことから、可搬型空気浄化装置のフィルタが高線量化することでの居住性への影響はない。</p> <p>ただし、可搬型空気浄化装置は長期的に運用する可能性があることから、フィルタの線量が高くなることも想定し、本体（フィルタ含む）の予備を1台設ける。なお、交換したフィルタ等は、線源とならないようチェンジングエリアから遠ざけて保管する。</p> <div data-bbox="163 1129 914 1476">  <table border="1"> <tr> <td>○外形寸法：縦 380×横 350×高 1100mm</td> </tr> <tr> <td>○風量：9m³/min (540m³/h)</td> </tr> <tr> <td>○重量：約 45kg</td> </tr> <tr> <td>○フィルタ：微粒子フィルタ よう素フィルタ</td> </tr> <tr> <td>微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。</td> </tr> <tr> <td>よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。</td> </tr> </table> </div> <p>図 5. 1-7 可搬型空気浄化装置の仕様等</p>	○外形寸法：縦 380×横 350×高 1100mm	○風量：9m ³ /min (540m ³ /h)	○重量：約 45kg	○フィルタ：微粒子フィルタ よう素フィルタ	微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。	よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。	<p>可搬型空気浄化装置による送気が正常に行われていることの確認は、<u>可搬型空気浄化装置に取り付ける吹き流しの動きを目視により行う。</u></p> <p>可搬型空気浄化装置は、脱衣エリアを換気できる風量とし、仕様等を第 5. 1-5 図に示す。</p> <p>なお、緊急時対策所はブルーム通過時には、原則出入りしない運用とすることから、チェンジングエリアについてもブルーム通過時は、原則利用しないこととする。したがって、チェンジングエリア用の可搬型空気浄化装置についてもブルーム通過時には運用しないことから、可搬型空気浄化装置のフィルタが高線量化することでの居住性への影響はない。</p> <p>ただし、可搬型空気浄化装置は長期的に運用する可能性があることから、フィルタの線量が高くなることも想定し、本体（フィルタ含む）の予備を1台設ける。なお、交換したフィルタ等は、線源とならないよう屋外に保管する。</p> <div data-bbox="952 1157 1703 1444">  <table border="1"> <tr> <td>○外形寸法：縦約 420×横約 400×高約 1200 mm</td> </tr> <tr> <td>○風量：9m³/min (540m³/h)</td> </tr> <tr> <td>○重量：約 50 kg</td> </tr> <tr> <td>○フィルタ：微粒子フィルタ (除去効率 99%以上) よう素フィルタ (除去効率 97%以上)</td> </tr> <tr> <td>微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。</td> </tr> <tr> <td>よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。</td> </tr> </table> </div> <p>第 5. 1-5 図 可搬型空気浄化装置の仕様等</p>	○外形寸法：縦約 420×横約 400×高約 1200 mm	○風量：9m ³ /min (540m ³ /h)	○重量：約 50 kg	○フィルタ：微粒子フィルタ (除去効率 99%以上) よう素フィルタ (除去効率 97%以上)	微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。	よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。	<p>拡大を防止する。</p> <p><u>可搬式空気浄化装置による送気が正常に行われていることの確認は、可搬式空気浄化装置に取り付ける吹き流しの動きを目視により行う。</u></p> <p>可搬式空気浄化装置は、脱衣エリアを換気できる風量とし、仕様等を第 5. 1-5 図に示す。</p> <p>なお、緊急時対策所はブルーム通過時には、原則出入りしない運用とすることから、チェンジングエリアについてもブルーム通過時は、原則利用しない。したがって、チェンジングエリア用の可搬式空気浄化装置についてもブルーム通過時には運用しないことから、可搬式空気浄化装置のフィルタが高線量化することでの居住性への影響はない。</p> <p>ただし、可搬式空気浄化装置は長期的に運用する可能性があることから、フィルタの線量が高くなることも想定し、本体（フィルタ含む）の予備を1台設ける。なお、交換したフィルタ等は、線源とならないようチェンジングエリアから遠ざけて保管する。</p> <div data-bbox="1739 1146 2502 1644">  <table border="1"> <tr> <td>○外形寸法：約 500(D)×約 360(W)×約 1,350(H)mm</td> </tr> <tr> <td>○最大風量：13m³/min</td> </tr> <tr> <td>○重量：約 60kg (フィルタ除く。)</td> </tr> <tr> <td>○フィルタ：微粒子フィルタ，よう素フィルタ</td> </tr> <tr> <td>微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。</td> </tr> <tr> <td>よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。</td> </tr> </table> </div> <p>第 5. 1-5 図 可搬式空気浄化装置の仕様等</p>	○外形寸法：約 500(D)×約 360(W)×約 1,350(H)mm	○最大風量：13m ³ /min	○重量：約 60kg (フィルタ除く。)	○フィルタ：微粒子フィルタ，よう素フィルタ	微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。	よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、エアータントを使用しない
○外形寸法：縦 380×横 350×高 1100mm																					
○風量：9m ³ /min (540m ³ /h)																					
○重量：約 45kg																					
○フィルタ：微粒子フィルタ よう素フィルタ																					
微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。																					
よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。																					
○外形寸法：縦約 420×横約 400×高約 1200 mm																					
○風量：9m ³ /min (540m ³ /h)																					
○重量：約 50 kg																					
○フィルタ：微粒子フィルタ (除去効率 99%以上) よう素フィルタ (除去効率 97%以上)																					
微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。																					
よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。																					
○外形寸法：約 500(D)×約 360(W)×約 1,350(H)mm																					
○最大風量：13m ³ /min																					
○重量：約 60kg (フィルタ除く。)																					
○フィルタ：微粒子フィルタ，よう素フィルタ																					
微粒子フィルタ 微粒子フィルタのろ材はガラス繊維であり、微粒子を含んだ空気がろ材を通過する際に、微粒子が捕集される。																					
よう素フィルタ よう素フィルタのろ材は、活性炭素繊維であり、よう素を含んだ空気がフィルタを通過する際に、よう素が活性炭素繊維を通ることにより吸着・除去される。																					

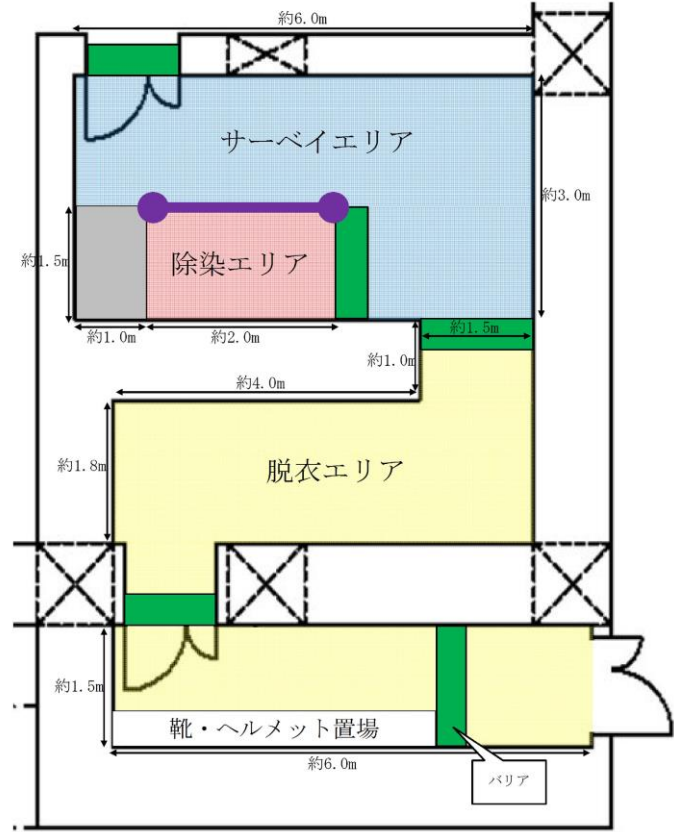
柏崎刈羽原子力発電所6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考																					
<p>b. <u>チェンジングエリアの設営状況</u></p> <p><u>チェンジングエリアは、靴脱ぎ場及び脱衣エリアの空間をエアータントにより区画する。エアータントの外観は図5.1-8のとおりであり、高圧ポンベにより約3分間送風することで、展張することが可能である。なお、展張は手動及びブロワによる送風も可能な設計とする。</u></p> <p>チェンジングエリア内面は、必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。</p> <p>また、<u>エアータント</u>に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p> <div data-bbox="166 898 914 1255" style="border: 1px solid black; height: 170px; width: 252px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">図 5.1-8 エアータントの外観</p>	<p>(3) <u>チェンジングエリアの区画</u></p> <p>チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアごとに部屋が区分けされており、各部屋の壁・床等について、通常時よりシート及びテープにより区画養生を行っておくことで、チェンジングエリア設営時間の短縮を図る。</p> <p>また、<u>チェンジングエリア床面</u>については、必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを積層して貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。</p> <p>更にチェンジングエリア内には、靴等に付着した放射性物質を持ち込まないように粘着マットを設置する。</p>	<p>c. <u>チェンジングエリアの設営状況</u></p> <p>チェンジングエリアは、<u>脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアごとに区画しており、各エリアの壁・床等について、通常時より養生シート及びテープにより区画養生を行っておくことで、チェンジングエリア設営時間の短縮を図る。</u></p> <p>チェンジングエリア内面は、必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。</p> <p>更にチェンジングエリア内には、靴等に付着した放射性物質を持ち込まないように粘着マットを設置する。</p> <p>また、<u>養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</u></p> <p><u>チェンジングエリアの設営状況を第5.1-6図に示す。</u></p> <div data-bbox="1745 947 2496 1705" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">通常待機時</td> <td style="width: 10%; font-size: 2em;">→</td> <td style="width: 40%;">設営時</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">脱衣エリア (靴・ヘルメット置き場)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">脱衣エリア</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">サーベイエリア, 除染エリア</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">第 5.1-6 図 緊急時対策所チェンジングエリアの設営状況</p>	通常待機時	→	設営時		→		脱衣エリア (靴・ヘルメット置き場)				→		脱衣エリア				→		サーベイエリア, 除染エリア			<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、エアータントを使用しない
通常待機時	→	設営時																						
	→																							
脱衣エリア (靴・ヘルメット置き場)																								
	→																							
脱衣エリア																								
	→																							
サーベイエリア, 除染エリア																								

柏崎刈羽原子力発電所6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考
<p>c. <u>チェンジングエリアへの空気の流れ</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された5号炉原子炉建屋内に設置し、5号炉原子炉建屋南側アクセスルートを使用する場合は図5.1-9、5号炉原子炉建屋北東側アクセスルートを使用する場合は図5.1-10のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</u></p> <p>また、更なる被ばく低減のため、<u>可搬型空気浄化装置を2台設置する。1台はチェンジングエリア付近を循環運転することによりチェンジングエリア付近全体の放射性物質を低減し、もう1台は、脱衣を行うホットエリアの空気を吸い込み浄化し、チェンジングエリア内に図5.1-9、10のように空気の流れをつくることで脱衣による汚染拡大を防止する。</u></p>  <p>図 5.1-9 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリアの空気の流れ (5号炉原子炉建屋南側アクセスルート)</p>	<p>(4) <u>チェンジングエリアへの空気の流れ</u></p> <p><u>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所建屋内の1階に専用で設置し、第5.1-6図のように、汚染の区分ごとに空間を区画し、汚染を管理する。</u></p> <p>また、更なる<u>汚染拡大防止</u>のため、<u>可搬型空気浄化装置を2台設置する。1台は靴・ヘルメット置場の放射性物質を低減し、もう1台は、脱衣エリアの空気を吸い込み浄化し、靴・ヘルメット置場側へ送気することでチェンジングエリアに第5.1-6図のように空気の流れをつくり、脱衣による汚染拡大を防止する。</u></p>  <p>第 5.1-6 図 緊急時対策所チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>d. <u>チェンジングエリアへの空気の流れ</u></p> <p><u>緊急時対策所チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所内に設置し、第5.1-7図のように、チェンジングエリア排気隔離ダンパにより緊急時対策本部の圧力を正圧 100Pa 以上に調整し、排気隔離ダンパによりチェンジングエリアの圧力を微正圧 (屋外より高い圧力かつ資機材室よりも低い圧力) に調整することにより、屋外よりの放射性物質の流入を防止すると共に、チェンジングエリアの空気が緊急時対策所 (資機材室) に流入しない設計とする。</u></p> <p>また、更なる被ばく低減のため、<u>可搬式空気浄化装置を設置する。可搬式空気浄化装置はチェンジングエリア付近を循環運転することによりチェンジングエリア付近全体の放射性物質を低減し、汚染拡大を防止する。</u></p>  <p>第 5.1-7 図 緊急時対策所チェンジングエリアの空気の流れ及び排気隔離ダンパ調整の概要</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は、チェンジングエリアへの空気の流れを建物空調にて管理する ・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉の可搬式空気浄化装置は、チェンジングエリア付近全体の放射性物質を低減するために使用する

柏崎刈羽原子力発電所6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考
<div data-bbox="184 254 881 911" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="154 930 914 1003">図 5.1-10 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリアの空気の流れ (5号炉原子炉建屋北東側アクセスルート)</p> <p data-bbox="184 1062 923 1318">d. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について 緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようにサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p data-bbox="213 1331 923 1587">サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p data-bbox="213 1646 923 1856">また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p data-bbox="943 1062 1709 1318">(5) チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について 緊急時対策所建屋に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようにサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が拡大していないことを確認する。</p> <p data-bbox="991 1331 1709 1633">サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖し、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに極力影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、退室する要員は防護具を着用していること及びサーベイエリアは通過しないことから、退室することは可能である。</p> <p data-bbox="991 1646 1709 1856">また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p data-bbox="1786 1062 2504 1318">e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について 緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようにサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p data-bbox="1810 1331 2504 1587">サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p data-bbox="1810 1646 2504 1856">また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考																											
<p>(7) 汚染の管理基準</p> <p>表 5.1-3 のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。</p> <p>ただし、表 5.1-3 の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p style="text-align: center;">表 5.1-3 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="163 571 905 955"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm (4Bq/cm²)</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度) : 40Bq/cm²の1/10</td> </tr> <tr> <td>状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm (120Bq/cm²) 13,000cpm (40Bq/cm²)</td> <td>原子力災害対策指針における OIL4 に準拠 原子力災害対策指針における OIL4 【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table>	状況	汚染の管理基準	根拠等	状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm (4Bq/cm ²)	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度) : 40Bq/cm ² の1/10	状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm (120Bq/cm ²) 13,000cpm (40Bq/cm ²)	原子力災害対策指針における OIL4 に準拠 原子力災害対策指針における OIL4 【1ヶ月後の値】に準拠	<p>5.1.7 汚染の管理基準</p> <p>第 5.1-3 表のとおり、状況に応じた汚染の管理基準を運用する。</p> <p>ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、第 5.1-3 表の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p style="text-align: center;">第 5.1-3 表 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="955 571 1697 892"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm (4Bq/cm²相当)</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度) : 40 Bq/cm²の1/10</td> </tr> <tr> <td>状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm (120Bq/cm²相当) 13,000cpm (40Bq/cm²相当)</td> <td>原子力災害対策指針における O I L 4 に準拠 原子力災害対策指針における O I L 4 【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table>	状況	汚染の管理基準	根拠等	状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm (4Bq/cm ² 相当)	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度) : 40 Bq/cm ² の1/10	状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm (120Bq/cm ² 相当) 13,000cpm (40Bq/cm ² 相当)	原子力災害対策指針における O I L 4 に準拠 原子力災害対策指針における O I L 4 【1ヶ月後の値】に準拠	<p>(7) 汚染の管理基準</p> <p>第 5.1-3 表のとおり、状況に応じた汚染の管理基準を運用する。</p> <p>ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、第 5.1-3 表の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p style="text-align: center;">第 5.1-3 表 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="1745 571 2487 861"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準^{*1}</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm^{*2}</td> <td>法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度) : 40Bq/cm²の1/10</td> </tr> <tr> <td>状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm^{*3} 13,000cpm^{*4}</td> <td>原子力災害対策指針における OIL4 に準拠 原子力災害対策指針における OIL4 【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 計測器の仕様や構成により係数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。</p> <p>※2 : 4 Bq/cm²相当。</p> <p>※3 : 120Bq/cm²相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準(バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準)として設定(13,000×3≒40,000cpm)。</p> <p>※4 : 40Bq/cm²相当(放射性ヨウ素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度)。</p>	状況	汚染の管理基準 ^{*1}	根拠等	状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{*2}	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度) : 40Bq/cm ² の1/10	状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{*3} 13,000cpm ^{*4}	原子力災害対策指針における OIL4 に準拠 原子力災害対策指針における OIL4 【1ヶ月後の値】に準拠	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は緊急時対策所の照明で十分な照度を確保できることから、乾電池内蔵型照明は使用しない</p>
状況	汚染の管理基準	根拠等																												
状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm (4Bq/cm ²)	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度) : 40Bq/cm ² の1/10																												
状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm (120Bq/cm ²) 13,000cpm (40Bq/cm ²)	原子力災害対策指針における OIL4 に準拠 原子力災害対策指針における OIL4 【1ヶ月後の値】に準拠																												
状況	汚染の管理基準	根拠等																												
状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm (4Bq/cm ² 相当)	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度) : 40 Bq/cm ² の1/10																												
状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm (120Bq/cm ² 相当) 13,000cpm (40Bq/cm ² 相当)	原子力災害対策指針における O I L 4 に準拠 原子力災害対策指針における O I L 4 【1ヶ月後の値】に準拠																												
状況	汚染の管理基準 ^{*1}	根拠等																												
状況① 屋外(発電所構内全般)へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm ^{*2}	法令に定める表面汚染密度限度(アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度) : 40Bq/cm ² の1/10																												
状況② 大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm ^{*3} 13,000cpm ^{*4}	原子力災害対策指針における OIL4 に準拠 原子力災害対策指針における OIL4 【1ヶ月後の値】に準拠																												
<p>(8) 乾電池内蔵型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に乾電池内蔵型照明を使用する。乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表 5.1-4 に示す数量及び仕様とする。</p> <p style="text-align: center;">表 5.1-4 チェンジングエリアの乾電池内蔵型照明</p> <table border="1" data-bbox="163 1654 905 1879"> <thead> <tr> <th>乾電池内蔵型照明</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</td> <td>7台(予備1台)</td> <td>電源：乾電池(単一×3) 点灯可能時間：約72時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。)</td> </tr> </tbody> </table>	乾電池内蔵型照明	保管場所	数量	仕様		5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	7台(予備1台)	電源：乾電池(単一×3) 点灯可能時間：約72時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。)																						
乾電池内蔵型照明	保管場所	数量	仕様																											
	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	7台(予備1台)	電源：乾電池(単一×3) 点灯可能時間：約72時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。)																											

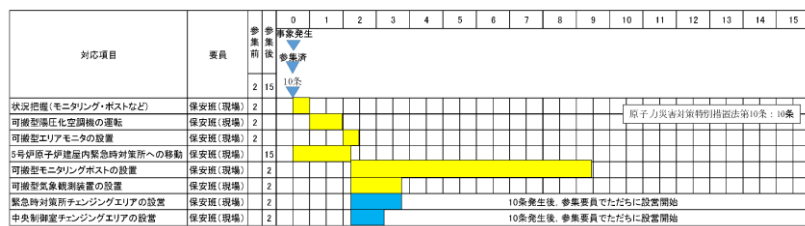
柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所2号炉	備考															
<p>(9) <u>チェンジングエリアのスペースについて</u></p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数 14 名を考慮し、同時に 14 名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。チェンジングエリアに同時に 14 名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約 30 分であり、全ての要員が汚染している場合でも約 56 分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でもチェンジングエリアは建屋内に設置しており、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>5.1.8 <u>チェンジングエリアのスペースについて</u></p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後現場復旧要員である 18 名を想定し、同時に 18 名の要員がチェンジングエリア内の靴・ヘルメット置場、脱衣エリア、サーベイエリアに待機できる十分な広さの床面積を確保する設計とする。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でも、チェンジングエリアは建屋内に設置しており、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p> <p><u>チェンジングエリアへ同時に 18 名の要員が来た場合、全ての要員がチェンジングエリアを退域するまで約 42 分（1 人目の脱衣に 6 分+その後順次汚染検査 2 分×18 名）、仮に全ての要員が汚染している場合でも除染が完了しチェンジングエリアを退域するまで約 78 分（汚染のない場合の 42 分+除染後の再検査 2 分×18 名）と設定しており、訓練によりこれを下回る時間で退域できることを確認している。</u></p>	<p>(8) <u>チェンジングエリアのスペースについて</u></p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数 14 名を考慮し、同時に 14 名の要員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。チェンジングエリア内の各エリア面積を第 5.1-4 表に、チェンジングエリア内の各エリア寸法を第 5.1-8 図に示す。チェンジングエリアに同時に 14 名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約 35 分（1 人目の脱衣に 6 分+その後順次汚染検査 2 分×14 名）であり、全ての要員が汚染している場合でも約 65 分（汚染のない場合の 35 分+除染後の再検査 2 分×14 名）であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でもチェンジングエリアは建物内に設置しており、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 5.1-4 表 <u>チェンジングエリア内の各エリア面積</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 1304 2487 1614"> <thead> <tr> <th>エリア名称</th> <th>エリア寸法</th> <th>エリア面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>靴・ヘルメット置場</td> <td>約 6.0m×約 1.5m</td> <td>約 9.0m²</td> </tr> <tr> <td>脱衣エリア</td> <td>約 5.5m×約 1.8m+ 約 1.5m×約 1.0m</td> <td>約 11.4m²</td> </tr> <tr> <td>サーベイエリア</td> <td>約 3.0m×約 6.0m- 約 1.5m×約 3.0m</td> <td>約 13.5m²</td> </tr> <tr> <td>除染エリア</td> <td>約 2.0m×約 1.5m</td> <td>約 3.0m²</td> </tr> </tbody> </table>	エリア名称	エリア寸法	エリア面積	靴・ヘルメット置場	約 6.0m×約 1.5m	約 9.0m ²	脱衣エリア	約 5.5m×約 1.8m+ 約 1.5m×約 1.0m	約 11.4m ²	サーベイエリア	約 3.0m×約 6.0m- 約 1.5m×約 3.0m	約 13.5m ²	除染エリア	約 2.0m×約 1.5m	約 3.0m ²	<p>・体制及び運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 設備構成, 対応する要員及び所要時間の相違</p>
エリア名称	エリア寸法	エリア面積																
靴・ヘルメット置場	約 6.0m×約 1.5m	約 9.0m ²																
脱衣エリア	約 5.5m×約 1.8m+ 約 1.5m×約 1.0m	約 11.4m ²																
サーベイエリア	約 3.0m×約 6.0m- 約 1.5m×約 3.0m	約 13.5m ²																
除染エリア	約 2.0m×約 1.5m	約 3.0m ²																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2 号炉	備考
<p>(10) <u>保安班</u>の緊急時対応のケーススタディー</p> <p><u>保安班</u>は、チェン징エリアの設営以外に、緊急時対策所の可搬型陽圧化空調機運転(約 60 分)、可搬型エリアモニタの設置(20 分)、可搬型モニタリングポストの設置(最大 435 分)、可搬型気象観測装置の設置(90 分)を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、<u>保安班長</u>が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。</p> <p><u>なお、緊急時対策所のチェン징エリアは、北東側ルートを設営した場合(90 分)を想定する。</u></p>		 <p>第 5.1-8 図 チェン징エリア内の各エリア寸法</p> <p>(9) <u>放射線管理班</u>の緊急時対応のケーススタディー</p> <p><u>放射線管理班</u>は、緊急時対策所チェン징エリアの設営以外に、緊急時対策所の可搬式エリア放射線モニタの設置(20 分以内)、可搬式モニタリング・ポストの設置(最大 6 時間 30 分以内)、可搬式気象観測装置の設置(3 時間 10 分以内)、中央制御室チェン징エリアの設営(2 時間以内)を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、<u>放射線管理班長</u>が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。</p>	<p>・体制及び運用の相違 【柏崎 6/7】 設備構成, 対応する要員及び所要時間の相違</p> <p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は、緊急時対策所に入室するルートは 1 ルートである</p>

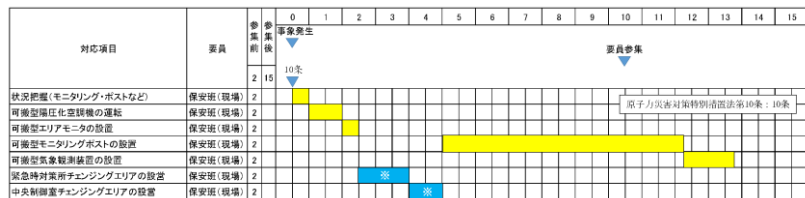
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)

例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合(ケース①)には、全ての対応を並行して実施することになる。また、夜間・休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第 10 条発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合(ケース②)は、原子力防災組織の緊急時対策要員の保安班 2 名で、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。

・ケース①(平日の勤務時間帯の場合)



・ケース②(夜間・休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合)



※可搬型モニタリングポストの設置の前に、保安班長の判断によりチェンジングエリアの設営を優先。

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2 号炉

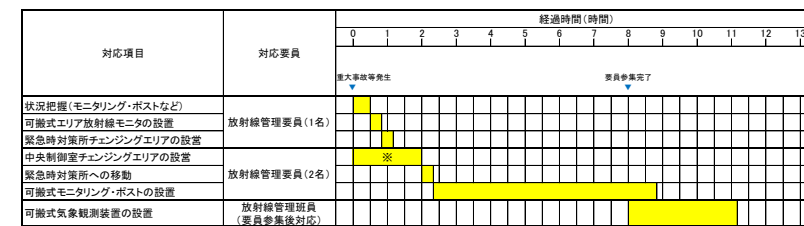
備考

例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合(ケース①)には、原子力防災組織の緊急時対策要員の放射線管理班 4 名で順次対応を実施することになる。また、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合で、原災法該当事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合(ケース②)は、原子力防災組織の緊急時対策要員の放射線管理班 2 名で、中央制御室チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬式モニタリング・ポスト等の設置を行うことになる。

・ケース①(平日の勤務時間帯の場合)



・ケース②(夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)に事故が発生した場合)



※可搬式モニタリング・ポストの設置の前に、放射線管理班長の判断により中央制御室チェンジングエリアの設営を優先。

- ・体制の相違
- 【柏崎 6/7】
島根 2 号炉は、放射線管理班 4 名にて順次対応を行う
- ・体制及び運用の相違
- 【柏崎 6/7】
設備構成、対応する要員及び所要時間の相違
- ・記載表現の相違
- 【東海第二】
島根 2 号炉は、放射線管理班の緊急時対応のケーススタディを記載

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																																																											
<p>5.2 配備資機材等の数量等について</p> <p>(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数, 電源設備</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="163 457 908 1255"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要施設</th> <th>配備台数^{※1}</th> <th>電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td>衛星電話設備 (常設)</td> <td>9台</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (可搬型)</td> <td>15台</td> <td>充電式電池 (本体内蔵), 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">発電所内</td> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>19台</td> <td>充電器</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>2台</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送受信器</td> <td>ハンドセット</td> <td>2台</td> <td>非常用高圧母線, 充電器</td> </tr> <tr> <td>スピーカー</td> <td>2台</td> <td>非常用高圧母線, 充電器</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備 (常設)</td> <td>4台</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (可搬型)</td> <td>90台</td> <td>充電式電池 (本体内蔵)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">携帯型音声呼出電話設備</td> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>6台</td> <td>単二乾電池4本 (連続約4日間使用可能)^{※3}</td> </tr> <tr> <td>中継用ケーブルドラム</td> <td>2台</td> <td>対策本部-待機場所間の通信連絡用2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">発電所外</td> <td rowspan="4">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム (衛星系・有線系 共用)</td> <td>1式</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機 (有線系)</td> <td>4台</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機 (衛星系)</td> <td>2台</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX (有線系)</td> <td>1台</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備 (社内向)</td> <td>IP-FAX (衛星系)</td> <td>1台</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>衛星社内電話機</td> <td>4台</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (社内向)</td> <td>テレビ会議システム (社内向)</td> <td>1式</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (社内向)</td> <td>テレビ会議システム (社内向)</td> <td>1式</td> <td>非常用高圧母線, 代替交流電源設備^{※2}</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備 (自治体他向)</td> <td>専用電話設備 (自治体他向)</td> <td>7台</td> <td>乾電池, 手動発電</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要施設	配備台数 ^{※1}	電源設備	発電所内外	衛星電話設備 (常設)	9台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	衛星電話設備 (可搬型)	15台	充電式電池 (本体内蔵), 代替交流電源設備 ^{※2}	発電所内	電力保安通信用電話設備	19台	充電器	FAX	2台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	送受信器	ハンドセット	2台	非常用高圧母線, 充電器	スピーカー	2台	非常用高圧母線, 充電器	無線連絡設備	無線連絡設備 (常設)	4台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	無線連絡設備 (可搬型)	90台	充電式電池 (本体内蔵)	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	6台	単二乾電池4本 (連続約4日間使用可能) ^{※3}	中継用ケーブルドラム	2台	対策本部-待機場所間の通信連絡用2台	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム (衛星系・有線系 共用)	1式	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	IP-電話機 (有線系)	4台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	IP-電話機 (衛星系)	2台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	IP-FAX (有線系)	1台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	衛星電話設備 (社内向)	IP-FAX (衛星系)	1台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	衛星社内電話機	4台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	テレビ会議システム (社内向)	テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	テレビ会議システム (社内向)	テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}	専用電話設備 (自治体他向)	専用電話設備 (自治体他向)	7台	乾電池, 手動発電	<p>5.2 配備資機材等の数量等について</p> <p>(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数, 電源設備</p> <table border="1" data-bbox="982 449 1665 1348"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>台数^{※2}</th> <th>電源設備 (代替電源含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">発電所内用</td> <td>無線連絡設備 (固定型)</td> <td>2台</td> <td>非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備 (携帯型)</td> <td>20台</td> <td>充電電池</td> </tr> <tr> <td>送受信機 (ページング)</td> <td>3台</td> <td>非常用ディーゼル発電機 蓄電池 常設代替高圧電源装置 可搬型代替低圧電源車</td> </tr> <tr> <td>携行型有線通話装置</td> <td>4台</td> <td>乾電池</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">発電所内外用</td> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備^{※1}</td> <td>固定型</td> <td>4台</td> <td>非常用ディーゼル発電機 蓄電池 常設代替高圧電源装置 可搬型代替低圧電源車</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>40台</td> <td>非常用ディーゼル発電機 充電電池 常設代替高圧電源装置 可搬型代替低圧電源車</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>1台</td> <td>非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>固定型</td> <td>7台</td> <td>非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>12台</td> <td>充電電池</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (社内)</td> <td>テレビ会議システム (社内)</td> <td>2台</td> <td>非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所外用</td> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム (社内)</td> <td>1式</td> <td>非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>IP電話</td> <td>6台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP-FAX</td> <td>3台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)</td> <td>1台</td> <td>非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加入電話設備</td> <td>加入電話</td> <td>9台</td> <td>非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>加入FAX</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 通信事業者回線に接続されており, 発電所外への連絡も可能</p> <p>※2: 予備を含む。台数については, 今後, 訓練等を通して見直しを行う。</p>	通信種別	主要設備	台数 ^{※2}	電源設備 (代替電源含む)	発電所内用	無線連絡設備 (固定型)	2台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	無線連絡設備 (携帯型)	20台	充電電池	送受信機 (ページング)	3台	非常用ディーゼル発電機 蓄電池 常設代替高圧電源装置 可搬型代替低圧電源車	携行型有線通話装置	4台	乾電池	発電所内外用	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	固定型	4台	非常用ディーゼル発電機 蓄電池 常設代替高圧電源装置 可搬型代替低圧電源車	携帯型	40台	非常用ディーゼル発電機 充電電池 常設代替高圧電源装置 可搬型代替低圧電源車	FAX	1台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	衛星電話設備	固定型	7台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	携帯型	12台	充電電池	テレビ会議システム (社内)	テレビ会議システム (社内)	2台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	発電所外用	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム (社内)	1式	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	IP電話	6台		IP-FAX	3台		専用電話設備	専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)	1台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	加入電話設備	加入電話	9台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機	加入FAX	1台		<p>5.2 配備資機材等の数量等について</p> <p>(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数, 電源設備</p> <p>緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1745 453 2487 1432"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要施設</th> <th>配備台数^{※1}</th> <th>電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td rowspan="2">所内通信連絡設備</td> <td>ハンドセットステーション</td> <td>1台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), ガスタービン発電機, 高圧発電機車</td> </tr> <tr> <td>スピーカー</td> <td>1台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), ガスタービン発電機, 高圧発電機車</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線通信設備</td> <td rowspan="2">無線通信設備</td> <td>無線通信設備 (固定型)</td> <td>5台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備 (携帯型)</td> <td>62台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型)</td> <td>5台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備 (携帯型)</td> <td>10台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電力保安通信用電話設備</td> <td rowspan="4">電力保安通信用電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>10台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>PHS端末</td> <td>32台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>1台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">発電所外</td> <td rowspan="6">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム</td> <td>1式</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機 (有線系)</td> <td>4台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機 (衛星系)</td> <td>2台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX (有線系)</td> <td>2台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX (衛星系)</td> <td>1台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備 (社内向)</td> <td>衛星社内電話機</td> <td>1台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>衛星テレビ会議システム (社内向)</td> <td>1式</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム (社内向)</td> <td>テレビ会議システム (社内向)</td> <td>1式</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話設備 (ホットライン)</td> <td>4台</td> <td>非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">局線加入電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>1台</td> <td>— (通信事業者回線からの給電)</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>1台</td> <td>通信事業者回線から給電, 非常用ディーゼル発電機, 緊急時対策所用発電機</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 予備を含む (今後, 訓練等で見直しを行う)</p>	通信種別	主要施設	配備台数 ^{※1}	電源設備	発電所内	所内通信連絡設備	ハンドセットステーション	1台	非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), ガスタービン発電機, 高圧発電機車	スピーカー	1台	非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), ガスタービン発電機, 高圧発電機車	無線通信設備	無線通信設備	無線通信設備 (固定型)	5台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	無線通信設備 (携帯型)	62台	非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機	発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型)	5台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	衛星電話設備 (携帯型)	10台	非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機	電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備	固定電話機	10台	非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), 緊急時対策所用発電機	PHS端末	32台	非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機	FAX	1台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機					発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1式	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	IP-電話機 (有線系)	4台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	IP-電話機 (衛星系)	2台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	IP-FAX (有線系)	2台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	IP-FAX (衛星系)	1台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機					衛星電話設備 (社内向)	衛星社内電話機	1台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	衛星テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	テレビ会議システム (社内向)	テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	専用電話設備	専用電話設備 (ホットライン)	4台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機	局線加入電話設備	固定電話機	1台	— (通信事業者回線からの給電)	FAX	1台	通信事業者回線から給電, 非常用ディーゼル発電機, 緊急時対策所用発電機	<p>・設備, 保管場所, 数量及び仕様の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>⑤の相違</p>
通信種別	主要施設	配備台数 ^{※1}	電源設備																																																																																																																																																																																																																											
発電所内外	衛星電話設備 (常設)	9台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																											
	衛星電話設備 (可搬型)	15台	充電式電池 (本体内蔵), 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																											
発電所内	電力保安通信用電話設備	19台	充電器																																																																																																																																																																																																																											
	FAX	2台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																											
	送受信器	ハンドセット	2台	非常用高圧母線, 充電器																																																																																																																																																																																																																										
		スピーカー	2台	非常用高圧母線, 充電器																																																																																																																																																																																																																										
	無線連絡設備	無線連絡設備 (常設)	4台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																										
		無線連絡設備 (可搬型)	90台	充電式電池 (本体内蔵)																																																																																																																																																																																																																										
携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	6台	単二乾電池4本 (連続約4日間使用可能) ^{※3}																																																																																																																																																																																																																											
	中継用ケーブルドラム	2台	対策本部-待機場所間の通信連絡用2台																																																																																																																																																																																																																											
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム (衛星系・有線系 共用)	1式	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																										
		IP-電話機 (有線系)	4台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																										
		IP-電話機 (衛星系)	2台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																										
		IP-FAX (有線系)	1台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																										
	衛星電話設備 (社内向)	IP-FAX (衛星系)	1台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																										
		衛星社内電話機	4台	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																										
	テレビ会議システム (社内向)	テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																										
	テレビ会議システム (社内向)	テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用高圧母線, 代替交流電源設備 ^{※2}																																																																																																																																																																																																																										
	専用電話設備 (自治体他向)	専用電話設備 (自治体他向)	7台	乾電池, 手動発電																																																																																																																																																																																																																										
	通信種別	主要設備	台数 ^{※2}	電源設備 (代替電源含む)																																																																																																																																																																																																																										
発電所内用	無線連絡設備 (固定型)	2台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																											
	無線連絡設備 (携帯型)	20台	充電電池																																																																																																																																																																																																																											
	送受信機 (ページング)	3台	非常用ディーゼル発電機 蓄電池 常設代替高圧電源装置 可搬型代替低圧電源車																																																																																																																																																																																																																											
	携行型有線通話装置	4台	乾電池																																																																																																																																																																																																																											
発電所内外用	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	固定型	4台	非常用ディーゼル発電機 蓄電池 常設代替高圧電源装置 可搬型代替低圧電源車																																																																																																																																																																																																																										
		携帯型	40台	非常用ディーゼル発電機 充電電池 常設代替高圧電源装置 可搬型代替低圧電源車																																																																																																																																																																																																																										
		FAX	1台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
	衛星電話設備	固定型	7台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		携帯型	12台	充電電池																																																																																																																																																																																																																										
	テレビ会議システム (社内)	テレビ会議システム (社内)	2台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
発電所外用	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム (社内)	1式	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		IP電話	6台																																																																																																																																																																																																																											
		IP-FAX	3台																																																																																																																																																																																																																											
	専用電話設備	専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)	1台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
加入電話設備	加入電話	9台	非常用ディーゼル発電機 無停電電源装置 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																											
	加入FAX	1台																																																																																																																																																																																																																												
通信種別	主要施設	配備台数 ^{※1}	電源設備																																																																																																																																																																																																																											
発電所内	所内通信連絡設備	ハンドセットステーション	1台	非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), ガスタービン発電機, 高圧発電機車																																																																																																																																																																																																																										
		スピーカー	1台	非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), ガスタービン発電機, 高圧発電機車																																																																																																																																																																																																																										
無線通信設備	無線通信設備	無線通信設備 (固定型)	5台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		無線通信設備 (携帯型)	62台	非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型)	5台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		衛星電話設備 (携帯型)	10台	非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
電力保安通信用電話設備	電力保安通信用電話設備	固定電話機	10台	非常用ディーゼル発電機, 充電器 (蓄電池), 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		PHS端末	32台	非常用ディーゼル発電機, 充電式電池, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		FAX	1台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1式	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		IP-電話機 (有線系)	4台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		IP-電話機 (衛星系)	2台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		IP-FAX (有線系)	2台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		IP-FAX (衛星系)	1台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
	衛星電話設備 (社内向)	衛星社内電話機	1台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
		衛星テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
	テレビ会議システム (社内向)	テレビ会議システム (社内向)	1式	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
	専用電話設備	専用電話設備 (ホットライン)	4台	非常用ディーゼル発電機, 無停電電源装置, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																										
局線加入電話設備	固定電話機	1台	— (通信事業者回線からの給電)																																																																																																																																																																																																																											
	FAX	1台	通信事業者回線から給電, 非常用ディーゼル発電機, 緊急時対策所用発電機																																																																																																																																																																																																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																										
<p>(2) 放射線防護資機材品名と配備数</p> <p>○防護具</p> <table border="1" data-bbox="163 352 905 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数 (6/7号炉共用) ※7</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> <th>構内 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>不織布カバーオール</td><td>1,890着※1</td><td>420着※8</td><td>約5,000着</td></tr> <tr><td>靴下</td><td>1,890足※1</td><td>420足※8</td><td>約5,000足</td></tr> <tr><td>帽子</td><td>1,890着※1</td><td>420着※8</td><td>約5,000着</td></tr> <tr><td>綿手袋</td><td>1,890双※1</td><td>420双※8</td><td>約5,000双</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td><td>3,780双※2</td><td>840双※9</td><td>約15,000双</td></tr> <tr><td>ろ過式呼吸用保護具 (以下内訳)</td><td>810個※3</td><td>180個※10</td><td>約2,050個</td></tr> <tr><td>電動ファン付き全面マスク</td><td>80個※15</td><td>20個※17,23</td><td>約50個</td></tr> <tr><td>全面マスク</td><td>730個※16</td><td>160個※18</td><td>約2,000個</td></tr> <tr><td>チャコールフィルタ (以下内訳)</td><td>1,890組※1</td><td>420組※8</td><td>約2,500組</td></tr> <tr><td>電動ファン付き全面マスク用</td><td>560組※19</td><td>140組※21,23</td><td>約500組</td></tr> <tr><td>全面マスク用</td><td>1,330組※20</td><td>280組※22</td><td>約2,000組</td></tr> <tr><td>アノラック</td><td>945着※4</td><td>210着※11</td><td>約3,000着</td></tr> <tr><td>汚染区域用靴</td><td>40足※5</td><td>10足※12</td><td>約300足</td></tr> <tr><td>高線量対応防護服 (タングステンベスト)</td><td>14着※6</td><td>—</td><td>10着</td></tr> <tr><td>セルフエアセット※13</td><td>4台</td><td>4台</td><td>約100台</td></tr> <tr><td>酸素呼吸器※14</td><td>—</td><td>5台</td><td>約20台</td></tr> </tbody> </table> <p>※1: 180名 (1~7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕。以下同様) ×7日×1.5倍</p> <p>※2: ※1×2</p> <p>※3: 180名×3日 (除染による再使用を考慮) ×1.5倍</p>	品名	配備数 (6/7号炉共用) ※7			5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室	構内 (参考)	不織布カバーオール	1,890着※1	420着※8	約5,000着	靴下	1,890足※1	420足※8	約5,000足	帽子	1,890着※1	420着※8	約5,000着	綿手袋	1,890双※1	420双※8	約5,000双	ゴム手袋	3,780双※2	840双※9	約15,000双	ろ過式呼吸用保護具 (以下内訳)	810個※3	180個※10	約2,050個	電動ファン付き全面マスク	80個※15	20個※17,23	約50個	全面マスク	730個※16	160個※18	約2,000個	チャコールフィルタ (以下内訳)	1,890組※1	420組※8	約2,500組	電動ファン付き全面マスク用	560組※19	140組※21,23	約500組	全面マスク用	1,330組※20	280組※22	約2,000組	アノラック	945着※4	210着※11	約3,000着	汚染区域用靴	40足※5	10足※12	約300足	高線量対応防護服 (タングステンベスト)	14着※6	—	10着	セルフエアセット※13	4台	4台	約100台	酸素呼吸器※14	—	5台	約20台	<p>(2) 放射線管理用資機材</p> <p>○放射線防護具類</p> <table border="1" data-bbox="952 352 1694 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備数※1</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所建屋</th> <th>中央制御室※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>タイベック</td><td>1,166着※3</td><td>17着※15</td></tr> <tr><td>靴下</td><td>2,332足※4</td><td>34足※16</td></tr> <tr><td>帽子</td><td>1,166個※5</td><td>17個※17</td></tr> <tr><td>綿手袋</td><td>1,166双※6</td><td>17双※18</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td><td>2,332双※7</td><td>34双※19</td></tr> <tr><td>全面マスク</td><td>333個※8</td><td>17個※17</td></tr> <tr><td>チャコールフィルタ</td><td>2,332個※9</td><td>34個※20</td></tr> <tr><td>アノラック</td><td>462着※10</td><td>17着※15</td></tr> <tr><td>長靴</td><td>132足※11</td><td>9足※21</td></tr> <tr><td>胴長靴</td><td>12足※12</td><td>9足※21</td></tr> <tr><td>高線量対応防護服 (遮蔽ベスト)</td><td>15着※13</td><td>—</td></tr> <tr><td>自給式呼吸用保護具</td><td>—</td><td>9式※22</td></tr> <tr><td>バックパック</td><td>66個※14</td><td>17個※17</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 今後、訓練等で見直しを行う。</p> <p>※2 運転員等は交替のために中央制御室に向かう際に、緊急時対策所建屋より防護具類を持参する。</p> <p>※3 $111名(要員数) \times 7日 \times 1.5倍 = 1,165.5着 \rightarrow 1,166着$</p> <p>※4 $111名(要員数) \times 7日 \times 2倍(2足を1セットで使用) \times 1.5倍 = 2,331足 \rightarrow 2,332足$</p> <p>※5 $111名(要員数) \times 7日 \times 1.5倍 = 1,165.5個 \rightarrow 1,166個$</p> <p>※6 $111名(要員数) \times 7日 \times 1.5倍 = 1,165.5双 \rightarrow 1,166双$</p> <p>※7 $111名(要員数) \times 7日 \times 2倍(2双を1セットで使用) \times 1.5倍 = 2,331双 \rightarrow 2,332双$</p> <p>※8 $111名(要員数) \times 2日(3日目以降は除染にて対応) \times 1.5倍 = 333個$</p> <p>※9 $111名(要員数) \times 7日 \times 2倍(2個を1セットで使用) \times 1.5倍 = 2,331個 \rightarrow 2,332個$</p>	品名	配備数※1		緊急時対策所建屋	中央制御室※2	タイベック	1,166着※3	17着※15	靴下	2,332足※4	34足※16	帽子	1,166個※5	17個※17	綿手袋	1,166双※6	17双※18	ゴム手袋	2,332双※7	34双※19	全面マスク	333個※8	17個※17	チャコールフィルタ	2,332個※9	34個※20	アノラック	462着※10	17着※15	長靴	132足※11	9足※21	胴長靴	12足※12	9足※21	高線量対応防護服 (遮蔽ベスト)	15着※13	—	自給式呼吸用保護具	—	9式※22	バックパック	66個※14	17個※17	<p>(2) 放射線管理用資機材品名と配備数</p> <p>○防護具</p> <table border="1" data-bbox="1742 352 2484 1010"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数※7</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> <th>構内 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>汚染防護服</td><td>1,155着※1</td><td>210着※8</td><td>約5,000着</td></tr> <tr><td>靴下</td><td>1,155足※1</td><td>210足※8</td><td>約5,000足</td></tr> <tr><td>帽子</td><td>1,155着※1</td><td>210着※8</td><td>約5,000着</td></tr> <tr><td>綿手袋</td><td>1,155双※1</td><td>210双※8</td><td>約5,000双</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td><td>2,310双※2</td><td>420双※9</td><td>約15,000双</td></tr> <tr><td>ろ過式呼吸用保護具 (以下内訳)</td><td>495個※3</td><td>90個※10</td><td>約2,100個</td></tr> <tr><td>電動ファン付き全面マスク</td><td>30個※5</td><td>10個※12</td><td>約100個</td></tr> <tr><td>全面マスク</td><td>465個※15</td><td>80個※16</td><td>約2,000個</td></tr> <tr><td>チャコールフィルタ (以下内訳)</td><td>1,155組※1</td><td>210組※8</td><td>約5,100組</td></tr> <tr><td>電動ファン付き全面マスク用</td><td>210組※17</td><td>70組※19</td><td>約100組</td></tr> <tr><td>全面マスク用</td><td>945組※18</td><td>140組※20</td><td>約5,000組</td></tr> <tr><td>被水防護服</td><td>578着※4</td><td>105着※11</td><td>約3,000着</td></tr> <tr><td>作業用長靴</td><td>30足※5</td><td>10足※12</td><td>約100足</td></tr> <tr><td>高線量対応防護服 (タングステンベスト)</td><td>12着※6</td><td>—</td><td>約10着</td></tr> <tr><td>セルフエアセット</td><td>—</td><td>4台※13</td><td>約50台</td></tr> <tr><td>酸素呼吸器</td><td>—</td><td>3台※14</td><td>約10台</td></tr> </tbody> </table> <p>※1: 110名 (1号及び2号炉対応の緊急時対策要員77名+自衛消防隊15名+運転員9名+余裕。以下同様) ×7日×1.5倍</p> <p>※2: ※1×2重 (内側, 外側)</p> <p>※3: 110名×3日 (除染による再使用を考慮) ×1.5倍</p>	品名	配備数※7			緊急時対策所	中央制御室	構内 (参考)	汚染防護服	1,155着※1	210着※8	約5,000着	靴下	1,155足※1	210足※8	約5,000足	帽子	1,155着※1	210着※8	約5,000着	綿手袋	1,155双※1	210双※8	約5,000双	ゴム手袋	2,310双※2	420双※9	約15,000双	ろ過式呼吸用保護具 (以下内訳)	495個※3	90個※10	約2,100個	電動ファン付き全面マスク	30個※5	10個※12	約100個	全面マスク	465個※15	80個※16	約2,000個	チャコールフィルタ (以下内訳)	1,155組※1	210組※8	約5,100組	電動ファン付き全面マスク用	210組※17	70組※19	約100組	全面マスク用	945組※18	140組※20	約5,000組	被水防護服	578着※4	105着※11	約3,000着	作業用長靴	30足※5	10足※12	約100足	高線量対応防護服 (タングステンベスト)	12着※6	—	約10着	セルフエアセット	—	4台※13	約50台	酸素呼吸器	—	3台※14	約10台	<p>・体制の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の原子力防災組織体制に基づく必要数量を記載する</p> <p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】 着用装備の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】 島根2号炉では、4日目以降は除染にて対応</p>
品名		配備数 (6/7号炉共用) ※7																																																																																																																																																																																											
	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室	構内 (参考)																																																																																																																																																																																										
不織布カバーオール	1,890着※1	420着※8	約5,000着																																																																																																																																																																																										
靴下	1,890足※1	420足※8	約5,000足																																																																																																																																																																																										
帽子	1,890着※1	420着※8	約5,000着																																																																																																																																																																																										
綿手袋	1,890双※1	420双※8	約5,000双																																																																																																																																																																																										
ゴム手袋	3,780双※2	840双※9	約15,000双																																																																																																																																																																																										
ろ過式呼吸用保護具 (以下内訳)	810個※3	180個※10	約2,050個																																																																																																																																																																																										
電動ファン付き全面マスク	80個※15	20個※17,23	約50個																																																																																																																																																																																										
全面マスク	730個※16	160個※18	約2,000個																																																																																																																																																																																										
チャコールフィルタ (以下内訳)	1,890組※1	420組※8	約2,500組																																																																																																																																																																																										
電動ファン付き全面マスク用	560組※19	140組※21,23	約500組																																																																																																																																																																																										
全面マスク用	1,330組※20	280組※22	約2,000組																																																																																																																																																																																										
アノラック	945着※4	210着※11	約3,000着																																																																																																																																																																																										
汚染区域用靴	40足※5	10足※12	約300足																																																																																																																																																																																										
高線量対応防護服 (タングステンベスト)	14着※6	—	10着																																																																																																																																																																																										
セルフエアセット※13	4台	4台	約100台																																																																																																																																																																																										
酸素呼吸器※14	—	5台	約20台																																																																																																																																																																																										
品名	配備数※1																																																																																																																																																																																												
	緊急時対策所建屋	中央制御室※2																																																																																																																																																																																											
タイベック	1,166着※3	17着※15																																																																																																																																																																																											
靴下	2,332足※4	34足※16																																																																																																																																																																																											
帽子	1,166個※5	17個※17																																																																																																																																																																																											
綿手袋	1,166双※6	17双※18																																																																																																																																																																																											
ゴム手袋	2,332双※7	34双※19																																																																																																																																																																																											
全面マスク	333個※8	17個※17																																																																																																																																																																																											
チャコールフィルタ	2,332個※9	34個※20																																																																																																																																																																																											
アノラック	462着※10	17着※15																																																																																																																																																																																											
長靴	132足※11	9足※21																																																																																																																																																																																											
胴長靴	12足※12	9足※21																																																																																																																																																																																											
高線量対応防護服 (遮蔽ベスト)	15着※13	—																																																																																																																																																																																											
自給式呼吸用保護具	—	9式※22																																																																																																																																																																																											
バックパック	66個※14	17個※17																																																																																																																																																																																											
品名	配備数※7																																																																																																																																																																																												
	緊急時対策所	中央制御室	構内 (参考)																																																																																																																																																																																										
汚染防護服	1,155着※1	210着※8	約5,000着																																																																																																																																																																																										
靴下	1,155足※1	210足※8	約5,000足																																																																																																																																																																																										
帽子	1,155着※1	210着※8	約5,000着																																																																																																																																																																																										
綿手袋	1,155双※1	210双※8	約5,000双																																																																																																																																																																																										
ゴム手袋	2,310双※2	420双※9	約15,000双																																																																																																																																																																																										
ろ過式呼吸用保護具 (以下内訳)	495個※3	90個※10	約2,100個																																																																																																																																																																																										
電動ファン付き全面マスク	30個※5	10個※12	約100個																																																																																																																																																																																										
全面マスク	465個※15	80個※16	約2,000個																																																																																																																																																																																										
チャコールフィルタ (以下内訳)	1,155組※1	210組※8	約5,100組																																																																																																																																																																																										
電動ファン付き全面マスク用	210組※17	70組※19	約100組																																																																																																																																																																																										
全面マスク用	945組※18	140組※20	約5,000組																																																																																																																																																																																										
被水防護服	578着※4	105着※11	約3,000着																																																																																																																																																																																										
作業用長靴	30足※5	10足※12	約100足																																																																																																																																																																																										
高線量対応防護服 (タングステンベスト)	12着※6	—	約10着																																																																																																																																																																																										
セルフエアセット	—	4台※13	約50台																																																																																																																																																																																										
酸素呼吸器	—	3台※14	約10台																																																																																																																																																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※4 : <u>180名</u> × 7日 × 1.5倍 × 50% (年間降水日数を考慮)</p> <p>※5 : <u>80名</u> (1~7号炉対応の現場復旧班要員 65名 + 保安班要員 15名) × 0.5 (現場要員の半数)</p> <p>※6 : <u>14名</u> (プルーム通過直後に対応する現場復旧班要員 14名)</p> <p>※7 : 予備を含む (今後, 訓練等で見直しを行う)</p>	<p>※10 <u>44名</u> (現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数) × 7日 × 1.5倍 = 462着</p> <p>※11 <u>44名</u> (現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数) × 2倍 (現場での交替を考慮) × 1.5倍 (基本再使用, 必要により除染) = 132足</p> <p>※12 <u>4名</u> (重大事故等対応要員 4名 : 放水砲対応) × 2倍 (現場での交替を考慮) × 1.5倍 (基本再使用, 必要により除染) = 12足</p> <p>※13 <u>10名</u> (重大事故等対応要員 10名 : 放水砲, アクセスルート確保, 電源確保, 水源確保対応) × 1.5倍 (基本再使用, 必要により除染) = 15着</p>	<p>※4 : <u>110名</u> × 7日 × 1.5倍 × 50% (年間降水日数を考慮) = 577.5 → 578</p> <p>※5 : <u>30名</u> (1号及び2号炉対応の現場復旧班要員 24名 + 放射線管理班要員 4名 + 余裕)</p> <p>※6 : <u>12名</u> (プルーム通過直後に対応する現場復旧班要員 12名)</p> <p>※7 : 予備を含む (今後, 訓練等で見直しを行う)</p>	<p>・体制の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉の原子力防災組織体制に基づく必要数量を記載する</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根 2号炉では, 年間降水日数を考慮した数量を配備する</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根 2号炉は, 現場要員数分の作業用長靴を配備</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根 2号炉は, 溢水高さ評価結果から作業用長靴で対応可能</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 重量があり移動を伴う作業においては作業時間の増加に伴い被ばく線量が増加するため, 原則着用しない運用としていることから, 想定する要員分を配備</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※8 : <u>20名 (6号及び7号炉運転員18名+余裕) ×2交代×7日 ×1.5倍</u></p> <p>※9 : ※8×2</p> <p>※10 : <u>20名 (6号及び7号炉運転員18名+余裕) ×2交代×3日 (除染による再使用を考慮) ×1.5倍</u></p> <p>※11 : <u>20名 (6号及び7号炉運転員18名+余裕) ×2交代×7日 ×1.5倍×50% (年間降水日数を考慮)</u></p> <p>※12 : <u>20名 (6号及び7号炉運転員18名+余裕) ×0.5 (現場要員の半数)</u></p>	<p>※14 <u>44名 (現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数) ×1.5倍=66個</u></p> <p>※15 <u>11名 (中央制御室要員数) ×1.5倍=16.5→17着</u></p> <p>※16 <u>11名 (中央制御室要員数) ×2倍 (2足を1セットで使用) ×1.5倍=33足→34足</u></p> <p>※17 <u>11名 (中央制御室要員数) ×1.5倍=16.5→17個</u></p> <p>※18 <u>11名 (中央制御室要員数) ×1.5倍=16.5→17双</u></p> <p>※19 <u>11名 (中央制御室要員数) ×2倍 (2双を1セットで使用) ×1.5倍=33双→34双</u></p> <p>※20 <u>11名 (中央制御室要員数) ×2倍 (2個を1セットで使用) ×1.5倍=33個→34個</u></p> <p>※21 <u>6名 (運転員 (現場) 3名+重大事故対応要員3名 : 屋内現場対応) ×1.5倍=9足</u></p>	<p>※8 : <u>10名 (運転員9名+余裕, 以下同様) ×2交替×7日×1.5倍</u></p> <p>※9 : ※8×2重 (内側, 外側)</p> <p>※10 : <u>10名 ×2交替×3日 (除染による再使用を考慮) ×1.5倍</u></p> <p>※11 : <u>10名 ×2交替×7日×1.5倍×50% (年間降水日数を考慮)</u></p> <p>※12 : <u>10名</u></p>	<p>・体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の原子力防災組織体制に基づく必要数を記載する</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉では, 対応に必要な防護類について緊対所にて着用する</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉では, 交替要員を考慮し, 7日分の数を配備する</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 着用装備の相違</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は, 運転員分を確保している また, 溢水高さ評価結果から胴長靴でなく作業用長靴で対応可能である</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>※13：初期対応用3台+予備1台 ※14：インターフェイスシステム LOCA 等対応用4台+予備1台</p> <p>※15：80名（1～7号炉対応の現場復旧班要員65名+保安班要員15名） ※16：※3-※15 ※17：20名（6号及び7号炉運転員18名+余裕） ※18：※10-※17， ※19：※15×7日， ※20：※1-※19， ※21：※17×7日， ※22：※8-※21 ※23：中央制御室の被ばく評価において、<u>運転員が交替する場合の入退域時に電動ファン付き全面マスクを着用するとして評価していることから、交替の拠点となる後方支援拠点にも同数配備する。</u></p> <p>・1.5倍の妥当性の確認について 【緊急時対策所】 初動態勢時（1日目）、<u>1～7号炉対応の要員は緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名</u>であり、<u>機能班要員84名</u>、現場要員<u>80名</u>及び自衛消防隊<u>10名</u>で構成されている。このうち、本部要員は、緊急時対策所を陽圧化することにより、防護具類を着用する必要がないが、全要員は12時間に1回交代するため、2回の交代分を考慮する。また、現場要員<u>80名</u>は、1日に6回現場に行くことを想定する。自衛消防隊は火災現場には消防服で出向し、防護具類を着用する必要がないため考慮しない。</p>	<p>※22 <u>6名（運転員（現場）3名+重大事故対応要員3名：屋内現場対応）×1.5倍=9式</u></p> <p>・放射線防護具類の配備数の妥当性の確認について 【緊急時対策所建屋】 全体体制（1日目）、<u>東海第二発電所の緊急時対策要員数は111名</u>であり、<u>緊急時対策所の災害対策本部本部員及び各作業班要員48名</u>、現場要員<u>55名（うち自衛消防隊11名を含む。）</u>及び発電所外での活動を行うオフサイトセンターへの派遣要員<u>8名</u>で構成されている。このうち、<u>現場要員から自衛消防隊員を除いた44名は、1日に4回現場に行くことを想定する。また、全要員は、12時間に1回交替することを想定する。</u></p>	<p>※13：初期対応用3台+予備1台 ※14：インターフェイスシステム LOCA 等対応用2台+予備1台</p> <p>※15：※3-※5 ※16：※10-※12 ※17：※5×7日 ※18：※1-※17 ※19：※12×7日 ※20：※8-※19</p> <p>・1.5倍の妥当性の確認について 【緊急時対策所】 全体体制時（1日目）、<u>1号及び2号炉対応の要員は緊急時対策要員77名+自衛消防隊15名</u>であり、<u>本部要員49名</u>、現場要員<u>28名</u>及び自衛消防隊<u>15名</u>で構成されている。このうち、本部要員は、<u>緊急時対策所を正圧化することにより、防護具類を着用する必要がないが、全要員は12時間を目途に1回交替するため、2回の交替分を考慮する。また、現場要員28名は、1日に6回現場に行くことを想定する。自衛消防隊は火災現場には消防服で出向し、防護具類を着用する必要がないため考慮しない。</u></p>	<p>・体制の相違 【柏崎6/7，東海第二】 島根2号炉の原子力防災組織体制に基づく必要数量を記載する</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、酸素呼吸器を使用する作業としてIS-LOCAを想定しており、その際、現場対応する要員数分を配備</p> <p>・※5に記載 【柏崎6/7】</p> <p>・※12に記載 【柏崎6/7】</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉の被ばく評価においては、中央制御室入退室時も全面マスクを着用することで評価している</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 想定する現場作業時間の相違（1勤務（12時間）のうち4時間に1回現場に行くことを想定）</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ブルーム通過以降(2日目以降), <u>1~7号炉</u>対応の要員は緊急時対策要員<u>111名</u>+<u>5号炉</u>運転員<u>8名</u>であり, <u>機能班要員54名</u>, <u>現場要員57名</u>及び<u>5号炉</u>運転員<u>8名</u>で構成されている。このうち, 本部要員は, 緊急時対策所を陽圧化することにより, 防護具類を着用する必要がないが, 全要員は7日目以降に1回交代するため, 1回の交代分を考慮する。また, 現場要員は1日に2回現場に行くことを想定する。自衛消防隊は火災現場には消防服で出向し, 防護具類を着用する必要がないため考慮しない。</p> <p><u>174名</u>×2交代+<u>80名</u>×6回+<u>119名</u>+<u>65名</u>×2回×6日=<u>1,727着</u><<u>1,890着</u></p> <p>【中央制御室】 要員数<u>18名</u>は, 運転員(中操)<u>7名</u>と運転員(現場)<u>11名</u>で構成されている。このうち, 運転員(中操)は, 中央制御室内を陽圧化することにより, 防護具類を着用する必要がない。ただし, 運転員は2交代を考慮し, 交代時の1回着用を想定する。また, 運転員(現場)は, 1日に1回現場に行くことを想定している。</p> <p><u>18名</u>×1回×2交代×7日+<u>11名</u>×1回×2交代×7日=<u>406着</u><<u>420着</u></p> <p>上記想定により, 重大事故等発生時に, 交代等で中央制御室に複数の班がいる場合を考慮しても, 初動対応として十分な数量を確保している。</p> <p>なお, いずれの場合も防護具類が不足する場合は, 構内より適宜運搬することにより補充する。</p>	<p>ブルーム通過以降(2日目以降)について, <u>現場要員から自衛消防隊員を除いた44名</u>は, 1日に2回現場に行くことを想定する。</p> <p>なお, <u>交替時の放射線防護具類</u>については, <u>交替要員が発電所外から発電所に向かう際(往路)に, 発電所外へ移動する(復路)分の防護具類を持参し, 原則緊急時対策所建屋内の防護具類は使用しないため考慮しない。</u></p> <p><u>タイベック等(帽子, 綿手袋)の配備数は, 以下のとおり, 上記を踏まえ算出した必要数を上回っており妥当である。</u> <u>44名</u>×4回+<u>111名</u>×2交替+<u>44名</u>×2回×6日=<u>926</u><<u>1,155</u></p> <p><u>靴下及びゴム手袋は二重にして使用し, チャコールフィルタは2個装着して使用する。靴下等の配備数は, 以下のとおり, 必要数を上回っており妥当である。</u> <u>(44名</u>×4回+<u>111名</u>×2交替+<u>44名</u>×2回×6日)×2=<u>1,852</u><<u>2,310</u></p> <p><u>全面マスクは, 再使用するため, 必要数は交替を考慮して222個(要員数分×2倍)であり, 配備数(333個)は必要数を上回っており妥当である。</u></p> <p><u>アノラック, 長靴, 胴長靴, 高線量対応防護服(遮蔽ベスト), 自給式呼吸用保護具及びバックパックの配備数は, それぞれ想定する使用者数を上回るよう設定しており妥当である(※10~14参照)。</u></p>	<p>ブルーム通過以降(2日目以降), <u>1号及び2号炉</u>対応の要員は緊急時対策要員<u>60名</u>であり, <u>本部要員46名</u>及び<u>現場要員14名</u>で構成されている。このうち, <u>本部要員は, 緊急時対策所を正圧化することにより, 防護具類を着用する必要がないが, 全要員は7日目以降に1回交替するため, 1回の交替分を考慮する。</u>また, <u>現場要員は1日に2回現場に行くことを想定する。</u>自衛消防隊は火災現場には消防服で出向し, 防護具類を着用する必要がないため考慮しない。</p> <p>また, <u>中央制御室の交替要員は, 緊急時対策所から中央制御室に行くため, 1日2回の交替分を考慮する。</u></p> <p><u>92名</u>×2交替+<u>28名</u>×6回+<u>60名</u>+<u>14名</u>×2回×6日+<u>9名</u>×2回×7日=<u>706着</u><<u>1,155着</u></p> <p>【中央制御室】 要員数<u>9名</u>は, 運転員(中操)<u>5名</u>と運転員(現場)<u>4名</u>で構成されている。このうち, 運転員(中操)は, 中央制御室内を正圧化することにより, 防護具類を着用する必要がない。ただし, 運転員は2交替を考慮し, 交替時の1回着用を想定する。また, 運転員(現場)は, 1回現場に行くことを想定している。</p> <p><u>9名</u>×1回×2交替×7日+<u>4名</u>×1回×2交替×7日=<u>182着</u><<u>210着</u></p> <p>上記想定により, 重大事故等発生時に, 交替等で中央制御室に複数の班がいる場合を考慮しても, 初動対応として十分な数量を確保している。</p> <p>なお, いずれの場合も防護具類が不足する場合は, 構内より適宜運搬することにより補充する。</p>	<p>・体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の原子力防災組織体制に基づく必要数量を記載する</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉では, 交替要員分の防護具類も緊対所に配備する</p> <p>・体制の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉の原子力防災組織体制に基づく必要数量を記載する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																													
<p>○計測器 (被ばく管理, 汚染管理)</p> <table border="1" data-bbox="160 260 908 636"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数 (6号及び7号炉共用) ※7</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人線量計</td> <td>電子式線量計</td> <td>180台※1</td> <td>70台※2</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>180台※1</td> <td>70台※2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">GM汚染サーベイメータ</td> <td>5台※3</td> <td>3台※3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電離箱サーベイメータ</td> <td>8台※4</td> <td>2台※4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">可搬型エアモニタ</td> <td>3台※5</td> <td>3台※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 180名 (1~7号炉対応の緊急時対策要員 164名 + 自衛消防隊 10名 + 余裕)</p> <p>※2 : 18名 (6号及び7号炉運転員 18名) + 46名 (引継班, 日勤班, 作業管理班) + 余裕</p> <p>※3 : モニタリング及びチェンジングエリアにて使用</p> <p>※4 : モニタリングに使用</p> <p>※5 : 緊急時対策所の居住性 (線量率) を確認するための重大事故等対処設備として 2台 (予備 1台) を緊急時対策所内に保管する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部及び待機場所に 1台ずつ設置する。 設置のタイミングは, チェンジングエリア設営判断と同時 (原子力災害対策特別措置法第10条特定事象)</p> <p>※6 : 各エリアにて使用。設置のタイミングは, チェンジングエリア設営判断と同時 (原子力災害対策特別措置法第10条特定事象)</p>	品名		配備台数 (6号及び7号炉共用) ※7		5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室	個人線量計	電子式線量計	180台※1	70台※2	ガラスバッジ	180台※1	70台※2	GM汚染サーベイメータ		5台※3	3台※3	電離箱サーベイメータ		8台※4	2台※4	可搬型エアモニタ		3台※5	3台※6	<p>○放射線計測器 (被ばく管理・汚染管理)</p> <table border="1" data-bbox="955 260 1703 583"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備数※1</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>333台※3</td> <td>33台※8</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>5台※4</td> <td>3台※9</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>5台※5</td> <td>3台※10</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エアモニタ</td> <td>2台※6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリング・ポスト※2</td> <td>2台※6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダストサンプラ</td> <td>2台※7</td> <td>2台※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 今後, 訓練等で見直しを行う</p> <p>※2 緊急時対策所の可搬型モニタリング・ポストについては「監視測定設備」の可搬型モニタリング・ポストと兼用する。</p> <p>※3 111名 (要員数) × 2台 (交替時) × 1.5倍 = 333台</p> <p>※4 身体サーベイ用に 3台 + 2台 (予備) = 5台</p> <p>※5 現場作業等用に 4台 + 1台 (予備) = 5台</p> <p>※6 加圧判断用に 1台 + 1台 (予備) = 2台</p>	品名	配備数※1		緊急時対策所	中央制御室	個人線量計	333台※3	33台※8	GM汚染サーベイメータ	5台※4	3台※9	電離箱サーベイメータ	5台※5	3台※10	緊急時対策所エアモニタ	2台※6	—	可搬型モニタリング・ポスト※2	2台※6	—	ダストサンプラ	2台※7	2台※7	<p>○計測器 (被ばく管理, 汚染管理)</p> <table border="1" data-bbox="1745 260 2493 510"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数※10</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人線量計</td> <td>電子式線量計</td> <td>110台※1</td> <td>10台※2</td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>110個※1</td> <td>10個※2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">GM汚染サーベイ・メータ</td> <td>4台※3</td> <td>3台※4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電離箱サーベイ・メータ</td> <td>5台※5</td> <td>2台※6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">可搬式エア放射線モニタ</td> <td>2台※7</td> <td>3台※8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ダストサンプラ</td> <td>2台※9</td> <td>2台※9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 110名 (1号及び2号炉対応の緊急時対策要員 77名 + 自衛消防隊 15名 + 運転員 9名 + 余裕)</p> <p>※2 : 10名 (運転員 9名 + 余裕)</p> <p>※3 : 緊急時対策所内モニタリング用 1台 + チェンジングエリア用 2台 + 予備 1台</p> <p>※4 : 中央制御室内外モニタリング用 1台 + チェンジングエリア用 1台 + 予備 1台</p> <p>※5 : 緊急時対策所内モニタリング用 1台 + 屋外モニタリング用 3台 + 予備 1台</p> <p>※6 : 中央制御室内外モニタリング用 1台 + 予備 1台</p> <p>※7 : 緊急時対策所の居住性 (線量率) を確認するための重大事故等対処設備として 1台 + 予備 1台 (緊急時対策本部に 1台設置する。設置のタイミングは, チェンジングエリア設営判断と同時 (原災法該当事象))</p> <p>※8 : 中央制御室内用 1台 + チェンジングエリア用 1台 + 予備 1台 (設置のタイミングは, チェンジングエリア設営判断と同時 (原災法該当事象))</p>	品名		配備台数※10		緊急時対策所	中央制御室	個人線量計	電子式線量計	110台※1	10台※2	ガラスバッジ	110個※1	10個※2	GM汚染サーベイ・メータ		4台※3	3台※4	電離箱サーベイ・メータ		5台※5	2台※6	可搬式エア放射線モニタ		2台※7	3台※8	ダストサンプラ		2台※9	2台※9	<p>・体制の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉の原子力防災組織体制に基づく必要数量を記載する</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根 2号炉において, 電子式線量計は現場作業を行う要員が着用し, ガラスバッジは全要員が所持しているため, 十分な数量を確保している</p>
品名			配備台数 (6号及び7号炉共用) ※7																																																																													
		5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	中央制御室																																																																													
個人線量計	電子式線量計	180台※1	70台※2																																																																													
	ガラスバッジ	180台※1	70台※2																																																																													
GM汚染サーベイメータ		5台※3	3台※3																																																																													
電離箱サーベイメータ		8台※4	2台※4																																																																													
可搬型エアモニタ		3台※5	3台※6																																																																													
品名	配備数※1																																																																															
	緊急時対策所	中央制御室																																																																														
個人線量計	333台※3	33台※8																																																																														
GM汚染サーベイメータ	5台※4	3台※9																																																																														
電離箱サーベイメータ	5台※5	3台※10																																																																														
緊急時対策所エアモニタ	2台※6	—																																																																														
可搬型モニタリング・ポスト※2	2台※6	—																																																																														
ダストサンプラ	2台※7	2台※7																																																																														
品名		配備台数※10																																																																														
		緊急時対策所	中央制御室																																																																													
個人線量計	電子式線量計	110台※1	10台※2																																																																													
	ガラスバッジ	110個※1	10個※2																																																																													
GM汚染サーベイ・メータ		4台※3	3台※4																																																																													
電離箱サーベイ・メータ		5台※5	2台※6																																																																													
可搬式エア放射線モニタ		2台※7	3台※8																																																																													
ダストサンプラ		2台※9	2台※9																																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																			
<p>※7: 予備を含む (今後, 訓練等で見直しを行う)</p>	<p>※7 室内のモニタリング用に1台+1台(予備)=2台</p> <p>※8 11名(中央制御室要員数)×2台(交替時用)×1.5倍=33台</p> <p>※9 身体サーベイ用に2台+1台(予備)=3台</p> <p>※10 現場作業等用に2台+1台(予備)=3台</p> <p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="973 877 1626 1407"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>数量^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">エリア 設営用</td> <td>バリア</td> <td>8個^{※2}</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1式^{※3}</td> </tr> <tr> <td>簡易水槽</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>1個^{※3}</td> </tr> <tr> <td>水タンク</td> <td>1式^{※3}</td> </tr> <tr> <td>可搬型空気浄化装置</td> <td>3台^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">消耗品</td> <td>はさみ, カッター</td> <td>各3本^{※5}</td> </tr> <tr> <td>筆記用具</td> <td>2式^{※6}</td> </tr> <tr> <td>養生シート</td> <td>4巻^{※7}</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3枚^{※8}</td> </tr> <tr> <td>脱衣収納袋</td> <td>9個^{※9}</td> </tr> <tr> <td>難燃袋</td> <td>525枚^{※10}</td> </tr> <tr> <td>難燃テープ</td> <td>12巻^{※11}</td> </tr> <tr> <td>クリーンウェス</td> <td>32缶^{※12}</td> </tr> <tr> <td>吸水シート</td> <td>933枚^{※13}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 今後, 訓練等で見直しを行う。</p> <p>※2 各エリア間の5個×1.5倍=7.5個→8個</p> <p>※3 エリアの設営に必要な数量</p> <p>※4 2台×1.5倍=3台</p> <p>※5 設置作業用, 脱衣用, 除染用の3本</p> <p>※6 サーベイエリア用, 除染エリア用の2式</p> <p>※7 105.5 m² (床, 壁の養生面積) ×2 (補修張替え等) ÷ 90 m²/巻×1.5倍=4巻</p> <p>※8 2枚(設置箇所数)×1.5倍=3枚</p> <p>※9 9個(設置箇所数 修繕しながら使用)</p> <p>※10 50枚/日×7日×1.5倍=525枚</p>		名称	数量 ^{※1}	エリア 設営用	バリア	8個 ^{※2}	簡易シャワー	1式 ^{※3}	簡易水槽	1個 ^{※3}	バケツ	1個 ^{※3}	水タンク	1式 ^{※3}	可搬型空気浄化装置	3台 ^{※4}	消耗品	はさみ, カッター	各3本 ^{※5}	筆記用具	2式 ^{※6}	養生シート	4巻 ^{※7}	粘着マット	3枚 ^{※8}	脱衣収納袋	9個 ^{※9}	難燃袋	525枚 ^{※10}	難燃テープ	12巻 ^{※11}	クリーンウェス	32缶 ^{※12}	吸水シート	933枚 ^{※13}	<p>※9: 室内のモニタリング用1台+予備1台</p> <p>※10: 予備を含む (今後, 訓練等で見直しを行う)</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】 室内での飲食可否判断等, 空気中の放射性物質濃度の測定で使用するダストサンプラについて記載</p> <p>・※2に記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・※4に記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・※6に記載</p> <p>【東海第二】</p> <p>・5.1に記載する</p> <p>【東海第二】</p>
	名称	数量 ^{※1}																																				
エリア 設営用	バリア	8個 ^{※2}																																				
	簡易シャワー	1式 ^{※3}																																				
	簡易水槽	1個 ^{※3}																																				
	バケツ	1個 ^{※3}																																				
	水タンク	1式 ^{※3}																																				
	可搬型空気浄化装置	3台 ^{※4}																																				
消耗品	はさみ, カッター	各3本 ^{※5}																																				
	筆記用具	2式 ^{※6}																																				
	養生シート	4巻 ^{※7}																																				
	粘着マット	3枚 ^{※8}																																				
	脱衣収納袋	9個 ^{※9}																																				
	難燃袋	525枚 ^{※10}																																				
	難燃テープ	12巻 ^{※11}																																				
	クリーンウェス	32缶 ^{※12}																																				
	吸水シート	933枚 ^{※13}																																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																											
	<p>※11 57.54 m (養生エリアの外周距離) ×2 (シーートの継ぎ接ぎ対応) ×2 (補修張替え等) ÷30m/巻×1.5 倍=11.5→12巻</p> <p>※12 111名 (要員数) ×7日×8枚 (マスク, 長靴, 両手, 身体の拭き取りに各2枚) ÷300 (枚/缶) ×1.5 倍=31.08→32缶</p> <p>※13 簡易シャワーの排水をシートに吸水させることで固体廃棄物として処理する。 111名 (要員数) ×7日×40(1回除染する際の排水量) ÷50(シート1枚の給水量) ×1.5 倍=932.4枚→933枚</p> <p>(3) 測定計器</p> <table border="1" data-bbox="976 716 1700 989"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th colspan="2">仕様等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">酸素濃度計</td> <td>検知原理</td> <td>ガルバニ電池式</td> </tr> <tr> <td>検知範囲</td> <td>0.0~40.0vol%</td> </tr> <tr> <td>表示精度</td> <td>±0.1vol%</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">二酸化炭素濃度計</td> <td>検知原理</td> <td>NDIR (非分散型赤外線)</td> </tr> <tr> <td>検知範囲</td> <td>0.0~5.0vol%</td> </tr> <tr> <td>表示精度</td> <td>±3.0%F.S</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 情報共有設備等</p> <table border="1" data-bbox="976 1087 1700 1249"> <thead> <tr> <th>資機材名</th> <th>仕様等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社内パソコン (回線, 端末)</td> <td>緊急時対策所での情報共有や必要な資料や書類等を作成するために配備する。</td> </tr> <tr> <td>大型メインモニタ</td> <td>災害対策本部内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう, 資料等を表示する大型のモニタを配備する。</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	仕様等		酸素濃度計	検知原理	ガルバニ電池式	検知範囲	0.0~40.0vol%	表示精度	±0.1vol%	個数	1 (予備1)	二酸化炭素濃度計	検知原理	NDIR (非分散型赤外線)	検知範囲	0.0~5.0vol%	表示精度	±3.0%F.S	個数	1 (予備1)	資機材名	仕様等	社内パソコン (回線, 端末)	緊急時対策所での情報共有や必要な資料や書類等を作成するために配備する。	大型メインモニタ	災害対策本部内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう, 資料等を表示する大型のモニタを配備する。		<p>・5.1に記載する 【東海第二】</p> <p>・「(4) その他資機材等」 に記載する 【東海第二】</p>
機器名称	仕様等																													
酸素濃度計	検知原理	ガルバニ電池式																												
	検知範囲	0.0~40.0vol%																												
	表示精度	±0.1vol%																												
	個数	1 (予備1)																												
二酸化炭素濃度計	検知原理	NDIR (非分散型赤外線)																												
	検知範囲	0.0~5.0vol%																												
	表示精度	±3.0%F.S																												
	個数	1 (予備1)																												
資機材名	仕様等																													
社内パソコン (回線, 端末)	緊急時対策所での情報共有や必要な資料や書類等を作成するために配備する。																													
大型メインモニタ	災害対策本部内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう, 資料等を表示する大型のモニタを配備する。																													

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																
(3) 重大事故対策の検討に必要な資料 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資料を配備する。</u>	(5) 原子力災害対策活動で使用する主な資料	(3) 重大事故対策の検討に必要な資料 <u>緊急時対策所に以下の資料を配備する。</u>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング設備配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図 (各号炉)</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置 (変更) 許可申請書 (各号炉)</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各号炉)</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要 (各号炉)</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各号炉)</td> </tr> <tr> <td>12. 規定類 ① 原子力施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作基準</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング設備配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図 (各号炉)	7. 原子炉設置 (変更) 許可申請書 (各号炉)	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各号炉)	10. プラント主要設備概要 (各号炉)	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各号炉)	12. 規定類 ① 原子力施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料 (1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 ② 東海第二発電所原子炉施設保安規定 ③ 災害対策規程 ④ 東海第二発電所災害対策要領 ⑤ 東海発電所・東海第二発電所防火管理要領 ⑥ 東海第二発電所非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 東海第二発電所災害対策要領 ② 東海・東海第二発電所災害・事故・故障・トラブル時の通報連絡要領</td> </tr> <tr> <td>2. 放射能影響推定に関する資料 (1) 気象観測関係資料 ① 気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置 (変更) 許可申請書 ③ 系統図 ④ 施設配置図 ⑤ プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑥ 主要設備概要 ⑦ 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (4) 周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表 (5) 周辺環境資料 ① 周辺航空写真 ② 周辺地図 (2万5千分の1) ③ 周辺地図 (5万分の1) ④ 市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>3. 事業所外運搬に関する資料 (1) 全国道路地図 (2) 海図 (日本領海部分) (3) N F T - 3 2 B 型核燃料輸送物設計承認書</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 組織及び体制に関する資料 (1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 ② 東海第二発電所原子炉施設保安規定 ③ 災害対策規程 ④ 東海第二発電所災害対策要領 ⑤ 東海発電所・東海第二発電所防火管理要領 ⑥ 東海第二発電所非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 東海第二発電所災害対策要領 ② 東海・東海第二発電所災害・事故・故障・トラブル時の通報連絡要領	2. 放射能影響推定に関する資料 (1) 気象観測関係資料 ① 気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置 (変更) 許可申請書 ③ 系統図 ④ 施設配置図 ⑤ プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑥ 主要設備概要 ⑦ 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (4) 周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表 (5) 周辺環境資料 ① 周辺航空写真 ② 周辺地図 (2万5千分の1) ③ 周辺地図 (5万分の1) ④ 市町村市街図	3. 事業所外運搬に関する資料 (1) 全国道路地図 (2) 海図 (日本領海部分) (3) N F T - 3 2 B 型核燃料輸送物設計承認書	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 ① 島根原子力発電所周辺地図 (1/25,000) ② 島根原子力発電所周辺地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>5. 島根原子力発電所原子炉設置 (変更) 許可申請書</td> </tr> <tr> <td>6. 島根原子力発電所系統図及び配置図 (各ユニット) ① 系統図 ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>7. 島根原子力発電所防災関係規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画 ③ 異常事象発生時の対応要領</td> </tr> <tr> <td>8. 島根原子力発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>9. 島根原子力発電所主要系統模式図 (各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要 (各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図 (各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作要領書</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 ① 島根原子力発電所周辺地図 (1/25,000) ② 島根原子力発電所周辺地図 (1/50,000)	2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル	3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	5. 島根原子力発電所原子炉設置 (変更) 許可申請書	6. 島根原子力発電所系統図及び配置図 (各ユニット) ① 系統図 ② プラント配置図	7. 島根原子力発電所防災関係規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画 ③ 異常事象発生時の対応要領	8. 島根原子力発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	9. 島根原子力発電所主要系統模式図 (各ユニット)	10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要 (各ユニット)	11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図 (各ユニット)	12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)	13. 事故時操作要領書	
資料名																																			
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																			
2. 発電所周辺航空写真パネル																																			
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																			
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング設備配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																			
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表																																			
6. 主要系統模式図 (各号炉)																																			
7. 原子炉設置 (変更) 許可申請書 (各号炉)																																			
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																			
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各号炉)																																			
10. プラント主要設備概要 (各号炉)																																			
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各号炉)																																			
12. 規定類 ① 原子力施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																			
13. 事故時操作基準																																			
資料名																																			
1. 組織及び体制に関する資料 (1) 原子力発電所施設を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 東海第二発電所原子力事業者防災業務計画 ② 東海第二発電所原子炉施設保安規定 ③ 災害対策規程 ④ 東海第二発電所災害対策要領 ⑤ 東海発電所・東海第二発電所防火管理要領 ⑥ 東海第二発電所非常時運転手順書 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 東海第二発電所災害対策要領 ② 東海・東海第二発電所災害・事故・故障・トラブル時の通報連絡要領																																			
2. 放射能影響推定に関する資料 (1) 気象観測関係資料 ① 気象観測データ (2) 環境モニタリング資料 ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ (3) 発電所設備資料 ① 主要系統模式図 ② 原子炉設置 (変更) 許可申請書 ③ 系統図 ④ 施設配置図 ⑤ プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 ⑥ 主要設備概要 ⑦ 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (4) 周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 周辺市町村人口表 (5) 周辺環境資料 ① 周辺航空写真 ② 周辺地図 (2万5千分の1) ③ 周辺地図 (5万分の1) ④ 市町村市街図																																			
3. 事業所外運搬に関する資料 (1) 全国道路地図 (2) 海図 (日本領海部分) (3) N F T - 3 2 B 型核燃料輸送物設計承認書																																			
資料名																																			
1. 島根原子力発電所サイト周辺地図 ① 島根原子力発電所周辺地図 (1/25,000) ② 島根原子力発電所周辺地図 (1/50,000)																																			
2. 島根原子力発電所サイト周辺航空写真パネル																																			
3. 島根原子力発電所周辺環境モニタリング関係データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																			
4. 島根原子力発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表																																			
5. 島根原子力発電所原子炉設置 (変更) 許可申請書																																			
6. 島根原子力発電所系統図及び配置図 (各ユニット) ① 系統図 ② プラント配置図																																			
7. 島根原子力発電所防災関係規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画 ③ 異常事象発生時の対応要領																																			
8. 島根原子力発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																			
9. 島根原子力発電所主要系統模式図 (各ユニット)																																			
10. 島根原子力発電所プラント主要設備概要 (各ユニット)																																			
11. プラント関係プロセス及びエリア放射線計測配置図 (各ユニット)																																			
12. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)																																			
13. 事故時操作要領書																																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																															
<p>(4) その他資機材等 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資機材等を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="160 346 908 1220"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>・測定範囲：0～100% ・測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) ・電 源：単3形乾電池4本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：18%以上(酸素欠乏症防止規則を準拠)</td> <td>3台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>・測定範囲：0～10,000ppm ・測定精度：±3%FS ・電 源：単3形乾電池4本 ・検知原理：非分散形赤外線式 (NDIR) ・管理目標：0.5%以下(事務所衛生基準規則を準拠)</td> <td>3台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ (回線, 機器)</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ (回線, 機器) を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン (回線, 機器)</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>飲食物</td> <td>ブルーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。</td> <td>3,780食^{*2} 2,520本^{*3} (1.5リットル)</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>初日に2錠、二日目以降は1錠/日服用する。</td> <td>1,440錠^{*4}</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	容量	酸素濃度計	・測定範囲：0～100% ・測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) ・電 源：単3形乾電池4本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：18%以上(酸素欠乏症防止規則を準拠)	3台 ^{*1}	二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0～10,000ppm ・測定精度：±3%FS ・電 源：単3形乾電池4本 ・検知原理：非分散形赤外線式 (NDIR) ・管理目標：0.5%以下(事務所衛生基準規則を準拠)	3台 ^{*1}	一般テレビ (回線, 機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ (回線, 機器) を配備する。	1式	社内パソコン (回線, 機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。	1式	飲食物	ブルーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 ^{*2} 2,520本 ^{*3} (1.5リットル)	簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式	ヨウ素剤	初日に2錠、二日目以降は1錠/日服用する。	1,440錠 ^{*4}	<p>(6) その他資機材等</p> <table border="1" data-bbox="961 367 1679 541"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>保管数</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>2,331食</td> <td>111名×7日×3食</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>1,554本</td> <td>111名×7日×2本 (1.5ℓ/本) ^{*1}</td> </tr> <tr> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>1,776錠</td> <td>111名×(初日2錠+2日目以降1錠×6日)×2倍</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ^{*2}</td> <td>一式</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	品名	保管数	考え方	食料	2,331食	111名×7日×3食	飲料水	1,554本	111名×7日×2本 (1.5ℓ/本) ^{*1}	安定ヨウ素剤	1,776錠	111名×(初日2錠+2日目以降1錠×6日)×2倍	簡易トイレ ^{*2}	一式	—	<p>(4) その他資機材等 緊急時対策所に以下の資機材等を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="1745 367 2481 1255"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>・測定範囲：0.0～25.0vol% ・測定精度：±0.5vol% ・電 源：単3形乾電池2本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：19.0vol%以上(鉱山保安法施行規則)</td> <td>2台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>・測定範囲：0～10,000ppm ・測定精度：±500ppm ・電 源：単4形乾電池2本 ・検知原理：非分散形赤外線式 (NDIR) ・管理目標：1.0%以下(鉱山保安法施行規則)</td> <td>2台^{*1}</td> </tr> <tr> <td>一般テレビ (回線, 機器)</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ (回線, 機器) を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン (回線, 機器)</td> <td>社内情報共有に必要な資料、書類等を作成するため、社内パソコンを配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>飲食物</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで7日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策本部に配備する。</td> <td>2,310食^{*2} 1,540本^{*3} (1.5リットル)</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>安定よう素剤</td> <td>初日に2錠、2日目以降は1錠/日服用する。</td> <td>880錠^{*4}</td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	容量	酸素濃度計	・測定範囲：0.0～25.0vol% ・測定精度：±0.5vol% ・電 源：単3形乾電池2本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：19.0vol%以上(鉱山保安法施行規則)	2台 ^{*1}	二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0～10,000ppm ・測定精度：±500ppm ・電 源：単4形乾電池2本 ・検知原理：非分散形赤外線式 (NDIR) ・管理目標：1.0%以下(鉱山保安法施行規則)	2台 ^{*1}	一般テレビ (回線, 機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ (回線, 機器) を配備する。	1式	社内パソコン (回線, 機器)	社内情報共有に必要な資料、書類等を作成するため、社内パソコンを配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。	1式	飲食物	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで7日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策本部に配備する。	2,310食 ^{*2} 1,540本 ^{*3} (1.5リットル)	簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、簡易トイレを配備する。	1式	安定よう素剤	初日に2錠、2日目以降は1錠/日服用する。	880錠 ^{*4}	<p>・設備及び運用の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 機器仕様の相違及び適用規則の相違(東海第二は(3)測定計器に記載) 【柏崎6/7】 飲食物及び安定よう素剤については、島根2号炉では、7日分以上の食料、飲料水及び安定よう素剤を緊急時対策所内に保管する運用としている</p>
名称	仕様等	容量																																																																
酸素濃度計	・測定範囲：0～100% ・測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上) ・電 源：単3形乾電池4本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：18%以上(酸素欠乏症防止規則を準拠)	3台 ^{*1}																																																																
二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0～10,000ppm ・測定精度：±3%FS ・電 源：単3形乾電池4本 ・検知原理：非分散形赤外線式 (NDIR) ・管理目標：0.5%以下(事務所衛生基準規則を準拠)	3台 ^{*1}																																																																
一般テレビ (回線, 機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ (回線, 機器) を配備する。	1式																																																																
社内パソコン (回線, 機器)	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。	1式																																																																
飲食物	ブルーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 ^{*2} 2,520本 ^{*3} (1.5リットル)																																																																
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式																																																																
ヨウ素剤	初日に2錠、二日目以降は1錠/日服用する。	1,440錠 ^{*4}																																																																
品名	保管数	考え方																																																																
食料	2,331食	111名×7日×3食																																																																
飲料水	1,554本	111名×7日×2本 (1.5ℓ/本) ^{*1}																																																																
安定ヨウ素剤	1,776錠	111名×(初日2錠+2日目以降1錠×6日)×2倍																																																																
簡易トイレ ^{*2}	一式	—																																																																
名称	仕様等	容量																																																																
酸素濃度計	・測定範囲：0.0～25.0vol% ・測定精度：±0.5vol% ・電 源：単3形乾電池2本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：19.0vol%以上(鉱山保安法施行規則)	2台 ^{*1}																																																																
二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0～10,000ppm ・測定精度：±500ppm ・電 源：単4形乾電池2本 ・検知原理：非分散形赤外線式 (NDIR) ・管理目標：1.0%以下(鉱山保安法施行規則)	2台 ^{*1}																																																																
一般テレビ (回線, 機器)	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ (回線, 機器) を配備する。	1式																																																																
社内パソコン (回線, 機器)	社内情報共有に必要な資料、書類等を作成するため、社内パソコンを配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。	1式																																																																
飲食物	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで7日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策本部に配備する。	2,310食 ^{*2} 1,540本 ^{*3} (1.5リットル)																																																																
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、簡易トイレを配備する。	1式																																																																
安定よう素剤	初日に2錠、2日目以降は1錠/日服用する。	880錠 ^{*4}																																																																
<p>※1：予備を含む。 ※2：180名(1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕)×7日×3食 ※3：180名(1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕)×7日×2本(1.5リットル/本) ※4：180名(1～7号炉対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕)×(初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日)</p>	<p>※1 飲料水 1.5ℓ 容器での保管の場合 (要員1名あたり1日3ℓを目安に配備) ※2 ブルーム通過中に災害対策本部室から退出する必要があるように、連続使用可能なトイレを配備する。</p>	<p>※1：予備を含む。 ※2：110名(1号及び2号炉対応の緊急時対策要員77名+自衛消防隊15名+運転員9名+余裕, 以下同様)×7日×3食 ※3：110名×7日×2本(1.5リットル/本) ※4：110名×8錠(初日2錠+2日目以降1錠/日×6日)</p>																																																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(7) 放射線計測器について</p> <p>① <u>緊急時対策所エリアモニタ</u></p> <p>a. 使用目的 緊急時対策所の放射線量率の監視，測定及び緊急時対策所等の加圧エリアの加圧判断に用いる。</p> <p>b. 配備台数 故障等により使用できない場合を考慮し，<u>予備も含め2台</u>配備する。</p> <p>c. 測定範囲：B.G～999.9mSv/h</p> <p>d. 電源：AC100V</p> <div data-bbox="1095 743 1570 1100" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1121 1150 1531 1184">第 5.2-1 図 <u>可搬型エリアモニタ</u></p>	<p>(5) 放射線計測器について</p> <p>a. <u>可搬式エリア放射線モニタ</u></p> <p>(a) 使用目的 緊急時対策所の放射線量率の監視，測定及び緊急時対策所の加圧判断に用いる。</p> <p>(b) 配備台数 緊急時対策所の放射線量率の監視，測定及び緊急時対策所の加圧判断に1台，故障等により使用できない場合の予備1台の計2台を配備する。</p> <p>(c) 測定範囲：0.001～999.9mSv/h</p> <p>(d) 電源：AC100V 又は乾電池4本</p> <div data-bbox="1834 709 2401 1136" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1872 1150 2362 1184">第 5.2-1 図 <u>可搬式エリア放射線モニタ</u></p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>【柏崎 6/7】 緊急時対策所で使用する放射線計測器について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>② GM汚染サーベイメータ</p> <p>a. 使用目的 屋外で作業した要員の身体等に放射性物質が付着していないことを確認する。</p> <p>b. 配備台数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェンジングエリア内のサーベイエリアにて汚染検査のために1台、除染エリアにて除染後の再検査のために1台使用する。 ・また、緊急時対策所の環境測定のためダストサンプラとあわせて空気中の放射性物質の濃度を測定するために1台使用する。 ・3台に加えて汚染検査の多レーン化等柔軟なチェンジングエリアの運用及び故障点検時のバックアップとして予備2台の計5台を配備する。 <p>c. 測定範囲：0 ～ 1×10^2 kcpm</p> <p>d. 電源：乾電池4本[連続100時間以上]</p> <div data-bbox="1071 957 1567 1325" data-label="Image"> </div> <p>第5.2-2図 GM汚染サーベイメータ</p>	<p>b. GM汚染サーベイメータ</p> <p>(a) 使用目的 屋外で作業した要員の身体等に放射性物質が付着していないことを確認する。</p> <p>(b) 配備台数 チェンジングエリア内のサーベイエリア及び除染エリアでの汚染検査のために2台、緊急時対策所の環境測定のためダストサンプラとあわせて空気中の放射性物質の濃度を測定するために1台、故障等により使用できない場合の予備1台の計4台を配備する。</p> <p>(c) 測定範囲：0 ～ 100 kmin^{-1}</p> <p>(d) 電源：乾電池4本[連続100時間以上]</p> <div data-bbox="1881 940 2356 1350" data-label="Image"> </div> <p>第5.2-2図 GM汚染サーベイメータ</p>	<p>・記載表現の相違 【柏崎6/7】 緊急時対策所で使用する放射線計測機について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>③ 電離箱サーベイメータ</p> <p>a. 使用目的 現場作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するため、作業現場等の放射線量の測定に使用する。</p> <p>b. 配備台数 線量が高くなることが想定される原子炉建屋等近傍の作業用3台、緊急時対策所の環境測定用1台及び故障等により使用できない場合の予備用1台の計5台配備する。</p> <p>c. 測定範囲：0.001mSv/h ~ 1000mSv/h</p> <p>d. 電源：乾電池4本[連続100時間以上]</p>  <p>第5.2-3図 電離箱サーベイメータ</p> <p>○電離箱サーベイメータの配備数根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> 電離箱サーベイメータは、屋外作業現場等の放射線測定を行い、要員の過剰な被ばくを防止するために使用する。 電離箱サーベイメータは、線量が高くなることが想定される場所にて行う作業で使用できるよう、大気への放射性物質の拡散を抑制するための作業用として1台(①)及び格納容器ベントの実施により屋外の線量が上昇した状況下において原子炉建屋等近傍で行う作業用として2台(②、③)並びに緊急時対策所の環境測定用として1台(④)の計4台を配備するとともに、さらに、故障点検時の予備用の1台を配備する。 なお、各要員の着用する電子式個人線量計の発する音により、要員周辺の線量率の上昇を把握することで、過剰な被ばくを防止することも可能である。 	<p>c. 電離箱サーベイメータ</p> <p>(a) 使用目的 現場作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するため、作業現場等の放射線量の測定に使用する。</p> <p>(b) 配備台数 緊急時対策所の環境測定及び現場放射線管理用に4台、故障等により使用できない場合の予備1台の計5台を配備する。</p> <p>(c) 測定範囲：0.001~300mSv/h</p> <p>(d) 電源：乾電池4本[連続80時間以上]</p>  <p>第5.2-3図 電離箱サーベイメータ</p>	<p>・記載表現の相違 【柏崎6/7】 緊急時対策所で使用する放射線計測機について記載</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 設備仕様(計測範囲及び稼働時間)の相違</p> <p>・(2)に記載する 【東海第二】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
	<p data-bbox="967 212 1418 243"><u>電離箱サーベイメータを携行する作業</u></p> <table border="1" data-bbox="952 254 1694 768"> <thead> <tr> <th data-bbox="952 254 1190 327">作業</th> <th data-bbox="1190 254 1576 327">備考</th> <th data-bbox="1576 254 1694 327">配備数(台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="952 327 1190 411">①放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制</td> <td data-bbox="1190 327 1576 411">・原子炉建屋近傍で行う作業 ・作業場所(放水砲設置場所)は1ヶ所のため、1台で対応可能</td> <td data-bbox="1576 327 1694 411">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 411 1190 516">②格納容器圧力逃がし装置スクラビング水補給作業</td> <td data-bbox="1190 411 1576 516">・格納容器圧力逃がし装置格納槽近傍作業(格納容器ベント実施に伴い高線量化することを想定) ・作業場所は1ヶ所のため1台で対応可能</td> <td data-bbox="1576 411 1694 516">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 516 1190 621">③可搬型代替注水大型ポンプによる水源補給作業、タンクローリによる燃料給油操作</td> <td data-bbox="1190 516 1576 621">・原子炉建屋近傍を通過する作業 ・水源補給作業開始後に燃料給油操作を行うため1台で対応可能</td> <td data-bbox="1576 516 1694 621">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 621 1190 705">④緊急時対策所(チェンジングエリアを含む)の環境測定</td> <td data-bbox="1190 621 1576 705">・緊急時対策所の環境測定(居住性確保) ・緊急時対策所を携行して使用するため、1台で対応可能</td> <td data-bbox="1576 621 1694 705">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="952 705 1190 768">合計</td> <td data-bbox="1190 705 1576 768">—</td> <td data-bbox="1576 705 1694 768">4 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="967 842 1546 873"><u>○GM汚染サーベイメータの配備数根拠について</u></p> <ul data-bbox="967 884 1709 1409" style="list-style-type: none"> ・GM汚染サーベイメータは、屋外から緊急時対策へ入室する現場で作業を行った要員の身体等の汚染検査を行うために使用する。 ・チェンジングエリア内のサーベイエリアにて汚染検査のために1台、除染エリアにて除染後の再検査のために1台使用する。 ・また、緊急時対策所の環境測定のためダストサンプラとあわせて空気中の放射性物質の濃度を測定するために1台使用する。 ・3台に加えて汚染検査の多レーン化等柔軟なチェンジングエリアの運用及び故障点検時の予備として予備2台の計5台を配備する。 	作業	備考	配備数(台)	①放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	・原子炉建屋近傍で行う作業 ・作業場所(放水砲設置場所)は1ヶ所のため、1台で対応可能	1	②格納容器圧力逃がし装置スクラビング水補給作業	・格納容器圧力逃がし装置格納槽近傍作業(格納容器ベント実施に伴い高線量化することを想定) ・作業場所は1ヶ所のため1台で対応可能	1	③可搬型代替注水大型ポンプによる水源補給作業、タンクローリによる燃料給油操作	・原子炉建屋近傍を通過する作業 ・水源補給作業開始後に燃料給油操作を行うため1台で対応可能	1	④緊急時対策所(チェンジングエリアを含む)の環境測定	・緊急時対策所の環境測定(居住性確保) ・緊急時対策所を携行して使用するため、1台で対応可能	1	合計	—	4 (予備1)		<p data-bbox="2540 212 2718 285">・(2)に記載する【東海第二】</p> <p data-bbox="2540 842 2807 957">・(2)および上段に記載する【東海第二】</p>
作業	備考	配備数(台)																			
①放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	・原子炉建屋近傍で行う作業 ・作業場所(放水砲設置場所)は1ヶ所のため、1台で対応可能	1																			
②格納容器圧力逃がし装置スクラビング水補給作業	・格納容器圧力逃がし装置格納槽近傍作業(格納容器ベント実施に伴い高線量化することを想定) ・作業場所は1ヶ所のため1台で対応可能	1																			
③可搬型代替注水大型ポンプによる水源補給作業、タンクローリによる燃料給油操作	・原子炉建屋近傍を通過する作業 ・水源補給作業開始後に燃料給油操作を行うため1台で対応可能	1																			
④緊急時対策所(チェンジングエリアを含む)の環境測定	・緊急時対策所の環境測定(居住性確保) ・緊急時対策所を携行して使用するため、1台で対応可能	1																			
合計	—	4 (予備1)																			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について</p> <p>(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について</u></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。</p>	<p>5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について</p> <p>緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は第5.3-1表のとおりである。</p>	<p>5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について</p> <p>(1) <u>緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について</u></p> <p>緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は第5.3-1表のとおりである。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>表 5.3-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の <u>必要容量</u></p>	<p>第 5.3-1 表 緊急時対策所の通信連絡設備の必要容量</p>	<p>第 5.3-1 表 緊急時対策所の通信連絡設備の必要容量</p>	<p>・設備の相違</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>数量^{※1}</th> <th>最低必要数量^{※2}</th> <th>最低必要数量^{※2}の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備(常設)</td> <td>9台</td> <td>5台</td> <td>号機班3台(6,7号炉中央制御室連絡用2台,停止号炉中央制御室連絡用1台),通報班1台,共用1台</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(可搬型)</td> <td>15台</td> <td>3台</td> <td>共用(モニタリングカー等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">発電所内</td> <td rowspan="2">電力保安通信用電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>19台</td> <td>4台</td> <td>号機班(6号炉)2台(中央制御室連絡用),号機班(7号炉)2台(中央制御室連絡用)</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>6号炉中央制御室連絡用1台,7号炉中央制御室連絡用1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">送受話器</td> <td>ハンドセット</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">所内連絡用</td> </tr> <tr> <td>スピーカー</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備(常設)</td> <td>4台</td> <td>4台</td> <td>復旧班現場連絡用4台</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備(可搬型)</td> <td>90台</td> <td>18台</td> <td>現場連絡用18台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">携帯型音声呼出電話設備</td> <td>携帯型音声呼出電話機</td> <td>6台</td> <td>4台</td> <td>対策本部2台,待機場所2台,予備2台</td> </tr> <tr> <td>中継用ケーブルドラム</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>対策本部-待機場所間の通信連絡用2台</td> </tr> <tr> <td>5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</td> <td>インターフォン設備</td> <td>5台</td> <td>5台</td> <td>屋外からの連絡用3台,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉中機制御室各1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">発電所外</td> <td rowspan="4">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム(衛星系・有線系 共用)</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>社内外会議用</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機(有線系)</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>政府関係者用1台,当社用1台</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機(衛星系)</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>政府関係者用1台,当社用1台</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX(有線系)</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所内外連絡用 共用</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX(衛星系)</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所内外連絡用 共用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備(社内向)</td> <td>衛星社内電話機</td> <td>4台</td> <td>4台</td> <td>本社連絡用</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム(社内向)</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>社内外会議用</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム(社内向)</td> <td>テレビ会議システム(社内向)</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>社内会議用</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備(自治体他向)</td> <td></td> <td>7台</td> <td>-</td> <td>他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※2} の根拠	発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備(常設)	9台	5台	号機班3台(6,7号炉中央制御室連絡用2台,停止号炉中央制御室連絡用1台),通報班1台,共用1台	衛星電話設備(可搬型)	15台	3台	共用(モニタリングカー等)	発電所内	電力保安通信用電話設備	固定電話機	19台	4台	号機班(6号炉)2台(中央制御室連絡用),号機班(7号炉)2台(中央制御室連絡用)	FAX	2台	2台	6号炉中央制御室連絡用1台,7号炉中央制御室連絡用1台	送受話器	ハンドセット	2台	1台	所内連絡用	スピーカー	2台	1台	無線連絡設備	無線連絡設備(常設)	4台	4台	復旧班現場連絡用4台	無線連絡設備(可搬型)	90台	18台	現場連絡用18台	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	6台	4台	対策本部2台,待機場所2台,予備2台	中継用ケーブルドラム	2台	2台	対策本部-待機場所間の通信連絡用2台	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	インターフォン設備	5台	5台	屋外からの連絡用3台,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉中機制御室各1台	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム(衛星系・有線系 共用)	1式	1式	社内外会議用	IP-電話機(有線系)	4台	2台	政府関係者用1台,当社用1台	IP-電話機(衛星系)	2台	2台	政府関係者用1台,当社用1台	IP-FAX(有線系)	1台	1台	発電所内外連絡用 共用	IP-FAX(衛星系)	1台	1台	発電所内外連絡用 共用	衛星電話設備(社内向)	衛星社内電話機	4台	4台	本社連絡用	テレビ会議システム(社内向)	1式	1式	社内外会議用	テレビ会議システム(社内向)	テレビ会議システム(社内向)	1式	1式	社内会議用	専用電話設備(自治体他向)		7台	-	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通信回線種別</th> <th rowspan="2">主要設備</th> <th colspan="2">必要回線容量^{※2}</th> <th rowspan="2">回線容量</th> </tr> <tr> <th>主要設備</th> <th>その他^{※3}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力保安通信用回線</td> <td>電力保安通信用電話設備^{※1}(固定電話機,PHS端末及びFAX)</td> <td>384kbps</td> <td>5616kbps</td> <td>6Mbps</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通信事業者回線</td> <td rowspan="3">有線系回線</td> <td>加入電話</td> <td>10回線</td> <td>-</td> <td>10回線</td> </tr> <tr> <td>加入FAX</td> <td>2回線</td> <td>-</td> <td>2回線</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備接続^{※1}</td> <td>98回線</td> <td>-</td> <td>98回線</td> </tr> <tr> <td>衛星系回線</td> <td>衛星電話設備</td> <td>9回線</td> <td>-</td> <td>9回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有線系回線</td> <td>衛星電話設備(固定型)</td> <td>9回線</td> <td>-</td> <td>9回線</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(携帯型)</td> <td>13回線</td> <td>-</td> <td>13回線</td> </tr> <tr> <td>有線系回線</td> <td>専用電話(ホットライン)(地方公共団体向)</td> <td>2回線</td> <td>-</td> <td>2回線</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)</td> <td rowspan="4">有線系回線</td> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>2.9Mbps</td> <td>-</td> <td>2.9Mbps</td> </tr> <tr> <td>IP電話(640kbps)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP-FAX(256kbps)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム(2Mbps)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備(緊急時対策支援システム伝送装置)</td> <td>(32kbps)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">衛星系回線</td> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>226kbps</td> <td>-</td> <td>226kbps</td> </tr> <tr> <td>IP電話(16kbps)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>IP-FAX(50kbps)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム(128kbps)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ伝送設備(緊急時対策支援システム伝送装置)</td> <td>(32kbps)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>384kbps</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	主要設備	必要回線容量 ^{※2}		回線容量	主要設備	その他 ^{※3}	電力保安通信用回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機,PHS端末及びFAX)	384kbps	5616kbps	6Mbps	通信事業者回線	有線系回線	加入電話	10回線	-	10回線	加入FAX	2回線	-	2回線	電力保安通信用電話設備接続 ^{※1}	98回線	-	98回線	衛星系回線	衛星電話設備	9回線	-	9回線	有線系回線	衛星電話設備(固定型)	9回線	-	9回線	衛星電話設備(携帯型)	13回線	-	13回線	有線系回線	専用電話(ホットライン)(地方公共団体向)	2回線	-	2回線	通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	有線系回線	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	2.9Mbps	-	2.9Mbps	IP電話(640kbps)				IP-FAX(256kbps)				テレビ会議システム(2Mbps)				データ伝送設備(緊急時対策支援システム伝送装置)	(32kbps)				衛星系回線	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	226kbps	-	226kbps	IP電話(16kbps)				IP-FAX(50kbps)				テレビ会議システム(128kbps)				データ伝送設備(緊急時対策支援システム伝送装置)	(32kbps)							384kbps	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>数量^{※1}</th> <th>最低必要数量^{※2}</th> <th>最低必要数量^{※2}の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td rowspan="2">所内通信連絡設備</td> <td>ハンドセットステーション</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">所内連絡用</td> </tr> <tr> <td>スピーカー</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線系回線</td> <td>無線通信設備(固定型)</td> <td>5台</td> <td>4台</td> <td>復旧班2台,プラント監視班1台,支援班1台</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備(携帯型)</td> <td>62台</td> <td>4台</td> <td>現場連絡用4台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">発電所内外</td> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備(固定型)</td> <td>5台</td> <td>5台</td> <td>プラント監視班1台,技術班1台,放射線管理班1台,支援班1台,警備班1台</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備(携帯型)</td> <td>10台</td> <td>5台</td> <td>共用(モニタリングカー等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通信用電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>10台(回線)</td> <td rowspan="3">24台(回線)</td> <td rowspan="3">技術班2台,放射線管理班2台,復旧班2台,プラント監視班2台,報道班2台,対外対応班2台,情報管理班2台,通報班6台,支援班2台,警備班2台</td> </tr> <tr> <td>PHS端末</td> <td>32台(回線)</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>1台(回線)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">発電所外</td> <td rowspan="4">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>社内外会議用</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機(有線系)</td> <td>4台</td> <td>2台</td> <td>政府関係者用1台,当社用1台</td> </tr> <tr> <td>IP-電話機(衛星系)</td> <td>2台</td> <td>2台</td> <td>政府関係者用1台,当社用1台</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX(有線系)</td> <td>2台</td> <td>1台</td> <td>発電所内外連絡用 共用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備(社内向)</td> <td>IP-FAX(衛星系)</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所内外連絡用 共用</td> </tr> <tr> <td>衛星社内電話機</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>社内連絡用</td> </tr> <tr> <td>衛星テレビ会議システム(社内向)</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>社内会議用</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム(社内向)</td> <td>テレビ会議システム(社内向)</td> <td>1式</td> <td>1式</td> <td>社内会議用</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話設備(ホットライン)</td> <td>4台</td> <td>-</td> <td>他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">局線加入電話設備</td> <td>固定電話機</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所外連絡用</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>発電所外連絡用</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※2} の根拠	発電所内	所内通信連絡設備	ハンドセットステーション	1台	1台	所内連絡用	スピーカー	1台	1台	無線系回線	無線通信設備(固定型)	5台	4台	復旧班2台,プラント監視班1台,支援班1台	無線通信設備(携帯型)	62台	4台	現場連絡用4台	発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	5台	5台	プラント監視班1台,技術班1台,放射線管理班1台,支援班1台,警備班1台	衛星電話設備(携帯型)	10台	5台	共用(モニタリングカー等)	電力保安通信用電話設備	固定電話機	10台(回線)	24台(回線)	技術班2台,放射線管理班2台,復旧班2台,プラント監視班2台,報道班2台,対外対応班2台,情報管理班2台,通報班6台,支援班2台,警備班2台	PHS端末	32台(回線)	FAX	1台(回線)	発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1式	1式	社内外会議用	IP-電話機(有線系)	4台	2台	政府関係者用1台,当社用1台	IP-電話機(衛星系)	2台	2台	政府関係者用1台,当社用1台	IP-FAX(有線系)	2台	1台	発電所内外連絡用 共用	衛星電話設備(社内向)	IP-FAX(衛星系)	1台	1台	発電所内外連絡用 共用	衛星社内電話機	1台	1台	社内連絡用	衛星テレビ会議システム(社内向)	1式	1式	社内会議用	テレビ会議システム(社内向)	テレビ会議システム(社内向)	1式	1式	社内会議用	専用電話設備	専用電話設備(ホットライン)	4台	-	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能	局線加入電話設備	固定電話機	1台	1台	発電所外連絡用	FAX	1台	1台	発電所外連絡用	<p>⑤及び設置設備,保管場所,数量及び仕様の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>⑤及び設置設備,保管場所,数量及び仕様の相違</p> <p>回線容量は第5.3-2表に統合原子力防災ネットワークを記載</p>
通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※2} の根拠																																																																																																																																																																																																																																																																																										
発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備(常設)	9台	5台	号機班3台(6,7号炉中央制御室連絡用2台,停止号炉中央制御室連絡用1台),通報班1台,共用1台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		衛星電話設備(可搬型)	15台	3台	共用(モニタリングカー等)																																																																																																																																																																																																																																																																																									
発電所内	電力保安通信用電話設備	固定電話機	19台	4台	号機班(6号炉)2台(中央制御室連絡用),号機班(7号炉)2台(中央制御室連絡用)																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		FAX	2台	2台	6号炉中央制御室連絡用1台,7号炉中央制御室連絡用1台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	送受話器	ハンドセット	2台	1台	所内連絡用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		スピーカー	2台	1台																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	無線連絡設備	無線連絡設備(常設)	4台	4台	復旧班現場連絡用4台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		無線連絡設備(可搬型)	90台	18台	現場連絡用18台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	6台	4台	対策本部2台,待機場所2台,予備2台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		中継用ケーブルドラム	2台	2台	対策本部-待機場所間の通信連絡用2台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	インターフォン設備	5台	5台	屋外からの連絡用3台,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉中機制御室各1台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム(衛星系・有線系 共用)	1式	1式	社内外会議用																																																																																																																																																																																																																																																																																								
IP-電話機(有線系)			4台	2台	政府関係者用1台,当社用1台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
IP-電話機(衛星系)			2台	2台	政府関係者用1台,当社用1台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
IP-FAX(有線系)			1台	1台	発電所内外連絡用 共用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
IP-FAX(衛星系)		1台	1台	発電所内外連絡用 共用																																																																																																																																																																																																																																																																																										
衛星電話設備(社内向)		衛星社内電話機	4台	4台	本社連絡用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	テレビ会議システム(社内向)	1式	1式	社内外会議用																																																																																																																																																																																																																																																																																										
テレビ会議システム(社内向)	テレビ会議システム(社内向)	1式	1式	社内会議用																																																																																																																																																																																																																																																																																										
専用電話設備(自治体他向)		7台	-	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能																																																																																																																																																																																																																																																																																										
通信回線種別	主要設備	必要回線容量 ^{※2}		回線容量																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		主要設備	その他 ^{※3}																																																																																																																																																																																																																																																																																											
電力保安通信用回線	電力保安通信用電話設備 ^{※1} (固定電話機,PHS端末及びFAX)	384kbps	5616kbps	6Mbps																																																																																																																																																																																																																																																																																										
通信事業者回線	有線系回線	加入電話	10回線	-	10回線																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		加入FAX	2回線	-	2回線																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		電力保安通信用電話設備接続 ^{※1}	98回線	-	98回線																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	衛星系回線	衛星電話設備	9回線	-	9回線																																																																																																																																																																																																																																																																																									
有線系回線	衛星電話設備(固定型)	9回線	-	9回線																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	衛星電話設備(携帯型)	13回線	-	13回線																																																																																																																																																																																																																																																																																										
有線系回線	専用電話(ホットライン)(地方公共団体向)	2回線	-	2回線																																																																																																																																																																																																																																																																																										
通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	有線系回線	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	2.9Mbps	-	2.9Mbps																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		IP電話(640kbps)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		IP-FAX(256kbps)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		テレビ会議システム(2Mbps)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	データ伝送設備(緊急時対策支援システム伝送装置)	(32kbps)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	衛星系回線	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	226kbps	-	226kbps																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		IP電話(16kbps)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		IP-FAX(50kbps)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		テレビ会議システム(128kbps)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		データ伝送設備(緊急時対策支援システム伝送装置)	(32kbps)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
					384kbps																																																																																																																																																																																																																																																																																									
通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	最低必要数量 ^{※2}	最低必要数量 ^{※2} の根拠																																																																																																																																																																																																																																																																																										
発電所内	所内通信連絡設備	ハンドセットステーション	1台	1台	所内連絡用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		スピーカー	1台	1台																																																																																																																																																																																																																																																																																										
無線系回線	無線通信設備(固定型)	5台	4台	復旧班2台,プラント監視班1台,支援班1台																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	無線通信設備(携帯型)	62台	4台	現場連絡用4台																																																																																																																																																																																																																																																																																										
発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	5台	5台	プラント監視班1台,技術班1台,放射線管理班1台,支援班1台,警備班1台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		衛星電話設備(携帯型)	10台	5台	共用(モニタリングカー等)																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	電力保安通信用電話設備	固定電話機	10台(回線)	24台(回線)	技術班2台,放射線管理班2台,復旧班2台,プラント監視班2台,報道班2台,対外対応班2台,情報管理班2台,通報班6台,支援班2台,警備班2台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		PHS端末	32台(回線)																																																																																																																																																																																																																																																																																											
FAX		1台(回線)																																																																																																																																																																																																																																																																																												
発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1式	1式	社内外会議用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		IP-電話機(有線系)	4台	2台	政府関係者用1台,当社用1台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		IP-電話機(衛星系)	2台	2台	政府関係者用1台,当社用1台																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		IP-FAX(有線系)	2台	1台	発電所内外連絡用 共用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	衛星電話設備(社内向)	IP-FAX(衛星系)	1台	1台	発電所内外連絡用 共用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		衛星社内電話機	1台	1台	社内連絡用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	衛星テレビ会議システム(社内向)	1式	1式	社内会議用																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	テレビ会議システム(社内向)	テレビ会議システム(社内向)	1式	1式	社内会議用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	専用電話設備	専用電話設備(ホットライン)	4台	-	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	局線加入電話設備	固定電話機	1台	1台	発電所外連絡用																																																																																																																																																																																																																																																																																									
FAX		1台	1台	発電所外連絡用																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>※1:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)</p> <p>※2:今後,訓練等で見直しを行う。</p>	<p>各容量については,今後の詳細設計により,変更となる可能性がある。</p> <p>※1 加入電話に接続されており,発電所外への連絡も可能である。</p> <p>※2 ()は内訳を示す。</p> <p>※3 その他容量は,実測データも含まれていることから,小さな変動の可能性が。</p>	<p>※1:予備を含む(今後,訓練等で見直しを行う)</p> <p>※2:今後,訓練等で見直しを行う。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																		
<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>には、発電所外用として緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、<u>表5.3-2</u>のように事故時に必要なデータ (必要回線容量) を伝送できる回線容量を有している。</p> <p><u>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</u></p> <table border="1" data-bbox="160 667 914 949"> <thead> <tr> <th colspan="2">通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線容量</th> <th>データ伝送 (緊急時対策支援システム伝送装置)</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系 回線</td> <td>5Mbps</td> <td>1.3Mbps</td> <td>6kbps (1~7号炉分)</td> <td>1.3Mbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)</td> </tr> <tr> <td>衛星系 回線</td> <td>384kbps</td> <td>248kbps</td> <td>6kbps (1~7号炉分)</td> <td>242kbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別		回線容量	必要回線容量	データ伝送 (緊急時対策支援システム伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	1.3Mbps	6kbps (1~7号炉分)	1.3Mbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)	衛星系 回線	384kbps	248kbps	6kbps (1~7号炉分)	242kbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)		<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について <u>緊急時対策所</u>には、発電所外用として緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、<u>第5.3-2表</u>のように事故時に必要なデータ (必要回線容量) を伝送できる回線容量を有している。</p> <p><u>第5.3-2表 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</u></p> <table border="1" data-bbox="1739 676 2499 1079"> <thead> <tr> <th colspan="2">通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線容量</th> <th>データ伝送 (SPDS 伝送サーバ)</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系 回線</td> <td>5Mbps</td> <td>2.2Mbps</td> <td>6.5kbps</td> <td>2.2Mbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)</td> </tr> <tr> <td>衛星系 回線</td> <td>384kbps</td> <td>282kbps</td> <td>6.5kbps</td> <td>275kbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別		回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS 伝送サーバ)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	2.2Mbps	6.5kbps	2.2Mbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)	衛星系 回線	384kbps	282kbps	6.5kbps	275kbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 必要容量及び回線容量の相違</p>
通信回線種別		回線容量	必要回線容量	データ伝送 (緊急時対策支援システム伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備)																																
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	1.3Mbps	6kbps (1~7号炉分)	1.3Mbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)																																
	衛星系 回線	384kbps	248kbps	6kbps (1~7号炉分)	242kbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)																																
通信回線種別		回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS 伝送サーバ)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備)																																
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	2.2Mbps	6.5kbps	2.2Mbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)																																
	衛星系 回線	384kbps	282kbps	6.5kbps	275kbps (テレビ会議システム, IP-電話機, IP-FAX)																																

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.4 SPDS のデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、主なERSS伝送パラメータ※をバックアップ伝送ラインである無線系回線により6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>各パラメータは、緊急時対策支援システム伝送装置に2週間分（1分周期）のデータが保存され、SPDS表示装置にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。</p> <p>※一部の「環境の情報確認」に関するパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。</p> <p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことが出来るよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>①各号炉の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系（ECCS）の</p>	<p>5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>緊急時対策所建屋に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、中央制御室に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>また、緊急時対策支援システム（ERSS）への伝送については、緊急時対策所建屋に設置する緊急時対策支援システム伝送装置から伝送する設計とする。</p> <p>通常のデータ伝送ラインが使用できない場合、緊急時対策所建屋に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、バックアップ伝送ラインにより中央制御室に設置するデータ伝送装置から無線系を経由し、SPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>各パラメータは、2週間分（1分周期）のデータが保存され、SPDSデータ表示装置にて過去データが確認できる設計とする。</p> <p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器内の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等」の確認に加え、「使用済燃料プールの状態」</p>	<p>5.4 SPDSのデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバは、廃棄物処理建屋に設置するSPDSデータ収集サーバからデータを収集し、SPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバに入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>また、国の緊急時対策支援システム（ERSS）への伝送については、緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバから伝送する設計とする。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所に設置するSPDS伝送サーバは、主なERSS伝送パラメータ※をバックアップ伝送ラインである無線系回線により廃棄物処理建屋に設置するSPDSデータ収集サーバからデータを収集し、SPDSデータ表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>各パラメータは、SPDS伝送サーバに2週間分（1分周期）のデータが保存され、SPDSデータ表示装置にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。</p> <p>※一部の「環境の状態確認」に関するパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDSデータ表示装置で確認できる。</p> <p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことが出来るよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>①中央制御室（運転員）を支援する観点から行う「炉心反応度の状態確認」、「炉心冷却の確認」、「格納容器内の状態確認」、「放射能隔離の状態確認」、「環境の状態</p>	<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 記載の有無であり伝送ルートは同様</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>状態等」の確認に加え、「使用済み燃料プールの状態」の把握、並びに「環境の情報」の把握。</p> <p>②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室でのバルブ開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、緊急時対策所においては、原子炉水位・復水補給水系流量（原子炉圧力容器）を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止」「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、緊急時対策所に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>SPDS表示装置で確認できるパラメータ（6号炉、7号炉）を表5.4-1、5.4-2に示す。また、表5.4-3に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）を使用し国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>の把握、並びに「環境の情報」が把握できる設計とする。</p> <p>また、これらのパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止」「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」「津波監視」に必要なパラメータを収集し、緊急時対策所に設置するSPDSデータ表示装置において確認できる設計とするとともに、今後の監視パラメータ追加や機能拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置で確認できるパラメータを第5.4-1表に示す。</p>	<p>確認」「非常用炉心冷却系（ECCS）の状態等確認」「燃料プールの状態確認」「水素爆発による格納容器の破損防止確認」及び「水素爆発による原子炉建物の損傷防止確認」。</p> <p>② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①、②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室でのバルブ開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて低圧原子炉代替注水系操作を行った場合、緊急時対策所においては、原子炉水位・代替注水流量（常設）を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止確認」「水素爆発による原子炉建物の損傷防止確認」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、緊急時対策所に設置するSPDSデータ表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>SPDSデータ表示装置で確認できるパラメータを第5.4-1表に示す。また、第5.4-2表に設置許可基準規則第五十八条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>備考</p> <p>・設備の相違 【東海第二】 島根は津波監視カメラ映像を自主対策として伝送しており、把握が可能 ・設備の相違 【柏崎6/7、東海第二】 ②の相違</p>

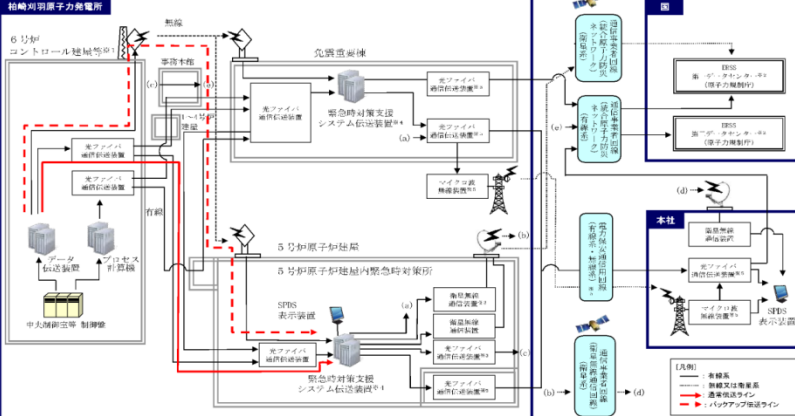

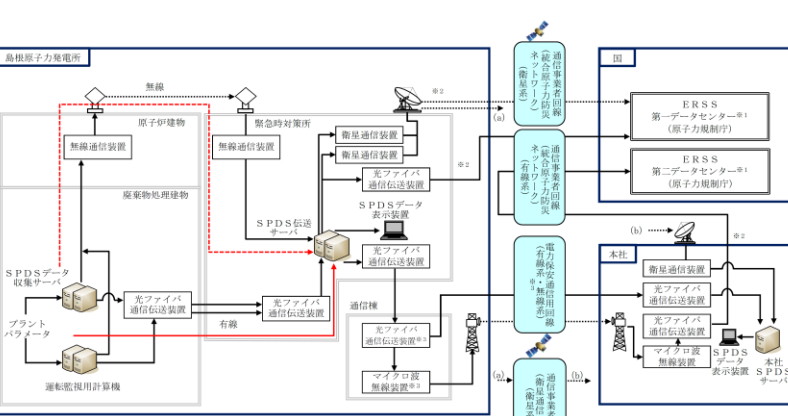
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			<p>備考</p>
<p>※1: 7号炉も同様</p>			
<p>※2: 国の緊急時対策支援システム。</p>			
<p>※3: 通信事業者所掌の統合原子力防災ネットワークを超えた範囲から国所掌のERSSとなる。</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違</p>
<p>※4: 免震重要棟の緊急時対策支援システム伝送装置から本社経由で第二データセンターへ、5号炉原子炉建屋の緊急時対策支援システム伝送装置から第一データセンターへ伝送する。</p>			<p>・伝送場所の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は緊急時対策所のSPDS伝送サーバから第一、第二データセンターへ伝送する</p>
<p>※5: 電力保安通信用回線及び回線に接続される装置は、一般送配電事業者所掌となる。</p>			
<p>図5.4-1 安全パラメータ表示システム(SPDS)等のデータ伝送概要</p>		<p>第5.4-1図 安全パラメータ表示システム(SPDS)等のデータ伝送の概要</p>	

表 5.4-1 SPDS 表示装置で確認できるパラメータ 6号炉
(1 / 1 0)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	APRM 平均値	○	○	○
	APRM (A)	○	-	○
	APRM (B)	○	-	○
	APRM (C)	○	-	○
	APRM (D)	○	-	○
	SRNM (A) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (B) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (C) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (D) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (E) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (F) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (G) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (H) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (J) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (L) 対数計数率出力	○	○	○
	SRNM (A) 計数率高高	○	○	○
	SRNM (B) 計数率高高	○	○	○
	SRNM (C) 計数率高高	○	○	○
	SRNM (D) 計数率高高	○	○	○
	SRNM (E) 計数率高高	○	○	○
SRNM (F) 計数率高高	○	○	○	
SRNM (G) 計数率高高	○	○	○	
SRNM (H) 計数率高高	○	○	○	
SRNM (J) 計数率高高	○	○	○	
SRNM (L) 計数率高高	○	○	○	
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力 (広帯域) (BV)	○	○	○
	原子炉圧力 (A)	○	-	○
	原子炉圧力 (B)	○	-	○
	原子炉圧力 (C)	○	-	○
	原子炉圧力 (SA)	○	-	○
原子炉水位 (広帯域) PBV	○	○	○	

第 5.4-1 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ
一覧(1/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パ ラメータ	ERSS 伝 送パラメ ータ(※)	バックアッ プ対象パラ メータ	
炉心反応 度の状態 確認	平均出力領域計装 平均	○	○	-	
	平均出力領域計装 A	○	○	○	
	平均出力領域計装 B	○	○	○	
	平均出力領域計装 C	○	○	-	
	平均出力領域計装 D	○	○	-	
	平均出力領域計装 E	○	○	-	
	平均出力領域計装 F	○	○	-	
	起動領域計装 A	○	○	○	
	起動領域計装 B	○	○	○	
	起動領域計装 C	○	○	○	
	起動領域計装 D	○	○	○	
	起動領域計装 E	○	○	○	
	起動領域計装 F	○	○	○	
	起動領域計装 G	○	○	○	
	起動領域計装 H	○	○	○	
	直流±24V 中性子モニタ用分電盤電圧	○	○	○	
	ほう酸水注入ポンプ吐出圧力	○	○	○	
	炉心冷却 の状態確 認	原子炉水位(狭帯域)	○	○	-
		原子炉水位(広帯域)	○	○	○
		原子炉水位(燃料域)	○	○	○
原子炉水位(SA広帯域)		○	○	○	
原子炉水位(SA燃料域)		○	○	○	
原子炉圧力		○	○	○	
原子炉圧力(SA)		○	○	○	
高圧炉心スプレイ系系統流量		○	○	○	
低圧炉心スプレイ系系統流量		○	○	○	
原子炉隔離時冷却系系統流量		○	○	○	
残留熱除去系系統流量A		○	○	○	
残留熱除去系系統流量B		○	○	○	
残留熱除去系系統流量C		○	○	○	
逃がし安全弁出口温度		○	○	-	
原子炉再循環ポンプ入口温度		○	○	-	
原子炉給水流量	○	○	-		

※ ERSS 伝送パラメータは既設 SPDS の ERSS 伝送パラメータ及び既設 SPDS から追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータを ERSS へ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

第 5.4-1 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ
(1 / 6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送パラ メータ※1	バックアップ 対象パラ メータ
炉心反応 度の状態 確認	APRM (平均値)	○	○	○
	平均出力領域計装 CH1	○	-	○
	平均出力領域計装 CH2	○	-	○
	平均出力領域計装 CH3	○	-	○
	平均出力領域計装 CH4	○	-	○
	平均出力領域計装 CH5	○	-	○
	平均出力領域計装 CH6	○	-	○
	中性子源領域計装 CH21	○	○	○
	中性子源領域計装 CH22	○	○	○
	中性子源領域計装 CH23	○	○	○
	中性子源領域計装 CH24	○	○	○
	IRMレベル CH11	○	○	○
	IRMレベル CH12	○	○	○
	IRMレベル CH13	○	○	○
	IRMレベル CH14	○	○	○
	IRMレベル CH15	○	○	○
	IRMレベル CH16	○	○	○
	IRMレベル CH17	○	○	○
IRMレベル CH18	○	○	○	
炉心冷却 の状態確 認	原子炉圧力	○	○	○
	A-原子炉圧力	○	-	○
	B-原子炉圧力	○	-	○
	原子炉圧力(SA)	○	-	○
	原子炉水位(広帯域)	○	○	○
	A-原子炉水位(広帯域)	○	-	○
	B-原子炉水位(広帯域)	○	-	○
	原子炉水位(燃料域)	○	○	○
	A-原子炉水位(燃料域)	○	-	○
	B-原子炉水位(燃料域)	○	-	○
	原子炉水位(狭帯域)	○	○	○
	原子炉水位(SA)	○	-	○
	A SR弁 開	○	○	○
	B SR弁 開	○	○	○
	C SR弁 開	○	○	○
	D SR弁 開	○	○	○
	E SR弁 開	○	○	○
	F SR弁 開	○	○	○
G SR弁 開	○	○	○	
H SR弁 開	○	○	○	
J SR弁 開	○	○	○	
K SR弁 開	○	○	○	
L SR弁 開	○	○	○	
M SR弁 開	○	○	○	

※1 ERSS 伝送パラメータは既設 SPDS の ERSS 伝送パラメータ及び既設 SPDS から追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータを ERSS へ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

・設備の相違
【柏崎 6/7, 東海第二】
島根 2号炉では SPDS パラメータ一覧表に有効性評価で事象進展の判断で用いるパラメータが網羅的に含まれていることを記載

6号炉 (2 / 10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心冷却の 状態確認	原子炉水位 (広帯域) (A)	○	-	○
	原子炉水位 (広帯域) (C)	○	-	○
	原子炉水位 (広帯域) (F)	○	-	○
	原子炉水位 (燃料域) P B V	○	○	○
	原子炉水位 (燃料域) (A)	○	-	○
	原子炉水位 (燃料域) (B)	○	-	○
	原子炉水位 (S A) (ワイド)	○	-	○
	原子炉水位 (S A) (ナロー)	○	-	○
	炉水温度 P B V	○	○	○
	逃し安全弁 開	○	○	○
	原子炉水位計凝縮槽 (A) 温度 (気相部)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (A) 温度 (液相部)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (A) 温度 (計装配管)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (B) 温度 (気相部)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (B) 温度 (液相部)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (B) 温度 (計装配管)	○	-	○

第5.4-1表 SPDSデータ表示装置で確認できるパラメータ
一覧(2/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ(※)	バックアップ 対象パラメータ	
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力容器温度	○	○	○	
	残留熱除去系熱交換器入口温度	○	○	○	
	高圧代替注水系系統流量	○	○	○	
	低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン用)	○	○	○	
	低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン狭帯域用)	○	○	○	
	低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン用)	○	○	○	
	低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン狭帯域用)	○	○	○	
	代替循環冷却系原子炉注水流量	○	○	○	
	代替淡水貯槽水位	○	○	○	
	西側淡水貯水設備水位	○	○	○	
	M/C 2 A-1 電圧	○	○	-	
	M/C 2 A-2 電圧	○	○	-	
	M/C 2 B-1 電圧	○	○	-	
	M/C 2 B-2 電圧	○	○	-	
	M/C 2 C 電圧	○	○	○	
	M/C 2 D 電圧	○	○	○	
	M/C H P C S 電圧	○	○	○	
	D/G 2 C 遮断器(660)閉	○	○	-	
	D/G 2 D 遮断器(670)閉	○	○	-	
	H P C S D/G 遮断器(680)閉	○	○	-	
	圧力容器フランジ温度	○	○	-	
	125V 系蓄電池A系電圧	○	○	○	
	125V 系蓄電池B系電圧	○	○	○	
	125V 系蓄電池H P C S 系電圧	○	○	○	
	緊急用直流 125V 主母線盤電圧	○	○	○	
	緊急用M/C電圧	○	○	○	
	緊急用P/C電圧	○	○	○	
	原子炉格 納容器内 の状態確認	格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)(A)	○	○	○
		格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)(B)	○	○	○
		格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)(A)	○	○	○
		格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)(B)	○	○	○
		ドライウエル圧力 (広帯域)	○	○	-
	ドライウエル圧力 (狭帯域)	○	○	-	
ドライウエル圧力	○	○	○		

※ ERSS 伝送パラメータは既設 SPDS の ERSS 伝送パラメータ及び既設 SPDS から追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータを ERSS へ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直していく。

(2 / 6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ※1	バックアップ 対象パラメータ
炉心冷却の 状態確認	高圧炉心スプレイポンプ出口流量	○	○	○
	高圧炉心スプレイポンプ出口圧力	○	-	○
	低圧炉心スプレイポンプ出口流量	○	○	○
	低圧炉心スプレイポンプ出口圧力	○	-	○
	原子炉隔離時冷却ポンプ出口流量	○	○	○
	原子炉隔離時冷却ポンプ出口圧力	○	-	○
	高圧原子炉代替注水流量	○	-	○
	A-残留熱除去ポンプ出口流量	○	○	○
	B-残留熱除去ポンプ出口流量	○	○	○
	C-残留熱除去ポンプ出口流量	○	○	○
	A-残留熱除去ポンプ出口圧力	○	-	○
	B-残留熱除去ポンプ出口圧力	○	-	○
	C-残留熱除去ポンプ出口圧力	○	-	○
	残留熱代替除去系原子炉注水流量	○	-	○
	A-残留熱除去系熱交換器入口温度	○	-	○
	B-残留熱除去系熱交換器入口温度	○	-	○
	A-残留熱除去系熱交換器出口温度	○	-	○
	B-残留熱除去系熱交換器出口温度	○	-	○
	A-残留熱除去系熱交換器冷却水流量	○	-	○
	B-残留熱除去系熱交換器冷却水流量	○	-	○
	6.9KV 系統電圧 (A)	○	○	○
	6.9KV 系統電圧 (B)	○	○	○
	6.9KV 系統電圧 (C)	○	○	○
	6.9KV 系統電圧 (D)	○	○	○
	6.9KV 系統電圧 (H P C S)	○	○	○
	A-D/G 受電しゃ断器閉	○	○	○
	B-D/G 受電しゃ断器閉	○	○	○
	A-原子炉圧力容器温度 (S A)	○	-	○
	B-原子炉圧力容器温度 (S A)	○	-	○
	A-低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	○	-	○
	B-低圧原子炉代替注水ポンプ出口圧力	○	-	○
	A-低圧原子炉代替注水流量	○	○	○
	B-低圧原子炉代替注水流量	○	○	○
	A-低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)	○	○	○
	B-低圧原子炉代替注水流量 (狭帯域用)	○	○	○
	低圧原子炉代替注水槽水位	○	-	○
	H P C S-D/G 受電しゃ断器閉	○	○	○
	緊急用M/C電圧	○	○	○
	S A-L/C電圧	○	○	○
	A-再循環ポンプ入口温度	○	○	○
	B-再循環ポンプ入口温度	○	○	○
	A-格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)	○	○	○
	B-格納容器雰囲気放射線モニタ (ドライウエル)	○	○	○
	A-格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ)	○	○	○
	B-格納容器雰囲気放射線モニタ (サブプレッション・チェンバ)	○	○	○

※1 ERSS 伝送パラメータは既設 SPDS の ERSS 伝送パラメータ及び既設 SPDS から追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータを ERSS へ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直していく。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)					東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)					島根原子力発電所 2号炉					備考
6号炉 (3 / 10)					第5.4-1表 SPDSデータ表示装置で確認できるパラメータ 一覧(3/6)					(3 / 6)					
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDSパ ラメータ	ERSS伝 送パラメ ータ(※)	バックアッ プ対象パラ メータ	目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送パラ メータ※1	バックアップ 対象パラ メータ	
炉心冷却の 状態確認	H P C F (B) 系統流量	○	○	○	原子炉格 納容器内 の状態確 認	サブプレッション・チェンバ圧力	○	○	○	原子炉格 納容器内 の状態確 認	ドライウエル圧力 (広域)	○	○	○	※1 ERSS 伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直していく。
	H P C F (C) 系統流量	○	○	○		サブプレッション・プール圧力	○	○	○		A-ドライウエル圧力 (SA)	○	-	○	
	高压炉心注水系 (B) ポンプ吐出圧力	○	-	○		サブプレッション・プール雰囲気温度	○	○	○		B-ドライウエル圧力 (SA)	○	-	○	
	高压炉心注水系 (C) ポンプ吐出圧力	○	-	○		ドライウエル雰囲気温度	○	○	○		A-サブプレッション・チェンバ圧力 (SA)	○	-	○	
	R C I C 系統流量	○	○	○		サブプレッション・プール水温度 (平均値)	○	○	○		B-サブプレッション・チェンバ圧力 (SA)	○	-	○	
	高压代替注水系系統流量	○	-	○		サブプレッション・プール水温度	○	○	○		サブプレッション・プール水位	○	○	○	
	R H R (A) 系統流量	○	○	○		サブプレッション・プール雰囲気温度	○	○	○		サブプレッション・プール水位 (SA)	○	-	○	
	R H R (B) 系統流量	○	○	○		サブプレッション・チェンバ雰囲気温度	○	○	○		A-サブプレッション・チェンバ温度 (SA)	○	-	○	
	R H R (C) 系統流量	○	○	○		サブプレッション・チェンバ雰囲気温度	○	○	○		B-サブプレッション・チェンバ温度 (SA)	○	-	○	
	残留熱除去系熱交換器 (A) 入口温度	○	-	○		サブプレッション・プール水位	○	○	○		サブプレッション・プール水温度 (MAX)	○	○	○	
	残留熱除去系熱交換器 (B) 入口温度	○	-	○		格納容器雰囲気酸素濃度 (D/W)	○	○	-		A-サブプレッション・プール水温度 (SA)	○	-	○	
	残留熱除去系熱交換器 (C) 入口温度	○	-	○		格納容器雰囲気酸素濃度 (S/C)	○	○	-		B-サブプレッション・プール水温度 (SA)	○	-	○	
	残留熱除去系熱交換器 (A) 出口温度	○	-	○		格納容器雰囲気酸素濃度 (D/W)	○	○	-		格納容器水素濃度 (SA)	○	-	○	
	残留熱除去系熱交換器 (B) 出口温度	○	-	○		格納容器雰囲気酸素濃度 (S/C)	○	○	-		B-格納容器水素濃度	○	○	○	
	残留熱除去系熱交換器 (C) 出口温度	○	-	○		格納容器内水素濃度 (SA)	○	○	○		格納容器酸素濃度 (SA)	○	-	○	
	残留熱除去系熱交換器 (A) 入口冷却水流量	○	-	○		格納容器内酸素濃度 (SA)	○	○	○		A-格納容器酸素濃度	○	○	○	
	残留熱除去系熱交換器 (B) 入口冷却水流量	○	-	○		低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (常設ライン用)	○	○	○		B-格納容器酸素濃度	○	○	○	
	残留熱除去系熱交換器 (C) 入口冷却水流量	○	-	○		低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (可搬ライン用)	○	○	○		格納容器酸素濃度 (SA)	○	-	○	
	原子炉補機冷却水系 (A) 系統流量	○	-	○		低圧代替注水系格納容器下部注水流量	○	○	○		A-格納容器酸素濃度	○	○	○	
	原子炉補機冷却水系 (B) 系統流量	○	-	○		代替循環冷却系格納容器スプレイ流量	○	○	○		B-格納容器酸素濃度	○	○	○	
	原子炉補機冷却水系 (C) 系統流量	○	-	○		格納容器下部水位	○	○	○		格納容器酸素濃度 (SA)	○	-	○	
	6.9kV 6A1 母線電圧	○	○	○		格納容器下部水温	○	○	○		A-CAMSドライウエル選択	○	○	○	
	6.9kV 6A2 母線電圧	○	○	○		常設高压代替注水系ポンプ吐出圧力	○	○	○		B-CAMSドライウエル選択	○	○	○	
	6.9kV 6B1 母線電圧	○	○	○		常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力	○	○	○		ドライウエル温度 (トップヘッド部)	○	○	○	
	6.9kV 6B2 母線電圧	○	○	○		代替循環冷却系ポンプ吐出圧力	○	○	○		A-ドライウエル温度 (SA) (上部)	○	-	○	
	6.9kV 6SA1 母線電圧	○	○	○		原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力	○	○	○		B-ドライウエル温度 (SA) (上部)	○	-	○	
	6.9kV 6SA2 母線電圧	○	○	○		高压炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	○	○	○		A-ドライウエル温度 (SA) (中部)	○	-	○	
	6.9kV 6SB1 母線電圧	○	○	○		残留熱除去系ポンプ吐出圧力	○	○	○		B-ドライウエル温度 (SA) (中部)	○	-	○	
	6.9kV 6SB2 母線電圧	○	○	○		低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	○	○	○		A-ドライウエル温度 (SA) (下部)	○	-	○	
	6.9kV 6C 母線電圧	○	○	○		代替循環冷却系ポンプ入口温度	○	○	○		B-ドライウエル温度 (SA) (下部)	○	-	○	
	6.9kV 6D 母線電圧	○	○	○		残留熱除去系熱交換器出口温度	○	○	○		ベデスタル水位 (コリウムシールド上表面 +0.1m)	○	-	○	
	6.9kV 6E 母線電圧	○	○	○		残留熱除去系海水系系統流量	○	○	○		ベデスタル水位 (コリウムシールド上表面 +1.2m)	○	-	○	
	D/G 6A 遮断器 投入	○	○	○		緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器)	○	○	○		A-ベデスタル水位 (コリウムシールド上表面 +2.4m)	○	-	○	
	D/G 6B 遮断器 投入	○	○	○		緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機)	○	○	○		B-ベデスタル水位 (コリウムシールド上表面 +2.4m)	○	-	○	
	D/G 6C 遮断器 投入	○	○	○							代替注水流量 (常設)	○	○	○	
	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下壁上部温度)	○	-	○							A-格納容器代替スプレイ流量	○	○	○	
	復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)	○	-	○							B-格納容器代替スプレイ流量	○	○	○	
	復水貯蔵槽水位 (SA)	○	-	○							A-ベデスタル代替注水流量	○	○	○	
											B-ベデスタル代替注水流量	○	○	○	
											A-ベデスタル代替注水流量 (狭帯域用)	○	○	○	
											B-ベデスタル代替注水流量 (狭帯域用)	○	○	○	
											残留熱代替除去系格納容器スプレイ流量	○	-	○	
											A-ベデスタル温度 (SA)	○	-	○	
											B-ベデスタル温度 (SA)	○	-	○	
											A-ベデスタル水温度 (SA)	○	-	○	
								B-ベデスタル水温度 (SA)	○	-	○				
								A-残留熱代替除去ポンプ出口圧力	○	-	○				
								B-残留熱代替除去ポンプ出口圧力	○	-	○				
								ドライウエル水位 (格納容器底面 -3m)	○	-	○				
								ドライウエル水位 (格納容器底面 -1m)	○	-	○				
								ドライウエル水位 (格納容器底面 +1m)	○	-	○				

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
格納容器内の状態確認	CAMS (A) D/W放射能	○	○	○
	CAMS (B) D/W放射能	○	○	○
	CAMS (A) S/C放射能	○	○	○
	CAMS (B) S/C放射能	○	○	○
	ドライウエル圧力(広帯域)(最大)	○	○	○
	格納容器内圧力(D/W)	○	-	○
	サブプレッションチェンバ圧力(最大)	○	○	○
	格納容器内圧力(S/C)	○	-	○
	RPVベロシール部周辺温度(最大)	○	○	○
	サブプレッションプール水位 BV	○	○	○
	サブプレッション・チェンバ・プール水位	○	-	○
	サブプレッション・チェンバ気体温度	○	-	○
	S/P水温度(最大)	○	○	○
	サブプレッション・チェンバ・プール水温度(中間上部)	○	-	○
	サブプレッション・チェンバ・プール水温度(中間下部)	○	-	○
	サブプレッション・チェンバ・プール水温度(下部)	○	-	○
	CAMS (A) 水素濃度	○	○	○
	CAMS (B) 水素濃度	○	○	○
	格納容器内水素濃度(SA)(D/W)	○	-	○
	格納容器内水素濃度(SA)(S/C)	○	-	○
CAMS (A) 酸素濃度	○	○	○	
CAMS (B) 酸素濃度	○	○	○	
CAMS (A) サンプル切替(D/W)	○	○	○	
CAMS (B) サンプル切替(D/W)	○	○	○	
RHR (A) 系統流量	○	○	○	
RHR (B) 系統流量	○	○	○	
RHR (C) 系統流量	○	○	○	
RHR 格納容器冷却ライン隔離弁B 全開以外	○	○	○	
RHR 格納容器冷却ライン隔離弁C 全開以外	○	○	○	
残留熱除去系ポンプ(A) 吐出圧力	○	-	○	
残留熱除去系ポンプ(B) 吐出圧力	○	-	○	
残留熱除去系ポンプ(C) 吐出圧力	○	-	○	
ドライウエル雰囲気温度(上部ドライウエルフランジ部雰囲気温度)	○	-	○	
ドライウエル雰囲気温度(下部ドライウエルリターンライン上部雰囲気温度)	○	-	○	
復水補給水系流量(RHR B系代替注水流量)	○	-	○	

目的	対象パラメータ	SPDSパ ラメータ	ERSS伝 送パラメ ータ(※)	バックア ップ対象 パラメ ータ
原子炉格納容器内の状態確認	残留熱除去系 A注入弁全開	○	○	-
	残留熱除去系 B注入弁全開	○	○	-
	残留熱除去系 C注入弁全開	○	○	-
	格納容器内スプレイ弁A(全開)	○	○	-
	格納容器内スプレイ弁B(全開)	○	○	-
	放射能隔離の状態確認	主排気筒放射線モニタA	○	○
主排気筒放射線モニタB		○	○	-
主排気筒モニタ(高レンジ)		○	○	-
主蒸気管放射線モニタ(A)		○	○	○
主蒸気管放射線モニタ(B)		○	○	○
主蒸気管放射線モニタ(C)		○	○	○
主蒸気管放射線モニタ(D)		○	○	○
排ガス放射能(プレホールドアップ)A		○	○	-
排ガス放射能(プレホールドアップ)B		○	○	-
NS4内側隔離		○	○	-
NS4外側隔離		○	○	-
主蒸気内側隔離弁A全開		○	○	-
主蒸気内側隔離弁B全開		○	○	-
主蒸気内側隔離弁C全開		○	○	-
主蒸気内側隔離弁D全開		○	○	-
主蒸気外側隔離弁A全開		○	○	-
主蒸気外側隔離弁B全開		○	○	-
主蒸気外側隔離弁C全開		○	○	-
主蒸気外側隔離弁D全開		○	○	-
環境の情報確認		SGTS A作動	○	○
	SGTS B作動	○	○	-
	SGTSモニタ(高レンジ)A	○	○	-
	SGTSモニタ(高レンジ)B	○	○	-
	SGTSモニタ(低レンジ)A	○	○	-
	SGTSモニタ(低レンジ)B	○	○	-

※ ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直していく。

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送パラ メータ*1	バックア ップ 対象パラ メータ
放射能隔離の状態確認	排気筒高レンジモニタ	○	○	○
	排気筒低レンジモニタ(Ach)	○	○	○
	排気筒低レンジモニタ(Bch)	○	○	○
	主蒸気管放射線異常高トリップA1	○	○	○
	主蒸気管放射線異常高トリップB1	○	○	○
	主蒸気管放射線異常高トリップA2	○	○	○
	主蒸気管放射線異常高トリップB2	○	○	○
	格納容器内側隔離	○	○	○
	格納容器外側隔離	○	○	○
	A-主蒸気内側隔離弁全開	○	○	○
	B-主蒸気内側隔離弁全開	○	○	○
	C-主蒸気内側隔離弁全開	○	○	○
	D-主蒸気内側隔離弁全開	○	○	○
	A-主蒸気外側隔離弁全開	○	○	○
	B-主蒸気外側隔離弁全開	○	○	○
C-主蒸気外側隔離弁全開	○	○	○	
D-主蒸気外側隔離弁全開	○	○	○	
環境の状態確認	A-SGT自動起動	○	○	○
	B-SGT自動起動	○	○	○
	SGTS高レンジモニタ	○	○	○
	SGTS低レンジモニタ(Ach)	○	○	○
	SGTS低レンジモニタ(Bch)	○	○	○
	A-原子炉建物外気差圧	○	-	○
	B-原子炉建物外気差圧	○	-	○
	C-原子炉建物外気差圧	○	-	○
	D-原子炉建物外気差圧	○	-	○
	放水路水モニタ	○	○	○
	モニタリング・ポスト#1H	○	○	…*2
	モニタリング・ポスト#2H	○	○	…*2
	モニタリング・ポスト#3H	○	○	…*2
	モニタリング・ポスト#4H	○	○	…*2
	モニタリング・ポスト#5H	○	○	…*2
	モニタリング・ポスト#6H	○	○	…*2
	モニタリング・ポスト#1L(10分間平均)	○	○	…*2
	モニタリング・ポスト#2L(10分間平均)	○	○	…*2
	モニタリング・ポスト#3L(10分間平均)	○	○	…*2
	モニタリング・ポスト#4L(10分間平均)	○	○	…*2
モニタリング・ポスト#5L(10分間平均)	○	○	…*2	
モニタリング・ポスト#6L(10分間平均)	○	○	…*2	
風向(28.5m-U)	○	○	○	
風向(130M-D, 10分間平均風向)	○	○	○	
風速(28.5m-U)	○	○	○	
風速(130M-D, 10分間平均風速)	○	○	○	
大気安定度(10分間平均)	○	○	○	

- ※1 ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直していく。
- ※2 バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDSデータ表示装置にて確認できる。

6号炉 (5 / 10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	
格納容器内 の状態確認	復水移送ポンプ (A) 吐出圧力	○	—	○	
	復水移送ポンプ (B) 吐出圧力	○	—	○	
	復水移送ポンプ (C) 吐出圧力	○	—	○	
	復水補給水系温度 (代替循環冷却)	○	—	○	
	格納容器下部水位 (ベデスタル水位高 (3m))	○	—	○	
	格納容器下部水位 (ベデスタル水位高 (2m))	○	—	○	
	格納容器下部水位 (ベデスタル水位高 (1m))	○	—	○	
	復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)	○	—	○	
	放射能隔離 の状態確認	排気筒排気放射能 (IC) (最大)	○	○	○
		排気筒排気 (SCIN) 放射能 (A)	○	○	○
排気筒排気 (SCIN) 放射能 (B)		○	○	○	
主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (1)		○	○	○	
主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (2)		○	○	○	
主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (3)		○	○	○	
主蒸気管放射能高 (スクラム) 区分 (4)		○	○	○	
PCIS 隔離 内側		○	○	○	
PCIS 隔離 外側		○	○	○	
MSIV (内側) 閉		○	○	○	
主蒸気内側隔離弁 (A) 全閉以外		○	○	○	
主蒸気内側隔離弁 (B) 全閉以外		○	○	○	
主蒸気内側隔離弁 (C) 全閉以外		○	○	○	
主蒸気内側隔離弁 (D) 全閉以外		○	○	○	
MSIV (外側) 閉		○	○	○	
主蒸気外側隔離弁 (A) 全閉以外		○	○	○	
主蒸気外側隔離弁 (B) 全閉以外		○	○	○	
主蒸気外側隔離弁 (C) 全閉以外		○	○	○	
主蒸気外側隔離弁 (D) 全閉以外		○	○	○	
環境の情報 確認		SGTS (A) 作動 (1系)	○	○	○
	SGTS (B) 作動 (1系)	○	○	○	
	SGTS 排ガス放射能 (IC) (最大)	○	○	○	
	SGTS 排ガス (SCIN) 放射能 (A)	○	○	○	
	SGTS 排ガス (SCIN) 放射能 (B)	○	○	○	
	非常用ガス処理系 (A) 排気流量	○	—	○	
	非常用ガス処理系 (B) 排気流量	○	—	○	
	原子炉建屋外気差圧 (A)	○	—	○	
	原子炉建屋外気差圧 (B)	○	—	○	
	原子炉建屋外気差圧 (C)	○	—	○	
	原子炉建屋外気差圧 (D)	○	—	○	
	6号機 海水モニタ (指数タイプ)	○	○	—*	

※バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS 表示装置にて確認できる。

第 5.4-1 表 SPDS データ表示装置で確認できるパラメータ
一覧 (5/6)

目的	対象パラメータ	SPDS パ ラメータ	ERSS 伝 送パラメ ータ (※)	バックア ップ対象パ ラメータ
環境の情報 確認	耐圧強化ベント系放射線モニタ	○	○	○
	放水口モニタ (T-2)	○	○	—
	モニタリング・ポスト (A)	○	○	—
	モニタリング・ポスト (B)	○	○	—
	モニタリング・ポスト (C)	○	○	—
	モニタリング・ポスト (D)	○	○	—
	モニタリング・ポスト (A) 広域レンジ	○	○	—
	モニタリング・ポスト (B) 広域レンジ	○	○	—
	モニタリング・ポスト (C) 広域レンジ	○	○	—
	モニタリング・ポスト (D) 広域レンジ	○	○	—
	18m ベクトル平均風向 10 分値	○	○	—
	71m ベクトル平均風向 10 分値	○	○	—
	140m ベクトル平均風向 10 分値	○	○	—
	18m ベクトル平均風速 10 分値	○	○	—
	71m ベクトル平均風速 10 分値	○	○	—
	140m ベクトル平均風速 10 分値	○	○	—
	可搬型モニタリング・ポスト (A)	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (B)	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (C)	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (D)	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (緊急時対策所)	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (NE)	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (E)	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (SW)	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (S)	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (SE)	○	○	○
	風向 (可搬型)	○	○	○
	風速 (可搬型)	○	○	○
	大気安定度 (可搬型)	○	○	○

※ ERSS 伝送パラメータは既設 SPDS の ERSS 伝送パラメータ及び既設 SPDS から追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータを ERSS へ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

(5 / 6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送パラ メータ※1	バックア ップ対象パ ラメータ
環境の 状態確認	可搬型モニタリング・ポスト No.1	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.2	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.3	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.4	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.5	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.6	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.7	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.8	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.9	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.10	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.11	○	○	—※2
	可搬型モニタリング・ポスト No.12	○	○	—※2
非常用炉 心冷却系 (ECC S) の状 態等確認	風向 (可搬)	○	○	—※2
	風速 (可搬)	○	○	—※2
	大気安定度 (可搬)	○	○	—※2
	A-ADS 作動	○	○	○
	B-ADS 作動	○	○	○
	RCIC ポンプ作動	○	○	○
	HPCS ポンプ作動	○	○	○
	A-RHR ポンプ作動	○	○	○
	B-RHR ポンプ作動	○	○	○
	C-RHR ポンプ作動	○	○	○
	RHR MV 222-4A 全閉	○	○	○
	RHR MV 222-4B 全閉	○	○	○
	RHR MV 222-5A 全閉	○	○	○
	RHR MV 222-5B 全閉	○	○	○
	RHR MV 222-5C 全閉	○	○	○
	全制御棒全挿入	○	○	○
	A-給水流量	○	○	○
	B-給水流量	○	○	○
	LPCS ポンプ作動	○	○	○
	モード SW 運転	○	○	○
燃料プ ールの状 態 確認	燃料プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵ラック上端+6710mm)	○	—	○
	燃料プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵ラック上端+5800mm)	○	—	○
	燃料プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵ラック上端+4500mm)	○	—	○
	燃料プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵ラック上端+2000mm)	○	—	○
	燃料プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵ラック上端レベル)	○	—	○
	燃料プール水位・温度 (SA) (使用済燃料貯蔵ラック上端-1000mm)	○	—	○
	燃料プール水位・温度 (SA) (燃料プール温度)	○	—	○
	燃料プール水位 (SA)	○	—	○
燃料プールエリア放射線モニタ (低レンジ) (SA)	○	—	○	
燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ) (SA)	○	—	○	

※1 ERSS 伝送パラメータは既設 SPDS の ERSS 伝送パラメータ及び既設 SPDS から追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータを ERSS へ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

※2 バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS データ表示装置にて確認できる。

6号炉 (6 / 10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
環境の情報 確認	モニタリングポストNo. 1 高線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 2 高線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 3 高線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 4 高線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 5 高線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 6 高線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 7 高線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 8 高線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 9 高線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 1 低線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 2 低線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 3 低線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 4 低線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 5 低線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 6 低線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 7 低線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 8 低線量率	○	○	—*
	モニタリングポストNo. 9 低線量率	○	○	—*
	風向 2.0 m	○	○	—*
	風向 8.5 m	○	○	—*
	風向 16.0 m	○	○	—*
	風速 2.0 m	○	○	—*
	風速 8.5 m	○	○	—*
	風速 16.0 m	○	○	—*
	大気安定度	○	○	—*
	可搬型モニタリングポストNo. 1 高線量率	○	○	—*
	可搬型モニタリングポストNo. 2 高線量率	○	○	—*
可搬型モニタリングポストNo. 3 高線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 4 高線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 5 高線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率	○	○	—*	
可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率	○	○	—*	

※バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS 表示装置にて確認
できる。

第5.4-1表 SPDSデータ表示装置で確認できるパラメータ
一覧(6/6)

目的	対象パラメータ	SPDSパ ラメータ	ERSS伝 送パラメ ータ(※)	バックア ップ対象パ ラメータ
使用済燃料 プールの 状態確認	使用済燃料プール水位・温度 (SA広域)	○	○	○
	使用済燃料プール温度 (SA)	○	○	○
	使用済燃料プール温度	○	○	—
	使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レ ンジ)	○	○	○
	フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	○	○	○
水素爆発 による格 納容器の 破損防止 確認	フィルタ装置入口水素濃度	○	○	○
	フィルタ装置圧力	○	○	○
	フィルタ装置水位	○	○	○
	フィルタ装置スクラビング水温度	○	○	○
水素爆発 による原 子炉建屋 の損傷防 止確認	原子炉建屋水素濃度	○	○	○
	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	○	○	○
非常用炉 心冷却系 (ECC S)の状態 等	自動減圧系 A作動	○	○	—
	自動減圧系 B作動	○	○	—
	非常用窒素供給系供給圧力	○	○	○
	非常用窒素供給系高圧窒素ボンベ圧力	○	○	○
	非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力	○	○	○
	非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベ圧力	○	○	○
	原子炉隔離時冷却系ポンプ起動	○	○	—
	高圧炉心スプレイ系ポンプ起動	○	○	—
	高圧炉心スプレイ系注入弁全開	○	○	—
	低圧炉心スプレイ系ポンプ起動	○	○	—
	低圧炉心スプレイ系注入弁全開	○	○	—
	残留熱除去系ポンプA起動	○	○	—
	残留熱除去系ポンプB起動	○	○	—
	残留熱除去系ポンプC起動	○	○	—
	残留熱除去系A注入弁全開	○	○	—
	残留熱除去系B注入弁全開	○	○	—
	残留熱除去系C注入弁全開	○	○	—
全制御棒全挿入	○	○	—	
津波監視	取水ピット水位計	○	○	○
	潮位計	○	○	○

※ ERSS 伝送パラメータは既設 SPDS の ERSS 伝送パラメータ及び既設 SPDS から追加し
たパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータを ERSS へ伝送する。
原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直していく。

(6 / 6)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送パラ メータ※1	バックア ップ 対象パ ラメ ータ
水素爆発 による原 子炉格納 容器の破 損防止確 認	第1ベントフィルタ出口水素濃度	○	—	○
	A-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)	○	—	○
	B-第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (高レンジ)	○	—	○
	第1ベントフィルタ出口放射線モニタ (低レンジ)	○	—	○
	A-スクラバ容器圧力	○	—	○
	B-スクラバ容器圧力	○	—	○
	C-スクラバ容器圧力	○	—	○
	D-スクラバ容器圧力	○	—	○
	A1-スクラバ容器水位	○	—	○
	A2-スクラバ容器水位	○	—	○
	B1-スクラバ容器水位	○	—	○
	B2-スクラバ容器水位	○	—	○
	C1-スクラバ容器水位	○	—	○
	C2-スクラバ容器水位	○	—	○
	D1-スクラバ容器水位	○	—	○
	D2-スクラバ容器水位	○	—	○
	水素爆発 による原 子炉建物 の損傷防 止確認	A-スクラバ容器温度	○	—
B-スクラバ容器温度		○	—	○
C-スクラバ容器温度		○	—	○
D-スクラバ容器温度		○	—	○
A-原子炉建物水素濃度 (燃料取替階)		○	—	○
B-原子炉建物水素濃度 (燃料取替階)		○	—	○
原子炉建物水素濃度 (非常用ガス処理系吸込口)		○	—	○
原子炉建物水素濃度 (所員用エアロック室)		○	—	○
原子炉建物水素濃度 (SRV補修室)		○	—	○
原子炉建物水素濃度 (CRD補修室)		○	—	○
原子炉建物水素濃度 (トール室)		○	—	○
D-静的触媒式水素処理装置入口温度	○	—	○	
D-静的触媒式水素処理装置出口温度	○	—	○	
S-静的触媒式水素処理装置入口温度	○	—	○	
S-静的触媒式水素処理装置出口温度	○	—	○	

※1 ERSS 伝送パラメータは既設 SPDS の ERSS 伝送パ
ラメータ及び既設 SPDS から追加したパラメータのう
ち、プラント状態を把握する主要なパラメータを ERSS
へ伝送する。原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、
必要に応じ適宜見直していく。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)		島根原子力発電所 2号炉		備考	
<u>6号炉 (7 / 10)</u>							
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ			
環境の情報 確認	可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率	○	○	—*			
	可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率	○	○	—*			
	可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率	○	○	—*			
	風向 (可搬型)	○	○	—*			
	風速 (可搬型)	○	○	—*			
	大気安定度 (可搬型)	○	○	—*			
非常用炉心冷 却系 (ECC S) の状態等	ADS A 作動	○	○	○			
	ADS B 作動	○	○	○			
	RCIC 作動	○	○	○			
	HPCFポンプ (B) 起動	○	○	○			
	HPCFポンプ (C) 起動	○	○	○			
	RHRポンプ (A) 起動	○	○	○			
	RHRポンプ (B) 起動	○	○	○			
	RHRポンプ (C) 起動	○	○	○			
	RHR注入弁 (A) 全閉以外	○	○	○			
	RHR注入弁 (B) 全閉以外	○	○	○			
	RHR注入弁 (C) 全閉以外	○	○	○			
全制御棒全挿入	○	○	○				
総給水流量	○	○	○				
<p>※バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS 表示装置にて確認できる。</p>							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)			島根原子力発電所 2号炉		備考
<u>6号炉 (8 / 10)</u>							
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ			
使用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プールエリア雰囲気温度)	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+6000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+5000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+4000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+3000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+2000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+1000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -1000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ)	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ)	○	-	○			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

6号炉 (9 / 10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
使用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +7155mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6750mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6500mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6000mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +5500mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +5000mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +4000mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +3000mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +2000mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +1000mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -1000mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -3000mm))	○	-	○
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -4240mm))	○	-	○

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)			島根原子力発電所 2号炉		備考	
6号炉 (10 / 10)								
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ				
水素爆発による格納容器の破損防止確認	フィルタ装置水素濃度 (格納容器圧力逃がし装置水素濃度)	○	-	○				
	フィルタ装置水素濃度 (フィルタベント装置出口水素濃度)	○	-	○				
	フィルタ装置出口放射線モニタ (A)	○	-	○				
	フィルタ装置出口放射線モニタ (B)	○	-	○				
	フィルタ装置入口圧力	○	-	○				
	フィルタ装置水位 (A)	○	-	○				
	フィルタ装置水位 (B)	○	-	○				
	フィルタ装置スクラバ水 pH	○	-	○				
	フィルタ装置金属フィルタ差圧 (A)	○	-	○				
	フィルタ装置金属フィルタ差圧 (B)	○	-	○				
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋水素濃度 (R/B オペフロ水素濃度 A)	○	-	○				
	原子炉建屋水素濃度 (R/B オペフロ水素濃度 B)	○	-	○				
	原子炉建屋水素濃度 (R/B オペフロ水素濃度 C)	○	-	○				
	原子炉建屋水素濃度 (上部ドライウエル所員用エアロック)	○	-	○				
	原子炉建屋水素濃度 (上部ドライウエル機器搬入用ハッチ)	○	-	○				
	原子炉建屋水素濃度 (サブプレッション・チェンバ出入口)	○	-	○				
	原子炉建屋水素濃度 (下部ドライウエル所員用エアロック)	○	-	○				
	原子炉建屋水素濃度 (下部ドライウエル機器搬入用ハッチ)	○	-	○				
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (北側 P A R 吸気口温度)	○	-	○				
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (北側 P A R 排気口温度)	○	-	○				
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (南側 P A R 吸気口温度)	○	-	○				
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (南側 P A R 排気口温度)	○	-	○				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考		
<p>表 5.4-2 SPDS 表示装置で確認できるパラメータ 7 号炉 (1 / 1 0)</p>					
<p>目的</p> <p>炉心反応度の状態確認</p>	<p>対象パラメータ</p>	<p>SPDS パラメータ</p>	<p>ERSS 伝送 パラメータ</p>	<p>バック アップ対象 パラメータ</p>	<p>・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p>
	A PRM (平均値)	○	○	○	
	A PRM (A)	○	—	○	
	A PRM (B)	○	—	○	
	A PRM (C)	○	—	○	
	A PRM (D)	○	—	○	
	SRNM (A) 計数率	○	○	○	
	SRNM (B) 計数率	○	○	○	
	SRNM (C) 計数率	○	○	○	
	SRNM (D) 計数率	○	○	○	
	SRNM (E) 計数率	○	○	○	
	SRNM (F) 計数率	○	○	○	
	SRNM (G) 計数率	○	○	○	
	SRNM (H) 計数率	○	○	○	
	SRNM (J) 計数率	○	○	○	
	SRNM (L) 計数率	○	○	○	
	SRNM A 計数率高高	○	○	○	
	SRNM B 計数率高高	○	○	○	
	SRNM C 計数率高高	○	○	○	
	SRNM D 計数率高高	○	○	○	
	SRNM E 計数率高高	○	○	○	
	SRNM F 計数率高高	○	○	○	
	SRNM G 計数率高高	○	○	○	
	SRNM H 計数率高高	○	○	○	
	SRNM J 計数率高高	○	○	○	
	SRNM L 計数率高高	○	○	○	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

7号炉 (2 / 10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
炉心冷却の 状態確認	原子炉圧力 A	○	○	○
	原子炉圧力 (A)	○	-	○
	原子炉圧力 (B)	○	-	○
	原子炉圧力 (C)	○	-	○
	原子炉圧力 (SA)	○	-	○
	原子炉水位 (W) A	○	○	○
	原子炉水位 (広帯域) (A)	○	-	○
	原子炉水位 (広帯域) (C)	○	-	○
	原子炉水位 (広帯域) (F)	○	-	○
	原子炉水位 (F)	○	○	○
	原子炉水位 (燃料域) (A)	○	-	○
	原子炉水位 (燃料域) (B)	○	-	○
	原子炉水位 (SA) (ワイド)	○	-	○
	原子炉水位 (SA) (ナロー)	○	-	○
	C U W再生熱交換器入口温度	○	○	○
	S R V開 (C R T)	○	○	○
	原子炉水位計凝縮槽 (A) 温度 (気相部)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (A) 温度 (液相部)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (A) 温度 (計装配管)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (B) 温度 (気相部)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (B) 温度 (液相部)	○	-	○
	原子炉水位計凝縮槽 (B) 温度 (計装配管)	○	-	○
	H P C F (B) 系統流量	○	○	○
	H P C F (C) 系統流量	○	○	○
	高圧炉心注水系ポンプ (B) 吐出圧力	○	-	○
	高圧炉心注水系ポンプ (C) 吐出圧力	○	-	○
	R C I C系統流量	○	○	○
	高圧代替注水系系統流量	○	-	○
	R H R (A) 系統流量	○	○	○
	R H R (B) 系統流量	○	○	○
	R H R (C) 系統流量	○	○	○
	残留熱除去系熱交換器 (A) 入口温度	○	-	○
	残留熱除去系熱交換器 (B) 入口温度	○	-	○
	残留熱除去系熱交換器 (C) 入口温度	○	-	○
	残留熱除去系熱交換器 (A) 出口温度	○	-	○
	残留熱除去系熱交換器 (B) 出口温度	○	-	○
	残留熱除去系熱交換器 (C) 出口温度	○	-	○
	残留熱除去系熱交換器 (A) 入口冷却水流量	○	-	○
	残留熱除去系熱交換器 (B) 入口冷却水流量	○	-	○
	残留熱除去系熱交換器 (C) 入口冷却水流量	○	-	○

・設備の相違
【柏崎6/7】
②の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)		7号炉 (3 / 10)			東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ			
炉心冷却の 状態確認	原子炉補機冷却水系 (A) 系統流量	○	-	○			・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違
	原子炉補機冷却水系 (B) 系統流量	○	-	○			
	原子炉補機冷却水系 (C) 系統流量	○	-	○			
	6.9 kV 7A1 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 7A2 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 7B1 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 7B2 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 6SA1 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 6SA2 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 6SB1 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 6SB2 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 7C 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 7D 母線電圧	○	○	○			
	6.9 kV 7E 母線電圧	○	○	○			
	M/C 7C D/G受電遮断器閉	○	○	○			
	M/C 7D D/G受電遮断器閉	○	○	○			
	M/C 7E D/G受電遮断器閉	○	○	○			
	原子炉圧力容器温度 (RPV下鏡上部温度)	○	-	○			
	復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)	○	-	○			
	復水貯蔵槽水位 (SA)	○	-	○			
格納容器内の 状態確認	格納容器内雰囲気放射線モニタ (A) D/W	○	○	○			
	格納容器内雰囲気放射線モニタ (B) D/W	○	○	○			
	格納容器内雰囲気放射線モニタ (A) S/C	○	○	○			
	格納容器内雰囲気放射線モニタ (B) S/C	○	○	○			
	ドライウエル圧力 (W)	○	○	○			
	格納容器内圧力 (D/W)	○	-	○			
	S/C 圧力 (最大値)	○	○	○			
	格納容器内圧力 (S/C)	○	-	○			
	D/W 温度 (最大値)	○	○	○			
	S/P 水温度最大値	○	○	○			
S/P 水位 (W) (最大値)	○	○	○				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)		島根原子力発電所 2号炉		備考
7号炉 (4 / 10)						
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ		
	サブプレッション・チェンバ・プール水位	○	-	○		
	サブプレッション・チェンバ気体温度	○	-	○		
	サブプレッション・チェンバ・プール水温度 (中間上部)	○	-	○		
	サブプレッション・チェンバ・プール水温度 (中間下部)	○	-	○		
	サブプレッション・チェンバ・プール水温度 (下部)	○	-	○		
	格納容器内水素濃度 (A)	○	○	○		
	格納容器内水素濃度 (B)	○	○	○		
	格納容器内水素濃度 (SA) (D/W)	○	-	○		
	格納容器内水素濃度 (SA) (S/C)	○	-	○		
	格納容器内酸素濃度 (A)	○	○	○		
	格納容器内酸素濃度 (B)	○	○	○		
	CAMS (A) D/W測定中	○	○	○		
	CAMS (B) D/W測定中	○	○	○		
	CAMS (A) S/C測定中	○	○	○		
	CAMS (B) S/C測定中	○	○	○		
	RHR (A) 系統流量	○	○	○		
格納容器内の 状態確認	RHR (B) 系統流量	○	○	○		
	RHR (C) 系統流量	○	○	○		
	PCVスプレイ弁 (B) 全閉	○	○	○		
	PCVスプレイ弁 (C) 全閉	○	○	○		
	残留熱除去系ポンプ (A) 吐出圧力	○	-	○		
	残留熱除去系ポンプ (B) 吐出圧力	○	-	○		
	残留熱除去系ポンプ (C) 吐出圧力	○	-	○		
	ドライウェル雰囲気温度 (上部D/W内雰囲気温度)	○	-	○		
	ドライウェル雰囲気温度 (下部D/W内雰囲気温度)	○	-	○		
	復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)	○	-	○		
	復水移送ポンプ (A) 吐出圧力	○	-	○		
	復水移送ポンプ (B) 吐出圧力	○	-	○		
	復水移送ポンプ (C) 吐出圧力	○	-	○		
	復水補給水系温度 (代替循環冷却)	○	-	○		
	格納容器下部水位 (D/W下部水位 (3m))	○	-	○		
	格納容器下部水位 (D/W下部水位 (2m))	○	-	○		
	格納容器下部水位 (D/W下部水位 (1m))	○	-	○		
	復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)	○	-	○		

・設備の相違
【柏崎6/7】
②の相違

7号炉 (5 / 10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
放射能隔離の 状態確認	排気筒放射線モニタ (IC) 最大値	○	○	○
	排気筒放射線モニタ (SCIN) A	○	○	○
	排気筒放射線モニタ (SCIN) B	○	○	○
	区分I主蒸気管放射能高高	○	○	○
	区分II主蒸気管放射能高高	○	○	○
	区分III主蒸気管放射能高高	○	○	○
	区分IV主蒸気管放射能高高	○	○	○
	PCIS隔離 内側	○	○	○
	PCIS隔離 外側	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 全弁全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 (A) 全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 (B) 全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 (C) 全閉	○	○	○
	主蒸気内側隔離弁 (D) 全閉	○	○	○
	主蒸気外側隔離弁 全弁全閉	○	○	○
	主蒸気外側隔離弁 (A) 全閉	○	○	○
	主蒸気外側隔離弁 (B) 全閉	○	○	○
	主蒸気外側隔離弁 (C) 全閉	○	○	○
主蒸気外側隔離弁 (D) 全閉	○	○	○	
環境の情報 確認	SGTS (A) 作動	○	○	○
	SGTS (B) 作動	○	○	○
	SGTS放射線モニタ (IC) 最大値	○	○	○
	SGTS排ガス放射線モニタ (SCIN) A	○	○	○
	SGTS排ガス放射線モニタ (SCIN) B	○	○	○
	非常用ガス処理系 (A) 排気流量	○	-	○
	非常用ガス処理系 (B) 排気流量	○	-	○
	原子炉建屋外気差圧 (A)	○	-	○
	原子炉建屋外気差圧 (B)	○	-	○
	原子炉建屋外気差圧 (C)	○	-	○
	原子炉建屋外気差圧 (D)	○	-	○
	7号機 海水モニタ (指数タイプ)	○	○	-*
	モニタリングポストNo. 1 高線量率	○	○	-*
	モニタリングポストNo. 2 高線量率	○	○	-*
	モニタリングポストNo. 3 高線量率	○	○	-*
モニタリングポストNo. 4 高線量率	○	○	-*	
モニタリングポストNo. 5 高線量率	○	○	-*	
モニタリングポストNo. 6 高線量率	○	○	-*	

※バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS 表示装置にて確認
できる。

・設備の相違
【柏崎 6/7】
②の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

7号炉 (6 / 10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ	
	モニタリングポストNo. 7 高線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 8 高線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 9 高線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 1 低線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 2 低線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 3 低線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 4 低線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 5 低線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 6 低線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 7 低線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 8 低線量率	○	○	—※	
	モニタリングポストNo. 9 低線量率	○	○	—※	
	風向 2.0 m	○	○	—※	
	風向 8.5 m	○	○	—※	
	風向 16.0 m	○	○	—※	
	風速 2.0 m	○	○	—※	
	風速 8.5 m	○	○	—※	
	風速 16.0 m	○	○	—※	
	大気安定度	○	○	—※	
環境の情報 確認	可搬型モニタリングポストNo. 1 高線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 2 高線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 3 高線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 4 高線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 5 高線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 6 高線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 7 高線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 8 高線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 9 高線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 1 低線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 2 低線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 3 低線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 4 低線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 5 低線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 6 低線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 7 低線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 8 低線量率	○	○	—※	
	可搬型モニタリングポストNo. 9 低線量率	○	○	—※	
		風向 (可搬型)	○	○	—※
		風速 (可搬型)	○	○	—※
		大気安定度 (可搬型)	○	○	—※

※バックアップ伝送ラインを経由せず, SPDS 表示装置にて確認
できる。

・設備の相違
【柏崎 6/7】
②の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

7号炉 (7 / 10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ
非常用炉心冷却系 (ECCS) の状態等	ADS A 作動	○	○	○
	ADS B 作動	○	○	○
	R C I C 起動状態 (C R T)	○	○	○
	H P C F ポンプ (B) 起動	○	○	○
	H P C F ポンプ (C) 起動	○	○	○
	R H R ポンプ (A) 起動	○	○	○
	R H R ポンプ (B) 起動	○	○	○
	R H R ポンプ (C) 起動	○	○	○
	R H R 注入弁 (A) 全閉	○	○	○
	R H R 注入弁 (B) 全閉	○	○	○
	R H R 注入弁 (C) 全閉	○	○	○
	全制御棒全挿入	○	○	○
	全給水流量	○	○	○

・設備の相違
【柏崎 6/7】
②の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)		東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)			島根原子力発電所 2号炉		備考
<u>7号炉 (8 / 1 0)</u>							
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ			
使用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プールエリア雰囲気温度)	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+6000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+5000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+4000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+3000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+2000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端+1000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端-1000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ)	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ)	○	-	○			
						・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)		7号炉 (9 / 10)			東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ			
使用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +7202mm))	○	-	○			・設備の相違 【柏崎 6/7】 ②の相違
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6750mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6500mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +6000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +5500mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +5000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +4000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +3000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +2000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 +1000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -1000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -3000mm))	○	-	○			
	使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (S A 広域) (使用済燃料貯蔵プール温度 (燃料ラック上端 -4193mm))	○	-	○			

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)			島根原子力発電所 2号炉		備考
<u>7号炉 (10/10)</u>							・設備の相違 【柏崎6/7】 ②の相違
目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ	バック アップ対象 パラメータ			
水素爆発による格納容器の破損防止確認	フィルタ装置水素濃度 (格納容器圧力逃がし装置水素濃度)	○	-	○			
	フィルタ装置水素濃度 (フィルタベント装置出口水素濃度)	○	-	○			
	フィルタ装置出口放射線モニタ (A)	○	-	○			
	フィルタ装置出口放射線モニタ (B)	○	-	○			
	フィルタ装置入口圧力	○	-	○			
	フィルタ装置水位 (A)	○	-	○			
	フィルタ装置水位 (B)	○	-	○			
	フィルタ装置スクラバ水 pH	○	-	○			
	フィルタ装置金属フィルタ差圧 (A)	○	-	○			
	フィルタ装置金属フィルタ差圧 (B)	○	-	○			
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止確認	原子炉建屋水素濃度 (R/Bオベフロ水素濃度 A)	○	-	○			
	原子炉建屋水素濃度 (R/Bオベフロ水素濃度 B)	○	-	○			
	原子炉建屋水素濃度 (R/Bオベフロ水素濃度 C)	○	-	○			
	原子炉建屋水素濃度 (上部ドライウエル所員用エアロック)	○	-	○			
	原子炉建屋水素濃度 (上部ドライウエル機器搬入用ハッチ)	○	-	○			
	原子炉建屋水素濃度 (サブプレッション・チェンバ出入口)	○	-	○			
	原子炉建屋水素濃度 (下部ドライウエル所員用エアロック)	○	-	○			
	原子炉建屋水素濃度 (下部ドライウエル機器搬入用ハッチ)	○	-	○			
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (北側 P A R 吸気口温度)	○	-	○			
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (北側 P A R 排気口温度)	○	-	○			
静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (南側 P A R 吸気口温度)	○	-	○				
静的触媒式水素再結合器 動作監視装置 (南側 P A R 排気口温度)	○	-	○				

表 5.4-2 設置許可基準規則第 58 条における計装設備と SPDS バックアップ対象パラメータの整理

Table with 4 columns: 主要設備, 設置可否, and two columns of SPDS parameters (1-32). Symbols like (○), (△), (●), (▲) indicate status.

- ※1: 「○」は各設置許可基準規則で設置要求のある計装設備
※2: 有効性評価の 3.3 及び 3.5 は 3.2 のシナリオに包絡
※3: 有効性評価の 3.4 は 3.1 のシナリオに包絡
※4: ●: SPDS 等伝送・表示対象, ▲: SPDS 等伝送・表示対象とする方針
※5: 使用済燃料貯蔵プール監視カメラは SPDS の伝送・表示対象とせず, 緊急時対策所に設置する専用の表示装置で監視

第 5.4-2 表 設置許可基準規則第 58 条における計装設備と SPDS バックアップ対象パラメータの整理 (1/2)

Table with 4 columns: 主要設備, 設置可否, and two columns of SPDS parameters (1-32). Symbols like (○), (△), (●), (▲) indicate status.

- ※1: 「○」は各設置許可基準規則で設置要求のある計装設備
※2: 有効性評価の 3.3 及び 3.5 は 3.2 のシナリオに包絡
※3: 有効性評価の 3.4 は 3.1 のシナリオに包絡
※4: ●: SPDS 等伝送・表示対象, ▲: SPDS 等伝送・表示対象とする方針
※5: 燃料プール監視カメラ (SA) は SPDS の伝送・表示対象とせず, 緊急時対策所に設置する専用の表示装置で監視

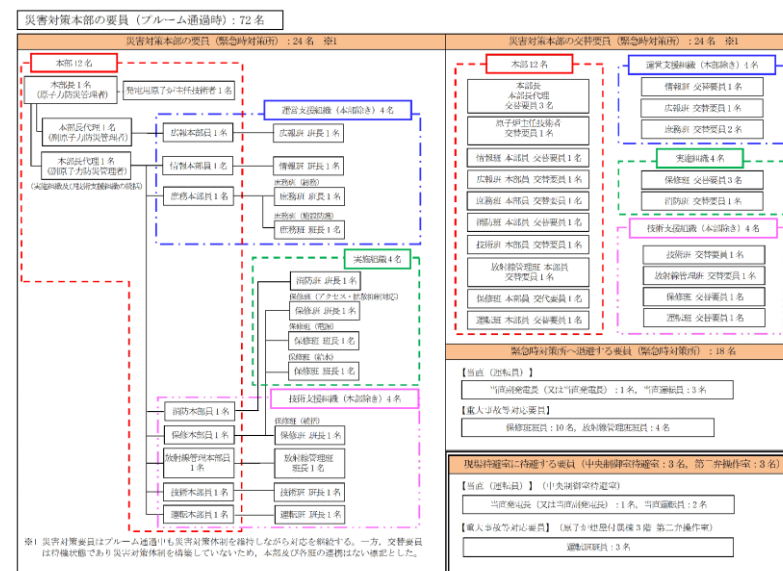
(2/2)

Table with 4 columns: 主要設備, 設置可否, and two columns of SPDS parameters (1-32). Symbols like (○), (△), (●), (▲) indicate status.

- ※1: 「○」は各設置許可基準規則で設置要求のある計装設備
※2: 有効性評価の 3.3 及び 3.5 は 3.2 のシナリオに包絡
※3: 有効性評価の 3.4 は 3.1 のシナリオに包絡
※4: ●: SPDS 等伝送・表示対象, ▲: SPDS 等伝送・表示対象とする方針
※5: 燃料プール監視カメラ (SA) は SPDS の伝送・表示対象とせず, 緊急時対策所に設置する専用の表示装置で監視

・設備の相違
【柏崎 6/7】
島根 2 号炉では SPDS パラメーター一覧表に有効性評価で事象進展の判断で用いるパラメータが網羅的に含まれていることを記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考							
<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p>	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <table border="1" data-bbox="961 268 1691 499"> <thead> <tr> <th>収容場所・収容可能人数</th> <th>収容する要員</th> <th>収容場所の対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部室 (約350m²)</td> <td rowspan="2">100名</td> <td rowspan="2">ブルーム通過時の希ガス対策(空気ポンペによる正圧維持)実施</td> </tr> <tr> <td>宿泊・休憩室 (約70m²)</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所(災害対策本部室及び宿泊・休憩室)のレイアウトを第5.5-1図に示す。</p> <div data-bbox="973 667 1673 1129" style="border: 1px solid black; height: 220px; width: 100%;"></div> <p>第5.5-1図 緊急時対策所のレイアウト (緊急時対策所建屋2階平面図)</p> <p>*今後の設計により変更になる場合あり</p> <p>ブルーム通過に伴い緊急時対策所にとどまる要員については、ブルーム通過中の被ばくを極力抑える観点から最小要員にて対応する及びブルーム通過中及び通過後に必要な業務に対応できるようにするとの考え方から、第5.5-2図に基づく要員数を確保する。</p>	収容場所・収容可能人数	収容する要員	収容場所の対策	災害対策本部室 (約350m ²)	100名	ブルーム通過時の希ガス対策(空気ポンペによる正圧維持)実施	宿泊・休憩室 (約70m ²)	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p>	<p>・3.1(2)に記載 【東海第二】</p> <p>・第2.1-1図に記載 【東海第二】</p>
収容場所・収容可能人数	収容する要員	収容場所の対策								
災害対策本部室 (約350m ²)	100名	ブルーム通過時の希ガス対策(空気ポンペによる正圧維持)実施								
宿泊・休憩室 (約70m ²)										



第 5.5-2 図 プルーム通過に伴い発電所内（緊急時対策所他）にとどまる要員

(1) 重大事故時に必要な指示を行う要員

プルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 52 名 (6 号及び 7 号炉対応要員) と 1~5 号炉対応要員 2 名をあわせた 54 名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 75 名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員 18 名を除く 57 名の合計 111 名を想定している。

プルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある最低必要な要員は、休憩・仮眠をとるための交替要員を考慮して、(1)重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 48 名と、(2)原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 18 名の合計の 66 名としている。

なお、この要員数を目安として、発電所災害対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員

プルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所災害対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。必要な要員数については第 5.5-1 表に示す。

(1) 重大事故時に必要な指示を行う要員

プルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩及び仮眠をとるための交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 46 名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 23 名のうち中央制御室待避室にとどまる運転員 5 名を除く 18 名の合計 64 名を想定している。

・第 3.1-3 図に記載【東海第二】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<table border="1" data-bbox="172 315 899 808"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長・統括他</td> <td>緊急時対策本部を指揮・統括する本部長，本部長を補佐する計画・情報統括，6号統括，7号統括，対外対応統括，総務統括，原子炉主任技術者2名，本部付2名，1～5号統括は，重大事故等において，指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。</td> <td>11名</td> <td rowspan="3">54名</td> </tr> <tr> <td>各班長・班員</td> <td>各班については，本部長からの指揮を受け，重大事故等に対処するため，最低限必要な要員を残して，緊急時対策所にとどまる。その際，各班長の業務を必要に応じその上司である統括が兼務する。</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記，本部長，各統括，原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については11名，班長，班員クラスの交替要員については16名を確保する。</td> <td>27名</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="184 976 860 1008">(2) 原子炉格納容器破損時に所外への拡散を抑制する要員</p> <p data-bbox="201 1060 920 1365">ブルーム通過後に実施する作業は，重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち，格納容器破損防止（雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破壊），水素燃焼）を参考とし，重大事故対応に加えて，放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。また，設備故障等の不測事態への対応を考慮する。交替要員については，順次，構外に待機している要員を当てる。</p>	要員	考え方	人数	合計	本部長・統括他	緊急時対策本部を指揮・統括する本部長，本部長を補佐する計画・情報統括，6号統括，7号統括，対外対応統括，総務統括，原子炉主任技術者2名，本部付2名，1～5号統括は，重大事故等において，指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	11名	54名	各班長・班員	各班については，本部長からの指揮を受け，重大事故等に対処するため，最低限必要な要員を残して，緊急時対策所にとどまる。その際，各班長の業務を必要に応じその上司である統括が兼務する。	16名	交替要員	上記，本部長，各統括，原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については11名，班長，班員クラスの交替要員については16名を確保する。	27名	<p data-bbox="943 210 1706 283">第 5.5-1 表 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <table border="1" data-bbox="958 304 1691 640"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電所災害対策 本部長他</td> <td>重大事故等に対処するための指揮を行うために必要な本部要員として，本部長，本部長代理，原子炉主任技術者がとどまる。</td> <td>4名</td> <td rowspan="3">48名</td> </tr> <tr> <td>各班本部長， 班長</td> <td>各作業班の要員については，本部長からの指揮を受け，重大事故等に対処するために，各本部長及び各班長がとどまる。</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記，本部長，本部長代理，原子炉主任技術者の交替要員4名及び各作業班の本部長，班長の交替要員20名を確保する。</td> <td>24名</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="958 840 1706 913">(注) 人数については，今後，訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</p> <p data-bbox="973 976 1706 1050">(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p data-bbox="994 1060 1706 1228">原子炉格納容器の破損等重大事故等に対して，ブルーム通過後に放射性物質の拡散を抑制するための継続的な対応措置を行うための必要な要員数を確保する。必要な要員数については第 5.5-2 表に示す。</p>	要員	考え方	人数	合計	発電所災害対策 本部長他	重大事故等に対処するための指揮を行うために必要な本部要員として，本部長，本部長代理，原子炉主任技術者がとどまる。	4名	48名	各班本部長， 班長	各作業班の要員については，本部長からの指揮を受け，重大事故等に対処するために，各本部長及び各班長がとどまる。	20名	交替要員	上記，本部長，本部長代理，原子炉主任技術者の交替要員4名及び各作業班の本部長，班長の交替要員20名を確保する。	24名	<table border="1" data-bbox="1751 315 2484 714"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長・統括</td> <td>緊急時対策本部を指揮・統括する本部長，本部員，技術統括，プラント監視統括，復旧統括，支援統括，情報統括，広報統括，原子炉主任技術者は，重大事故等において，指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。</td> <td>9名</td> <td rowspan="4">46名</td> </tr> <tr> <td>各班長・班員</td> <td>各班については，本部長からの指揮を受け，重大事故等に対処するため，最低限必要な要員を残して，緊急時対策所にとどまる。</td> <td>14名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記，本部長，各統括，原子炉主任技術者及び本部員の交替要員については9名，各班長，班員の交替要員については，14名を確保する。</td> <td>23名</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1765 976 2478 1008">(2) 原子炉格納容器破損等時に所外への拡散を抑制する要員</p> <p data-bbox="1780 1060 2507 1323">ブルーム通過後に実施する作業は，重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち，格納容器破損防止（雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破壊），水素燃焼）を参考とし，重大事故対応に加え，放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。交替要員については，順次，構外に待機している要員を当てる。</p>	要員	考え方	人数	合計	本部長・統括	緊急時対策本部を指揮・統括する本部長，本部員，技術統括，プラント監視統括，復旧統括，支援統括，情報統括，広報統括，原子炉主任技術者は，重大事故等において，指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	9名	46名	各班長・班員	各班については，本部長からの指揮を受け，重大事故等に対処するため，最低限必要な要員を残して，緊急時対策所にとどまる。	14名	交替要員	上記，本部長，各統括，原子炉主任技術者及び本部員の交替要員については9名，各班長，班員の交替要員については，14名を確保する。	23名	<p data-bbox="2537 1239 2745 1365">・運用の相違 【柏崎 6/7】 想定事象の相違</p>
要員	考え方	人数	合計																																										
本部長・統括他	緊急時対策本部を指揮・統括する本部長，本部長を補佐する計画・情報統括，6号統括，7号統括，対外対応統括，総務統括，原子炉主任技術者2名，本部付2名，1～5号統括は，重大事故等において，指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	11名	54名																																										
各班長・班員	各班については，本部長からの指揮を受け，重大事故等に対処するため，最低限必要な要員を残して，緊急時対策所にとどまる。その際，各班長の業務を必要に応じその上司である統括が兼務する。	16名																																											
交替要員	上記，本部長，各統括，原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については11名，班長，班員クラスの交替要員については16名を確保する。	27名																																											
要員	考え方	人数	合計																																										
発電所災害対策 本部長他	重大事故等に対処するための指揮を行うために必要な本部要員として，本部長，本部長代理，原子炉主任技術者がとどまる。	4名	48名																																										
各班本部長， 班長	各作業班の要員については，本部長からの指揮を受け，重大事故等に対処するために，各本部長及び各班長がとどまる。	20名																																											
交替要員	上記，本部長，本部長代理，原子炉主任技術者の交替要員4名及び各作業班の本部長，班長の交替要員20名を確保する。	24名																																											
要員	考え方	人数	合計																																										
本部長・統括	緊急時対策本部を指揮・統括する本部長，本部員，技術統括，プラント監視統括，復旧統括，支援統括，情報統括，広報統括，原子炉主任技術者は，重大事故等において，指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	9名	46名																																										
各班長・班員	各班については，本部長からの指揮を受け，重大事故等に対処するため，最低限必要な要員を残して，緊急時対策所にとどまる。	14名																																											
交替要員	上記，本部長，各統括，原子炉主任技術者及び本部員の交替要員については9名，各班長，班員の交替要員については，14名を確保する。	23名																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)					東海第二発電所 (2018.9.18版)					島根原子力発電所 2号炉				備考																																																																																																																											
<p>運転員(当直) プルーム通過時には、運転員については中央制御室待避室に待避する。</p> <p>復旧班要員 事故後の設備監視、給油作業等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>作業項目</th> <th>作業に必要な人数</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員(当直)</td> <td>プルーム通過時には、運転員については中央制御室待避室に待避する。</td> <td>—</td> <td>18名</td> <td>18名</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">復旧班要員</td> <td>6号及び7号炉ガスタービン発電機の運転監視</td> <td>2名/ (6号及び7号炉)</td> <td>2名</td> <td rowspan="7">32名</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への注水監視</td> <td>2名/ (6号及び7号炉)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>燃料補給(燃料タンクからタンクローリへの軽油移し替え、可搬型代替注水ポンプへの燃料補給)</td> <td>4名/ (6号及び7号炉)</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開)</td> <td>4名/ (6号及び7号炉)</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力逃がし装置対応 フィルタ装置排水ポンプ水張り</td> <td>2名/ (6号及び7号炉) ※2</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置の排水</td> <td>4名/ (6号及び7号炉) ※2</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置への薬液注入</td> <td>12名/ (6号及び7号炉)</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置の排水ラインの窒素パージ</td> <td>4名/ (6号及び7号炉)</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設備故障等の不測事態への対応</td> <td>可搬型代替注水ポンプの予備機への交換(1台故障を想定)</td> <td>3名/台</td> <td>3名</td> <td rowspan="3">22名</td> </tr> <tr> <td>代替原子炉補機冷却系の予備機への交換(1台故障を想定)</td> <td>13名/台</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機等の電源復旧(1基故障を想定)</td> <td>6名/基</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>保安班要員</td> <td>作業現場の放射線モニタリング</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>					要員	作業項目	作業に必要な人数	人数	合計	運転員(当直)	プルーム通過時には、運転員については中央制御室待避室に待避する。	—	18名	18名	復旧班要員	6号及び7号炉ガスタービン発電機の運転監視	2名/ (6号及び7号炉)	2名	32名	可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への注水監視	2名/ (6号及び7号炉)	2名	燃料補給(燃料タンクからタンクローリへの軽油移し替え、可搬型代替注水ポンプへの燃料補給)	4名/ (6号及び7号炉)	4名	放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開)	4名/ (6号及び7号炉)	4名	格納容器圧力逃がし装置対応 フィルタ装置排水ポンプ水張り	2名/ (6号及び7号炉) ※2	2名	フィルタ装置の排水	4名/ (6号及び7号炉) ※2	2名	フィルタ装置への薬液注入	12名/ (6号及び7号炉)	12名	フィルタ装置の排水ラインの窒素パージ	4名/ (6号及び7号炉)	4名	設備故障等の不測事態への対応	可搬型代替注水ポンプの予備機への交換(1台故障を想定)	3名/台	3名	22名	代替原子炉補機冷却系の予備機への交換(1台故障を想定)	13名/台	13名	ガスタービン発電機等の電源復旧(1基故障を想定)	6名/基	6名	保安班要員	作業現場の放射線モニタリング	3名	3名	3名	<p>第5.5-2表 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員(緊急時対策所及び現場待避室に退避する要員)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対応班</th> <th rowspan="2">対応</th> <th rowspan="2">対応内容及び必要な要員</th> <th colspan="2">人数</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>待避室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員(当直運転員)</td> <td>運転状態の監視</td> <td>プルームの通過に伴い、3名が中央制御室の待避室へ、4名が緊急時対策所に退避</td> <td>4名</td> <td>3名</td> <td rowspan="7">24名</td> </tr> <tr> <td>運転班要員</td> <td>格納容器ベント対応</td> <td>格納容器ベントの弁操作に関する現場対応として、第二弁操作室(付風機3階)に待避</td> <td>—</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>庶務班要員</td> <td>災害対策本部の運営</td> <td>要員・資機材の調達、所内警備、退避誘導</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保修班要員</td> <td>放射性物質の拡散抑制対応</td> <td>・可搬型代替注水大型ポンプ車(放水用)のポンプ操作・監視(2名) ・放水砲設備の操作、管理(2名)</td> <td>4名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源確保・注水</td> <td>ハイドロポンプ車による使用済燃料プールへの水の補給操作、水源確保</td> <td>2名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料の給油</td> <td>ポンプ車、電源車等の可搬型設備への燃料給油(タンクローリーの運転操作)</td> <td>2名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班要員</td> <td>モニタリング</td> <td>電源車の運転操作・監視</td> <td>2名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>18名</td> <td>6名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					対応班	対応	対応内容及び必要な要員	人数		合計	緊急時対策所	待避室	運転員(当直運転員)	運転状態の監視	プルームの通過に伴い、3名が中央制御室の待避室へ、4名が緊急時対策所に退避	4名	3名	24名	運転班要員	格納容器ベント対応	格納容器ベントの弁操作に関する現場対応として、第二弁操作室(付風機3階)に待避	—	3名	庶務班要員	災害対策本部の運営	要員・資機材の調達、所内警備、退避誘導	—	—	保修班要員	放射性物質の拡散抑制対応	・可搬型代替注水大型ポンプ車(放水用)のポンプ操作・監視(2名) ・放水砲設備の操作、管理(2名)	4名	—	水源確保・注水	ハイドロポンプ車による使用済燃料プールへの水の補給操作、水源確保	2名	—	燃料の給油	ポンプ車、電源車等の可搬型設備への燃料給油(タンクローリーの運転操作)	2名	—	放射線管理班要員	モニタリング	電源車の運転操作・監視	2名	—	合計			18名	6名		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>作業項目</th> <th>作業に必要な人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員(当直)</td> <td>ベント成功時は、中央制御室待避室に5名※1の要員がとどまり、4名※2の要員は緊急時対策所に待避する。なお、中央制御室待避室が使用できない場合、5名の運転員も緊急時対策所に待避する。 ※1 当直長1名、2号当直副長1名、2号当直主任又は2号運転士1名、2号補助運転士2名 ※2 2号当直主任又は2号運転士1名、2号補助運転士1名、1号当直主任1名、1号補助運転士1名</td> <td>9名</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">復旧班要員</td> <td>事故後の設備操作、補給作業等</td> <td>放射性物質の拡散を抑制するために必要な放水砲の放水再開、大型送水ポンプ車の運転操作</td> <td>4名</td> <td rowspan="3">12名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料タンクからタンクローリへの軽油抜き取り、大量送水車等への燃料補給(交替要員含む。)</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大量送水車等による低圧原子炉代替注水槽への給水</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班要員</td> <td>作業現場モニタリング</td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table>				要員	作業項目	作業に必要な人数	合計	運転員(当直)	ベント成功時は、中央制御室待避室に5名※1の要員がとどまり、4名※2の要員は緊急時対策所に待避する。なお、中央制御室待避室が使用できない場合、5名の運転員も緊急時対策所に待避する。 ※1 当直長1名、2号当直副長1名、2号当直主任又は2号運転士1名、2号補助運転士2名 ※2 2号当直主任又は2号運転士1名、2号補助運転士1名、1号当直主任1名、1号補助運転士1名	9名	9名	復旧班要員	事故後の設備操作、補給作業等	放射性物質の拡散を抑制するために必要な放水砲の放水再開、大型送水ポンプ車の運転操作	4名	12名		燃料タンクからタンクローリへの軽油抜き取り、大量送水車等への燃料補給(交替要員含む。)	6名		大量送水車等による低圧原子炉代替注水槽への給水	2名	放射線管理班要員	作業現場モニタリング	2名	2名	備考
					要員	作業項目	作業に必要な人数	人数	合計																																																																																																																																
運転員(当直)	プルーム通過時には、運転員については中央制御室待避室に待避する。	—	18名	18名																																																																																																																																					
復旧班要員	6号及び7号炉ガスタービン発電機の運転監視	2名/ (6号及び7号炉)	2名	32名																																																																																																																																					
	可搬型代替注水ポンプによる復水貯蔵槽への注水監視	2名/ (6号及び7号炉)	2名																																																																																																																																						
	燃料補給(燃料タンクからタンクローリへの軽油移し替え、可搬型代替注水ポンプへの燃料補給)	4名/ (6号及び7号炉)	4名																																																																																																																																						
	放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開)	4名/ (6号及び7号炉)	4名																																																																																																																																						
	格納容器圧力逃がし装置対応 フィルタ装置排水ポンプ水張り	2名/ (6号及び7号炉) ※2	2名																																																																																																																																						
	フィルタ装置の排水	4名/ (6号及び7号炉) ※2	2名																																																																																																																																						
	フィルタ装置への薬液注入	12名/ (6号及び7号炉)	12名																																																																																																																																						
フィルタ装置の排水ラインの窒素パージ	4名/ (6号及び7号炉)	4名																																																																																																																																							
設備故障等の不測事態への対応	可搬型代替注水ポンプの予備機への交換(1台故障を想定)	3名/台	3名	22名																																																																																																																																					
	代替原子炉補機冷却系の予備機への交換(1台故障を想定)	13名/台	13名																																																																																																																																						
	ガスタービン発電機等の電源復旧(1基故障を想定)	6名/基	6名																																																																																																																																						
保安班要員	作業現場の放射線モニタリング	3名	3名	3名																																																																																																																																					
対応班	対応	対応内容及び必要な要員	人数		合計																																																																																																																																				
			緊急時対策所	待避室																																																																																																																																					
運転員(当直運転員)	運転状態の監視	プルームの通過に伴い、3名が中央制御室の待避室へ、4名が緊急時対策所に退避	4名	3名	24名																																																																																																																																				
運転班要員	格納容器ベント対応	格納容器ベントの弁操作に関する現場対応として、第二弁操作室(付風機3階)に待避	—	3名																																																																																																																																					
庶務班要員	災害対策本部の運営	要員・資機材の調達、所内警備、退避誘導	—	—																																																																																																																																					
保修班要員	放射性物質の拡散抑制対応	・可搬型代替注水大型ポンプ車(放水用)のポンプ操作・監視(2名) ・放水砲設備の操作、管理(2名)	4名	—																																																																																																																																					
	水源確保・注水	ハイドロポンプ車による使用済燃料プールへの水の補給操作、水源確保	2名	—																																																																																																																																					
	燃料の給油	ポンプ車、電源車等の可搬型設備への燃料給油(タンクローリーの運転操作)	2名	—																																																																																																																																					
放射線管理班要員	モニタリング	電源車の運転操作・監視	2名	—																																																																																																																																					
合計			18名	6名																																																																																																																																					
要員	作業項目	作業に必要な人数	合計																																																																																																																																						
運転員(当直)	ベント成功時は、中央制御室待避室に5名※1の要員がとどまり、4名※2の要員は緊急時対策所に待避する。なお、中央制御室待避室が使用できない場合、5名の運転員も緊急時対策所に待避する。 ※1 当直長1名、2号当直副長1名、2号当直主任又は2号運転士1名、2号補助運転士2名 ※2 2号当直主任又は2号運転士1名、2号補助運転士1名、1号当直主任1名、1号補助運転士1名	9名	9名																																																																																																																																						
復旧班要員	事故後の設備操作、補給作業等	放射性物質の拡散を抑制するために必要な放水砲の放水再開、大型送水ポンプ車の運転操作	4名	12名																																																																																																																																					
		燃料タンクからタンクローリへの軽油抜き取り、大量送水車等への燃料補給(交替要員含む。)	6名																																																																																																																																						
		大量送水車等による低圧原子炉代替注水槽への給水	2名																																																																																																																																						
放射線管理班要員	作業現場モニタリング	2名	2名																																																																																																																																						
<p>※1 要員数については、今後の訓練等の結果より人数を見直す可能性がある。</p> <p>※2 <u>フィルタ装置排水ポンプ水張り(作業A)は格納容器ベント実施前の作業で、フィルタ装置の排水(作業B)は格納容器ベント実施後の作業であるため、各号炉単位で同時に発生することがない。</u> <u>加えてこれら二つの作業は作業時間帯に十分な間隔があるため、作業A完了後に作業Bを実施することとし、作業Aと作業B合計で対策本部内に4名の現場要員を確保するものとした。</u></p> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>					<p>重大事故等に対して柔軟に対応できるよう、整備した設備等の手順書を制定し、<u>訓練実施することにより必要な力量を習得・維持する。</u> <u>(注) 人数については、今後、訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</u></p>					<p>※ 要員数については、今後の訓練等の結果より人数を見直す可能性がある。</p> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。<u>訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</u></p>				備考																																																																																																																											
<p>・運用の相違 【柏崎6/7、東海第二】 島根2号炉では、フィルタベント関連の操作については、プルーム通過中に実施すべき操作はなく、また、プルーム通過後に実施する排水や窒素注入作業については、事象発生7日後以降の作業となる</p>														備考																																																																																																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.6 <u>原子力警戒態勢，緊急時態勢</u>について</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画では，原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に，事故原因の除去，原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止<u>その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため，次表に定める原子力災害の情勢に応じて態勢を区分している。</u></p>	<p>5.6 <u>原子力警戒体制，緊急時体制</u>について</p> <p>原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に，事故原因の除去，原子力災害の拡大の防止，<u>その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため，第5.6-1表に定める異常・緊急時の情勢に応じて防災体制を区分する。</u></p>	<p>5.6 <u>緊急時警戒体制，緊急時非常体制，緊急時特別非常体制</u>について</p> <p>島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画では，原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に，事故原因の除去，原子力災害（<u>原子力災害が生ずる蓋然性を含む。</u>）の拡大の防止<u>その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため，第5.6-1表に定める原子力災害等の状況に応じて緊急時体制を区分している。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																															
<p align="center">表 5.6-1 態勢の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生事象の情勢</th> <th>態勢の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表 2-1 の事象が発生したときから、第 1 次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表 2-2 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間</td> <td>原子力警戒態勢</td> </tr> <tr> <td>別表 2-2 の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行ったとき、若しくは新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたときから、第 2 次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表 2-2 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第 1 次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたときまでの間</td> <td>第 1 次緊急時態勢</td> </tr> <tr> <td>別表 2-3 の事象が発生し、その旨を関係箇所へ報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、さらに新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき、かつ別表 2-2 及び別表 2-3 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間</td> <td>第 2 次緊急時態勢</td> </tr> </tbody> </table>	発生事象の情勢	態勢の区分	別表 2-1 の事象が発生したときから、第 1 次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表 2-2 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間	原子力警戒態勢	別表 2-2 の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行ったとき、若しくは新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたときから、第 2 次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表 2-2 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第 1 次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたときまでの間	第 1 次緊急時態勢	別表 2-3 の事象が発生し、その旨を関係箇所へ報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、さらに新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき、かつ別表 2-2 及び別表 2-3 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第 2 次緊急時態勢	<p align="center">第 5.6-1 表 防災体制の区分と緊急時活動レベル (EAL) (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制</th> <th>緊急事態の区分</th> <th>異常・緊急時の情勢</th> <th>施設の状態</th> <th>事象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td>警戒事態</td> <td>○原子力防災管理者 (所長) が、警戒事象 (右の事象の種類参照) の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき。 ○原子力規制委員会より、警戒事態とする旨の連絡があったとき。</td> <td>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又は、そのおそれがある状態が発生</td> <td>(AL11) 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL21) 原子炉冷却材の漏えい (AL22) 原子炉給水機能の喪失 (AL23) 原子炉除熱機能の一部喪失 (AL25) 全交流電源喪失のおそれ (AL29) 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL42) 2 つの隔壁の喪失または喪失可能性 (AL51) 原子炉制御室の機能喪失のおそれ</td> </tr> <tr> <td>非常事態</td> <td>施設敷地緊急事態 (原災法第 10 条事象)</td> <td>○原子力防災管理者 (所長) が、物象事象 (右の事象の種類参照) の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき。</td> <td>原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が発生</td> <td>(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE02) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE03) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (SE06) 施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ (SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE22) 原子炉注水機能喪失のおそれ (SE23) 残留熱除去機能の喪失 (SE25) 全交流電源の 30 分以上喪失 (SE27) 直流電源の部分喪失</td> </tr> </tbody> </table>	防災体制	緊急事態の区分	異常・緊急時の情勢	施設の状態	事象の種類	警戒事態	警戒事態	○原子力防災管理者 (所長) が、警戒事象 (右の事象の種類参照) の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき。 ○原子力規制委員会より、警戒事態とする旨の連絡があったとき。	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又は、そのおそれがある状態が発生	(AL11) 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL21) 原子炉冷却材の漏えい (AL22) 原子炉給水機能の喪失 (AL23) 原子炉除熱機能の一部喪失 (AL25) 全交流電源喪失のおそれ (AL29) 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL42) 2 つの隔壁の喪失または喪失可能性 (AL51) 原子炉制御室の機能喪失のおそれ	非常事態	施設敷地緊急事態 (原災法第 10 条事象)	○原子力防災管理者 (所長) が、物象事象 (右の事象の種類参照) の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき。	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が発生	(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE02) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE03) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (SE06) 施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ (SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE22) 原子炉注水機能喪失のおそれ (SE23) 残留熱除去機能の喪失 (SE25) 全交流電源の 30 分以上喪失 (SE27) 直流電源の部分喪失	<p align="center">第 5.6-1 表 緊急時体制の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子力災害等の状況</th> <th>緊急時体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電所敷地境界付近において 1 時間当たり 0.22 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、あるいは原子力防災管理者が別表 1 に示す指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準 (以下、「警戒事態の基準」という。) に該当する事象の発生を確認したときから、別表 1 に示す原災法第 10 条第 1 項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準 (以下、「原災法第 10 条第 1 項等の基準」という。) に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要が無くなったときまでの間</td> <td>緊急時警戒体制 (警戒事態)</td> </tr> <tr> <td>別表 1 に示す原災法第 10 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報 (原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等) を行ったときから、別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準 (以下、「原災法第 15 条第 1 項等の基準」という。) に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要が無くなったときまでの間</td> <td>緊急時非常体制 (施設敷地緊急事態)</td> </tr> <tr> <td>別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告 (原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量が 2 地点以上において検出されたとき又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出されたとき等) するとき、又は内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間</td> <td>緊急時特別非常体制 (全面緊急事態)</td> </tr> </tbody> </table>	原子力災害等の状況	緊急時体制の区分	原子力発電所敷地境界付近において 1 時間当たり 0.22 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、あるいは原子力防災管理者が別表 1 に示す指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準 (以下、「警戒事態の基準」という。) に該当する事象の発生を確認したときから、別表 1 に示す原災法第 10 条第 1 項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準 (以下、「原災法第 10 条第 1 項等の基準」という。) に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要が無くなったときまでの間	緊急時警戒体制 (警戒事態)	別表 1 に示す原災法第 10 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報 (原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等) を行ったときから、別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準 (以下、「原災法第 15 条第 1 項等の基準」という。) に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要が無くなったときまでの間	緊急時非常体制 (施設敷地緊急事態)	別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告 (原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量が 2 地点以上において検出されたとき又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出されたとき等) するとき、又は内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	緊急時特別非常体制 (全面緊急事態)	<p align="center">備考</p>
発生事象の情勢	態勢の区分																																	
別表 2-1 の事象が発生したときから、第 1 次緊急時態勢が発令されるまでの間、又は別表 2-2 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し原子力警戒態勢を取る必要が無くなったときまでの間	原子力警戒態勢																																	
別表 2-2 の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報を行ったとき、若しくは新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を設置した旨の連絡を受けたときから、第 2 次緊急時態勢を発令するまでの間、又は別表 2-2 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し第 1 次緊急時態勢を取る必要が無くなったとき、かつ新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたときまでの間	第 1 次緊急時態勢																																	
別表 2-3 の事象が発生し、その旨を関係箇所へ報告したとき、又は内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたときから、内閣総理大臣による原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われ、さらに新潟県地域防災計画等に基づく災害対策本部を廃止した旨の連絡を受けたとき、かつ別表 2-2 及び別表 2-3 の事象に該当しない状態となり、事象が収束し緊急時態勢を取る必要が無くなったときまでの間	第 2 次緊急時態勢																																	
防災体制	緊急事態の区分	異常・緊急時の情勢	施設の状態	事象の種類																														
警戒事態	警戒事態	○原子力防災管理者 (所長) が、警戒事象 (右の事象の種類参照) の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき。 ○原子力規制委員会より、警戒事態とする旨の連絡があったとき。	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又は、そのおそれがある状態が発生	(AL11) 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL21) 原子炉冷却材の漏えい (AL22) 原子炉給水機能の喪失 (AL23) 原子炉除熱機能の一部喪失 (AL25) 全交流電源喪失のおそれ (AL29) 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL42) 2 つの隔壁の喪失または喪失可能性 (AL51) 原子炉制御室の機能喪失のおそれ																														
非常事態	施設敷地緊急事態 (原災法第 10 条事象)	○原子力防災管理者 (所長) が、物象事象 (右の事象の種類参照) の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき。	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が発生	(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE02) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE03) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (SE06) 施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ (SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE22) 原子炉注水機能喪失のおそれ (SE23) 残留熱除去機能の喪失 (SE25) 全交流電源の 30 分以上喪失 (SE27) 直流電源の部分喪失																														
原子力災害等の状況	緊急時体制の区分																																	
原子力発電所敷地境界付近において 1 時間当たり 0.22 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、あるいは原子力防災管理者が別表 1 に示す指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準 (以下、「警戒事態の基準」という。) に該当する事象の発生を確認したときから、別表 1 に示す原災法第 10 条第 1 項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準 (以下、「原災法第 10 条第 1 項等の基準」という。) に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ通報するまでの間、又は事象が収束し、緊急時警戒体制を取る必要が無くなったときまでの間	緊急時警戒体制 (警戒事態)																																	
別表 1 に示す原災法第 10 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報 (原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されたとき等) を行ったときから、別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準 (以下、「原災法第 15 条第 1 項等の基準」という。) に該当する事象が発生し、その旨を関係各所へ報告するときまでの間、あるいは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときまでの間、又は事象が収束し緊急時非常体制を取る必要が無くなったときまでの間	緊急時非常体制 (施設敷地緊急事態)																																	
別表 1 に示す原災法第 15 条第 1 項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告 (原子力発電所敷地境界付近において、1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量が 2 地点以上において検出されたとき又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出されたとき等) するとき、又は内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	緊急時特別非常体制 (全面緊急事態)																																	
<p>(注) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、<u>発電所対策本部長の判断により緊急時態勢を継続することができる。</u> (柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 29 年 3 月より抜粋)</p>	<p align="center">第 5.6-1 表 防災体制の区分と緊急時活動レベル (EAL) (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制</th> <th>緊急事態の区分</th> <th>異常・緊急時の情勢</th> <th>施設の状態</th> <th>事象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常事態</td> <td>全面緊急事態 (原災法第 15 条事象)</td> <td>○原子力防災管理者 (所長) が、原災法第 15 条第 1 項に該当する事象 (右の事象の種類参照) の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき、若しくは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。</td> <td>原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生</td> <td>(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE02) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE03) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE06) 施設内 (原子炉外) での臨界事故 (GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE22) 原子炉注水機能の喪失 (GE23) 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</td> </tr> </tbody> </table> <p>※EAL : Emergency Action Level AL : Alert SE : Site area Emergency GE : General Emergency</p>	防災体制	緊急事態の区分	異常・緊急時の情勢	施設の状態	事象の種類	非常事態	全面緊急事態 (原災法第 15 条事象)	○原子力防災管理者 (所長) が、原災法第 15 条第 1 項に該当する事象 (右の事象の種類参照) の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき、若しくは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生	(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE02) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE03) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE06) 施設内 (原子炉外) での臨界事故 (GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE22) 原子炉注水機能の喪失 (GE23) 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	<p>(注 1) 緊急時体制の区分欄の () 内は、指針で規定される名称。 (注 2) 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害等の状況に満たない場合でも、必要と認めるときは緊急時体制を発令することができる。また、原子力防災管理者は、原災法第 15 条第 4 項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。 (島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 令和 2 年 8 月より抜粋)</p>																						
防災体制	緊急事態の区分	異常・緊急時の情勢	施設の状態	事象の種類																														
非常事態	全面緊急事態 (原災法第 15 条事象)	○原子力防災管理者 (所長) が、原災法第 15 条第 1 項に該当する事象 (右の事象の種類参照) の発生について連絡を受け、又は自ら発見したとき、若しくは内閣総理大臣が原災法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生	(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE02) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE03) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE06) 施設内 (原子炉外) での臨界事故 (GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE22) 原子炉注水機能の喪失 (GE23) 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失																														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																														
<p>表 5.6-2 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準</p> <p>(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画平成 29 年 3 月 別表 2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準を抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="166 436 905 1444"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>警戒事態を判断する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>②AL21 原子炉冷却材の漏えい</td> <td>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td> </tr> <tr> <td>③AL22 原子炉給水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>④AL23 原子炉除熱機能の一部喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤AL25 全交流電源喪失のおそれ</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>⑩AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</td> <td>重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第 2 条第 2 項第 8 号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>⑫ 地震</td> <td>当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>⑬ 津波</td> <td>当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 外部事象</td> <td>当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	警戒事態を判断する基準	①AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	②AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	③AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	④AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	⑤AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。	⑥AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	⑦AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	⑧AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	⑨AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	⑩AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑪AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第 2 条第 2 項第 8 号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	⑫ 地震	当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。	⑬ 津波	当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。	⑭ 外部事象	当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。		<p>第 5.6-2 表 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準(1/2)</p> <p>(島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和 2 年 8 月 別表 1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1745 445 2484 1260"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>②AL21 原子炉冷却材の漏えい</td> <td>原子炉の運転中に保安規定(炉規法第 43 条の 3 の 24 に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> </tr> <tr> <td>③AL22 原子炉給水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>④AL23 原子炉除熱機能の一部喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ</td> <td>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	①AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	②AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定(炉規法第 43 条の 3 の 24 に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	③AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	④AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	⑤AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。	⑥AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	⑦AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	
略称	警戒事態を判断する基準																																																
①AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																																
②AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																																																
③AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																																
④AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																
⑤AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。																																																
⑥AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																																
⑦AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																
⑧AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。																																																
⑨AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																
⑩AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																
⑪AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第 2 条第 2 項第 8 号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。																																																
⑫ 地震	当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。																																																
⑬ 津波	当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。																																																
⑭ 外部事象	当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。																																																
略称	通報・連絡基準																																																
①AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。																																																
②AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定(炉規法第 43 条の 3 の 24 に規定する保安規定をいう。以下同じ。)で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。																																																
③AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																																
④AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																
⑤AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 15 分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。																																																
⑥AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																																
⑦AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
		<p style="text-align: center;">第5.6-2表 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準(2/2) (島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和2年8月別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">略称</th> <th>通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑧AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉)</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ</td> <td>燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>⑪AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑫AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</td> <td>重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">外的な事象による原子力施設への影響</td> <td>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</td> </tr> <tr> <td>オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td>当該原子炉施設において新規規制で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	⑧AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉)	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	⑨AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失すること。	⑩AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	⑪AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑫AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。	外的な事象による原子力施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	当該原子炉施設において新規規制で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。			その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
略称	通報・連絡基準																						
⑧AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (旧基準炉)	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。																						
⑨AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失すること。																						
⑩AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																						
⑪AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																						
⑫AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。																						
外的な事象による原子力施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。																						
	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。																						
	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。																						
	当該原子炉施設において新規規制で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。																						
		その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																					

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
<p>表 5. 6-3 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を判断する基準 (1/3)</p> <p>(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 29 年 3 月 別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準を抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="172 430 902 1136"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 (b)当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき。</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 (b)当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき。	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。		<p>第 5. 6-3 表 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を判断する基準(1/4)</p> <p>(島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和 2 年 8 月 別表 1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1745 430 2493 1318"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>1. モニタリングポストの1つにおいて、5μSv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出や全排気筒モニタ、原子炉又は燃料プール周りのエリアモニタに異常が認められない場合は除く)。 2. 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5μSv/hを下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1μSv/h以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5μSv/h以上となった場合。</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	1. モニタリングポストの1つにおいて、5 μ Sv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出や全排気筒モニタ、原子炉又は燃料プール周りのエリアモニタに異常が認められない場合は除く)。 2. 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μ Sv/hを下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 μ Sv/h以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μ Sv/h以上となった場合。	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	
略称	法令																						
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 μ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 (b)当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 μ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 μ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 μ Sv/h以上のものとなっているとき。																						
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																						
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																						
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量の水準が10分間以上継続して検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																						
略称	通報・連絡基準																						
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	1. モニタリングポストの1つにおいて、5 μ Sv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出や全排気筒モニタ、原子炉又は燃料プール周りのエリアモニタに異常が認められない場合は除く)。 2. 全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μ Sv/hを下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 μ Sv/h以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μ Sv/h以上となった場合。																						
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。																						
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。																						
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。																						

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
<p>表 5.6-3 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を判断する基準 (2/3)</p> <p>(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 29 年 3 月 別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準を抜粋)</p>		<p>第 5.6-3 表 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を判断する基準 (2/4)</p> <p>(島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和 2 年 8 月 別表 1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 436 338 464">略称</th> <th data-bbox="338 436 902 464">法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 464 338 892">⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td data-bbox="338 464 902 892">当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 (a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 (b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 (c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 892 338 982">⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td data-bbox="338 892 902 982">原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質等の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 982 338 1066">⑦SE21 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動</td> <td data-bbox="338 982 902 1066">原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1066 338 1150">⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td data-bbox="338 1066 902 1150">原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1150 338 1213">⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td data-bbox="338 1150 902 1213">原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1213 338 1270">⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失</td> <td data-bbox="338 1213 902 1270">全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 (a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 (b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 (c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質等の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にあること。	⑦SE21 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。	⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1745 436 1911 464">略称</th> <th data-bbox="1911 436 2496 464">通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1745 464 1911 751">⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td data-bbox="1911 464 2496 751">管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50μSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 751 1911 863">⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td data-bbox="1911 751 2496 863">原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にある場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 863 1911 1031">⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td data-bbox="1911 863 2496 1031">原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 1031 1911 1115">⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td data-bbox="1911 1031 2496 1115">原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 1115 1911 1199">⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td data-bbox="1911 1115 2496 1199">原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 1199 1911 1270">⑩SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失</td> <td data-bbox="1911 1199 2496 1270">全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にある場合。	⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	⑩SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。
略称	法令																												
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が5 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 (a) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 (b) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 (c) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																												
⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質等の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にあること。																												
⑦SE21 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。																												
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。																												
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。																												
⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																												
略称	通報・連絡基準																												
⑤SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μ Sv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準以上の放射性物質)が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。																												
⑥SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生蓋然性が高い状態にある場合。																												
⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備(以下「非常用炉心冷却装置等」という。)のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。																												
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。																												
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。																												
⑩SE25 非常用交流高圧母線の30分以上喪失	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。																												

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																								
<p>表 5.6-3 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を判断する基準 (3/3)</p> <p>(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 29 年 3 月 別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準を抜粋)</p>		<p>第 5.6-3 表 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を判断する基準(3/4)</p> <p>(島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和 2 年 8 月 別表 1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑪SE27 直流電源の部分喪失</td> <td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑫SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑬SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑭SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td> </tr> <tr> <td>⑮SE42 燃料被覆管の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑯SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>原子炉の炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>⑰SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑱SE52 所内外通信連絡機能のすべての喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑲SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</td> <td>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑳SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>㉑XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</td> </tr> <tr> <td>㉒XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	⑪SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。	⑫SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。	⑬SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	⑭SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	⑮SE42 燃料被覆管の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	⑯SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	⑰SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	⑱SE52 所内外通信連絡機能のすべての喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	⑲SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	⑳SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	㉑XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。	㉒XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑪SE27 直流電源の部分喪失</td> <td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑫SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑬SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑭SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2メートルの水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑮SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td> </tr> <tr> <td>⑯SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</td> <td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑰SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	⑪SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。	⑫SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	⑬SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	⑭SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2メートルの水位まで低下すること。	⑮SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	⑯SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	⑰SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
略称	法令																																										
⑪SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。																																										
⑫SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。																																										
⑬SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																										
⑭SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。																																										
⑮SE42 燃料被覆管の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。																																										
⑯SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。																																										
⑰SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																																										
⑱SE52 所内外通信連絡機能のすべての喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																																										
⑲SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																																										
⑳SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																																										
㉑XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。																																										
㉒XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																										
略称	通報・連絡基準																																										
⑪SE27 直流電源の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。																																										
⑫SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。																																										
⑬SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																										
⑭SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2メートルの水位まで低下すること。																																										
⑮SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。																																										
⑯SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。																																										
⑰SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。																																										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
		<p>第 5.6-3 表 原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態を判断する基準(4/4) (島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和 2 年 8 月 別表 1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1745 390 2496 1136"> <thead> <tr> <th data-bbox="1745 390 1923 422">略称</th> <th data-bbox="1923 390 2496 422">通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1745 422 1923 562">⑱SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td data-bbox="1923 422 2496 562">原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 562 1923 646">⑲SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</td> <td data-bbox="1923 562 2496 646">原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 646 1923 730">⑳SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</td> <td data-bbox="1923 646 2496 730">火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 730 1923 877">㉑SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td> <td data-bbox="1923 730 2496 877">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 877 1923 1052">㉒XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇</td> <td data-bbox="1923 877 2496 1052">火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 1052 1923 1136">㉓XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</td> <td data-bbox="1923 1052 2496 1136">火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	⑱SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	⑲SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	⑳SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	㉑SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	㉒XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	㉓XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。	
略称	通報・連絡基準																
⑱SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																
⑲SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																
⑳SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																
㉑SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																
㉒XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた場所において、100 μ Sv/h 以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。																
㉓XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
<p>表 5.6-4 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を判断する基準 (1/3)</p> <p>(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 29 年 3 月 別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準を抜粋)</p>		<p>第 5.6-4 表 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を判断する基準 (1/4)</p> <p>(島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和 2 年 8 月 別表 1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 445 338 466">略称</th> <th data-bbox="338 445 902 466">法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 466 338 840">①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td data-bbox="338 466 902 840">(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上(これらの放射線量が2地点以上において検出された場合又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 (b)当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 840 338 928">②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td data-bbox="338 840 902 928">当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 928 338 1016">③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td data-bbox="338 928 902 1016">当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1016 338 1163">④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td data-bbox="338 1016 902 1163">当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上(これらの放射線量が2地点以上において検出された場合又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 (b)当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1745 445 1911 466">略称</th> <th data-bbox="1911 445 2499 466">通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1745 466 1911 579">①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td data-bbox="1911 466 2499 579">モニタリングポストの1つにおいて、5μSv/h以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5μSv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出は除く)。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 579 1911 722">②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td data-bbox="1911 579 2499 722">発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 722 1911 865">③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td data-bbox="1911 722 2499 865">発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 865 1911 1163">④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> <td data-bbox="1911 865 2499 1163">管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	モニタリングポストの1つにおいて、5μSv/h以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5μSv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出は除く)。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。	④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	
略称	法令																						
①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間(2分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5μSv/h以上(これらの放射線量が2地点以上において検出された場合又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 (a)排気筒及び指定エリアモニタに示す測定設備により検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 (b)当該数値が落雷の時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5μSv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1μSv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5μSv/h以上のものとなっているとき。																						
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																						
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																						
④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として5mSv/hが検出されたこと、又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																						
略称	通報・連絡基準																						
①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	モニタリングポストの1つにおいて、5μSv/h以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5μSv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合(ただし、落雷時の検出は除く)。																						
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。																						
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第5条で定められた基準以上の放射性物質)が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。																						
④GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。																						

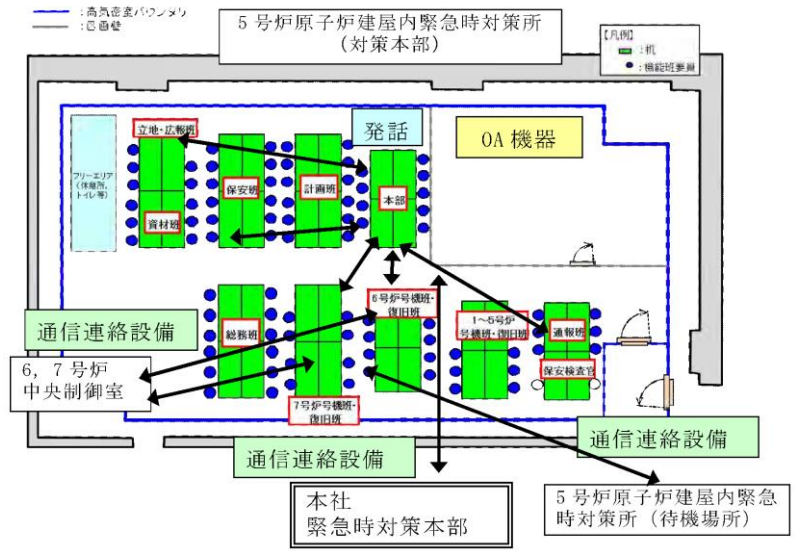
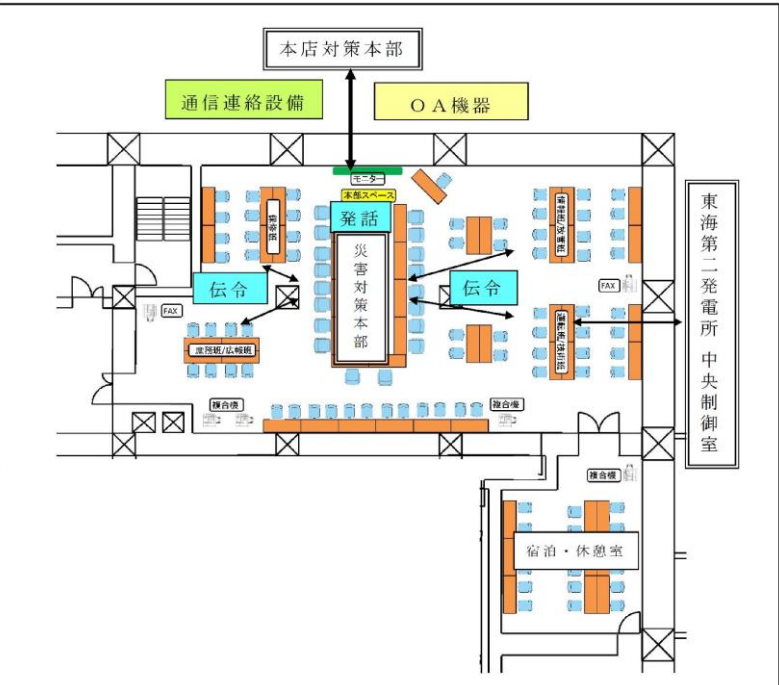
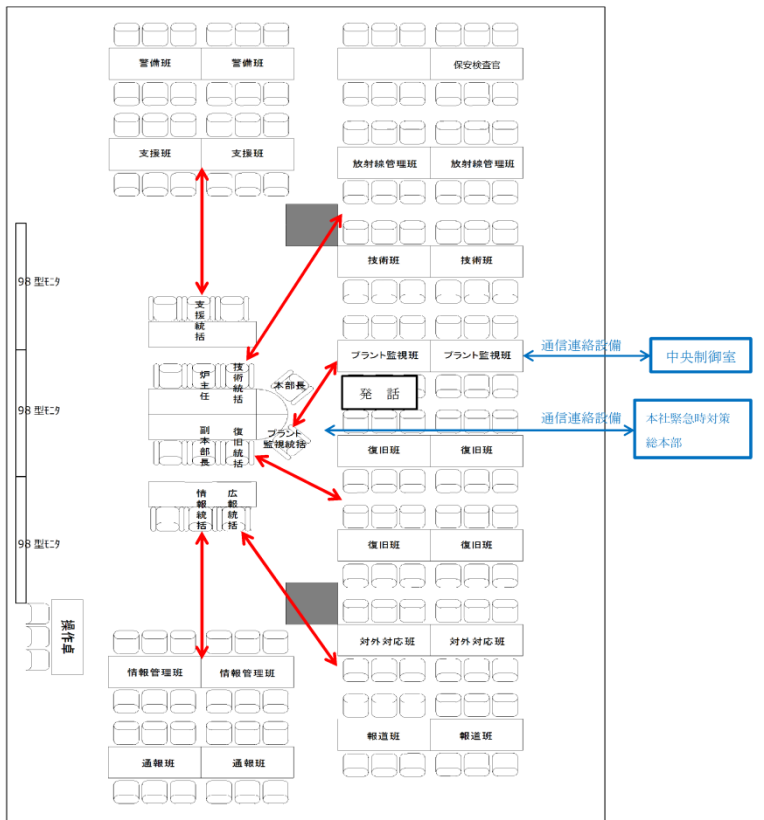
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>表 5.6-4 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を判断する基準 (2/3)</p> <p>(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 29 年 3 月 別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準を抜粋)</p>		<p>第 5.6-4 表 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を判断する基準 (2/4)</p> <p>(島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和 2 年 8 月 別表 1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 (a)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5,000を乗じて得た値 (b)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 (c)検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止機能の異常</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪GE25 全交流電源の1時間以上喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 (a)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5,000を乗じて得た値 (b)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 (c)検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止機能の異常	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。	⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑪GE25 全交流電源の1時間以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> <td>管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 全ての原子炉停止操作の失敗</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪GE25 非常用交流高圧母線の一時間以上喪失</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。	⑦GE11 全ての原子炉停止操作の失敗	原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑪GE25 非常用交流高圧母線の一時間以上喪失	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
略称	法令																																
⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500 μ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 (a)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5,000を乗じて得た値 (b)検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 (c)検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに5,000を乗じて得た値																																
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																
⑦GE11 原子炉停止機能の異常	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。																																
⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。																																
⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																
⑪GE25 全交流電源の1時間以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																
略称	通報・連絡基準																																
⑤GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	管理区域外の場所(排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。)において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 μ Sv/h以上の放射線量に相当する放射性物質(規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質)が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。																																
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。																																
⑦GE11 全ての原子炉停止操作の失敗	原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。																																
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																
⑨GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																
⑩GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																
⑪GE25 非常用交流高圧母線の一時間以上喪失	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																		
<p>表 5.6-4 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を判断する基準 (3/3)</p> <p>(柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成 29 年 3 月 別表 2-3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準を抜粋)</p>		<p>第 5.6-4 表 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を判断する基準(3/4)</p> <p>(島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和 2 年 8 月 別表 1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑫GE27 全直流電源の 5 分以上喪失</td> <td>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑬GE28 炉心損傷の検出</td> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>⑭GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑮GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線検出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑯GE41 格納容器圧力の異常上昇</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>⑰GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>⑱GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑲GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>⑳XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 2 条第 1 項」令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</td> </tr> <tr> <td>㉑XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 4 条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	⑫GE27 全直流電源の 5 分以上喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	⑬GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	⑭GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。	⑮GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線検出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	⑯GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	⑰GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	⑱GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	⑲GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	⑳XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 2 条第 1 項」令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。	㉑XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 4 条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑫GE27 全直流電源の 5 分以上喪失</td> <td>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑬GE28 炉心損傷の検出</td> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>⑭GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑮GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑯GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑰GE41 格納容器圧力の異常上昇</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	⑫GE27 全直流電源の 5 分以上喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。	⑬GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	⑭GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	⑮GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	⑯GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	⑰GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
略称	法令																																				
⑫GE27 全直流電源の 5 分以上喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。																																				
⑬GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。																																				
⑭GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。																																				
⑮GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線検出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																				
⑯GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																				
⑰GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。																																				
⑱GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																				
⑲GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																																				
⑳XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、10mSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。 主務省令で定めるところは「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 2 条第 1 項」令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。																																				
㉑XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第 4 条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																																				
略称	通報・連絡基準																																				
⑫GE27 全直流電源の 5 分以上喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。																																				
⑬GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。																																				
⑭GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。																																				
⑮GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																				
⑯GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。																																				
⑰GE41 格納容器圧力の異常上昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
		<p>第5.6-4表 原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態を判断する基準(4/4) (島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画 令和2年8月別表1 原子力災害等発生時の通報・連絡基準を抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1745 388 2490 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="1745 388 1923 415">略称</th> <th data-bbox="1923 388 2490 415">通報・連絡基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1745 415 1923 558">⑮GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ</td> <td data-bbox="1923 415 2490 558">燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 558 1923 730">⑰GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</td> <td data-bbox="1923 558 2490 730">原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済み燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 730 1923 842">⑳GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> <td data-bbox="1923 730 2490 842">その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 842 1923 1045">㉑XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</td> <td data-bbox="1923 842 2490 1045">火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1745 1045 1923 1182">㉒XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> <td data-bbox="1923 1045 2490 1182">火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	通報・連絡基準	⑮GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	⑰GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済み燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	⑳GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	㉑XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	㉒XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。	
略称	通報・連絡基準														
⑮GE42 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。														
⑰GE51 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済み燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。														
⑳GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。														
㉑XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。														
㉒XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。														

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.7 緊急時対策本部内における各機能班との情報共有について 緊急時対策本部内における各機能班、<u>本社緊急時対策本部間</u>との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①<u>号機班が通信連絡設備</u>を用い当直長からプラント状況を逐次入手し、ホワイトボード等に記載するとともに、主要な情報について<u>緊急時対策本部中央の幹部席に向かつて</u>発話する。</p> <p>②<u>計画班は</u>、SPDS表示装置等によりプラントパラメータを監視し、状況把握、今後の進展予測、中期的な対応・戦略を検討する。</p> <p>③各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに、適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで、<u>緊急時対策本部内の全要員、本社緊急時対策本部との情報共有</u>を図る。</p> <p>④<u>6号統括、7号統括は</u>、<u>ユニット責任者として</u>配下の各機能班の発話、<u>情報共有記録を</u>下に全体の状況把握、今後の進展予測・戦略検討に努めると共に、定期的に配下の各機能班長を召集して、プラント状況、今後の対応方針について説明し、状況認識、対応方針の共有化を図る。</p> <p>⑤本部長は定期的に各統括を召集して、<u>対外対応を含む対応戦略等を協議し、その結果を本部幹部席で緊急時対策本部内の全要員に向けて</u>発話し、全体の共有を図る。</p>	<p>5.7 <u>災害対策本部室内</u>における各機能班との情報共有について <u>災害対策本部室内</u>における各機能班、<u>本店対策本部</u>との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。（第5.7-1図参照） 今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①<u>情報班が通信連絡設備</u>を用い<u>発電長又は情報班員</u>からプラント状況を逐次入手し、ホワイトボード等に記載するとともに、主要な情報については<u>災害対策本部に報告する</u>。</p> <p>②技術班は、SPDSデータ表示装置によりプラントパラメータを監視し、状況把握、今後の進展予測、中期的な対応・戦略を検討する。</p> <p>③各作業班は、適宜、入手した<u>発電用原子炉の状態</u>、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに、適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで、<u>災害対策本部室内の全要員、本店対策本部との情報共有</u>を図る。</p> <p>④<u>災害対策本部長代理は</u>、<u>本部と各機能班の発話、情報共有記録をもとに</u>全体の状況把握、今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに、プラントの状況、今後の対応方針について<u>災害対策本部内に説明し</u>、状況認識、対応方針の共有化を図る。</p> <p>⑤<u>災害対策本部長代理は</u>、定期的に<u>対外対応を含む対応戦略等を災害対策本部要員と協議し、その結果を災害対策本部内の全要員に向けて</u>発話し、全体の共有を図る。</p>	<p>5.7 <u>緊急時対策本部内</u>における各機能班との情報共有について <u>緊急時対策本部内</u>における各機能班、<u>緊急時対策総本部</u>との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。（第5.7-1図参照） 今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。</p> <p>a. プラント状況、重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①<u>プラント監視班がSPDS及び通信連絡設備</u>を用い、<u>当直長から</u>プラント状況を逐次入手し、ホワイトボード等に記載するとともに、主要な情報について<u>緊急時対策本部内全体に共有するため</u>発話する。</p> <p>②技術班は、SPDSデータ表示装置によりプラントパラメータを確認し、状況把握、今後の進展予測及び中期的な対応・戦略を検討する。</p> <p>③各機能班は、適宜、入手した<u>プラント状況</u>、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに、適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで、<u>緊急時対策本部内の全要員、緊急時対策総本部との情報共有</u>を図る。</p> <p>④<u>プラント監視統括、復旧統括は</u>、<u>配下の各機能班の発話、SPDSデータ表示装置をもとに</u>全体の状況把握、今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに、定期的に配下の各班长に対して、<u>プラント状況、今後の対応方針について説明し</u>、状況認識、対応方針を共有する。</p> <p>⑤<u>本部長は</u>、定期的に各統括と<u>対外対応を含む対応戦略等を協議し、その結果を本部席から緊急時対策本部内の全要員に向けて</u>発話し、全体の共有を図る。</p>	<p>・体制の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は単号炉申請のため、号機統括を配置していない</p> <p>・体制の相違 【東海第二】 東海第二は情報班員を中央制御室に配置し、プラント情報を入手 島根2号炉は、プラント監視班長又は連絡責任者と当直長が連絡を取りプラント情報を入手</p> <p>・体制の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は単号炉申請のため、号機統括を配置していない</p> <p>・体制の相違 【東海第二】 島根2号炉は、全体の統括管理を本部長が行い、各機能の責任者として統括を配置し対応を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限が予め定められており，幹部席での発話や他の機能班から直接聴取，OA 機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行うと共に，その対応状況をホワイトボード等への記載，並びにOA 機器内の共通様式に入力することで，緊急時対策本部内の情報共有を図る。また，重要な情報について上司である統括へ報告するが，無用な発話，統括への報告・連絡・相談で緊急時対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各統括は，配下の各機能班長ら報告を受け，各班長に指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部幹部席で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は，各統括からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>⑥情報班を中心に，災害対策本部長，災害対策本部長代理，各本部員の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を記録・保存し，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①災害対策本部内において，指揮命令は基本的に災害対策本部長を最上位に置き，階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方，下位から上位へは，実施事項等が報告される。また，発電用原子炉の状態や各班の対応状況についても各本部員より適宜報告されるため，常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>②災害対策本部長は，災害対策本部長代理からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p> <p>③災害対策本部長代理は，実施組織及び支援組織の各班の作業及び関連する情報の報告を受けて取り纏め，災害対策本部長に報告する。また，実施組織及び支援組織の各班の本部員に具体的な指示・命令を行う。</p> <p>③各本部員は，配下の各班長から報告を受け，各班長に指示・命令を行うとともに，重要な情報について災害対策本部内で適宜発話し情報共有するとともに，災害対策本部長代理に報告する。</p> <p>④各作業班長は，各班員に対応の指示を行うとともに，班員の対応状況等の情報を入手し，情報を整理した上で本部員へ報告する。</p>	<p>⑥情報管理班を中心に，本部長，各統括の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は，各々の責任と権限があらかじめ定められており，本部席での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行うとともに，その対応状況をホワイトボード等への記載，並びにOA機器内の共通様式に入力することで，緊急時対策本部内の情報共有を図る。また，重要な情報について上司である統括へ報告するが，無用な発話，統括への報告・連絡・相談で緊急時対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各統括は，配下の各班長から報告を受け，各班長に指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部席で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は，各統括からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. <u>本社緊急時対策本部との情報共有</u> 緊急時対策本部と本社緊急時対策本部間の情報共有は、テレビ会議システム、社内情報共有ツールと合わせて、同じミッションを持つ総括、班長どうして通信連絡設備を使用し、連絡、共有を行う。</p>  <p>図 5.7-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)緊急時対策本部における各機能班、本社緊急時対策本部との情報共有イメージ</p>	<p>⑤情報班を中心に、災害対策本部長、災害対策本部長代理、各本部員の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボード等への記載、並びにOA機器内の共通様式に入力することで、災害対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. <u>本店対策本部との情報共有</u> 災害対策本部と本店対策本部間の情報共有は、テレビ会議システム、通信連絡設備、OA機器内の共通様式を用いて行う。</p>  <p>(注) 緊急時対策所災害対策本部室内の配置については、今後訓練等の結果を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</p> <p>第 5.7-1 図 緊急時対策所災害対策本部における各機能班、本店対策本部との情報共有イメージ</p>	<p>④情報管理班を中心に、本部長、各統括の指示・命令、報告、発話内容をOA機器内の共通様式に入力することで、緊急時対策本部内の全要員、緊急時対策総本部との情報共有を図る。</p> <p>c. <u>緊急時対策総本部との情報共有</u> 緊急時対策本部と緊急時対策総本部の情報共有は、テレビ会議システム、通信連絡設備、OA機器内の共通様式を用いて行う。</p>  <p>(注) 緊急時対策本部内の配置については、今後訓練等の結果を踏まえた検討により変更となる可能性がある。</p> <p>第 5.7-1 図 緊急時対策所における各機能班、緊急時対策総本部との情報共有イメージ</p>	<p>備考</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.8 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5号炉のプラント管理について</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は、5号炉原子炉建屋内の2階中央制御室の上部にあたる3階高気密室に設置する。そのため、緊急時対策所設備の設置及び運用に際しては、5号炉プラントの停止管理業務と干渉が生じることがないよう、換気設備および電源設備を独立させている他、以下事項について留意した設計とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 5号炉プラントの事故を想定し、その対応の妨げにならないこと</p> <p>② 事故を想定した5号炉プラントから、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対応業務への影響が生じないこと</p> <p>③ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの発災で、5号炉プラントの通常停止管理業務への影響が生じないこと</p> </div> <p><u>(1) 5号炉プラントの事故を想定し、その対応の妨げにならないこと</u></p> <p><u>5号炉原子炉施設は、平成24年1月25日以降、停止状態を安定継続しており、全ての燃料は使用済燃料プールに取り出されている(平成29年4月現在)。そのため、5号炉プラントの運転員業務はプールに保管中の使用済燃料の冷却に関する監視・操作が中心となり、5号炉で事故として考え得る影響は使用済燃料プールに関するものが中心となると考える。</u></p> <p><u>具体的には、「使用済燃料プール注水停止」、「使用済燃料プール使用済燃料プール冷却停止」、「使用済燃料プール水位低下」事象の発生が考えられる。また以下では「全交流電源喪失」事象を伴うものとして検討を行った。</u></p> <p><u>「使用済燃料プール注水停止」、「使用済燃料プール水位低下」事象に対しては、5号炉タービン建屋脇の消火栓配管に消防車を接続し送水することで、使用済燃料プールへの注水、水位維持対応を可能としている。</u></p> <p><u>また5号炉原子炉建屋脇に設置する電源車接続口を經由して受電する代替交流電源からの電源供給により、恒設の注水系を活用できるように設計する。</u></p> <p><u>なお「使用済燃料プール使用済燃料プール冷却停止」事象に対しては、上記代替交流電源からの電源供給による恒設の冷却系と可搬式熱交換機器による冷却機能維持対応が可能となるように設計する。</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>上記対応業務に必要な設備及び電源構成は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備と分離されているほか、5号炉中央制御室での監視・操作、現場での対応操作、現場へのアクセスルートについて干渉が発生することのない様配慮した設計とする。図5.8-1に5号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の配置を示す。</p>  <p>図5.8-1 5号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の配置</p>			<p>・設備の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 事故を想定した5号炉プラントから、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の対応業務への影響が生じないこと</p> <p><u>(1) 以外に5号炉で発生する可能性のある事象として、「地震」、「津波」、「内部溢水（使用済燃料プールのスロッシングを含む）」、「内部火災」、「外部火災」を想定し必要な措置を行うこととする。このうち、「地震」、「津波」については、規則解釈第61条1のaに適合するため、基準地震動及び基準津波発生時に機能を喪失しない設計とすることから、「内部溢水」「内部火災」「外部火災」に対する措置を以下に示す。</u></p> <p><u>a. 5号炉の内部溢水影響に対する措置</u></p> <p><u>5号炉で発生する内部溢水に関連し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所活動エリア、換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等緊急時対策所設備と設置場所、アクセスルートについて、溢水防護区画として設定し溢水を想定のうえ評価を行い、必要措置を施すこととする。</u></p> <p><u>具体的には、止水措置や耐震B,Cクラス機器の耐震性の確保等、必要な溢水防護対策を実施することにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所機能を維持する。</u></p> <p><u>(緊急時対策所は重大事故等対処施設でもあることから、詳細は、「重大事故等対処設備について（補足説明資料）共通 共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に記載）</u></p> <p><u>b. 5号炉の内部火災影響に対する措置</u></p> <p><u>5号炉で発生する内部火災に関連し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所活動エリア、換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備等緊急時対策所設備と設置場所、アクセスルートについて、火災防護区画として設定し、不燃性材料又は難燃性材料の使用により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所機能を維持する。また、5号炉原子炉建屋1階屋内東側に設置している冷却材再循環ポンプMGセットについて、危険物である第四類第四石油類（潤滑油）を抜き取り、危険物を貯蔵しない設備に変更する対策をすることにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のアクセスルートを維持する。</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>万一5号炉に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</u></p> <p><u>(緊急時対策所は重大事故等対処施設でもあることから、詳細は、41条補足説明資料41-2「火災による損傷の防止を行う重大事故等対処施設の分類について」に記載)</u></p> <p><u>c. 5号炉の外部火災影響に対する措置</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へのアクセスルートは、5号炉原子炉建屋南側に設置している5号炉変圧器設備及び5号炉軽油タンク設備との離隔をとることにより、火災発生時の熱影響が対策要員のアクセスに影響しない様配慮した設計とする。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、5号炉原子炉建屋南側に設置している5号炉軽油タンク設備との離隔をとることにより、タンク火災発生時の熱影響が対策要員の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の機能に影響しない様配慮した設計とする。</u></p> <p><u>(詳細は、「第6条：外部からの衝撃による損傷の防止」別添資料4-1「外部火災影響評価について」添付資料6「敷地内における危険物タンクの火災について」に記載)</u></p> <p><u>(3) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所からの発災で、5号炉プラントの通常停止管理業務への影響が生じないこと</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で何らかの影響が生じたとして、5号炉の停止管理業務が妨げられないよう配慮する設計とする。</u></p> <p><u>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で発生する内部溢水に対する措置</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備としては、破損等により内部溢水を引き起こす系統、機器を設置していない。そのため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所が原因で5号炉に内部溢水が発生することはないと評価できる。</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で発生する火災防護に対する措置</u></p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で発生する火災に関しては、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所設備への不燃性材料又は難燃性材料の使用により、5号炉中央制御室エリアに火災影響が及ぶことが無きよう設計する。</u></p> <p><u>万一、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（緊急時対策所周辺に設置する関連設備、及びそれらへのアクセスルートを含む）に火災が発生した場合においても、消防法に準拠した火災感知器、消火設備を設置しており、当該機器等に発生した火災を速やかに感知し消火することによって、5号炉中央制御室に設置する機器等の損傷を最小限に抑えることができる。</u></p> <p><u>(4) プロセス計算機停止時において、プラントの通常停止管理業務への影響が生じないこと</u></p> <p><u>緊急時対策所の設置に際しては、5号炉における原子炉内の燃料を全て使用済み燃料プールに移動した上で、5号炉プロセス計算機を一時的に移設することにより必要スペースを確保する。プロセス計算機は、運転員の補助機能（制御棒位置の記録や事故順序記録等）やプラント運転中に使用する機能（原子炉出力の計算や制御棒価値ミニマイザ機能等）であり、プラント停止時は中央制御室の盤面器具（指示計、記録計、表示器）によりプラント監視や操作は可能であることから、プロセス計算機が停止してもプラント停止時の通常監視に支障はないと評価する。</u></p>			<p>・設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>①の相違</p>